

未定？々詳解

卷上

913.426

マ

上

の許を訪はれしハ、數ふれば、今よりはやく四年の昔なり
けり、其時おのれも、父翁の傍に坐して、ふきものを思ひつ
かれたりなど、互に賛めはしたりし、程なく、父翁ハ身
まかりたまひにければ、両君の稿ハ、見了りたまひしまゝ、
筐底に秘められたり。この比、両君、おのれが許を訪ひ來て、
かの稿あらば、
らずやといはる。はやく返しまね
らすべきをこて取出して、よく見れば、處々、朱字にて書
き加へられしもあり。されば、父翁の校閱本として、世に示
したし、いかと思ふにかといはるゝに、斯の如くなれば、差

故文學博士中村清矩
田英松
藤球
今著

増鏡詳解

卷上



東京 明治書院

佐藤和田両君、増鏡の註釋を試みぬ、見て給へど、我が父翁の許を訪はれしハ、數ふれば、今よりはやく四年の昔なりけり、其時おのれも、父翁の傍に坐して、よきものを思ひつかれたりなど、互に賛めはやしたりしは、程なく、父翁ハ身まかりたまひにければ、両君の稿ハ、見了りたまひしまゝ、筐底に秘められたり。この比両君、おのれが許を訪ひ來て、かの稿あらば、返し給はらずやといはる。はやく返しまゝおらすべきをこて、取出してよく見れば、處々ハ、朱字にて書き加へられしもあり。されば、父翁の校閱本として、世に示したし、いかと思ふにかといはる。に、斯の如くなれば、差

支あらざるべし、といひて別れぬ。その後、印刷成りぬ、今は
いよいよ世にあらはれむとて、もて來たり。いかで事のよ
し、書きそへであらめやと、昔忍ぶ袖の雪をうけて、一言か
くなむ。

明治三十年十月

小中村義象

緒言

一 増鏡は、後鳥羽天皇より、後醍醐天皇まで、百五十年間の事を記
せる、鎌倉時代の假字歴史なり。序文に、嵯峨の清凉寺にて、年老い
たる尼の物語れるを、記せるさまにつくれるは、例の寓言にて、大
鏡、水鏡などと同じさまなれど、篇章を分ちて題號を掲げ、年次を
逐うて事實を記せるは、榮花物語などの體にならへるにや。さて
この書、承久の御企、元弘の御恢復、また皇室兩統の起伏、および西
園寺家の榮華、北條氏の跋扈のさまなど、特に心を用ひて、憚る所
なく、いと詳にかきあらはせる、最も味ふべし。全篇を通じて、文章
の流暢にして典雅なるは、大鏡の筆つきにも、をさく、劣れりと
は見えず。

一 この書の作者は、世に妙華寺冬良公なるよといひ傳ふれども、

公の生れに寛正五年より、八十餘年以前なる永和二年、および六十餘年以前なる應永九年の奥書を載せたる古寫本ありて、時代かなはねば、其誤れるは、言を俟たず。或は、後普光園院良基公の撰ならむといひ、成恩寺經嗣公の作なるべしなどいへる説もあれど、いづれもたしかなる徴あるにあらねば、いまたそれとも定め難し。されど、奥書に記せる永和二年は、此書の獲麟なる正慶二年より、四十八年の後にあれば、その間の撰なることは明かなり。

一 この書、古來傳寫せる諸本の、謬あるはさる事にて、印本にさへ誤脱多く、はたまた錯簡ありて、篇次もうちかたぶかるゝ所少なからず。今は、印本を基として、吾が友大澤小源太氏の藏せる、故清臣翁の、屋代弘賢氏所校の本、および永正十八年の奥書ある古片假字本、また西京田中教忠氏の藏せる、永和二年應永九年の奥書ある古寫本等によりて、校せられたる本と、某家秘藏の古寫本とをも

て、これを校訂し、かたはら史籍集覽本を參取せり。其屋代氏の據りて校合せる本には、古活字本、永和本、塙本、眞田本、横田本、稻葉本、米山本等、其他數本を註せり。されば交互出入せること多くして、委しく異同を擧ぐるに堪へず。故にそのよしと思へるを取りて、文を成し、印本との異同を欄外に注し、皆一本と載せたり。

一 この書、烟の末々、北野の雪の二篇は、永正本に載せず。殊に、北野の雪の篇の如きは、山のみち葉の篇と、事實の重複せるのみならず、文章はた同じき所あるをもて、清臣翁は、これを贅篇となし、別人の筆録に係るものとなせり。按ずるに、内野の雪以下、山のみち葉に至るまで、篇次年代と相愜はず。篇中の事實、また前後せる所あるを見れば、筆者の異同はとまれかくまれ、少くとも、その錯簡たるをまぬかれざるべし。故に今は、事實を諸史に考証し、篇次を年代に推當して一定せり。即ち、烟の末々の末文は、もと内野

の雪の篇にありしを移し、れりある雲の篇は、もと第六として、烟の末々の前なりしを、後に更めたり。これ年次の不順なるによりて、事實の錯雜を生ぜむことを恐れてなり。されど、篇中重複せる所ありといへども、一節一句も、妄に刪去せず。これ臆斷を慎みてなり。又第十三今日の日かけ、第十四つけの小櫛は、もと一篇となして、さし櫛と題せり。今割きて二篇となせるは、卷をわかつたよりよき爲のみ、これはた臆斷にあらず。はやく米山本に、かくの如くあるに従へるなり。

一 この書、かならずしも、段落によりて註解を施さざるは、釋文の長短、段ごとに一定ならざるが故なり。その對話の詞、たよび引用せる歌文の語などには、「」を附せり。地の文にまぎれて、見易からざるが故なり。釋文中にても、歌にはかならずこれを附す。

一 この書を註釋せるもの、古來なら。世に三鏡と稱するもの、う

ち、ひとり大鏡には、大石千引氏の短觀抄といふものあり。固より完書ならずといへども、そのはやく世にもてはやされたること知るべし。ざるをこの書の、いたく人に知られざりとは、いかにぞや。こゝにおのれら、先づ年思ひ立て、この書を註釋し、吾が師小中村翁に閱をこひ置きつるを、こたび人の勸むるまゝに、印刷に付しつ。かつは世に質し、且は、ます鏡のさやけき光の、いと々輝きなむことを願ひて也。されどもとより、舊説の據るべきものなく、今案の及ばざるもの多し。殊に才短くして、れはけなきわざなれば、釋き誤れるも、考へひがめるも、はた詳略精疎、よろしきを得ざるふしも、重複遺漏、要を缺きたる所もなきにしもあらざめれば、新墾の小田の荒すき、かへすゝも、看む人正してよ。

一 この書、卷の初めに、記事の要を摘みて、目錄を作り、下卷の終に、系圖と、年表とを附せり。これらは、國文としてよまむ人の爲に

は、要なきが如くなれど、敢て煩しきを辞せざるは、看む人くみ知りてよ。

明治三十年十月

和 田 英 松
佐 藤 球 識

增鏡詳解卷の上目次

序文

第一
れどろの下
建壽
保永
六年二年
より
まで

後鳥羽帝即位……………十二

天皇親政……………十七

水無瀨殿造營……………十九

後京極良經……………二十三

勅撰集の例……………二十四

宮内卿……………二十七

順德帝即位……………三十

懷成親王立坊……………三十四

水無瀬釣殿の御遊……………三十七

北面藤原秀能……………三十九

宜秋門院立后……………十六

後鳥羽帝讓位……………十九

土御門帝即位……………二十二

新古今集の勅撰……………二十二

千五百番歌合……………二十六

新古今竟宴……………二十九

百首御歌……………三十三

後鳥羽院御遊……………三十五

清撰歌合……………三十九

吉水僧正慈圓……………四十二

財團法人
吉田高誓
安樂校印

同慈圓の長歌……………四十三

土御門院御百首歌……………五十五

第二、新島より 建保七年より
承久三年まで

平氏の起……………五十八

頼朝政權を執る……………六十

頼家將軍……………六十四

實朝將軍……………六十六

藤原頼經將軍……………七十

仲恭帝即位……………七十二

義時泰時を戒む……………七十四

官軍敗績……………八十一

順徳院佐渡に遷幸……………八十二

仲恭帝を廢し奉る……………八十二

承久亂の論……………八十五

七條院御消息……………九十二

定家卿の長歌……………四十九

源氏の起……………五十九

頼朝上洛……………六十一

北條義時頼家を廢す……………六十五

實朝害せらる……………六十九

後鳥羽院恢復の御企……………七十一

伊賀判官光季を誅す……………七十二

御鳥羽院日吉社御幸……………七十七

後鳥羽院隱岐に遷幸……………八十一

土御門院土佐に遷幸……………八十二

後嵯峨帝降誕……………八十四

隱岐の御有様……………八十八

家隆の消息……………九十四

○後鳥羽院都への御消息……………九十五

第三、ふぢ衣 貞應元年より
延應元年まで

守貞親王の御事……………九十七

東二條院 仲恭の御母の御事……………九十九

三后院號……………百〇三

土御門院崩御……………百〇五

四條帝御即位……………百〇九

仲恭帝崩御……………百十二

攝政敦實薨去……………百十四

第四、三神山 仁治二年より
同三年まで

後嵯峨帝の龍潛……………百二十一

石清水の神託……………百二十三

後嵯峨帝踐祚……………百三十

大嘗會……………百三十二

後堀河帝御即位……………九十九

藻壁門院入内……………百〇二

攝政道家の榮華……………百〇五

新勅撰の奏進……………百〇七

藻壁門院崩御……………百十

後堀河院崩御……………百十二

○遠島御歌合……………百十六

洞院攝政敦實の女入内……………百二十二

四條帝崩御……………百二十五

四條帝御葬送……………百三十

大宮院……………百三十三

第五

内野の雪

仁治三年より
寛元四年まで

北山西園寺第の結構……………百三十五

久我通光鳥羽の第法華八講……………百四十

後深草帝降誕……………百四十六

後深草帝御五十日の養産……………百五十四

西園寺公經熊野詣……………百五十六

賀茂社行幸……………百六十

頼嗣將軍……………百六十五

後嵯峨院石清水御幸……………百七十

第六

烟の末々

寶治二年より
建長七年まで

後嵯峨院宇治御幸……………百七十四

宗尊親王御書始……………百八十三

後嵯峨院年始御幸……………百八十五

省仁親王眞菜始……………百八十八

富小路假皇居……………百九十一

最勝講……………百三十九

中宮姞子御産の御祈……………百四十二

宗尊親王御五十日の養産……………百五十三

後深草帝立坊……………百五十五

石清水社行幸……………百五十八

仁和寺法助灌頂……………百六十一

後深草帝即位……………百六十五

同宇治御幸……………百七十一

内膳屋焼亡……………百八十二

院の拜禮小朝拜……………百八十四

圓助法親王出家……………百八十八

閑院内裏焼亡……………百八十九

姉小路室町大火……………百九十二

蓮華王院焼亡……………百九十三

後嵯峨院神佛御尊信……………百九十五

津國吹田山庄御幸……………百九十九

後嵯峨院住吉社御幸……………二百六

宗尊親王將軍……………二百九

後深草帝御元服……………二百十一

後嵯峨院熊野御幸……………二百十四

第七

おりゐる雲

康元元年より
正元元年まで

東二條院入内……………二百十七

承明門院崩御……………二百二十五

後嵯峨院高野御幸……………二百二十六

龜山殿造營……………二百三十

恒仁親王御元服……………二百三十六

京師諸所焼亡……………百九十四

鳥羽殿御幸……………百九十七

後深草帝御遊戲……………二百一

宗尊親王御元服……………二百八

前將軍頼嗣上洛……………二百九

鳥羽殿朝覲行幸……………二百十二

東二條院立后……………二百二十四

恒仁親王立坊……………二百二十六

鳥羽殿行幸……………二百二十九

大宮院西園寺一切經供養……………二百三十二

後深草帝讓位……………二百三十六

目次終

増鏡詳解	卷の上
序	一
第一章	一
第二章	一
第三章	一
第四章	一
第五章	一
第六章	一
第七章	一
第八章	一
第九章	一
第十章	一
第十一章	一
第十二章	一
第十三章	一
第十四章	一
第十五章	一
第十六章	一
第十七章	一
第十八章	一
第十九章	一
第二十章	一
第二十一章	一
第二十二章	一
第二十三章	一
第二十四章	一
第二十五章	一
第二十六章	一
第二十七章	一
第二十八章	一
第二十九章	一
第三十章	一
第三十一章	一
第三十二章	一
第三十三章	一
第三十四章	一
第三十五章	一
第三十六章	一
第三十七章	一
第三十八章	一
第三十九章	一
第四十章	一
第四十一章	一
第四十二章	一
第四十三章	一
第四十四章	一
第四十五章	一
第四十六章	一
第四十七章	一
第四十八章	一
第四十九章	一
第五十章	一
第五十一章	一
第五十二章	一
第五十三章	一
第五十四章	一
第五十五章	一
第五十六章	一
第五十七章	一
第五十八章	一
第五十九章	一
第六十章	一
第六十一章	一
第六十二章	一
第六十三章	一
第六十四章	一
第六十五章	一
第六十六章	一
第六十七章	一
第六十八章	一
第六十九章	一
第七十章	一
第七十一章	一
第七十二章	一
第七十三章	一
第七十四章	一
第七十五章	一
第七十六章	一
第七十七章	一
第七十八章	一
第七十九章	一
第八十章	一
第八十一章	一
第八十二章	一
第八十三章	一
第八十四章	一
第八十五章	一
第八十六章	一
第八十七章	一
第八十八章	一
第八十九章	一
第九十章	一
第九十一章	一
第九十二章	一
第九十三章	一
第九十四章	一
第九十五章	一
第九十六章	一
第九十七章	一
第九十八章	一
第九十九章	一
第一百章	一

増鏡詳解 卷の上

故文學博士 小中村清矩校閱

和田英松

佐藤球 合著

ささらぎの中の五日は、鶴の林に薪つきにし日なれば、かの如來二傳の御かたみのむつまじさに、嵯峨の清涼寺にまうで、常在靈鷲山など、心のうちに唱へて拜み奉る。

○ささらぎの中の五日は云々。二月十五日は、釋迦如來の入滅せる日なればとの意なり。さて、涅槃經序品に、如是我聞、一時佛有拘尸城力士生地、阿夷跋提河邊娑羅雙樹間、爾時世尊與大比丘八十億百千人俱、前後圍繞、二月十五日、臨涅槃時云々、爾時拘尸那城娑羅樹林、其林變白、猶如白鶴。また、法華經序品に、佛此夜滅度、如薪盡火滅とあり。これらの經の意によりて、世尊入滅を玄かいへるなり。○如來二傳の御かたみとは。周穆王十二年にあたり、世尊入滅の時、拔嗟國の主優填大王、これをかなしひて、毘須羯磨天の化工をして、旃檀の香木をもて、世尊の肖像を刻せしめしが、後東晉孝武帝の時、はじめて支那に傳へ、また釋齋然入宋せし時、持ち歸れる尊像にて、元亨釋書釋齋然傳に、永觀元年入宋、遂於汴都西花門外、啓聖禪院、禮優填第二摸像、乃雇

若き女房印本
今一本に作る
は改めつ
はなやか印本
は一本に作り
て改めつ

佛工張榮、摸刻而得之云々。其優填摸像、見今在嵯峨清涼院と見えたり。さてその佛工張榮の摸刻せる尊像は、裔然夢想により、ひそかに化工正作の像と、張榮新刻の像とをすりかへて、彼國に遺しおき、所謂優填第二の摸像をば、持ちかへれるなりと、清涼寺縁起にも見ゆ。また扶桑略記に、寛和三年(即ち永延元年)二月十一日、入唐僧裔然歸朝、摺本一切經論、并靈山第三傳釋迦等身立像、十六羅漢繪像持來と見えて、即ち三傳ともいふは、天竺唐土日本三國傳來の意なるべし。但し二傳といへるは、天竺はやがて本國にて、これを唐土に傳へ、次て日本に再傳せる意にて、いひもてゆけば、三傳と其意同し。○嵯峨の清涼寺は、山城國葛野郡上嵯峨にあり。もと棲霞觀を寺となせるなり。○常在靈鷲山は、法華經壽量品の偈の語なり。委しくは、おどろの下巻の慈圖僧正の長歌の條に引けり。併せ見るへし。

傍にやそぢにもや餘りぬらむと見ゆる尼ひとり、鳩の杖にかゝりてまゐれり。とばかりありて、^{尼詞}「たけく思ひたちつれど、いと腰いたくて堪へがたし、今宵はこの局にうちやすみなむ、坊へ行きてみあかしの事なぞいへ」とて、具したる若き女房の、つき／＼しき程なるをばかへしぬめり。^尼「釋迦牟尼佛とたび／＼申して、夕日の花やかにさし入りたるをうち見やりて、^尼「あはれにも山の端近く傾きぬめる日かけかな、我身の上の心ちこそすれ」とて、よりぬたるけしき、何となくなまめかしく、心あらむかしと見ゆれば、近くよりて、^{人詞}「いづくよりまうで給へるぞ、ありつる人のかへりこむほど、御伽

せむはいかゞあそいへば、^尼「このわたり近く侍れど、年のつもりにや、いとはるけき心ちし侍る、あはれになむ」といふ。^人「さても、いくつにかなり給ふらむ」と問へば、^尼「いさ、よくも我ながら思ひ給へわかれぬほどにあむ、百とせにもこよなく餘り侍りぬらむ、來し方ゆく先、ためしもありがたかりし世のさわざにも、この御寺ばかりは、つゝがあくおはします、なほやむとどなき如來の御光なりかし」などいふも、古代にみやびかなり。

○鳩の杖にかゝりてまゐれり。鳩杖は、老人の携ふる杖なり。後漢書禮儀志に、八十九十有加賜玉杖、長尺、端以鳩鳥爲飾、鳩者不噎之鳥也、欲老人不噎と見えたり。かゝりては、寄りすがりて、杖を力にたのめるさまをいふ。○とばかりありては、暫時ありての意。○たけく思ひたちつれど云々。心だけく是非參詣せんと思ひたちて來たれど、かゝまれる腰の痛くてこらへられず、又立かへらんことも苦しければ、今宵はこの清涼寺の局にやすまんとあり。局は、部屋をいふ。○坊へゆきて云々。わが住居せる坊にゆきて、燈明のことあそいひつけ挑げさせよと、女房にいひつけてと也。○具したる若き女房の云々。從へ來れる女房の若く似合しき程なるをば、我坊の方へ歸し遣たる様子なりとの意。つき／＼しきは、似合しく相應なるをいふ。○釋迦牟尼佛と云々は、佛號を稱へ念するをいふ。○我身の上のこゝちこそすれは、夕日の傾きて西山に落ちんとするが、わが身の齡傾きて、いたく老いたるが如き心ちのするとあり。よりぬたるは、他の參詣人の傍に寄りそひ居たる様子の、何處となく、たゞの尼とはかはりて、風流に心ありげに見ゆればとなり。こ

は傍なる参詣人の思へることにて、この人つひに近づきになりて、尼の物語を筆記せるなれば、即ちこの増鏡の筆者なり。○近くよりては。参詣人、即ち筆者の、尼の側近くよりてなり。○ありつる人の云々。かの坊へやりたる女房の、こゝへ歸り來らん間、厭ひ給はずば、御伽を致さんと思へど、いかゞ思すと語りかけたるなり。御伽とは、夜の徒然なる折など、侍りて話の相手などして慰むるをいふ。○このわたりは。此邊の意。○年のつもりにや云々。老年に及べる故かして、遠路を來りし様ある心ちして、痛く疲勞したり。齡かたぶきては、あはれるものなりとの意。○いさよくも云々。いさは、不知の意にて、俗言に、イヤあといふに同じ。いや我ながら幾年になりしか、わが齡のほども思ひわきまへられぬ位、數多の年を経て、百歳にもよ程餘り侍りたるならん也。こよなくは、この上なくの意。○來し方ゆく先云々。この世はじまりてよりこの方、またこれより後々の世にも、例なかりし世の騷乱にもとなり。元弘の亂などをいふべし。○この御寺は。清涼寺をいふ。○なほやむごとなき云々。矢張ありがたく尊き、如來様の御威光なりとの意。○古代にみやびかなりは。ふるめかしく上品なりと也。みやびかは都びにて、鄙びたらぬをいふ。

年のはどあど聞くもめづらしき心ちして、かゝる人こそ昔ものがたりもすかれと思ひいでられて、まめやかにかたらひつゝ、^人昔の事の聞かまほしきまゝに、年のつもりたらむ人もがなとおもひ給ふるに、うれしきわざかな、少しのたまはせよ、おのづから

心ちするが
し印本心ちす
一が本にありて
改めつ

年のみ印本
本にありて
めつたりて
るばかりな
もりたりた
本あり

ふるき歌など書きおきたるもの、片はし見るだに、その世にあへる心ちするぞかし」といへば、すげみたる口うちほゝゑみて、^尼いかでか聞えむ、若かりし世に見聞き侍りしことは、こゝらの年比に、ぬば玉の夢ばかりだになく、おほゝれて、何のわきまへか侍らむ、^人とはいひながら、けしうはあらず、あへむと思へる氣色なれば、いよくいひはやして、^人かの雲林院の菩提講に参りあへりし翁の言の葉をこそ、假字の日本紀にはすめれ。又かの世繼がうまごどかいひし、つくも髪のお物語も、人のもてあつかひぐさになれるは、御ありさまのやうなる人にこそ侍りけめ、なほのたまへ、なぞすかせば、さは心うべかめれど、いよく口すげみがちに、^尼そのかみはげに人の齡もたかく、きもつよかりければ、それに隨ひて、たましひもあきらかにてや、まか聞えつくしてむ、あさましき身は、いたづらなる年のみ積れるばかりにて、昨日今日といふばかりの事をだに、目も耳もればるになりにて侍れば、まして怪しきひが事どもにこそは侍らめ、そもさやうに御覽じ集めけるふる事どもはいかにぞといふ。

○年のはどあど云々。百年にもこよなくあまたりなぞいふがめづらしきなり。まめやかに、眞實との意。○年のつもりたる云々。老年の人もあれかし、逢ひて昔の物語もきかんと、これまで思ひぬるに也。○少しのたまはせよ。少しにても、昔の事を物語り聞せてよとなり。○

その世にあへるは。昔の世に逢へるやうなる心ちのするを、まして物語をきかば、いかに楽しくおもしろからんとなり。○すげみたる口は。齒の脱落ちて、まばらに見ゆるさまにて、老人の口つきをいふ。○このらの年頃は。數多の年頃の意。○ぬば玉のは。射于玉にて、黒きものなれば、黒しといはん枕詞にいひ、さて夜にもかけていひ、又それより夢にもかけていふ也。○ねはれては。溺るる意なれば、こゝにかなはず。恐らくは、老はれての誤にて、老耄の意ならんか。さらでは聞えがたし。○けしうはあらずは。わろくはなしの意にて、物語することをいひむ様にも見えざるをいふ。○あへなむは。應せん意。○かの雲林院の菩提講に云々。やがて大鏡の事をいふ也。かの大鏡の序文に、雲林院の菩提講に、翁二人と姫一人と來あひて、かたみに物語れるを云せるさまにかけるとなり。翁とは、其一人の世繼といへるをさせるなり。假字の日本紀とは、假字にて書きたる歴史といふばかりの意。大鏡を、やがてまかいへるにはあらず、假字日本紀といふもの別にあるをや。雲林院は、山城國葛野郡にあり。今は雲林院村といふ。くはしき事の本朝文粹に見えたり。菩提講は。後世菩提のために、說法講經などする事にて、やがて其堂を菩提講ともいふとぞ。○世繼が云々、つくもかみの物語り。今鏡をいふ。其序文に、祖父はむげに賤しき者に侍りき、后の宮になん仕奉り侍りける、名は世繼と申しき、おのづから聞かせ給ふらん、口に任せて申しける物語、とゞまりて侍るめり云々、世に人の見興する事、語り出されたる人のうまごにこそおはすなれ。また、つくも髪は、まだおろし侍らねど、佛の五のいむことをうけて侍れば、いかうきたる事は申さんなどあり。よりて今鏡を、まかも稱へしならむ。又續世繼

ともいふは、かの世繼がうまごなりといふより稱へし名なるべし。○御ありさまのやうなる人云々は。かの今鏡をもの語れる人も、此尼の姫のごとく、高齢にて、世々の事を、見聞き知れる人にてありしならんとなり。○すかせばは。賺にて、あざむき誘ふ意。○さは心うべかれどは。尼も、賺さるゝとは心得たる様子かれど意。○きもつよかりは。肝強きにて膽力あるをいふ。○あさましき身は。卑しき身の意にて、尼みづからをいふなり。○目も耳もおぼろには。目もくもり、耳もどほくなりて、はきとせぬをいふ。○ましていと怪しき云々。況て昔の事は不審に、はた誤れる事も多からんとなり。○そもさやうに云々。さるにても、大鏡今鏡など委しく知らるゝが、さ様に御覽じ集めたる古書どもは、何々などを見たまへるぞと、尼の、傍なる人にとひかけたるなり。

いさたゝおろし見及びしものどもは、水鏡といふにや。神武天皇の御代より、いとあららかにあるせり。その次には大鏡、文徳のいにしへより、後一條の御門まで侍りしにや。又世繼とか四十帖のそうしにぞ、延喜より、堀川の先帝までは、すこしこまやかなる。又なにがしのれどいの書き給へると聞き侍りし今鏡には、後一條より、高倉院までありしおめり。まことや、いや世繼は、隆信朝臣の、後鳥羽院の御位の御程までを、あるしとぞぞ見え侍りし。

○おろしは。少し。又の大畧の意。○水鏡は。神武天皇より、仁明天皇嘉祥三年までを、大畧に

よりて、其れもふき詳にえられず。

てり給給
改一給
め一本ふ
つむむ
る印
り印
る印

その後のことなむ、いとおぼつかなくなりける、ねばえ給へらむ所々までものたまへ、こよひ誰も御伽せむ、かゝる人にあひ奉れるも、忘かるべき御契あらむものぞ、」なごかたらへば、^尼「そのかみの事は、いみじうたゞくしけれど、誠に事のつづきを聞えざらむも、おぼつかあかるべければ、たえくにしなむ、ひが事ども多からむかし。そはさしなほしたまへ、いとかたはらいたきわざにぞ侍るべきかな、かのふるき事どもには、なぞらへ給ふまじうなむ」とて、

か
ろ
か
な
る
心
や
見
え
む
ま
す
饒
ふ
る
き
す
が
た
に
た
ち
は
れ
よ
ば
で

とわなゝかしいでたるもにくからずいとこだいなり。^人さらば今のたまはむ事をも、
又書きゑるして、かのむかしの面影に、ひとしからむところをはねばすめれ、といらへて、
今もまたむかしをかけばます鏡ふりぬる代々の跡にかさねむ

○その後の事云々。いや世繼に、後鳥羽天皇の御代まで記しあれば、土御門天皇の御代より後の事なり。○おぼつかなくい。明かならず、不審なるをいふ。○玄かるべき御契云々。玄かあひ奉るべき、前世の宿縁ありての事ならんとなり。○たゞくしければ。たしかにはあらねどの意。○事のついきを云々は。後の事をかたらむには、其事のれこり、順序など、前の事を語らでは、明白になりがたければとなり。○たえくしに少しなむは。されくしに、少し語らむとの意。○そは

さしなほしたまへは。もし僻事あらば、となり、かくなりど、訂し直してよとなり。○かたはらいたきわざは。傍より氣の毒に思ふほどの事の意。○かのふるき事どもには云々。大鏡今鏡などの、うるはしきに准じて、同じさまに思ひ給ふべからずとなり。これ皆作者の謙辭なり。○おろかある云々の歌。ます鏡にうち向へば、ありし昔の姿には、たち及ぶべくもあらずして、わが愚頓なる心の、あらはにうつり見えんとなり。さて、今かく世々の跡を記しものするにつけて、ふるき物語の、大鏡今鏡などいふたぐひに、遠く及ばざるのみならず、中々に、我か身の不才を人に見ゆるやうにて、いと耻かしきわざなりとの謙辭なり。さて増鏡といへる題號をつけたる故よしを、この歌、及び次の歌にてあらせたり。増かゝみは、借字にて、眞澄鏡の略なり。○わな、かしいでたるは。慄ひながら、この歌をうち出したりとなり。わなゝくは、おどがひなどあはずして、わなゝと慄ふをいふ。○さらば今云々。去からは、今こゝにて物語り給ふらむ事をも、昔のごとく書きあるして、かの大鏡などのさまに、同じくあらせんと思ひ給ふならむ。さらば、かのれ其筆者となりて、今語り給はむ事を、かきとめむとなり。おぼすめれの下、さらば昔前の如く、かのれ云々の意をこめてきかざればわきがたし。○いらへて。應へにて、返答しての意。○今もまた云々の歌。今御物語につけて、昔の事を書きあるせば、そのかみの事ども明らかに、このます鏡にうつり來ぬるを、やがて、かの大鏡以下、代々の物語の跡に、たちかさねつゝけむとなり。

第一 おどろのた

御門はじまり給ひてより、八十二代にあたりて、後鳥羽院と申すおはしましき御諱は尊成、これは高倉院第四の御子、御母は七條院と申しき修理大夫信隆のぬしのむすめなり。高倉院御位の御時、建禮門院後の宮の御方に、兵衛督の君として仕う奉られしほどに、忍びて御覽じはなたずやありけむ、治承四年七月十五日に生れさせ給ふ。

○おどろのした。この巻の名は、後鳥羽天皇の御製、奥山のおどろの下もふみわけて道ある世ぞと人にあらせむであるによれり。さて、後鳥羽、土御門、順徳三代の事をあるせり。○御門はじまり給ひてよりは。神武天皇を、人皇第一代と定め奉りて、それよりこのかたなり。○後鳥羽院とは、御追號にして、御諡にあらず。諡とは、崩御の後、其御徳を稱へて、臣子より奉つるものにて、其制漢土に見えたり。さて我國、上代にはさる制なく、只朝廷の御在所になりて、桓原宮御宇天皇など申し奉りしを、淡海御船といふ人、漢土の制に倣ひて、神武天皇以下の諡號を撰び奉れるより、それゝあるやうになれりしを、宇多天皇より後は、其制また行はれず。まれには諡號を奉れるもあれど、御遜位の後は更にて、御位ながらも、或は里内裏などにおはしますをばやがてその御殿の名をもて、御追號と定められたるが多し。さていよく後には、必ず其御在所にあらぬも、前代の御追號を、後の字をそへて、襲ぎ奉れるも少なからず。この天皇なども、即ち前に鳥羽天皇おはしゝによれり。○修理大夫信隆は。中納言藤原經忠の孫にて、

れどろのた
たさもあり

高倉

安

母建禮門

二

守貞親王

三

後高倉

四

後鳥羽

母

後高倉

左京大夫信輔の子なり。●後の宮の御方に云々。この七條院殖子。建禮門院のまだ後の宮なりし時、その御方に、兵衛督の君といふ女房にて、奉仕玄てありし間に、高倉天皇忍びやかに召させ給ひて、見そなはし放たず、御寵愛ありしによりてにやあらむ、後鳥羽天皇を生み給へりとなり。

安徳天皇の分註
永正本に傍註せり

給ひにし印本
給ひしとありて
改めつ

まみなど印本
ふみなどとあり
て改めつ

その年の春の頃、建禮門院后宮と聞えし御腹の第一の御子、安徳天皇三になり給ふに位をゆづりて、御門はかり給ひにしかば、平家の一族のみいよく時の花をかざしそへて、花やかなりし世なれば、けちえむにももてあされ給はず。またの年、安徳天皇養和元年正月十四日に、高倉院院さへかくれさせ給ひにしかば、いよく位なごの御のぞみあるべくもあはしませりしを、かの新帝、安徳天皇平家の人々にひかされて、遙なる西の海にさすらへ給ひにし後、後白川の法皇、御孫の宮たちわたり聞えて見奉り給ふ時、惟明天皇三の宮を次第のまゝに思されけるに、法皇をいといたる嫌ひ奉りて、泣き給ひければ、あなむづかしどてゐてはなち給ひて、後鳥羽院四の宮こゝにいませとの給ふに、やがて御膝のうへに抱かれ奉りて、いとむつまじげなる御氣色なれば、これこそまことのうまごにおましけれ、高倉院故院の兒かひにも、まみなど覺え給へり、いとらうたしどて、壽永二年八月二十日御年四にて位に即かせ給ひけり。

○その年は、治承四年にて、御讓位は、二月十一日なり。○建禮門院后宮と聞えし云々は、建禮門院の、まだ中宮なりしときをいふ。中宮后宮はもとより別なれど、ともに、きさいの宮といへば、こゝも中宮を、やがて后宮といへり。かり給ひは、下り給ひにて、天位はこゝなく尊きものなれば、仙洞にあり給ふを、下り給ふといひ、先帝を、やがてありぬの御門とも申すなり。○平家の一族のみ云々。平清盛は、建禮門院の父にて、其子重盛宗盛左右大將となり、一族の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國受領、衛府、諸司、總じて六十餘人、莊園天下に半せるよし、平家物語、源平盛衰記に見えたり。まして外孫にまします安徳天皇御即位ありしかば、いよくときめきて、榮えにさかえたるを、時の花をかざしそふといへり。○けちえむにも云々は、掲焉の字なり。さる世なれば、七條院の御腹なる後鳥羽天皇は、きはやかに目立ちて、時の花ともてなされ給ふこともなしとなり。○院さへ云々は、高倉院をのみ、せめて頼み奉れるに、院さへも崩御ありしかば、天位を繼ぎ給はむといふ事は、かけても望み給はざりしをとなり。○新帝平家の人々にひかされて云々。壽永二年七月廿五日、平宗盛天皇を奉じ神器を擁し、一族を擧げて西海に奔りしをいふ。さすらへは、流浪し給ふをいふ。○後白河の法皇。太上天皇の御薨髪し給へるを、法皇と申し奉るなり。○御孫のみやたちは、惟明親王、および四のみや尊成親王、即ち後鳥羽天皇をいへり。○三の宮を次第のまゝにと云々。この時二の宮守貞親王は、安徳天皇と共に、平家の一族に擁せられて、西海におはしましたれば、長幼の御次第によれば、勿論、惟明親王を御位にする奉るべ

きにて、法皇も玄か思しめしたるに、法皇を痛く嫌ひ奉りて、泣きたまひしによりてとなり。○あなむづかしは。あゝ煩はしとの意、あなは、歎息の辭にて、あゝ、あはれ、などいはんが如し。○ゐてはなちは。つれて退け給ひの意。○こゝにいませは。此處へおいでと、法皇の招き給ふなり。○兒おひにも云々。兒の生ひたつはどの事にて、俗に子供たちの時といふ意なり。まみななどおぼえは目つきなどの、御父高倉院の御容貌に似たまへりとなり。○らうたしは。愛らしかはゆしなどの意也。

内侍所、神璽寶劔は、讓位の時、必ずわたる事なれど、先帝^{安徳}筑紫にゐておはしにければ、こたみ始めて、三種の神器なくて、めづらしきためしになりぬべし。後にぞ、内侍所あるしの御箱ばかりかへりのぼりにければ、寶劔は、つひに先帝の海に入り給ふ時、御身にそへて沈み給ひけるこそ、いどくちをしけれ。

○内侍所云々。即ち三種の神器を云ふ。内侍所は温明殿にありて、神鏡を安置する所なり。女官内侍守護し奉れるによりて、玄かいへり。又賢所とも稱す。賢所の事、禁秘抄に詳なり。神璽は、天祖よりつたへ給へる八坂瓊曲玉をいふ。寶劔は、かの天叢雲劔は、崇神天皇の御時、神鏡と、もに伊勢國にうつし奉れるを、後尾張國に奉祀せられたれば、宮中には、共に模造せるを祭り給へるなり。さて、讓位の時必ずわたる事とは、天孫降臨の時、天照大神の、この三種の神器をさづけ給へる故事により、歴世皆これを傳へ給へり。これわが天皇傳國の神璽なれば、かならず玄かあるべき事なり。○筑紫は。もと筑前筑後をいへるが、後には、九國を廣くさしていへり。○めづらしきため

しは。傳國の神璽なる三種の神器なくて、御踐祚し給へるをいふ。○内侍所あるしの御箱ばかり云々。吾妻鏡に、元暦二年二月廿四日、及午刻、平氏終敗傾、二品禪尼持寶劔、按察局奉抱先帝、共以没海底云々とあり。又禁秘抄に、神璽自神代于今不替、壽永海底求出云々と見えたり。

後鳥羽

かくてこの御門、元暦元年七月廿八日御即位、そのほどの事、常のまゝなるべし。平家の人々、いまだ筑紫にたいよひて、先帝^{安徳}と聞ゆるも、御このかみなれば、かしこに傳へ聞く人々のこち、上下さこそはありけめと思ひやられて、いどかたじけなし。同年の十月廿五日に御禊、十一月十八日に大嘗會なり。主基がたの御屏風のうた兼光の中納言といふ人、丹波の國長田村とかやを、

神代よりけふのためとや八束穗に長田の稻の玄なひそめけむ

○御即位は。天皇登極を、百司萬民に告げらるゝ禮にて、其儀、太極殿にて行はる。但し陽成天皇御即位の時、太極殿災ありしにより、豊樂殿にて行はれ、其後多く紫宸殿を用ゐ、又太政官廳にて行はれし事もあり。この度の御即位も、やがて、太政官廳にて行はれし事、百鍊抄に見えたり。○かしこに傳へき人々のこゝち云々。三宮四宮等をもゐて、共に下らざりしを、平家の人々、口惜しがり、こたび後鳥羽天皇の御即位ありしを、とかくいひあへる事、源平盛衰記に見えたり。○御禊は。大嘗會によりて、天皇荒見河に行幸なりて、禊祓玄たまふをいふ。こを豊のみ

そぎともいひしよし、名目抄註に見えたり。○大嘗會は。天皇位に即き給ひて、天祖をはじめ奉り、天神地祇を祭らせ給ふ大祀にして、其由來いと久し。古は大嘗、或は新嘗ともいひて、その別あらざりしが、天武天皇以來、代毎に行ふを大嘗とし、年毎に行ふを新嘗とす。その日は、十一月下卯と定む。凡大嘗には、二國を卜定し、國郡司をして、専ら其祭事に供奉せしむ。之を悠紀主基といふ。その供神の大幣は、九月よりはじめて、三月のうちに造り了らしむ。故に七月以前位に即き給へば、當年事を行ひ、八月以後は、明年事を行ふ。凡散齋一月、致齋三日、その祭儀は、兩國司之を行ふ。さて悠紀は天神を祀り、主基は地祇を祭るなり。其翌辰日、及び己日、豊樂殿に兩國の帳を設けて、節會あり。午日兩國司に位を授け給ふ儀あり。これ大嘗より以來令に定め、式に載せる所の大畧なり。○神代より云々の歌。新續古今集に、元暦元年、大嘗會主基方、稻舂歌、丹波國長田村をよめる、權中納言兼光とあり。八束穂は、幾握もあるほど、長く出来たる稻穂の意、玄なひは、撓み垂るゝばかり、實のりたるをいふ。さてこの歌、日本紀に、定天邑君、即以其稻種、始殖于天狹田及長田、其秋垂穎、八握莫々然甚快也とあるによりて、長田村を、天長田にとりなしてよめるなり。

法皇ものも文
字一本になし

後鳥羽

後白河

御門いとおよすけて、かしこくおはしませば、法皇もいみじうつくしとねばさる。文治二年十二月一日、御書始させたまふ。御年七なり。同六年女御佐子まゐり給ふ。月輪關白殿の御むせめなり。立后さきさたちありき。後には宜秋門院と聞え給ひし御事なり。この御腹に、春花門

御年の二字印
本になし今一
本によりて補
ひつ

院と聞えたまひし姫君ばかりおはしませしき。建久元年正月三日、御年十一にて御元服えたまふ。

○ねよすげは。次第にねとなくする意。うつくしは、かはゆき意。○御書始は。始めて御書を讀み給ふ儀にて、博士尙復を定め、御註孝經を讀み給ふ。其儀は清涼殿にて行はる。委しき事は江次第にあり。○女御は。天皇のめし給ふ宮人にて、玉勝間に、中昔より、かの令制の妃夫人嬪の三級のうち、妃夫人にあたるほどなるを女御といひ、其嬪といふにあたる程なるを、更衣といへりと見えたり。○立后は。皇后、又は中宮に冊立し給ふをいふ。其儀、貞觀儀式、江次第等に見えたり。○御元服の。はじめて御冠を加へ給ふをいふ。天皇冠禮は、清和天皇を始とす。時に大江音人、唐禮を參酌して、其儀を制定す。當日天皇紫宸殿に御し、太政大臣加冠、大納言理髮の役をつとむ。明日また紫宸殿に御し、宴を群臣に賜ふ。これを後宴といふなり。こも、其儀式江次第に見え、また滋野井公廉卿の天皇御元服和抄に詳あり。

後白河

後鳥羽

れなじき三年三月十三日に、法皇かくれさせ給ひにし後は、御門ひとへに世をえろしめして、四方の海波靜に、ふく風も枝を鳴さず。世治り民安くして、あまねき御うつくしひの浜、秋津島の外まで流れ、えげき御惠、筑波山のかげよりもふかし。よろづの道々にあきらけくねはしませば、國に才ある人ねほく、むかしに耻ぢぬ御代にぞありける。中にもえき島の道なむ、すぐれさせたまひける。御歌かずえらず人の口にある中にも、

おさるの下の
御集にこれる
おさるの一本
さありの下の
すありの下の
まつりごに大
事云々廿一
字印本に脱せ
り今一本につ
りて補ひつ

奥山のれどろの下もふみわけてみちある世ぞと人にまらせむ
と侍るこそまつりこと大事と思されけるほどまゐるく聞えて、いといみじくやむごと
なくは侍れ。

○四方の海波靜に云々。あらし波風ふきたずして、天下泰平、万民安堵し、御仁德四海に溢れ
ますをいへり。吹風も枝を鳴さずは、西京雜記に、太平世、風不搖枝とあるにより、あまねき御う
つくしひの浪以下の文は、古今集序に、あまねき御うつくしひの浪、八島の外まで流れ、廣き御惠
の陰、築波山の麓よりもまげくればしまして、とあるによれり。○よろづの道に云々は。後鳥羽
天皇の、諸道にすぐれてればしますをいふ。○才あるは。學問あるをいふ。○昔にはちぬは。古
の聖の御代には。賢臣學者の、野にすてらるゝ事なく、朝にあつまれるを、やがて、それにも耻
かしからぬほどの御代となり。昔の世とは、それとさせる御代あるにあらず。○敷島の道は。歌
道をいふ。敷島は、大和にある地名なりしを、後大和の一名の如くなりたるより、やまどといふ
にかけていふ枕詞とし、又日本の總名にも用ふるに至れり。さて歌は、詩をからうたといふに對
へて、やまどうたといひ、且、これのみぞ人の國より傳はらで神代をうけし敷島の道なともよめ
る如く、これをわが皇國の道といふによりて、まかいふなり。○人の口にあるは。人口に膾炙せる
名歌、あまたある中にもとなり。○奥山の云々の歌。新古今集に、住吉の歌合に山を、太上天皇
とあり。おどろは、棘也、上句は、北條氏の事を下に思召してのたまへるなるべし。無道なる北

條氏の如き者の、世にはびこりをを追討し、政道正しく、理非明なる世なりと、天下万民にま
らしめむとの意なり。○まゐるくは。著しく明ある意。やむごとくは、尊くの意なり。

建久九年正月十一日、第一の御子土御院四になり給ふに、御位ゆづり申させまひてれり
給ふ、御年十九位にればします事十五年なりき。今日明日、二十ばかりの御齡にて、いと
まだしかるべき御事をれども、よろづ所せき御ありさまよりはなかくやすらかに
御幸など御心のまゝならむとにや。世をまろしめす事は今もかはらねば、いとめでた
し。

○御位ゆづり申させは。御讓位をいふ。其儀は、天皇紫宸殿に御し、讓位の事を宣し給ふ。皇太子
階を降り拜舞し、步行して、坊に還り給ふ。内侍寶劔を執りて扈從しまつり、少納言御璽、及び
鈴印鑰物等を奉る。これ神器傳授の儀なり。貞觀儀式江次第に見えたり。○まだしかるべきは。
未早かるべきの意。いまだ御讓位には早かるべき御事なるにとなり。○所せき御ありさまは。御
究屈なる御有様にて、天皇にてればしますほどは、禁中の儀、さては行幸其他の事、すべて嚴肅
にあらせらるゝをいふ。○あかなかは。却ての意。やすらかに、御平易に簡略なる意。○世を
まろしめす事は云々。院中に政をきかせ給ふをいふ。

鳥羽殿、白河殿なども修理せさせ給ひて、常に渡りすまはせ給へど、猶又水無瀬と

なりき一本に
き文字なしな
れどもし文
字一本になし

鳥羽殿印本に
鳥羽院さあり

今一本より
院つくりして
印本にして
二文字を補ひ
つゞいて一
つに一本を
してさあり

げに一本
に唯けに
り

下薦なりける
時に印本なり
しに字ありて
本に補ひつ
め補ひつ

所に、えもいはずれもしろき院づくりして、土御門元久の頃詩に歌をあはせられし
みぢにつけても、御心ゆくかぎり世をひかして、あそびをのみぞ^{土御門}元久の頃詩に歌をあはせられし
はるくど川にのぞめる眺望、いとれもしろくなむ。^{土御門}元久の頃詩に歌をあはせられし
も、とりわきてこそは、

見わたせば山もどかそむみなせ川ゆふべは秋どなに思ひけむ

かやぶきの廊渡殿など、はるくど艶にをかしうせさせ給へり。御前の山より瀧れど
されたる石のたゝすまひ、苔深き山木に、枝さしかはしたる庭の小松も、げにく千
世をこめたる霞の洞なり。前栽つくろはせ給へる頃、人々あまた召して、御遊などあり
ける後、定家の中納言、いまだ下薦なりける時に奉られける、

あり経けむもとの千年にふりもせでわが君ちぎる嶺のわか松

君が代にせきいる、庭をゆく水の岩こそ数は千世も見えけり

○鳥羽殿は。山城國紀伊郡、白河殿は、同愛宕郡にあり。並に白河天皇造り給ひし所なり。○水
無瀬は。同乙訓郡にあり。伊勢物語に、昔惟喬の御子と申すみこれはしけり、山崎のあなたに、
みなせといふ所に宮あり、年ごとに、櫻の盛には、其宮へなんおはしましけるとある所あり。○
えもいはずは。言にいはれぬ程の意。○土御門元久の頃詩に歌をあはせられし、建仁三年正月十七日、上

皇御幸水無瀬殿、暫可爲御所云々と見えたり。○御心ゆくかぎりは。思ふまゝ、心のはる、ばかり
の意。○世をひかしては。聞く人を驚すほどの盛遊をし給ふよしなり。○所がらも云々。水無瀬
殿の場所がら、水無瀬川に臨みて、風景よきをいふ。○元久の頃云々は。元久詩歌合一卷、今収
めて群書類從にあり。○とりわきてこそは。格別に名歌ははしましたりとなり。○見わたせば
云々の歌。新古今集に、をのことも詩を作りて、歌にあはせ侍りしに、水郷春望といふことを、
太上天皇とあり。夕暮のあはれは、秋に限れる物と、何しに思ひしやらん、水無瀬川を見わたせ
ば、かなたの山の麓のかそめる春の夕暮も、哀なる物をとなり。上句夕といはずして、何となく、
夕の景色見ゆるは、一首の風韻のかけあひにてあらるゝなり。○かやぶきの廊渡殿。殿より對の
屋、または釣殿、泉殿などに通ふ所にて、それらを茅葺にてつくれるをいふ。○艶には。花や
かに風流なる意。○石のたゝすまひは。石のあるさまの意。○千世をこめたる云々。千年を経ぬ
べき仙洞御所といふは、まことに此處のさまありとの意。霞の洞とは、もと仙人の栖處なるを、
太上天皇を、やがて仙人によそへ奉りて、其御所を^{土御門}元久の頃詩に歌をあはせられし、即ち仙宮、仙洞、又は藐姑射山
などいふ。○前栽は。植ゑごみをいふ。○下薦は。位卑きはをいふ。○あり経けむ云々。上
句は、惟喬親王以來、あまたの年を経て、すみ來しにも舊びずして、峯の若松は、更にわが君の
経るさん千年を契るとなり。ふりもせでは、俗言に古くさくもならずしての意。○君が代に云々。
君の御代には、かく水無瀬川の水をせきとり、庭に引き入れて、その水の流れゆきつゝ、岩を越
す水の玉の數限なきを、其數には、経給ふべき千年もあらく見えけりとなり。岩こそ数は、水の

能圓印本に能
因に作れるは
誤なり

北方の腹にて
一本に北方の
はらに於て
さあるは誤な

岩を打てし、激して水玉の飛散る數をいふ。この二首の歌、並に拾遺愚草にあり。

今の御門土御門の御諱は爲仁と申しき。御母は能圓法印といふ人のむすめ、宰相の君とて仕
うまつれるほどに、この御門生れさせ給ひて、後には内大臣通親の御子になり給ひて、末
には承明門院ときこえき。かの大臣通親の北方の腹にてれはしければ、もとより後のれや
あるに御さいはひさへひき出で給ひしかば、まことの御女にかはらず。この御門土御門も、や
がて、かの殿通親にぞ養ひ奉らせ給ひける。かくて建久九年三月三日御即位、十月廿七日に
御禊、十一月廿二日は例の大嘗會なり。元久二年正月三日御冠えたまひて、いとなまめ
かしくうつくしげにぞれはします。御本性も、父御門後鳥羽よりは少しぬるくおはしましけ
れど、御情ふかう、物のあはれなど聞し召しすぐさずぞありける。

○能圓法印は。少納言藤原顯憲の子にて、法勝寺の執行なり。○宰相の君とて云々。禁中の女房
にて、呼名を宰相といへるが、後鳥羽院の御寵を蒙りて、生み奉れるが、この土御門院におはし
ますとなり。○かの大臣の北の方の腹にて云々。この北の方は、刑部卿藤原範兼卿の一女從三位
範子とて、もと能圓法印の妻なりしが、壽永の乱の時、能圓法印は、平氏の一族と、もに、先帝
に従ひ奉りて西海に赴き、在子及び母藤原氏範子は京師にとまりしが、在子は、はやく通親の
養女となり、後範子は、通親に通して、その北の方となりたるなり。さて、在子土御門院を生み

奉りて、御幸をひきいでたりとなり。○御冠えたまひては。御元服の儀を行はせられしなり。○
御本性は。御性質といはんが如し。○ぬるくは。緩やかにおはしますをいふ。○物のあはれなど
云々。人のよろこび悲しびなど、御身につみ給ひて、よそになしたまはず、それ〴〵御仁恕あら
せらるゝをいふ。

今の攝政は、院後鳥羽の御時の關白基通のれとゞ、その後は後京極殿良經ときこえ給ひし、い
と久しくれはしき。この大臣良經は、いみじき歌のひじりにて、院後鳥羽のうへおなじ御心に、和歌
の道をぞ申し行はせ給ひける。文治の頃、千載集ありしかど、院後鳥羽いまださびはにおはし
ましゝかばにや、御製も見えざるを、當帝位土御門の御程に、又集めさせ給ふ。土御門通親の内
れとゞの二郎君、右衛門督通具と云ふ人をはじめにて、有家の三位、定家の中將、家隆、雅
經など、にの給はせて、昔より今までの歌を、ひろく集めらる。れの〴〵奉れるうたを、院後鳥羽
の御前にて、自らみがきとゞのへさせ給ふさま、いとめづらしくおもしろし。この時も
先に聞えつる攝政殿良經とりもちて行はせ給ふ。

○攝政關白の。職原抄に、攝政關白者、大臣兼之、或去大臣職帶之、東三條入道攝政以來例也、凡
此職者、異朝唐堯時、皋舜爲攝政、殷湯以伊尹爲阿衡、周成王、幼而即位、叔父周公旦攝政、是
今攝政之儀也云々、關白者、漢宣帝立、霍光猶攝政、非幼主之故、霍光還政、宣帝猶重其人、令

基通良經等一
本に分註させ

内のおさいの
下の文字印本
にのてし一本
に奉りて補ひつ
る今一本に
印本うへを
作る今一本に
よれり

關白萬機、關白之號、自此而始云々、清和天皇幼而即位、外祖忠仁公、奉文德天皇遺詔而攝政、是本朝以人臣、爲攝政之初也、爾來彼一門爲執柄之臣、又執柄必蒙一座之宣旨、故稱一人、又云一所と見えたり。基通は。六條基實の子あり。攝關補任次第に、普賢寺殿基通、建久七十一廿五關白、廿七同九年正十一攝政、改關白、建仁二十一廿七停攝政とあり。後京極殿は、月輪殿兼實の子良經なり。同書に、後京極殿良經、建仁二十二廿五攝政、廿三、建永元三七頓滅廿八とあり。○歌のひじりは。歌聖にて、歌よむことの、すぐれて上手なる人をいふ。○文治の頃は云々。拾芥抄に、千載集廿卷、壽永二年二月日、被下院宣、三位中將資盛卿奉、近古以來和歌可撰進云々。一條院御宇永延以後歌撰之、文治三年九月廿日、依後白河院々宣、入道俊成卿奏之とあり。○さびはい。幼稚の意。○又集めさせたまふは。即ち新古今和歌集なり。右衛門督通具以下、其撰者の名あり。○院の御前にて云々。後鳥羽院更に御精撰あらせらるゝをいふ。

大かたいにしへ、ならの御門の御代に、始めて左大臣橘の朝臣勅をうけたまはりて、萬葉集を撰びしよりこのかた、延喜のひじりの御時の古今集、友則、貫之、躬恒、忠岑、天曆の村上かしこかりし御代にも、一條攝政殿伊井謙徳公いまだ藏人の少將あそ聞えける頃、和歌所の別當とかやにて、梨壺の五人にねはせられて、後撰集は集められけるとぞ。ひがぎゝにや侍らむ。そののち後拾遺集は、花山の法皇のみづから撰ばせ給へるとぞ。白河院位の御時は、後拾遺集、通俊治部卿うけたまはる。崇徳院の詞花集は、顯輔三位えらふ。又白河

左大臣印本にあり
右大臣印本にあり
今一本に謙徳
公の分註印本
本文に作れり
今改めつ

其のち以下一
本の法皇の山
から書せ給へ

の院ありぬさせ給ひてのち、金葉集重ねて俊頼の朝臣におほせて、撰ばせ給ひしこそはじめ奏したりけるに、輔仁の親王の御なのりを書きたる、わろしとてなほされ、又奉れるにも何事とかやありて、三度奏して後こそをさまりにけれ。かやうのためしもかのづからの事なり。ねしなべて撰者のまゝにて侍るなれど、こたみは院のうへみづから和歌の浦にありたちあさらせ給へば、誠に心こなるべし。

○大かたいにしへ云々。歷朝和歌撰集の次第を述べたるなり。○萬葉集は。拾芥抄に、萬葉集廿卷、奈良天皇御宇、左大臣橘諸兄公撰之、私勘、右大辨家持同撰之、聖武天皇勅云々、この説古くより玄かいひ傳へたると見えて、榮花物語、萬葉仙覺抄等も同じ趣なり。又契沖阿闍梨は、家持卿、左記、類聚歌林、家々の集まで撰びとり、其他、昔今の歌、見聞に隨ひ記し集めて、天平寶字三年に至り、其後は部類もよくとのへられぬ、草案のまゝにて、世に傳はりたるなりといへる、此説いと穩にねばゆれど、猶定めがたし。とにかく、奈良の御門の御世とは、奈良朝の意なり。○古今集は。拾芥抄に、古今集廿卷、延喜五年四月十五日、奉勅、御書所預紀貫之爲棟梁、大内記紀友則、前甲斐目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑等撰之、延喜末奏聞之。後撰集廿卷、天曆五年十月、於梨壺、以藏人少將伊尹爲和歌所別當、和歌所根元是也、能宣、元輔、順、時文、望城等撰之、梨壺五人、同上。拾遺集廿卷、長徳比、大納言公任卿撰之、或華山院法皇御自撰云々。後拾遺集廿卷、應徳三年九月十六日、中納言通俊撰進之、事次通俊卿所望撰云々。詞花集十

おりたちあ
らせ給へば
本にあり
せ給へば
り今一本に
りて改めつ

卷、天養元年六月二日、依崇徳院勅、顯輔卿撰之、仁平又奏之。金葉集、天治元年、依白川院倫言、俊賴朝臣撰之、再三注直と見えたり。梨壺は。昭陽舎にて、温明殿の北、麗景殿の東にあり。庭中梨樹を植ゑたるを以て、この稱あり。○はじめ奏したりけるに云々。今鏡源氏の御息所の巻に、かやうの御歌ども、木工頭の撰び奉れる集に、輔仁のみこと書きたりければ、白河院は、いかにこゝに見ん程、かくは書たるぞと仰せられければ、三宮とぞ書奉れる、御中らひはよくもかはしまさうしかど、御弟なるべしと見えたり。○れしかべて云々。すべて撰集につきての事は、撰者の意のまゝにてある事なれど也。○和歌の浦は。紀伊國海部郡にあり。あさるは、もと鳥などの、食を求むる意にて、それより只尋ね求むることにいふ。こゝは、和歌の浦を、やがて和歌にとりなし、それを撰びとらるゝを、あさるといへるなり。

この撰集よりさきに千五百番の歌合せさせ給ひしにも、勝れたるかぎりを撰ばせ給ひて、その道のひじりたち判じけるに、やがて院も加はらせ給ひながら、なほこのなみには立ち及びがたしと、ひげさせ給ひて判のことばをばゑるされず。御歌にて、まさり劣れる志ばかりをあらはし給へり。なか／＼いと艶に侍りけり。

○撰集よりさきには。新古今集を撰ばせ給ふより前にとなり。○千五百番歌合。建仁元年、後鳥羽院御製をはじめ、後京極攝政以下、男女三十人の歌よみに、各百首歌を奉らしめて、相つがへ、其中十人を撰びて、判者となし、院御自身も、歌をもて、秋の二三の巻の判し給へり。其始の詞

に、愚意の及ぶ所、勝負ばかりはつくべしといへども、難におきては、いかに申すべしとも覺え侍らず、左右の下に、一字斗をつけんは、無下に念ふさまなるべし、よきて、判の詞の所に、かたの様に、卅一字を連ねて、其句の上ごとに、勝負の字斗を定め申すべき也とのたまへり。このなみは、此列にて諸歌仙の列の意。○ひげは。卑下にて、謙遜の詞なり。

上のその道をえ給へば、下もおのづから時を知るならひにや。男も女も、この御代にあたりて、よき歌よみ多く聞え侍りし中に、宮内卿の君といひしは、村上の御門の御後に、俊房の左の大臣と聞えし人の御末なれば、はやうはあて人かれど、つかさあさくて、うち續き四位ばかりにてうせにし人の子なり。まだいと若きよはひにて、そこひもあく深き心ばへをのみよみしこそ、いとありがたく侍りけれ。

○上のその道をえ給へば云々。上朝廷政道を得て、これを行ひ給へば、下人民も、自ら時節を知りて、農時に違はず、といふ古語の如しとなり。この語出所あるべかれど、今知りがたし。尙考ふべし。○宮内卿の君。系圖上欄に出せり。○はやうはあて人は。其以前は貴人の意。○つかさあさくは。官職卑きをいふ。○四位ばかりにて云々。源師光正四位下右京大夫なりしかばいへり。○そこひもなくは。際限もなくの意なり。

この千五百番の歌合の時、院のうへのたまふやう、こたみは、皆世にゆりたるふるき道のものどもなり、宮内卿はまだしかるべけれども、けしうはあらずと見ゆめればなむ、

村上源氏
俊房
師頼
師光
女子歌人
後鳥羽院
宮内卿

世にゆりたる
印本世にゆつ
りたりとあり
て改めつ

かまへてまろがおもてれこすばかり、よき歌つかうまつれ」とれはせらるゝに、たもてうち赤めて、涙ぐみて候ひけるけしき、かぎりなきすきの程も、あはれにぞ見えける。さてその御百首の歌、いづれもとりどりのなる中に、

うすくこき野邊のみどりの若草に跡まで見ゆる雪のむらぎえ

草のみどりのこきうすき色にて、去年のふる雪の遅く疾く消えけるほどを、推しはかりたる心ばへなど、まだしからむ人は、いと思ひよりがたくや。この人年つるまであらましかば、實にいかばかり、目に見えぬ鬼神をも動しなましに、若くてうせにし、いといどほしくわたらしくなむ。

○こたみは云々歌つかまつれ。後鳥羽院の、宮内卿をめして、のたまはせらるゝ御詞也。○世にゆりたる云々は。世間に、歌の上手とゆるされて、この道に久しくたつさはれる者たちとなり。○けしうはあらずは。歌よみの中にまじへても、悪くばなしの意。○かまへてまろが云々。思ひ構へて、朕が今引たてゝ、歌よみの中にさしくはへたれば、さすがにと、人はいはれ、面目を施すほどの、名歌をよみて奉れど也。まろは、自稱にて、和訓栞に、天子より諸臣に至り、或は女子も、おなしく稱する事、物語類にねほし、才なく愚なる意なりといへり。れもてれこすは、面ぶせに對へて、面目を施すをいふ。○かぎりなきすきは。此上もなく、歌道熱心の意にて、すきは、嗜好むをいふ。○うすくこき云々の歌。新古今集にも、千五百番歌合に、春歌、宮内卿とて

載せたり。さて野邊の若葉のまだらにして、翠色の薄き所、濃き所あるによりて、去年の雪の、むら／＼に消えたる跡の、いとまろく見ゆるとの意也。○れそくとく消けるは。遅く消えたるど、疾く消えたるとの意。○目に見えぬ鬼神をも云々。古今集序に、力をもいれずして、天地を動し、目に見えぬ鬼神をも、あはれと思はせ、男女の中をも和げ、猛き武士の心をも、慰むるは歌なり、とあるによれり。○あたらしくは、惜くの意なり。

かくてこの度撰ばれたるをば、新古今といふなり。元久二年三月廿六日、竟宴といふ事、春日殿にて行はせたまふ。いみじき世のひききなり。かの延喜のむかしおぼしよそへられて、院の御製、

いそのかみふるきを今にならべこし昔の跡をまたたづねつゝ

攝政殿大臣

敷島ややまとことばの海にしてひろひし玉はみが、れにけり

つぎ／＼すむながるめりしかさ、さのみはうるさくてなむ。

○新古今。拾芥抄に、新古今集廿卷、元久二年三月廿六日、依後鳥羽院院宣、參議右衛門督通具、大藏卿有家、左近中將定家、前上總介家隆、右少將雅經等撰進申、上皇有御合点被定、有序、眞名親經卿奉良經公仰書之、仮名攝政書之、寂蓮雖入撰者、奏覽以前早世とあり。○竟宴とは。撰集竟りたるを以て、燕宴する意。さて其時によめるを、竟宴和歌といふ。新古今竟宴和歌一卷、今

やまごころの
の印本にやま
ごころの葉を
あり今續古今
集によりて改
めつ

よそへられて
印本よそへて
さあり今一本
つによりて補ひ

もあり。○春日殿。一條の北にあり。春日神をまつれるによりていふとぞ。○延喜のむかし云々は。即ち古今集をえらばれし時の事をいふ。○いそのかみ云々の御歌。續古今集に、元久二年三月廿六日、新古今集竟宴ねこなはれけるに、よませ給ひける、後鳥羽院御歌とあり。さて古き歌をあつめ、今の歌を撰び並べて、かの古今集を撰ばれしよりこのかた、後撰拾遺等、つぎ／＼の撰集ありし、その昔の跡をたづねて、こたび又新古今集を撰び、こゝにその功を竟へたりとの意なり。いそのかみは、大和國の地名にて、そこに又布留といふ地名あるより、古き降るなどいふにかけていふ枕詞とせり。○敷島や云々の歌。これも續古今集に、同じ詞書ありて、後京極攝政前太政大臣と見えたり。さて、詞の多きを海にたどて、その中より、拾ひとりし玉の、磨かれて光り輝くが如く、廣く集めて、撰びどゝのへられたる歌は、かく集に物して、世に示されたり也。二の句、印本やまと言の葉とあるも同じ意なり。○ずむながるは。順流にて、もと酒盃を上位より下位まで、順々にあぐることにて、こゝは數多ある歌を、次第のまゝに、つぎ／＼いひ出づべかりしかとの意。○うるさくては。煩しければいはずとなり。

度々奉らせ印
本に度々たて
まいらせさあ
りて改めつ

何となくわけくれて、承元二年にもなりぬ。十二月廿五日、二の宮御かうぶり玄給ふ。修重子
明門院の御腹なり。この御子を院かぎりなくかなしきものに思ひ聞えさせ給へれば、二なくきよらを盡し、いつくしうもてかしづき奉り給ふ事をめあらず。遂におなじき四年十一月に、御位につけ奉り給ふ。もとの御門、今年こそ十六にならせ給へば、いま

土御門

順德

白河

堀河

鳥羽

崇徳

近衛

後白河

母同崇徳

重仁親王

だ遙なるべき御さかりに、かかるを、いと飽かずあはれと思されたり。永治の昔、鳥羽の法皇、崇徳院の御心もゆかぬにかろし聞えて、近衛院をすゑ奉り給ひし時は、御門いみじう玄ぶらせ給ひて、その夜になるまで、勅使を度々奉らせたまひつゝ、内侍所劔璽なごをも、渡しかねさせ給へりしぞかし。さてその御憤のすゑにてこそ、保元のみだれもひき出で給へりしを、この御門は、いとあてに大どかなる御本性にて、思しむすば、れぬにはあらねども、けしきにも漏し給はず、世にもいとあへなき事に思ひ申しけり。土御門御母在子
承明門院などは、まいていと胸いたくればされけり。

○になくは。この上なくの意。○きよらをつくしは。衣服調度よりはじめて、美麗を極めさせ給へるなり。○いつくしうもてかしづき云々。嚴正に、れも／＼しく御養育ある事、大方ならずとなり。○かかるを云々は。御讓位あるを、いまだものたらず、悲しき事と思召すとなり。○永治の昔云々。永治元年十二月七日、崇徳院御位を近衛院に傳へさせ給へり。○御心もゆかぬにれろし聞えては。崇徳院まだいと飽かず思召して、御得心さきに、れして御讓位させ奉りしとなり。○いみじう玄ぶらせ給ひては。御讓位をいなみ奉りて、進みたまはざりしをいふ。此事は、續世繼八重の沙路の巻に見えたり。○保元の乱。崇徳院、後白河天皇の位を奪ひ奉らむとして、藤原頼長、源爲義等をして、兵を擧げしめしに、軍敗れて、讃岐に遷され給へりし乱なり。○大どかは。大やうにて、寛大なる御性質をいふ。○思しむすば、れぬにはあらねども。心ならずなり

る給へるを、樂しからず、悵々と思召さぬにはあらねど也。○あへなきは。無敢にて、かひなき意なり。○胸いたく云々は。悲しさに胸せまりて、痛きまでになるをいふなり。

その年の亥はすに、太上天皇の尊號あり。新院と聞ゆれば、父の御門をば、今は本院と申す。猶御政事はかはらず。今の御門は十四にあり給ふ。御いみな守成と聞えしにや。建暦二年十一月十三日大嘗會なり。新院の御時も仕うまつられたりし、資實の中納言に、この度も悠紀がたの御屏風の歌めさる。ながら山、

すがのねのながらの山のみねの松吹きくる風もよろづ代の聲

かやうの事は、皆人のゑろゑめしたらむ、ことあたらしく聞えおすこそ、老のひが事とならめ。

○その年の亥はすは。承元四年十二月なり。○太上天皇は。儀制令に、太上天皇、讓位帝所稱とあり。○猶御政事は云々。後鳥羽院、院中に政をきかせ給ふをいふ。○建暦二年云々。百鍊抄に、建暦元年十月廿二日御禊、十一月八日春花門院崩、仍大嘗會延引、同二年十月廿八日、又御禊、十一月十三日大嘗會とあり。○新院の御時も云々。土御門天皇大嘗會の御時の歌見え。されどこれによりて、資實卿のよめりし事明なり。○ながら山。近江國滋賀郡にあり。○すがのねの云々の歌。續古今集に、建暦二年大嘗會、悠紀方屏風歌、長等山、前中納言資實とあり。すがのねのは、菅の根にて、長さ物あれば、長といはん枕詞なり。さて一首の意あきらけし。

春日山續古今
集に春日野や
さあり

この御代には、いとけちえむなる事ねはく、所々の行幸えげく、このましささまなり。建保二年、春日の社に行幸ありしこそ、ありがたき程いとみつくし、ねもしろうも侍りけれ。さてそのまたの年、御百首の御歌よませ給ひけるに、去年の事ねばしいで、内の御製、

春日山ここのやよひの花の香にそめしこゝろは神ぞゑるらむ

御心ばへは、新院より少しかどめいて、あざやかにぞれはしましける。御才も、やまともろこしかねて、いとやむごとなくものし給ふ。朝夕の御いとなみは、和歌の道にてぞ侍りける。末の世に、八雲などいふもの作らせたまへるも、この御門の御事なり。

○けちえむなる事は。掲焉にて、きはやかにある意。○春日の社に行幸は。建保二年三月廿六日也。○御百首は。建保三年十月廿四日よませ給へる名所百首にて、順徳院御集に載せたり。○春日山云々の歌。續古今集に、建保三年百首御歌の中に、ここの行幸の事をねばしいで、よませ給ひける、順徳院御歌とあり。春日山は、大和國添上郡にて、春日社のある所なり。花の香にそめしは、折しも三月あれば、亥かいへるにて、即ち御社に詣で給ひて、祈り給へる御事あるべし。神ぞゑるらむは、春日の神の、納受し給ふらむとなり。ゑるとは、領知にて、我方にすべをさむる意なり。○かどめいては。才氣にて、御心のはたらきればしまをいふ。○あざやかに。御心さま、はきくせさせ給へるなり。○御才も云々。御學問も、和漢を兼ねさせ給ひての意。○

末の世に八雲など云々。八雲御抄七卷、順徳院の御著なり。和歌の事を、詳に記されたる御書にて、建保六年より承久までの間にかゝせ給へるもの也。承久亂に佐渡に遷され給ひし時、御かたみに、九條殿にたてまつらせ給ひしが、今も世に傳はれり。此事は別に書けるものあり。

給へり印本に
給へるさあり
今一本により

なめり印本に
なりさあり今
一本によりて
補ひつ

攝政殿の姫君まゐり給ひて、いと花やかにめでたし。この御腹に、建保二年十月十日、一の御子生れ給へり。いよゝものあひたる心ちして、世の中ゆすりみちたり。十一月廿一日、やがて親王になし奉り給ひて、おなじ廿六日、坊に居給ふ。いまだ御いかだにきこしめさぬに、いちはやき御もてなし、めづらかなり。心もとなくおぼされければなるべし。今一玄は世の中めでたく、定りはてぬるさまなめり。新院は、いでやと思さるらむかし。

○攝政の姫君まゐり給ひては。女院小傳に、東二條院、藤立子、順徳后、先帝母、後京極關白女、母中納言能保女、承元四十二、叙從三位、同十九爲女御、同五正廿二爲中宮廿一とあり。○いよゝ物あひたるは。君臣合体のありさまをいふ。○ゆすりみちたりは。ゆさゝと動搖する意にて、姫君入内、皇子御誕生、さしつゝきての御よろこびに、人々のさわぎあへるさまをいへるなり。○親王になし奉りは。親王宣下をいふ。○坊に居給ふ。坊とは、皇太子の御座所を、東宮坊といふ。大内裏、待賢門の内の、北さまにあり。また雅院ともいふ。前殿中殿後殿の三殿あり。東宮職の諸曹も、このうちにあり。其中殿は、皇太子の御坐所なるをもて、皇太子と、

やがて坊といふなり。○いまだ御いかだに云々は。五十日の御養産の儀も、いまだなきに也。

即ち御誕生の後程なきをいふ。○心もとなくは。待遠にの意。○今一玄は云々。前には土御門院ををろし奉りて、順徳院をすま給ひ、さて女御入内、皇子降誕、さし續きて立太子に至るまで、思召すまゝに、つぎゝ事の定まれるをいふ。○いでやは。詞のかかりにいひいづる辭にて、いやもうといふ意あり。土御門院も、今までは、せめて我御子なりとも、御位にと思召したるならんを、こたび儲君さへ、順徳院の御子に定まれるによりて、御望をたち給ひ、いやもうかひなき事と、思召さるゝならんとなり。

後鳥羽

かくて院のうへは、ともすれば、水無瀬殿にのみ渡らせ給ひて、琴笛の音につけ、花もみぢのをりゝにふれて、よろづのあそびわざをのみ盡しつゝ、御心ゆくさまにて過させ給ふ。誠によろづ世もつきすまじき御世のさかえ、次々今よりいとたのもしげにぞ見えさせ給ふ。御恭うたせ給ふついでに、若き殿上人ども召して、これかれ心のひきゝに、いそみ争はせさせ給へば、あるは小弓雙六などいふ事まで、思ひゝに勝負をさうとさあへるも、いとをかしう御らむじて、さまゝの興あるのり物ども、どうでさせ給ふとて、なにがしの中將を御使にて、修明門院の御かたへ、何にても、をのこどもに賜はせぬべからむ賭物と申させ給ひたるに、とりあへず、小き唐櫃の金物したるが、いと重らかなるを参らせられたり。この御つかひのうへ人、何ならむといふかしく

争はせのせ印
本になし一印
つによりて補ひ

さもすれば印
本やいもすれ
ばさあり一本
つによりて改め

申させ給ひた
るに印本申さ
れたるにさあ
り一本により
て改めつ

あかみて一本
あかみて一本
あかみて一本
あかみて一本
あかみて一本
あかみて一本
あかみて一本
あかみて一本
あかみて一本
あかみて一本

て、片端はのわけて見るに、錢なり。いと心えずなりて、さどもてうちあかみて、あさま
しと思へる氣色あるきを、院御らむじれこせて、「朝臣こそむげに口惜しくはありけれ、
かばかりの事知らぬやうやはある、いにしへより、殿上の賭弓といふ事には、これをこ
そかけ物にはせしか、されば今かけものと聞えたるに、これをしもいだされたるあむ
いにしへの事知り給へるこそいたきわざなれ」と、ほゝゑみてのたまふに、さは悪しく
思ひけりと、心ちさわぎてればゆべし。

○心のひき／＼は。最負にて、心の好むかたにまたがひての意也。○小弓は。揚弓の類ひにて、
この頃行はれし遊戲の具なり。多く三四月の頃、この遊戲はせられしものなるよし、嬉遊笑覽に
見えたり。○雙六は。碁のたぐひにて、盤に目をもりて、石を並べ、二つの賽をふりて、これか
れ勝負をあらそふ遊戲にて、こも詳なる事は、嬉遊笑覽にあり。○さうどきは。争ひ騒ぐ意。○
興あるのり物は。ねもしろき賭物の意にて、小弓、雙六、碁などにかけて、勝ちたる方にあたふる
物をいふ。○どうでは。取出を、音便にてまかいふ也。○をのこどもは。殿上の侍臣をいふ。○
賜はせぬべからむ云々は。下賜すべき賭物を、おこせ給へとの意。○唐櫃は。足のある櫃にて、
物を入るゝもの也。○重らかなるは。目方の重さうなるの意。○御つかひのうへ人は。御使に遣
はされたる殿上人にて、即ち何がしの中將をいふ。○はのわけては。少しばかり開けての意。は
のは、はのかにの意なり。○いと心えずなりては。上つ方にて、錢など賭物にせんはいかと思

へば、其心得ぬ也。○さどもて云々は。はつと赤面しての意にて、あさましく思へるさま
也。○御らんじれこせては。中將のさまを御見やらせ給ひての意。○朝臣は。人を親みてよぶ詞
にて、吾副身の意。こゝは姓にいふとはかはれり。即ち中將をさしてのたまへる御詞あり。○か
ばかりの事は。錢を賭物にもちふる事をいふ。○殿上の賭弓は。臨時の儀にて、殿上の侍臣ども
に、弓射させて御覽するなり。恒例の賭弓といふは、射禮の翌日、即ち正月十八日、天皇弓場殿
に御して、弓を御覽するにて、其儀いともれけれど、これは臨時なれば、いたき儀もなきなり。
○これをみては。錢をいふ。○今かけ物ときこえたるには。今修明門院の方に、唯賭物にすべき
物といひやりたる故に、舊儀を存して、錢をこれせられしなりとなり。○いたきわざは。俗にえ
らい事といはんが如し。いたきは、すべて物の甚しきをいふ辞にて、よきにも、あしきにもいへ
り。○さはあしく云々は。中將の心のうちをいへる意なり。

後鳥羽

大かたこの院のうへは、よろづの事にいたりふかく、御心もはあやかに、物にくはしう
ぞおはしましける。夏の頃、水無瀬殿の釣殿にいでさせ給ひて、ひ水めして、水飯やうの
ものなど、わがき上達部殿上人どもにたまはさせて、大御酒まゐるついでにも、
いにしへの紫式部こそは、いみじくはありけれ、かの源氏物語にも、ちかき川のあゆ、西
川より奉れるいしふしやうのもの、御前に調じてと書けるなむ、勝れてめでたきぞと
よ、只今さやうの料理つかまつりてむや。などのたまふを、秦のなにがしとかいふ御隨

くはしうの下
印本などあ
り今一本に
りて除きつ
たまはさせて
一本に給は
せて又給は
てしへのの
字一本にな
し

身、高欄のもと近く候ひけるが、うけたまはりて、池の汀なるさゝを少しまきて、白き米を洗ひて奉れり。ひろはゞ消えなむとにや。これもけしかるわざかなとて、御ぞぬぎてかづけさせ給ふ。御かはらけたびくきこしめす。その道にもいとほしたなうものし給ふ。何事もあいぎやうづきめでたく見えさせ給ふ御ありさま、千とせを經ども、飽く世あるまじかめり。

御ありさまの
下一本になど
さあり

○いたりふかくは。其蕨をきはめ給へるをいふ。○釣殿とは。對の屋より、廊中門等をへだて、池にのぞめる殿をいふ。○ひ水めして云々。ひ水は、氷水なり。水飯は、水づけの飯にて飯を水に漬けてめさせらるゝをいふ。○大御酒まゐるは。御酒を飲みたまふなり。○あはれ云々料理つかまつりてむやは。後鳥羽院の御詞なり。○近き川のあゆ云々。源氏物語常夏の卷に、いとあつき日、東の釣殿にいで給ひて、涼み給ふ、中將の君もさぶらひ給ふ、親しき殿上人、あまたさぶらひて、西川より奉れる鮎、近き川のいしふしやうのもの、御前にて調じで參らす、とあるをいふ。西川は、桂川。近き川は、賀茂川をいふべし。石伏は、川魚の名にて、形はせに似て、頭大に、口ひらたきものなりとぞ。和名抄に、鱈をよみて、性伏沈在石間者也見えたり。○御隨身は。上皇、執政、大臣以下、上達部、及び近衛少將、諸衛の佐等まで、護衛として、官より給せらるゝ人をいふ。弘安禮節に、隨身、太上天皇十四人とあり。或は十二人ともいへり。さて攝政關白は十人、其以下官にまたがひて、人數に差あり。○高欄は。御殿の縁のつまたある欄干也。

○ひろはゞ消えなむとにやは。源氏物語帚木の卷に、御心のまゝに、折らば落ちぬべき萩の露、ひろはゞええなんに見ゆる、玉篠の上の霞などの、えんにあえかなる、すきとしとのみこそ、をかしくおぼさるらめ、と見えたる意にやとなり。かの洗米を、笹の上にのせたるを、霞に見たてたるなるべし。○けしかるわざは。異様あるわざといへるにて、傍ら譽めさせ給ふ意を含める也。○御ぞは。御衣也。○かつげは。被がせにて、御衣など纏頭に給はる時は、肩にうちかけて拜するものなれば、すべて物を賜ふを、やがてかつぐといふ也。○御かはらけは。御土器にて、酒盃のことあり。さて御酒を召しあがらせらるゝを、御かはらけきこしめすといふなり。○その道にも云々は。御酒をめしあがる事にて、御土戸におはしまをいふ。○はしたなうは。不都合にの意にて、あまりなるまで、聞食させ給ふをいふべし。○あいぎやうは。愛敬の意なり。

また清撰の御歌合とて、かぎりなくみがかせ給ひしも。水無瀬殿にての事なりしにや。當座の衆議判なれば、人々の心ち、いとどおき所なかりけむかし。建保二年九月のころ勝れたるかぎりぬきいで給ふめりしかば、いづれかあるかならむ。中にもいみじかりし事は、第七番に、左院の御歌、

あかしがた浦路はれゆくあさなぎに霧にこぎいるあまの釣舟

とありしに、北面の中に、藤原の秀能とて、年比も、この道にゆりたるすきものなれば、召し加へらるゝ事、常のことなれど、やむとどなき人々の歌だにも、あるは一首二首三首

當座の衆議判
印本に當座に
衆議判よりて
一、本にあり
改めつに七
九月一本に七
院の御歌一本
字なし

ありたる印本
にたるの二字
りなし一本に
て補ひつ

めされて印本
り一本に
て改めつ
そめしころも
に一本頃にも
さあり
何の下一本に
文字あり

にはすぎざりしに、この秀能、九首までめされて、玄かも院の御かたてにまゐれり。さて
ありつるあまのつり舟の御歌の右に、

契りおきし山の木の葉の下もみぢそめしころもに秋風ぞふく

とよめりしは、その身の上にとりて、ながき世の面目、何かはあらむとぞき、待りし。

○當座の衆議判は。其會の席上にての各評をいふ。そは定まれる判者なくして、席上にある衆人
の各そのよしあしを評議し、ことわり定むるものをいふなり。○れき所なかりけむは。心づかひ
せられて、究屈にありつらむとなり。○いづれかおろかならむは。いづれもすぐれたる名歌のみ
にて、大方なるはなかりしと也。○あかしがた云々の御歌。玉葉集に、建保元年八月撰歌合に、
後鳥羽院御製とあり。上に建保二年九月の頃とあるに、いさゝか年月かなはず。いづれか是なら
む。さて明石潟は、幡磨國明石郡の海濱の地名。あさなぎは、朝風のまづまりたるほどをいふ。
一首の意明にて、海邊の實景見るが如し。○北面は。北面の武士にて、仙院を警衛する兵士をい
ふ。北面に上下ありて、五位なるを上北面、下薦の六位なるを、下北面といふ。○召し加へらる
、事云々は。歌合、其他の會あるごとに、常に召し加へらるゝ歌よみあれとなり。○やむとぞ
あき人は。官位高く、尊き人の意。○御かたては。御敵手の意にて、院の御歌に番ひ奉るをいふ。
○契りれきし云々の歌。山の木の葉の下紅葉の、そめいづるところと契りおきたるに、引たがへて、
却て、人をあぐといふ秋風のふきて、我上をば、よそにし給ふとの意にて、懸歌なるべし。○四の

句、一本にそめしころにもとあり。○その身の上にとりて云々。秀能の身の上にとりては、後代
までの面目として、其名譽には、何物かこれに過るものあらんやとなり。

むかしの躬恒が、御はしのもとに召されて、ゆみはりとしもいふ事はと奏して、御衣た
まはりしをこそ、いみじきことにはいひ傳ふめれ。又貫之が家に、枇杷の大臣、魚袋の歌
の返しとぶらひにおはしたりしをも、道の高名とこそ、世繼には書きて侍れ。近き頃は、
西行法師ぞ、北面のものにて、世にいみじき歌のひじりなめりしが、今の代の秀能は、ほ
とくふるきにも立ち勝りてや侍らむ。この度の御歌合、大方いづれとあくうちみだ
して、勝れたるかぎりを、えり出でさせ給ひしかば、れのくむらくにぞ侍りける。吉
水慈圓の僧正ときこえし、又たぐひなき歌のひじりにていましき。それだに四首ぞ入りた
まひにける。さのみは事長ければもらしぬ。

○むかしの躬恒が云々。大鏡に、延喜の御時に、御遊ありし夜、御前の御階の下に、躬恒を召し
て、月を弓張といふ心、何の心ぞ、それがよし仕う奉れと仰事ありしかば、「照月を弓張としも
いふ事は山べをさしていれば也けり」と申したるを、いみじう感せさせ給ひて、大袈賜ひて、肩
にうちかくるまゝに、「白雲のこのかたにしもれりゐるは天つ風こそふきて來ぬらし」いみじかり
し物かな、さ計の者を、近う召して勅祿賜はるべき事ならねど、そしり申す人のなきも、君の重
くおはしまし、又躬恒が、和歌の道の世に許されたるこそ、思ひ給へしかとあり。○又貫之が

世繼印本日記
さあり今一本
つよりて改め
みだして一本
あり

家に云々。こも、大鏡師輔の條に、正月一日、つけさせ給ふべき魚袋の、損はれたりければ、繕はせ給ふ程、まづ眞信公の御許に參らせ給ひて、かうくゝの事の侍れば、内に遅く參るよしを申させ給ひければ、大きおどい驚かせ給ひて、年頃もたせ給へりける、取出させ給ひて、やがて、宵物にもとて、奉らせ給ふを、事うるはしう、松の枝につけさせ給へり、其御かしこまりの喜びは、御心の及ばぬにしもれはしまさざらめせ、猶貫之に召さんと思召して、渡りおはしましたるを、待ちつけ申しけん面目、いかゞは愚なるべきな、吹く風に氷とけたる池のうへを千代まで松のかげにかくれん」とあり。枇杷のおどいは仲平公にて、師輔公の叔父なり。こゝは傳へ誤れるものなるべし。魚袋は、束帶の時、腰につくるものにて、三位より上は、金の魚、四位より下は、銀の魚などいへる差別あり。道の高名は、歌道の手柄の意。○西行法師。俗なりし時佐藤憲清といひ、鳥羽院の北面にて、武勇の名ありしが、出家して、法名圓位といひ、後西行と改めたり。すぐれたる歌人にて、定家家隆などに劣らぬ上手なりし也。○ほどくゝは。殆なり。○大方いづれとなく云々。誰彼の別なく、こさませみだして、其中より、よき限りを撰出したるなればと也。○れのくゝむらくゝは。各人さだまれる數なく、斑々にて、皆ひとしからずとなり。○吉水の僧正は。法性寺入道前關白太政大臣藤原忠通の子にて、天台座主覺快法親王の弟子となり、初の名を道快といひしが、後慈圓と改めたり。建暦二年より後、四度座主に補せられ、大僧正に至る、京の吉水に住めりしかば、吉水の僧正といへり。嘉禎三年、慈鎮と諡號をえられたり。この人また歌の上手なりしこと、人の知る所なり。

久しかりし諸
本皆同じけれ
ど久しかりき
そありぬべき
所なり

この僧正世にもいとれもく、山の座主にてものし給ふ事も、年久しかりし。その程にやむごとなきかうみやう數知らずればせしかば、崇められ給ふさまも、二さくものし給ひしかど、猶飽かずればす事やありけむ。院に奉られける長歌、

○山の座主は。山とは、園城寺を寺といふにあはせて、延暦寺を山ともいへり。さてその總管の職を、座主といふなり。天台一宗、皆この下に綜理せらるゝをもて、これを天台座主ともいふ。○その程に云々。座主たりし間に、高名手柄あまたありしとなり。○猶あかず云々。寺務などの事に依てなるべし。下の長歌を見るべし。○長歌。この歌及びつぎなる定家の歌、共に拾遺愚草に見えたり。其詞書及び明月記の文等、次の歌の終に載せたり。見合すべし。

さてもいかに わしのみやまの 月 の か げ つるのはやしに
いりしより 經にける年を かぞふれば 二千とせをも
過ぎはてゝ のちのいつゝの もゝとせに なりにけるこそ
かなしけれ

○さてもいかに云々かなしけれ。釋迦如來の入滅せしより以來、今日にいたるまで、經來りし年を數ふれば、二千年を過ぎはてゝ、また五百年に及び、すなはち世の澆季に至りしこそ、悲しき事なれとなり。鷲のみ山の月の影とは、常住不滅の佛德を、月にたとへたるにて、法華經壽量品の偈に、爲度衆生故、方便現涅槃、而實不滅度、常住此說法、我常住於此、以諸神通力、今顛

倒衆生、雖近而不見、衆見我滅度、廣供養舍利、咸皆懷戀慕、而生渴仰心、衆生既信伏、質直意柔輒、一心欲見佛、不自惜身命、時我及衆僧、俱出靈鷲山、云々、神通力如是、於阿僧祇劫、常在靈鷲山、及餘諸住處、衆生見劫盡、大火所燒時、我此土安穩、天人常充滿、園林諸堂閣、種種寶莊嚴、寶樹多華樹、衆生所遊樂、諸天擊天鼓、常作衆伎樂、雨曼陀羅華、散佛及大衆云々、と見え、又同序品に、如是我聞、一時佛住王舍城耆闍崛山中、與大比丘衆萬二千人俱、皆是阿羅漢とある、科註に、因緣釋耆闍崛山者、耆闍崛、此云靈鷲、亦云鷲頭、亦云狼跡、對又解前佛今佛皆居此山、將峰名山、爲又云、山南有尸陀林、鷲噉屍意棲其山、時人呼爲鷲山、對又解前佛今佛皆居此山、若佛滅後、羅漢住、法滅支佛住、無支佛、鬼神住、既是聖靈所居、總有三事、因呼爲靈鷲山、なと見えたり。鶴の林の事、序文のはじめにいへり。のちのいつ、のも、とせにの、いつ、は、ひとつ、或はふたつなどの誤にはあらじか。佛滅後、元久二年に至るまで、二千百五十余年に過ぎず。たゞ大かたをいへるにも、五百年といふべきにあらざるをや。

まよひて拾遺
最草にまよひ
てあり

さむるも同
書にさむる
にあり

あはれ御法の水のあわの消えゆくころになりぬれば
それにこゝろをすましてぞわが山川にまづみゆく
心あらそふのりの師はわれもくとあをやぎの
いと所せくみだれきて花もみぢも散りゆけば
木ずるあどなきみやまへの道にまよひてさなきがら

ひとりこゝろをどいむるもかひもなきさのまがの浦
あどたれまし、日よしのや神のめぐみをたのめども
人のねがひをみつかはのながれもあさくなりぬべし

○あはれ御法の云々まづみゆく。あはれかく末世に及び、佛法魔滅の時にあたり、獨心をすまして、身を深山に潜めて、佛道の蘊奥をさはむる事に餘念もなしとの意。法の水は、佛法の永劫盡きざるを、水にたとへていへるなり。まづみゆくは、法の水、山川などいへるよりの縁語にて、潜心學道のさまをいふ。○心あらそふ云々散りゆけばは。得道あさくして、心まづまらぬ法師どもは、たゞ我もくと、所せく來るかどすれば、忽ち去りて、求法の念どもしく、集散常なければとなり。のりの師は、法師なり。青柳のは、いと、いはん枕詞にて、またみだるといへるも、この縁語なり。○木ずるあどなき云々かひもなきさのは。山門に跡をといむるものなくなりゆけば、深山に道ふみまよふ如く、誰をよすがに、佛道を興隆せんたよりもなく、ひとり心をといてむれども、そのかひもなく、空しく月日を過し來つとなり。木ずるあどなきは、花も紅葉も散りゆけばといへるより、つけけたるのみにて、人跡もなき意なり。かひもなしと、渚にいひかけ、さて志賀の浦といひ下せり。○志賀の浦云々なりぬべし。志賀の浦に、垂跡して鎮まります日吉の神の、御恵をたのみ奉りて、わが思ふ事をはたさんと祈り申せど、世降りて、神威もうすく、人の願を満しがたくなりゆく事なるべしとなり。日よしのやの、やは、助辞にて、のといはんが

如し。みつ川は、山城に美豆川あり。それなるべし。さて願を満つといひかけ、川の縁より、神徳の浅きを、流にいひなしたるなり。

みねのひじりの すみかさへ こけの下にぞ うもれゆく
道はらふべき 人も が な あなうの花の 世の 中や
春の夢路は むなしくて 秋のこずゑを れもふより
冬の雪をも たれかどふ かくてや今は あど絶えむ
とれもふからに くればどり あやしきよるの わがれもひ
消えぬばかりを たのみきて なほさりともし 思ひつゝ
ゑばし都に やすらひて のこる御法の 花の 香に
ゑひて心を つくば 山 ゑげきなげきの ねをたづね
ゑづむむかしの たまをとひ すくふこゝろは ふかくして
つとめゆくこそ あはれなれ

○みねのひじりの云々埋れゆくは。台嶺山門の堂舎僧坊の、頽破に及べるをいへり。○道はらふべき人もがなは。塵にうもれて、往來ふ人もなきを、かき拂ひ清めて、もとの莊嚴になすべき人もあれかしとなり。このあたりは、暗に院の御前に、されへ申せる所なるべし。○あなうの花の

は。憂きを、卯の花にいひかけたる也。○春の夢路は云々誰かどふは。四季折々についても、訪來る人なきをいひて、わが山住も、年経て顧るものあらぬをいへり。○かくてや今は云々つくば山。かくわれのみゆきて、つひには、この山門國家護法の名跡も、絶えはてむと思ふなげきに、夜をやすくもいねず。あやしくも、消えかへる程に、物思ひゑつゝあるを、猶さはありともと、立かへり佛法興隆の運にもあはんかと頼み思ひて、暫時都にとまり休らひて、はつかに残れる御法の花の香に、強ひて心を注ぎをるとなり。くれはどりは、吳織にて、吳國より來れるはた織をいひて、そは綾など織るものなれば、あやしきといはむ枕詞に用ひたり。○つくば山は。常陸國にあり。心を注ぐといひかけ、さて下のゑげきといはん序とせり。さるは、上にも引ける古今集の序に、筑波山の陰よりもゑげし、などあるによりてなり。○ゑげきなげきの云々あはれなれは。かく今一方ならぬ歎きをする根源を尋ね、すぎさりたる昔の人の英靈を訪ひて、山門衰頽のことわりを明め、いかにして、衰運を挽回せんと、救助の念は、ますく深く、ひたすらそのすぢに、辛勞すること、われながらわはれなれとなり。なげきのきに木をよそへて、さて根とつゝけたり。ゑづむは、玉の縁語にて、この世にあらぬをいふべし。

みやまのかねを つくくど わが君が代を れもふにも
峯の松か せのどかにて 千代にちとせを そふるほそ
のりのむしろの花のいろ 野にも山にも にほひてぞ

たのみきて拾
遺愚草にたの
みにてあり
思ひつゝ云々
のこる御法の
まで印本にな
し拾遺愚草に
よりて補ひつ

人をわたさむはしとして 玄ばしこゝろを やすむべき
つひにはいかゞ あすか 川 あすより後や 我たちし
そまのたつきの ひゞきより みねの朝ざり はれのきて
くもらぬ空に たちかへるべき

反歌

さりどもそれもふ心ぞなほふかきたえてたえゆく山川の水

○み山の鐘を云々やすむべきは。つくゞとわが君の御代を思ふにつけても、再び山門の興隆を期し、千歳をかけて、法會鎮壇絶ゆることなく、天下萬民を、護持濟度すること、昔の如くにして、聖代たるに背ぬやうにあらまほしく、さてわが年來の辛勞をも、やすめ慰むべきとなり。み山の鐘とは、たゞつくゞといはん料のみ。佛寺に縁ある詞なれば、玄かもちひたり。峯の松風のどかにては、台嶺の鎮靜に歸するをいふ。のりのむしろは、法筵にて、法會を行ふことをいへり。さて花といへるより、にはふとうけたるにて、佛徳の天下に遍満するをたとへたり。人をわたさむ橋は、得道濟度せしむることを、川に橋をわたせるによせていへり。○つひにはいかゞ云々たちかへるべき。然れども、終にはいかになりゆかん。いどれぼつかなし。併し、この身の不徳なればこそあれ、あすより後は、更に高德の人の顯はれ、かの宗祖傳教大師の遺徳によりて、台嶺の雲霧、れのすから晴れゆき、暈りなき光明を放たんとせに、立歸る事もあるべき也。あ

すか川は、明日よりといはん料のみ。我たちし杣とは、かの宗祖最澄、はじめこの山の根本中堂を創建せらるゝ時、阿耨陀羅三藐三菩提の佛たちわがたつ杣に冥加あらせ給へしとよめるより、延暦寺を、やがてわがたつ杣ともいふ。たつきは、鐺といふ字をよみて、和名抄に、廣乃斧也とあり。杣人の用ふる斧をいふなり。さてこゝは、杣人の木伐る斧の音よりといひて、かの傳教大師の、玄か辛勞して、創規せられたる遺徳によりてといへるなるべし。○反歌は。長歌の意を反復して、短歌につゞいへる意なり。催馬樂などにある。かへしもの、歌とは異なり。○さりどもと云々。わがこの山門荒廢に屬して、一宗の法水、いまだ絶えこそせね、かつゞ絶えもゆくべきありさまに及びたれば、今は獨の力にて、いかむとせんすべなきものから、猶玄かはありども、いづれの道によりてか、回復の道なからじやはと、思ふ念の猶やまぬのみか、いよく其心深くして、それに辛勞をつめることなるを、あはれわが君も、この國家護法の名跡をればしめし、且は、わが心をもくみ給ひて、玄かるべき御裁許を賜ひてよとなり。

定家の中将、折ふし御前にさぶらひければ、この返しせよとてさしたまはそるげにいと疾く書きて御覽せさせけり。

久かたの あめつちどもに かぎりなき あまつ日つぎを
ちかひてし 神もろどもに まもれとて 我たつそまを
いのりつゝ、 むかしの人の 玄めてける 峯のすぎむち

色かへずいくとしをへだつとも八重のまら雲
ながめやるみやこの春をとなりにて御法のはなも
かとりへず句はむものと思ひかきしすゑばの露も
さだめなきかやが下葉にみだれつゝもとのころの
それならぬうきふしまげきくれ竹になくねをたつる
うぐひすのふるすは雪にあらしつゝ跡絶えぬべき
谷がくれこりつむなげきまひしばのまひてむかしに
かへされぬくすのうら葉はうらむとも

○折ふし御前に云々は。慈圓僧正の、長歌を奉りし時、あだかも定家、院の御前に祇候せられしかばとなり。○げにいと疾く云々は。定家は、さすがに、當世の宗匠と仰がるゝほどの歌仙なれば、げにも早速返歌を草して、院の御前にさしだして、御覽にそなへたりと也。○久かたの云々まめてけるは。天壤無窮の基業を誓ひれき給ひし、天祖もろともに、わが皇室を守護し奉らむとて、わがたつ所に冥加あらせ給へど、無上諸佛に祈りつゝ、むかし傳教大師の、この王城の鬼門にあたれる比叡山を、清淨地とえらび占領して、創設せられたる、この天台の叡岳はとなり。久かたのは、瓢形の略言にて、天といはん枕詞なり。くはしくは、冠辭考につきて見るべし。天地とも云々は、かの天祖の、皇孫を、降下せしめ給ふ時の神勅といへるにて、日本紀に詳なれば省きつ。むかしの人とは、やがて、傳教大師をさしていふべし。まめては、占領しての意。○峯の杉むら云々思ひれきしは。その台嶺にむらだてる杉の、常磐に色をかへざる如く、幾百年をへだて來ぬるとも、白雲の入重だててごとくに見わたさるゝ、花の都を間近き隣にして、佛法榮耀の花も衰ふる事なく、匂ひ満なむものと、思ひ定めて、經營したりしをと也。八重の白雲は、都の榮花を思ひよそへたるにて、又へだつといへる縁語なり。○する葉の露も云々あらしつゝは。やうく末世に至りて、萱が下葉の末にねく露の、定めなきが如く、濫吹に及び、昔傳教大師の誓ひれきてし心の、それには違ひて、うき事まげくなりゆき、吳竹に聲をたてゝなく、鶯の古巢の、雪にふり埋められて、荒るゝ如くに、山門の名跡も荒廢しつゝと也。思ひかきし末は、末葉にいひかけたるにて、只末世濫吹に及びてといふ意。憂きふしは、吳竹の縁語也。さて竹にまなしみ宿るものなるより、鶯の古巢とつゞけて、山門の舊跡荒廢をたとへたり。○跡たえぬべき云々うらむともは。人跡もなき谷隠れに、木を樵りあつむる如く、萬侶空しく山門に出入すといへども、意を求法にといめず、跡をはらひて散りゆく中に、ひとり台嶺の衰運を歎きて、あながちに、昔の繁榮にかへさむとつとむれど、忽にかへしえぬ事を恨みて、かく院にまで訴へ申さるゝども、其詮なく、院にても、いかにすべしとも仰せがたきこそ、口惜しき事なれとの意にて、北條義時、かの頼朝の餘威を襲ひ、將軍を擁して、天下の政權を執り、皇室の衰頽、いよく甚しく、萬思召す儘にならざる世なれば、承久の亂より、少し以前の事なれば、思ひ合すべし。忽に裁許がたき事情ありしなるべし。さて、つぎく慈圓の德望を稱へて、なぐさめ諭せるさまに

○ぬまの葦間に云々。葦の繁れる沼の如く、澆季汚濁の世なれど、葦間をわけてやどる月の影は、すみて見ゆると同じく、ひとり圓滿赫々たる神威のおはしませば、猶月の、山の端をめぐりつゝ、照と如くなるを、うち仰ぎて祈り奉らば、行末をも、空しくなさず、立かへりて、君が願を満して、山門荒廢を歎き給ふ心の闇をも、晴し給ふべき日吉の神の、のどかある御神徳も顯るべく、それにつけても、君が代を萬代に千世をかさねませと祈り給へとなり。神徳の圓滿なるを、秋の半の月にたとへたるなり。さて幾千万代もかはらぬ、わかぬ浦の松がえに巢をくひて、常に翅にかけならせる鶴の子の、千歳の齡を、君にゆづり奉りて、若や給はんやうにどの意にて、わかぬ浦に、若やぐ意をかね、又そを、和歌にとりなして、下にいつけたり。かくて君はまた、和歌の道にも、聖にておはしませば、今は御心をうつして、その浦に、玉藻を茹りあつむる如く、金玉の詠を、多くよみいで給ひて、古來類もなき程に、うるはしく磨き作らるれば、このわれもともたつさはれる、敷島の道までも、佛法王法と共に、常磐かきはに、絶えせず傳はりゆくものならば、即ち君がよみれかるゝ言の葉の、妙なる色々毎に、後世の人、ひとり御高德を仰ぎ見るのみならず、御歌をもめで、仰ぎ慕はぬ事のあるべきかは。かならず忍び奉るべしと也。ためしもなみには、浪に無の意をかけたなり。○君をいのる云々。山門の荒廢をなげきて、かく訴へ給へるは、さる事ながら、それはた、時世の衰運に逢ひ、いかにとせんすべなきを、さりとて台嶺の清水こゝに絶えて止みはつる事は更にあるまじき事なれば、猶今迄の如く丹精をこめて、君が代を、千代に祈り奉りて、さるはの君も、かならずなすべしと云々。

いと頼み奉りて、ゆくゆく世の立なほるをまちて、復興の裁許を下したまはる事もあるべし。

ゆめく、一旦に憤り恨み給ふことなかれとなり。山川の水は、前の歌をうけて、台嶺の法水をいへり。さて山に、更に止まずといひかけたり。右二首の長歌、及び反歌、拾遺愚草に、水無瀬殿にさぶらひしに、大僧正の、長歌をよみてたてまつられたるを、返し只今つかうまつるべきよし、仰事侍りしかば、やがてかきつけ侍りしと見え、又定家の日録、明月記に、元久二年四月廿日、己時參上、小時、家長持參長歌、大僧正詠進給云々、此歌、可和進之由、有仰事、長歌曾未詠之、卒事勿論也、但出御以後退出、即終編如文、不加點、如形清書、又持參、付家長内々經御覽、可直者可直進之由申之、還來云、神妙也者、如此事、早速還似不澁、爲道踏不當、依沈思不得風情、依早速頗可表堪能之由、所相勵也、不之返下、以之爲悅、又退出とも見えたり。

土御門
新院

ものどかにおはしますまゝに、御歌をのみよませ給へど、萬の事もていでぬ御本

性にて、人々など集めて、わざとあるさまには好ませ給はず。建保の頃、内々百首の御歌詠み給へりしを、家隆の三位、また定家の治部卿の許あどへ、いふがひなき兒ちこのよめるとて、遣して見せたまひしに、いづれもめでたく、さまぐある中に、懷舊の御歌に、

秋の色をおくりむかへて雲の上に馴にし月もものわすれすな

とある所に、定家の君驚きかしこまりて、うらがきに、あさましくはかられ奉りける事などあるして、

許なごへ印本
許へなごさあ
り一本に
てり改めつ

わかざりし月もさこそは思ふらめふるき涙もわすられぬよを

後鳥羽

と奏せられたり。院もえむありて御覽すべし。げにいかゞ御心動かずしもおはしまさむと、その世の事かたじけなくあむ。今もそこし世の中隔たれるさまにてのみおはしますこそ、いといとほしき御ありさまなめれどぞ。

○もていでぬ御本性は。ねもてだちてまたまはぬ御性質の意にて、沈黙にねはしますをいふ。○わざとあるさまは。わざと歌合せんと、かねて構へて、人など集めて、玄給ふことは好ませられずと也。○百首の御歌は。建保四年三月、定家隆勲をつけて奉れり。土御門院御百首一卷、今も世に傳はれり。○いふがひなき兒は。はかゞしからぬ、とるにもたらぬ兒となり。○秋の色を云々の御歌。續後撰集にも、百首歌よませ給ふけるに、懷舊の心を、土御門院御製とあり。禁中にありて、幾秋を送迎して、見なれたる月も、わが忘れぬごとく、われを忘るゝことなかれとあり。秋の色とは、秋のけしきをいへり。雲のうへは、やがて禁中をさしていへり。○驚きかしてまりては。土御門院の御製と、はじめて知りえたるによりて、驚き、且つ恐入りてとあり。○うらがきに云々。御詠草の裏にもものしたるなり。さて其詞。さればこそ、たゞ事とは覺え候はざりつるものを、浅ましく出しぬかれまゐらせ候ける、道理にて候、既以露顯、感涙千萬行、淺ましきたはこども書付候ひにける、あさましや、はや破られ候ふべし、御返しによめるとて、次の歌あり。其真にまた、今はかゝらして、物と見えざるふらふあり。此集の古今

著聞集にもあり。○はかられは。欺かれたるをいふ。○わかざりし云々。そのかみれりゆさせ給ふ程、臣等もいとほしく悲しく、惜けくて、泣きわび奉りし、その夜の事を、今も忍られぬを、ましてあかでわかれ奉りし月も、さこそい戀しく悲しく、思ひ奉るからめとて、院の御上も、さこそ昔こひしく思召し給ふらめとの意を、うらにそへたるなり。○えむありては。さるべきつてありての意。えむは縁なり。○げにいかゞ云々。土御門院の御心中を、おしはかり奉りたる意なり。○世の中へだたれるさま。後鳥羽土御門兩院の御中らひを申すなり。

第二 新島 もり

田村利仁ハ印
一本村仁ハ印
一本余五利仁
一本今永正
一本より改
めつ

さまよふ印本
にまよふに作
る一本より
て改めつ

猛きものゝふのおこりを尋ねれば、いにしへ田村利仁などいひけむ將軍どもの事は、耳遠ければさしおきぬ。そのかみより今まで、源平の二流ぞ、時により折にまたがひて大やけの御まもりとはなりにける。桓武天皇と聞えし御門をば、柏原の御門とも申しけり。その御子に、葛原親王式部卿の御子と聞えしより五代の末に、平將軍貞盛といふ人、維衡、維時とて二人の子をもたりけり。間近く榮えし西八條の清盛のおとゝは、かの太郎維衡より六代の末ありき。その一門亡びしかば、この頃は僅にあるかきかにぞさまよふめる。さてかの維時が名残は、ひたすらに民となりて、平四郎時政といふものゝみぞ、伊豆の國北條の郡とかやにあめる。それも維時には六代の末なるべし。

○新島もり。此卷は、源氏、北條氏相繼で起りし事、承久亂の事、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇遠島に遷され給ひし事、ねよび配所のあはれなるさまを記したり。さて卷の名は、後鳥羽法皇隠岐にてよみ給へる御歌に、「われこそは新島より、隠岐の海のあらし波風心して吹け」とあるによりて名つけし也。○猛きものゝふ云々。ものゝふは、武士なり。こゝは源氏北條氏の武士を云へり。○田村利仁などいひけむ云々。田村は坂上村田氏の男にして、桓武天皇の御宇、征夷大

將軍となり、東夷を平げし人也。利仁は、藤原時長の男にして、鎮守府將軍に任せられたり。いづれも名高き武勇の將軍なり。○耳遠ければ云々。時代いたく隔りて耳遠き故に、さし置て語らずとの意。○大やけの御まもりは。朝廷の守護たりしを云ふ。○維衡維時云々。尊卑分脈に、貞盛の子維衡、維將維、將の子維時とあり。本書維時を貞盛の子とせるは誤れり。○其一門亡びしかばは。後鳥羽天皇の御代、平氏の一族、源氏の爲に滅ばされしをいふ。○あるかなきかにぞ云々。微々として、流浪せるをいふ。○維時が名残云々。名残は子孫といはんが如し。ひたすらに民となりては。一むきに、朝廷につかはへず、民間になり下るれをいふ。○北條の郡は。吾妻鑑にも、その名見えたれど、和名抄に、さる郡名をのせず。諸國郡郷考には、増鏡にも伊豆北條郡とかや云々あるは、當時の稱にて、定まれる郡名にあらず。加茂郡中、今も北條といふ地あり、其所なるべしと見えたり。

又源氏武者といふも、清和の御門、或は宇多の院などの御後どもなり。二條の院の御時、平治のみだれに、伊豆の國姪が小島へ流されし、兵衛の佐頼朝は、清和の御門より八代のながれに、六條の判官爲義といひし者の孫なり。左馬頭義朝が三男になむありける。平清盛西八條の入道おとど、やう／＼榮花衰へむとて、後白川院をなやまし奉りしかば、安からずおぼされて、かの頼朝を召しいで、軍を起し給ひしに、玄かるべき時やいたりけむ、平家の人々は、壽永の秋の木がらしに散りはて、遂にわたつ海の底のくづと沈

姪が小島印本
小の字なし
一本より補
ひつ

世に作る一本
つによりて補ひ

置ききこひ
木にきこひき
さあり

みにし後、頼朝いよく權をほどこして、更に君の御後見を仕うまつる。相模の國鎌倉の里といふ所に居りながら、世をば掌の中に思ひき。皆人より給へることなれば、今さらには申すもなかくなれど、院のうへ位に即かせ給ひしはじめより、世のかためとなりて、文治元年四月二のはしをのぼりしも、八島の内のれど、宗盛をいけどりの賞とさこゆ。

○清和の御門云々。清和天皇の御孫にて、貞純親王の御子なる、經基王に源の姓を賜ふ。頼朝は其裔也。○宇多の院云々は。宇多天皇の御孫にて、敦實親王の御子なる、雅信に源の姓を賜ふ。其子扶義は、佐々木源氏の祖也。○平治の亂れ云々。二條天皇平治元年十二月、右衛門督藤原信賴、左馬頭義朝、兵を起し、天皇及び後白河上皇を幽し奉るによりて、誅せられしを云ふ。義朝の子頼朝は、承暦元年二月、伊豆國に流されし也。増訂豆州志稿に、蛭島は、君澤郡四日町村にありしよし見えたり。○後白河院を惱まし云々。治承元年、法皇の近臣大納言成親等、平家の專横を憤り、之を亡さむ事を謀り、清盛の爲に殺さる。これによりて、清盛法皇を恨み奉り、つひに同三年十一月、鳥羽殿に幽し奉れるなどの事をいへり。○壽永の秋云々。木枯は、秋の末冬のはじめ、はげしく吹く風にて、木の葉を散らすものあれば、平家の一族の西海に奔れるを、木の葉の散るにたとへし也。百鍊抄に、壽永元年七月廿五日、平家黨類、前内大臣以下、率一族出奔西國と見えたり。○わたつ海の事云々。平家黨類、前内大臣以下、率一族出奔西國と見えたり。○わたつ海の事云々。平家黨類、前内大臣以下、率一族出奔西國と見えたり。

没したるをいふ。同書に、文治元年三月廿四日、於長門門司關、爲源軍、平氏悉被盡落すとあり。○皆人の去り給へる云々。尼の詞にて。皆人の知りたる事どもを、今あらためて申すは頼しけれど、事のつき明かならねば、かく申すとなり。○世のかためは。征夷將軍となりて、天下の權をとれるをいふ。○二のはし云々。二のはしは從二位なり、はし階にて、即ち位階を云ふ。百鍊抄に文治元年四月廿七日、正四位下源頼朝、依追討賞叙從二位とあり。

建久の初つかた都にのぼる。その勢いいかめしき事いへばさなり。道すがらあそびものどもまゐる。遠江の國橋本の宿につきたるに、例の遊女おほくえもいはすさうぞきて参れり。頼朝うちほゝゑみて、

はしもとの君になにをかわたすべき

といへば梶原平三景時といふ武士、どりあへず、
たいそま山のくれであらばや
いどあいだてなしや、馬鞍こむくゝりものなど、運び出で、ひけば、喜びさわぐ事かぎりなし。

○建久の初つかた云々。保暦間記に、建久元年十月三日、頼朝既に上洛す。同十一月七日に京着す。先陣畠山重忠、後陣千葉介常胤、凡關東の侍多分上洛す。其勢三十万騎と云々とあり。なほ吾妻鏡にも、その行列のいかめしきよし、つぶさに載せたり。委しくは本書に就きて見るべし。

たぐ山
杉一本
あらば
やまあ

その年の十一月九日、權大納言になされて、右近大將をかねたり。十二月の朔日ごろ、よろこび申して、おなじき四日、やがてつかさをば返し奉る。この時ぞ、諸國の總つるふくしといふ事うけたまはりて、地頭職に、我家のつはものどもをなし集めけり。この日本國の衰ふるはじめは、これよりなるべし。さて東にかへり下るところ、上下いろくのぬきまかりし中、此のいなりなぞまたさぬし。志願

かはしける。

志たまひし印
本ひき給ひに
しに作る一本
によりて改め

御かへし頼朝

都には君にあふさかちかければなこそこの關はとほきとを忘れ

○其年十一月九日云々。鎌倉執權次第に、建久元年十一月九日、任權大納言、同廿四日、兼右大將、不歷參議中納言、直任大納言、十二月一日、拜賀、同辭兩職とあり。○よろこび申は。任官の慶を申し上るにて、即ち拜賀なり。名目抄に、奏慶とあるも同じく、江次第に、新任大臣參弓場殿令奏慶賀と見えたり。○總つゝふくしは。總追捕使なり。これを建久元年としたるは誤れり。吾妻鏡北條九代記等によれば、文治元年、總追捕使を授けられしが如し。○地頭職云々。莊園とて、諸家の私領地に、幕府の家人を遣して、司らしむるもの也。地頭職の事は、黒川春村翁の地頭考、星野博士の守護地頭考に詳也。○日本國の衰ふる云々。王政の衰ふるをいふ。○いろ／＼のぬさは。昔は旅行の時、絹布などを細にきりて、これをたづさへ、山の峠にて、道の神に奉る、これを手向といふ。其手向くる物をぬさといひて、旅行く人に贈りなせり。こゝは唯種々の贈物といふ意にて、即ち今の世の餞別なり。○いのりなど云々。頼朝鎌倉にありしほどより、その爲に御修法御讀經などして、何くれと祈禱せしを云ふ。吉永僧正は、天台座主大僧正慈圓也。長歌は、おどろの下の巻にあり。○東路云々の歌。なこそその關は、陸奥と常陸との境にあり。なこ

君にあふさか
印本に君もさ
あり今續千載
集によりて改
めつ

そは、勿來の意、關はせき留むるものなれば、其意に取なして、さて彼關の名をかくいへるは、君に東國へは歸りまされず、いつまでも、都に留まり給へどてなるべしと、別を惜みてまかよめるなり。此歌、續千載集にも載せて、前右近大將賴朝、都に上りて侍けるが、東へ下りなれどしける比、遣しける、前大僧正慈圓と見えたり。○都にはの歌。あふ坂は、近江にあり。君に逢ふといふ事をかけて、又近き程に逢ひ奉るべければ、遠く奥州なる勿來の關のために、といまるべきにあらすとなり。とをまれのをは、そへたる詞なり。君もい、續千載集に、君にとある方やよからむ。

その後もまたのぼりて、東大寺の供養にもまうでたりき。土御門新院の御位のはじめつかた正治元年正月、あづまにて頭おろして、おなじき十三日、年五十三にてかくれにけり。治承四年より、天の下にもちひられて、二十年ばかりや過ぎぬらむ。北方は、さきに聞えつる北條四郎時政が女なり。政子その腹に、をのこ二人あり。太郎をば賴家といふ。弟をば實朝ときこゆ。賴朝大將かくれてのち、兄はやがてたちつぎて、建仁元年六月廿二日從三位、同日將軍の宣旨をたまはる。またの年、左衛門督になさる。かゝれども少しれちぬ心ばへなどありて、やうくつはものどもそむきそむきにぞなりにける。

○其後もまたのぼりて云々。百鍊抄、建久六年三月四日、前右大將賴朝卿、自關東上洛、見物貴陽成群云々、十二日、東大寺供養とあり。○東大寺の供養云々。東大寺は、大相の宗廟にありて、

聖武天皇の御願寺なり。安徳天皇治承四年、平重衡之を焼きたりしを、此時に至り、遺營して供養ありしなり。供養とは、書言字考に、慈恩云、進財行爲供、有攝資爲養、法華疏、施其依報、名爲供養とあり。○あづまにて頭おろして云々。百鍊抄に、正治元年正月十三日、前右大將賴朝薨、五十三才、依所勞去十一日出家とあり。○治承四年より云々。治承四年八月、賴朝義兵を伊豆に擧げしより、正治元年まで、二十年也。○北方は。貴人の妻室をいふ。二判問答に、室家稱北方事、自大臣至殿上人、室家通稱歟とあり。○少しれちぬ云々。深沈大度の性乏しく輕忽なるさまなれば、武士の人望を失ひ、次第に人心乖離するをいふ。

時政は遠江守といひて、故大將のありし時より、私の後見なりしを、まいて今はうまごの世なれば、いよく身重く、いきほひそふ事かぎりなくて、うけぱりたるさまなり。子あり。太郎は宗時、次郎は義時といへり。次郎は心も猛く、たましひまされるものにて、左衛門督をばふさはしからず思ひて、弟の實朝の君に附きゑたがひて、思ひかまふ事などもありけり。賴家督は日にそへて、人にもそむけられゆくに、いといみじき病をさへして、建仁三年九月十六日、年二十二にて頭れろす。世の中のこりれほく、何事もあたらしかるべき程なれば、さこそ口をしかりけめ。稚き子の一萬といふにぞ、世をばゆづりけれど、うけひくものなし。賴家入道はかの病つくろはむとて、鎌倉より伊豆の國へ、いでゆあ

宗時の下印本
あり又たまし
ひの下まされ
るがごあり一
本によりて改
めつ
いみじきの上
印本
字なし今一本
つにりて補ひ

びに越えたりける程に、かしこの修善寺といふ所にて、遂にうたれぬ。一萬もやがてうしなはれけり。これは實朝と義時と、ひとつ心にてたばかりけるなるべし。さて今は偏に實朝故大將の跡をうけつぎて、官位とこほる事なく、よろづ心のまゝなり。

○私の後見は。公の後見にむかへていふ。公には攝政關白をいへり。將軍家にも、後には執權といふ職を置けり。○身重くいさほひそふは。外戚なるが故に、威望ありて、權勢日に熾んなりとの意。○うけばりたるさまは。よろづ一身に引うけて。政權を專にするをいふ。○ふさはしからずは。不相應の意にて、賴家の性質、輕忽にて、人望なければ、征夷將軍の職には適當せずとなり。○思ひかまふるは。支度する事にて、實朝を將軍にすゑん事を謀る也。○いみじき病をさへして云々。愚管抄に、賴家は世の中心ちの病にて、八月晦日、にかうにて出家して見えたり。○うけひくものなしは。賴家人望なければ、其子一幡を立つるを承諾するものなしとなり。○病をつくろはんは。病を治療せんと意、いでゆあひは、温泉に浴するをいふ。○たばかりは。相謀る事也。○遂にうたれぬは。將軍執權次第に、左衛門督賴家、建仁三年八月十七日、讓跡於長子一萬、年六歲、九月七日出家、同廿九日配流伊豆國、元久元年七月十八日、於伊豆國修善寺被誅、年廿三と見えたり。

建保元年二月廿七日、正二位せしは、閑院の内裏つくれる賞とぞ聞き侍りし。ふなじき六年、權大納言になりて、左大將をかねたり。左馬のつかさをさへせつはれける。この

左馬のつかさを
印本に左馬頭
とあり今一本
つによりて改め

年、やがて内大臣になりても、猶大將もとのまゝあり。父にもや、立ちまざりていみじかりき。この大臣は、大方心ばへうるはしく、猛くもやさしくも、よろづめやすければ、こどわりにも過ぎて、ものゝふの靡きゑたがふさまも、父にもこえたり。いかなる時にかありけむ。

山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふた心わがあらめやも

とぞよみける。時政は、建保三年にかくれにしかば、義時はあどを繼ぎけり。故左衛門督の子にて、公曉といふ大とこあり。親の討たれにしことを、いかでかやすき心あらむ、いかならむ時にかとのみ思ひわたるに、この内大臣また右大臣にあらりて、大饗などめづらしくあづまにて行ふ。京より尊者をはじめ、上達部殿上人おほくとぶらひいましけり。

○閑院の内裏云々。拾芥抄に、閑院、二條南、西洞院西一町とあり。皇居年表に、建暦二年七月廿七日、造閑院事始、建保元年二月廿七日、閑院成、天皇中宮徙御、賢所同奉移之と見えたり。○ふなじき六年云々。公卿補任に、權大納言正二位源實朝、廿七、左中將、建保六年正月十三日、任權大納言、三月六日兼左大將、同日爲左馬寮御監、十月九日任内大臣、十二月二日轉右大臣右大將と見えたり、左馬のつかさとあるは即ち左馬寮御監をいふ也。○父にもたちまざりて云々。

官位父賴朝よりも高きをいふ。賴朝は從二位權大納言右大將にてをばれり。○猛くもやさしくも云々。剛毅と温和とをかねて、難すべきふしも奇き性質となり。○山はさけ云々。山はくづれ、海は涸れて淺くなるをいふ。さていかならむ世なりとも、異心をさしはさむことあるべくもあらず、ひたすらに、奉公の忠をつくして、朝廷につかへ奉るべしとなり。此歌は、新勅撰にも載せて、ひとりおもひをのべ侍りける、鎌倉右大臣とあり。○建保三年に云々は。北條九代記に、建保三年正月六日、前遠江守從五位下時政卒と見えたり。○大とは。大德にて、釋氏要覽に、智度論云、梵語、娑檀陀、秦言大德、律中、多呼佛爲大德、增輝記云、行滿德高曰大德とあり。本は高僧をいひしが、後には高僧ならでもまかいへり。○いかならむ時云々。いつかよき折もあらば、實朝をうちて、父の仇を報いんと、そののみ思ひつゝ、とし月をすすしたりと也。○大饗なばと云々。任大臣大饗とて、大臣に任じたるとき、宴會をひらきて、公卿を饗應する也。尊者とは、宴席につらなる上客と云ふ。さてこゝは、大饗を行ふべきによりて、大納言忠信、中納言實氏、宰相中將國通等の人々、鎌倉に下向せるをいふ也。江次第に、近代任大臣、明年正月行之とあり。

さて鎌倉にうつし奉れる入幡の御社に、神拜にまうづる、いとかめしきひききなれば、國々の武士はさらにもいはす、都の人々も扈從こしやうしけり。立ちさわきの、しるもの見る人もおほかる中なかに、公卿こうけいの火ひとさされて女のまねをしてゐるものあり。

朝實

大臣の車よりある、ほとをさしのぞくやうにぞ見えける。わやまたず首をうちかど

しぬ。その程のどよみいみじさ思ひやりぬべし。かくいふは承久元年正月廿七日なり。そこらつどひ集れるものども、たゞあきれたるより外のことなし。京にも聞しめしおどろく。世の中火をけちたるさまなり。扈從に西園寺の宰相中將實氏も下り給ひき。さからぬ人々も泣く／＼袖をまぼりてぞ上りける。

扈從に云々
ならぬまで廿
三字一本にな

○鎌倉に移し奉れるは。吾妻鏡に、治承四年十月十二日、爲崇祖宗、點小林郷之北山、構宮廟、被奉遷鶴岳宮於此所云々、本社者、後冷泉院御宇、伊豫守源朝臣賴義、奉勅定、征伐安倍貞任之時、有丹祈之旨、康平七年秋八月、勸請石清水、建瑞籙於當國由比郷、令號之下若宮云々と見えたり。○いとかめしきひききは。行列何くれの事、嚴重なるを云ふ。其事も吾妻鏡にあり。○女のまねをして云々。女子の装ひして、白き薄衣を引かづきたる也。○車よりれる、ほと云々。實朝の車よりれる、時に、公曉は車中をさしのぞくやうに見えしが、其首をさりたりとなり。此時の様は、吾妻鏡に、承久元年正月廿七日、入夜雪降積二尺餘、今日將軍家、右大臣爲拜賀御參、鶴岳八幡宮御社參、酉刻御出、行列路次隨兵一千騎也、及夜陰、神拜事終、漸令退出御之處、當宮別當阿闍梨公曉、窺來于石階之際、取劒奉侵亟相、爰阿闍梨持御首、被向于後見備中阿闍梨之雪下北谷宅、羞膳間、猶不放手於御首云々文節と見えて、神拜終りての事となしたり。○そのほと

のどよみは。其時の騒動といふ意。○そこら云々。多く集れる人々をいふ。

あへなん印本
あむなんに
て改めつ

心のまいなり
されど九字
印本のまい
なれどあり
一本にあり

亡ふべき世の
末にの八字印
本亡びたり
今一本にあり

いまだ子もなければ立ちつぐべき人もなし。事鎮まりなむ程とて、故大臣の母北方二位殿政子といふ人、二人の子をも失ひて、涙はすまもなく、玄ほれ過すをぞ、將軍にもちひける。かくてもさのみはいかにて、公達一所下し聞えて、將軍になし奉らせ給へど、公經の大臣に申しのほせければ、あへなむとおぼす所に、九條の左大臣殿のうへはこのおどいの御女なり。その御腹の若君の二つになり給ふを、下しきこえむと、九條殿のたまへば、御孫あらむもねな事とおぼして、定め給ひぬ。

○かくてもさのみは云々。ことえづまらん程こそあれ、かくていつまでも、政子を將軍にすゑれかんも、いかゝあらんとての意なり。○公達は、攝家または清華の子息を云ふ。○あへなんと云々は、苦しからずと云ふ意にて、應せんとするを云ふ。若君は、賴經にて、九條攝政道家公の子、母は西園寺太政大臣公經の女也。嘉祿二年正月廿七日、正五位下右少將となり、征夷大將軍に任ぜらる。○御孫ならむも云々。賴經は公經の外孫にあたれば、わが子ならでも、孫の將軍になりたらむも、子にかはらずとなり。

その年の六月に、あづまにゐて奉る、七月十九日に、おはしましつきぬ。むつきの中の御ありさまは、只かたえろなを祝ひたらむやうにて、萬の事、さながら右京權大夫義時朝臣心のまゝありなれど、一の人の御子の將軍になり給へるは、これぞはじりなるべ

き。かの平家の亡ぶべき世の末に、人の夢に、賴朝が後、その御太刀あづかるべしと、春日大明神仰せられけるは、この今の若君の御事にこそありけめ。かくて世を靡かしきたゝめ行ふ事も、ぼとく古きには超えたり。まめやかにめざましき事も多くなりゆくに、院のうへ忍びて思したつ事などあるべし。近くつかうまつる上達部殿上人、まいて北面の下臈、西ねもてなぞいふも、皆この方にはのめきたるは、あけくれ弓矢兵仗のいどなみより外の事なし。劔ちどを御覽じ知ることさへ、いかで習はせ給ひたるに、か道のものにもやゝ勝ちて、かしこくおはしませば、御前にてよきあしきなど定めさせ給ふ。かやうのまぎれにて、承久も三年になりぬ。

○むつぎの中云々。賴經の襦袢の中にあるさまは、人形を神にして祀りたらむやうに、たゞ其位にそなふるのみなりとの意あり。さて、むつきは、和名抄に、襦袢、和名無豆岐、小兒被也とあり。和訓栞に、纏綿の衣の意なるべし。又れよそ、胎姪六月めに及べば、あらかじめ襦袢を製して、分娩をまちうるよりいへり、諺に生れぬさきのむつき定めといふ是なりと見ゆ。かたしらは、人形をいふ。○一の人は、攝政關白をいふ。○春日大明神云々。春日の神は、藤原氏の先祖天兒屋根命を祀れり。夢の事、保曆間記にも見えたり。○玄たゝめ行ふは、處理しとりまかなふことなり。○まめやかに云々。まめやかには、忠實の意、めざましき事は、目もさむるばかりの意也。さて、義時、將軍賴經を輔佐し、政にいそしみ、政令普くれたるは、を云ふ。○思し立

院號のまだめ
ありての九字
印本にない補
本によりて補
ひつゝ
普賢寺殿の御
子光明寺殿の
小註一本にな

つ事云々。北條氏を亡さん事をはかり給へるを云ふ。○北面の下臈云々。北面とは、上皇の院中を警衛する兵士にて、上下あり。上北面は五位にて、下北面は六位なるよし、貞丈雜記に見えたり。下臈とは、即ち下北面の事なり。西おもても、また院中に伺候する武士にて、北面に對する稱なり。さて北面は、白河上皇始め給ひ、西面は、後鳥羽上皇始めて置き給ひし也。○このかたにはのめきたる云々。上皇のおぼし立せ給へる事に、同意せるものはの意。○弓矢兵仗のいどなみ云々は。武術を習練するより外の事をしとなり。○劔などを御覽じある云々。後鳥羽上皇の、刀劔の利鈍を鑑定し給ふ事、それを業とせるものにもすぐれさせ給へれば、時々御前にて、刀劔を鑑定させ給ふとなり。

四月二十日御門ありさせ給ふ。仲恭春宮四にならせ給ふにゆづり申させたまふ。近比皆この御齡にて受禪ありつれば、これもめでたき御行末ならむかし。おなじき廿三日、院號のさだめありて、今ありさせ給へるを、新院とさこゆれば、御兄の院をば、中の院と申し、父御門をば、本院とぞ聞えさする。このほどは家實の大臣の普賢寺殿關白にてればしつれど、御讓位の時、左大臣道家の大臣光明寺殿攝政になりたまふ。かのあづまの若君の御父なり。さても院のおぼし構ふる事、忍ぶとすれど、やうく漏れ聞えて、東さまにもその心づかひすべからめり。あづまの代官にて、伊賀の判官光季といふものあり。かつくかれを御かうとのよし仰せらるれば、御方に参るつはものどもれしよせたるに違ふべき

やうなくて、腹切りてけり。まづいとめせられしとぞ、院は思し召しける。

○近比皆この御齡云々。後鳥羽帝四歳にて踐祚し給ひ、土御門帝もまた四歳にて受禪し給ひ、何れも今にさかえさせ給へば、此御門の御行末も、まためでたからむとなり。○家實の大臣は。近衛基通の子なり。公卿補任に、關白太政大臣從一位藤家實、四月廿日止關白、依讓位也、七月八日更爲攝政、十二月止之、任太政大臣、明年正月御元服之故也、左大臣正二位藤道家、皇太子傳、四月廿日、爲攝政太政大臣長者、依新帝外舅也、同廿六日、賜隨身兵仗、聽牛車、七月七日止之とあり。○ねばし構ふる事は。北條氏追討の御企をいふ。○東さまにも云々。上皇の御はかりごと次第にあらはれて、北條氏も其用心せる様子なりとの意。○あづまの代官云々。關東より遣したる京都の守護をいふ。○かつく云々。かつく、俗語にかた方よりばつくといふに同じ。かうじは、勅勘をいふ。上皇光季を召し給へども、参らざりしかば、之を誅し給ひし也。此事、吾妻鏡に、承久三年五月、大夫尉惟信、山城守廣綱、廷尉胤義、高重等、奉勅定、引卒八百餘騎官軍、襲光季高辻京極家合戰、火急、而光季、并息男壽生冠者光綱自害云々とあり。

あづまにもいみじうあわて騒ぐさるべくて、身の失すべき時にこそあなれと思ふものから、討手の攻め来りなむ時には、かなきさまよて、屍を曝らさじ、ねほやけと聞ゆとも、自ら玄給ふ事あらねば、かつは我身の宿世をも見るばかりと思ひなりて、弟の時房と、泰時といふ一男と、二人をかしらとして、雲霞のつはものをたなびかせて、都にのぼ

うちかつの下の
もこの二字印
本に脱す一印
つによりて補ひ

す。泰時を前にするていふやう、^{義時}かのれをこの度都にまゐらす事は、思ふ所おほし。本意の如く清き玄にをすべし。人にうしろを見えなむには、親の顔また見るべからず。今をかぎりとおもへ。賤しけれども、義時君の御ために、後めたき心やはある。されば横ざまの死をせむ事はあるべからず。心を猛く思へ。かのれうちかつものならば、ふたゝびこの足柄箱根山は越ゆべし。など泣くゝいひきかす。まことに玄かなり。又親の顔拜む事もいとあやふしと思ひて、泰時も鎧の袖を玄ぼる。かたみに今やかぎりど、あはれに心ばそげなり。

○さるべくて云々。義時も、かく上皇の御憤にふれ奉りては、すべきやうもなく、然るべき業にて、此身の滅亡すべき時になれりとは思ひながら也。○はかきさまにて云々。官軍攻め來らんに、おめゝと夫死はせじと也。○自ら玄給ふ云々。官軍とは申せども、上皇親征し給ふ事ならで、君側の逆臣どものする事なればとの意。○我身の宿世云々。宿世とは、前世の宿縁といふ事にて、我身の運だめしをせんと思ひ立ちてと也。○雲霞のつはもの云々。雲霞のたなびけるが如く、あまたの兵士を引具させての意也。○清き玄にをそべしは。いさぎよき戦死を遂ぐべしとの意。○人にうしろ見えなむ云々。人にわらはるゝやうな卑怯なるふるまひあらばとの意也。○後めたき心やはある云々。義時微賤なれども、忠義の心をもち、朝廷につかへたてまつりて、さうしうくらす事なければ、はかきさま最期をなす事なれば、あまのこころのつらさは、いかにいふべし。

よく思ひて戦へよ。もし勝ちたらんには、再び足柄箱根を越えて、父子うれしき對面すべし。まゐるものならば、二たび東にかへるべからずとなり。○かたみに今やかぎりど云々。かくうち死を覺悟して、出立する事なれば、父子相まみえんことも、今を最後の事かともへば、互に心ばそく、涙を催して、鎧の袖も玄ぼるほどに濡したりと也。

かくてうちいでぬるまたの日、思ひかけぬほどに、泰時只一人、鞭を上げてはせ來たり。^{義時}父胸うちさわぎて、いかにと問ふに、軍のあるべきやう、大方のれきてなどをば、仰の如く、その心を得侍りぬ。若し道のはどりにも、計らざるに、辱く鳳輦をさきだて、御旗をあげられ、臨幸の嚴重なる事も侍らむに参りあへらば、その時の進退、いかゞ侍るべからむ。この一言をたづね申さむとて、一人馳せ侍りき。といふ。義時とばかりうち案じて、^{義時}かしこくも問へるをのこかな。その事なり。まさに君の御輿に向ひて、弓を引くことはいかにあらむ。さばかりの時は、兜をぬぎ弓のつるをきりて、偏にかしこまり申して、身をまかせ奉るべし。さはあらで、君は都におはしましなから、軍兵をたまはせば、命をすて、千人が一人になるまでも戦ふべし。といひもはてぬに、急ぎたちけり。

○うちいでぬるは。吾妻鏡に、承久三年五月廿二日、武州進發京都とあり。○軍のあるべきやう云々。戦のかけひき、又は軍法おくれの掟どもは、定め置かれし様に、心得侍りと也。○鳳輦をさきだて、云々。上皇親ら三軍を率ゐ、錦旗をさきだて、東下玄給ひたらむときはと

臨幸印本むか
うさあり一本
つによりて改め
まさに印本ま
さにさあり一
本によりて改
めつ
まかせの三字
印本なし一本
によりて補へ

の意。鳳輦は、天子の御乗物也。屋形車の輪なくして、昇きゆくものにて、其上に金鳳を立てたるもの也。○とばかり云々。暫く考へての意。○かしこくも云々。よくもといふにねなじ。をのこは、奏時をさして云へり。○その事なり云々は。上皇親征あらん時は、乗輿にむかひ、弓をひくは恐れ多きわざなり。されば、其時には、冒をぬぎて、罪を謝し、身命を任せ奉るべしとあり。かしこまりを申してとは、恐懼して罪を請ひ奉るをいふ。○軍兵をたまはせばは。軍兵のみを遣し給はゞの意なり。

都にも思しまうけつる事なれば、ものゝふども召しつゞへ、宇治勢田の橋もひかせて敵を防ぐべき用意、心ことあり。公經の大將一人のみなむ、頼朝御孫のこともさる事にて、北方一條中納言能保といふ人のむすめなり。その母北方は故大將のはらからなれば、一方ならずあづまを重くおぼして、さしいらへもせず、院の御心の輕き事と、あふながり給ふ。七條院の御ゆかりの殿ばら、坊門大納言忠信、尾張中將清經、中御門大納言宗家、又修明門院の御はらからの、甲斐の宰相中將範茂など、つぎ／＼あまた聞ゆれど、さのみはまゐるしがたし、軍にまじりたつ人々、この外の上達部にも、殿上人にもあまたありき。御修法ども數知らずおこなはる。やむことなき顯密の高僧も、かかる時こそたのもし

心こゝなり印
本心の一なり
下なむの二字
を脱す并に一
本によりて補
義朝

頼朝
能保の室

道家

公經の室

○思しまうけつるは。關東より討手ののぼるべしとおぼして、まぢうけ給へるを云ふ。○宇治勢田云々。宇治は山城、勢田は近江にて、東國より、京師に入るべき要所なり。さて橋もひかせては、宇治勢田の橋もきりおとさせての意なり。○公經の大將、一人のみなむは。一方ならず云々へつゝ文脈なり。此時公卿は、概ね上皇の御はかりごとになびき従ひ奉りつれど、此公經大將のみは縁故あるをもて、關東を重く思ひて、上皇の謀議に與からず。輕忽に事を起し給へるを、あやぶみしとなり。さる事にては。將軍頼朝は、外孫なれば、關東に心の引かるゝも、尤なる事也との意。○七條院の御ゆかりは。七條院は、後鳥羽上皇の御母にて、御ゆかりとは、姻戚をいふ。○修明門院は。順德上皇の御母也。○御修法ども云々。關東調伏の御祈を行ふ也。○顯密の高僧は。華嚴法華等に依りて修學する者を、顯教と云ひ、大日經等の三部によりて學ぶ者を密教と云ふ。すなはち顯は天台宗をさし、密は眞言宗をさすなり。心を致しては、丹精を抽で、御修法をつとめおこなふを云ふ。

後鳥羽
御自らもいみじう念せさせ給ふ。日吉の社に忍びまうでさせ給へり。大宮の御前に、夜もすがら御念誦をたまひて、御心の中に、いかめしき願どもを立てさせたまふ。夜すこし更けまづまりて、御社すこく燈爐の光かすかなるほどに、稚き童の臥したりけるが、俄におびえあがりて、院の御前に、たいまゐりに走り参りて、託宣まけり。童
りおはしましてうれへ給へば、聞きすこし難くは侍れど、一とせの御輿ふりの時、情な

有罪、無以萬方、萬方有罪、罪在朕躬などあるをいへり。○あかで位をすべしは。すべらかしを
つる意にて、御心ならず御讓位ありしを云ふ。○言にいで、云々。何事も口外し給はねども、こ
の世のさまをねもしろからずおぼしければ、こたひの御企にはあづかり給はずとなり。○おなじ
御心は。後鳥羽上皇に御同意にてとなり。

いつの年よりも五月雨はれまなくて、富士川天龍など、えもいはず漲りさわぎて、いかなる龍馬も、うちわたしがたければ、攻めのぼる武者ども、あやしくなやめり。かゝれども、遂に都に近づくよしきこゆれば、君の御武者もいでたつ。その勢六萬餘騎とかや、宇治勢多へわかちつかはす。世の中ひゞきのゝしるさま、言の葉も及ばず、まねびがたし。あるは深き山へ逃げこもり、遠き世界におちくだり、すべて安げなくさわぎみちた。いかゝあらむと、君も御心亂れてればしまふ。かねては猛く見えし人々も、まことのきばにありぬれば、いと心あわたいしく、色を失ひたるさまども頼もしげなし。

○富士川天龍など云々。富士川は駿河、天龍は遠江にあり。龍馬は、駿馬を云ふ。○君の御武者云々。東國の兵、都近く攻め来るよしきこえければ、官軍を遣して、防がせられしなり。○世の中ひゞきのゝしるは。騒動する様子なり。百鍊抄に、洛中貴賤、東西馳走と見えたり。○遠き世界は。たい遠國といはんはとなり。○まことのさまはに云々。平日はいささしく見えし人々も、ま

十日あまり印
本に二十日あ
まりとあり一
本によりて改
めつ

六月十日あまりにや。いくばくの戦だにあく。遂にみかたの軍破れぬ。荒磯にたかまほなとのさしくるやうにて、泰時と時房とみだれ入りぬれば、いはむ方なくあきれて。上下只物にぞあたりまふ。あづまよりいひれこするまゝに、かの二人の大將軍はからひおきてつゝ、保元のためしにや。院の上都の外に遷し奉るべしと聞ゆれば、女院宮々所々に、ねばしまふ事さならなり。本院は隱岐の國におはしますすべければ、まづ鳥羽殿へ、綱代車のあやしげなるにて、七月六日入らせ給ふ。今日をかぎりの御ありき、あさましうあはれなり。ものにもがなやと思さるゝもかひなし。その日やがて御ぐしれろす。御年四十に一二や餘らせ給ふらむ。まだいとほしかるべき御程なり。信實朝臣召して、御姿うつし書かせらる。七條の院へ奉らせ給はむとなり。

○六月十日あまりにや云々。泰時と時房と亂れ入りぬればに續く文脈也。○荒磯は。荒波の打よする磯を云ひ、たかまほは、高潮にて津浪を云ふ、北條氏の兵の押寄する様を譬へいへり。皇帝紀抄には、六月十五日、關東武士等亂入洛中、官兵等館悉放火とあり。○物にぞあたり云々。狼狽して前後を亂し、物につきあたるほどのさわぎなりと也、あわてまどへるをいへり。○はからひおきてつゝ。義時の命令にえたがひて、泰時時房京師の事を處理するを云ふ。○保元のためしにや云々。保元の亂、崇徳上皇を讃岐に遷し奉れる例によりて、上皇を遠嶋にうつし奉らむと也。保元の亂の事、愚管抄保元物語に詳なり。○女院宮々。女院は上皇の御母、七條院、御さききは

承明門院、修明門院、宮々は、雅成親王、頼仁親王たちを云ふ。○綱代車は。綱代にてはれる車をいふ。あやしげなるは、疎末なるを云ふ。○今日をかぎりの御ありきは。都のうちをありかせ給ふことは、今日かぎりなれば、あはれに見奉るとなり。○ものにもがなや云々。源氏物語帝本の巻の引歌に、「とりかへすものにもがなや世の中をありしなからの我身と思へば」とあるをとり。○御ぐしあるすは。御剃髪ありしを云ふ。さて後鳥羽上皇の御年を、皇年代略記には、四十二とせり。いとほしかるべきは、出家し給ふには、まだ早く、御氣の毒に見奉る程の御齡也との意。○信實朝臣めして云々は。信實は、右京大夫藤原隆信の五男にて、正四位下左京權大夫となり、出家して寂西と號す。父子ともに似繪に名を得たり。さてこの事は、吾妻鏡に、承久三年七月六日戊子、上皇自四辻仙洞遷幸鳥羽殿、八日上皇御落飾、御戒師御室道助、先之、召信實朝臣、被摸御影と見え、また承久兵亂記にも、同き八日御出家あるべきよし、六はらより申あぐるに、御ぐしをおろさせ給ふ、のりの御諱良然とぞ申しける、太上天皇の玉体、たちまちに變じて、むげの新ぼちとならせ給ふ、信實の朝臣をめて、御かたちを、にせえにかゝせ給ひて、七條の女院へまゐらせ給ひけり、女院御覽じもあへず、御涙を流させ給ひけりとなり。

かくてれなじ十三日に御船にたてまつりて、遙なる浪路を去のぎおはします御心ちこの世のれなじ御身ともおぼされず。いみじういかなりける代々の報いにかとすらめし、順徳新院も佐渡國にうつらせ給ふ。こころや七月九日御門をもあらし奉り給ふ。この四

いみじうのう
この字印本脱す
いにしへの一本
作れるあり
うらめしの下
印本くの字あり
る一本により

月かどよ御讓位とてめでたかりしに夢のやうなり。七十餘日にてかり給へるためしも、これやはじめなるらむ。もろこし唐土にぞ、四十五日とかや位におはする例ありけるとぞ、からのふみよみし人のいひし心ちを、それもかやうのみだれやありけむ。さて上達部殿上人、それより下はた残るなく、この事にふれにしたぐひは、重く軽く罪にあたるさま、いみじげなり。土御門中院ははじめよりまろしめさぬ事なれば、あづまにもどがめ申さねど、父の院遙にうつらせ給ひぬるに、のどかにて都にてあらむ事、いとおそれありと思されて、御心もて、その年閏十月十日、土佐の國のはたといふ所に渡らせ給ひぬ。

○十三日に云々。皇胤紹運錄に、爲關東之沙汰、奉移隱岐國とあり。○この世のれなじ御身云々。昔は院中にて政をとり給ひ、御心の儘に、白河、鳥羽、水無瀬等の仙洞は御幸ありて、樂ませ給ひしに引かへて、今日はかく遠島に遷らせ給ふを云ふ。○いみじういかなりける云々。いかなる應報にて、かく淺ましき目を見る物かと、いみじう恨しく思さるゝと也。○新院云々。一代要記、七月廿日、下向佐渡國とあり。○御門をもあらし奉りきは。皇胤紹運錄に、承久三年四月廿日受禪、七月九日廢之四と見えたり。○七十餘日云々。皇年代略記に、在位四ヶ月とあり。○四十五日とかや云々。史記始皇本紀に子嬰爲秦王四十六日、楚將沛公、破秦軍入武關、遂至霸上、使人約降子嬰、子嬰即係頸以組、白馬素車、奉天子璽、降軹道傍とあるをいへるからむ。○かやうのみだれ云々。こたびのやうなる、戰亂をぞありしにやとの意也。○このことにふれに云々。こ

のみだれに關係せる人々はの意あり。○のどかにて云々。われ獨心えづかに、都に留り給はん事は、不孝の恐れあれば、御自身の御心より、遠所に移らむ事を望ませられしを云ふ。皇胤紹運錄に、承久三年十月一日、令向土佐國給、同閏十月十日、依隱岐院緣坐、奉移阿波國とあり。

通親

通宗

一後嵯峨院御母

通方

承明門院土御門御母

去年の二月ばかりにや、若宮いできたまへり。承明門院の御せうとに、通宗の宰相中將とて、若くてうせ給ひし人のむすめの御腹なり。やがてかの宰相の弟に、通方といふ人の家にとゞめ奉り給ひて、近くさぶらひける、北面の下臈一人、召次などばかりぞ、御供つかうまつりける。いとあやしき御手輿にて下らせ給ふ。道すがら雪かきくらし、風吹きあれ、ふゞきして、こしかたゆくさきも見えず、いと堪へがたきに、御袖もいたくこほりて、わりあき事おほかるに、

うき世にはかゝれとてこそ生れけめことわりゑらぬ我涙かな

ほごにの下印
本さの字脱す
一本によりて
補ひつ

せめて近きはとにど、あづまより奏したりければ、後には、阿波の國にうつらせ給ひに

○ささるさばかり云々。承久二年二月廿六日、後嵯峨帝生れ給へり。○召次など云々。西宮抄に院中雜事中、御隨身勤夜、召繼奏時と見えたり。○御手輿云々。手に持ちて昇く輿にて、其高さ腰の程あれば、又腰輿ともいへり。さてこゝは、土御門上皇、土佐國へ御下向のさまなり。○ふ

うき世にはの歌。かくつらき目にあはんは、さるべき宿世の因縁もて、われは苦しみをうくべき

果報をもて、此世には生れしものあるべし。さるを涙は、其道理をわきまへずして、おつる事かなとなり。此御歌、續古今集に、題あらす、土御門院御製と見え、承久兵亂記にものせたり。○

ちかき程にと云々。近き處へ遷座あるべきよし、奏聞せしなり。

すゑなごの下
一本たかひた
るの六字あり

時のみかごの
五字印本時の
改めつ

さてもこのたび世のありさま、げにいとたて口惜しきわざなり。あるは父の王を失なふためしだに、一萬八千人までありけりところ、佛も説き給ひたため。そして世くだりてのち、唐土にも日の本にも、國を争ひてたゝかひをなす事、數へ盡すべからず。それも皆、一ふし二ふしのよせはありけむ。もしはすぢ異なる大臣、さらでもれはやけどもなるべきささみの、少しのたがひめに、世にへだたりて、そのうらみのすゑなどより、事起るなりけり。今のやうに、むげの民とあらそひて、君のはるび給へるためし、この國にはいとあまたも聞えざめり。されば承平の將門、天慶の純友、康和の義親、いづれも皆猛かりけれど、宣旨にはかたざりき。保元に崇徳院の世をみだり給ひしだに、故院後白河の御位にて、うち勝ち給ひしかば、天てる御神も、みもすそ川のおなじ流と申しながら、猶時のみかどをまもり給はする事は、強きなめりどぞ、ふるき人々も聞えし。又信賴の衛門督、れほけなく二條の院をおびやかし奉りしも、遂に空しきかばねをぞ、道のはとり

に捨てられける。かゝれば、ふりにし事を思ふにも、なほさうともいかにでか、上皇今上あまたねはします王城の、いたづらに亡ぶる様やはあらむと、頼もしくこそおぼえしに、かくいどあやなきわざの出で來ぬるは、この世ひとつの事にもあらざらめども、まよひのねろかなるまへには、猶いどあやしかりし。

○さても云々。これより尼の詞なり。○父の王を失なふ云々。觀無量壽經に、劫初以來、有諸惡王、貪國位故、殺其父一萬八千人云々とあり。○一ふし二ふしは。一かど二かどの意。よせとは、寄頼の意にて、何か頼む所ありて、事を起すなるべしとの意。○すぢことなる云々。すぢは筋目にて、系統のちがひし大臣の事を云ふ。○おはやけどもなるべき云々。帝位につきぬべき時にあたり、異議を生して、位を得給はざりし方の怨より、爭亂などおこるとなり。○今のやうには。こたびの亂れのやうにとの意。むげの民は、義時を云ふ。むげとは、ひとむきなる意。○承平の將門云々。朱雀天皇天慶二年十一月、平將門東國に叛し、三年二月誅せらる。さてこゝに、承平とあるは誤れり。○天慶の純友は。天慶のはじめ、藤原純友、南海にて海賊をなし、遙に將門に應じ、國司を殺し、官物を掠奪せるをもて、同三年誅せらる。○康和の義親は。堀河天皇康和四年十二月、對馬守源義親、鎮西に横行せるをもて隱岐國に流さる。義親配所にありて、人民を略し、官物を奪ひしかば、平正盛に勅して、之を追討せられしを云ふ。○みもする川云々は。天皇の御系統を云ふ。みもする川は、伊勢内宮の前を流る川なり。みもする川云々は、天皇

なれば、其御系統を、やがてまかいへるなり。さて、御兄弟にて、同じく天照太神の御系統にましませば、いづれ輕重の別なくあるべけれど、猶時のみかど後白河天皇を助け給ひしとなり。○信賴の衛門督は云々。平治の亂を云ふ。上に註せり。れはけなくは、身の分にもすぎての意。○さりとて云々。かく古より屢爭亂ありしかども、皆宣旨によりて向へる官軍には勝たざりしかば門、こればも、官軍の敗くる事もあるまじと、賴もしくおもひしとあり。○上皇は。後鳥羽、土御、順徳の三上皇。今上は、仲恭天皇を申すなり。○あやあきわざ云々。無文の意にて、物のわいだめなきを云ふ。かく官軍敗れて、三上皇の遷され給ふなど、大義に背き、黒白のわからなくなりつるはとなり。○此世ひとつの云々。現世の上にてのみ、論すべき事にもあらず。過去の宿縁にもよる事なるべけれどと也。○まよひのれろかなる云々は。佛法悟道の上には、其因縁果報をもあきらめつべけれども、現世のまよひふかく、愚痴凡庸なる我等には、猶不可思議に堪へずとなり。

後鳥羽順徳四にて位に即き給ひて、十五年おはしましき。れり給ひて後、土御門土佐院十二年、佐渡院十一年、なほ天の下はおなじ事なりしかば、すべて三十八年がほど、この國のあるじとして、萬機の政事を、御心ひとつにをさめ、百の官をたがへ給へりし、そのほど吹く風の草木を靡かすよりも勝れる御ありさまにて、遠きをあはれび、近きをなでたまふ御めぐみ、雨のあしよりも玄げれば、津の國のこやのひまなき政事をきこしめすにも、難波

の葦のみだれざらむ事をおぼしき。はこやの山の峯の松も、やうく枝をつらねて、千世に八千代をかさね、霞の洞の御すまひ、いく春を経て、空ゆく月日のかぎりえらずのどけくれはしましぬべかりける世を、ありくくて、よしあき一ふしに、今はかく花の都をさへたち別れ、おのがちりぐにさすらへ、磯の苦屋に軒をならべて、おのづからことゝふものとは、浦につりそるあま小舟、鹽焼くけぶりのなびく方をも、我ふる里のゑるべにかとばかり、あがめ過させたまふ。御すまひどもは、それまでと月日をかぎりたらむだに、明日えらぬ世のうしろめたさにいと心ばそかるべし。まいていつをはてどか、めぐり逢ふべきかぎりだになく、雲の浪煙の波の、幾重ともえらぬ境に、世をつくし給ふべき御さまども、口をしどもれろかなり。

○四にて云々。此一段、始は後鳥羽上皇の榮華をきほめさせ給ふ事を記したり。さて皇年代略記に、後鳥羽院在位十五年、土御門院在位十二年、順徳院在位十一年とあり。○天の下は云々。天下の御政事は、皆上皇より出でたまへば、御在位も同じ御事にておはしたりとなり。○吹く風の草木を云々。内に權臣の争ひもなく、百官皆聖徳に服し奉れるを云ふ。○雨のあし云々。雨のさかりにふる時は脚あるやうに見えて、降り過ぐるものあれば、さかいひて、御患のさはまりなくまけさに、たどへたるなり。○ここの云々。昆屋野は、海津國島上郡にあり。ここの山は、さかき山なり。

部の歌に、津の國のこやとも人をいふべきにひまをなけれ葦の八重さきとありて、葦にて幾重

にも背ける屋の、ひまもなきによせていへるを、此はやがて其歌をとれる也。昆屋野にある家ども、の葦にて背ける如くに、隙なくといひ下せり。下の難波の葦も、亂れといはん料にて、ともに津國の名所を、相對へてあやなせる也。○はこやの山は、菟姑山にて、仙人の住處なるを、やがて仙洞住所にいへり、さて、霞の洞云々とともに、院のかぎりなくさかえさせ給ふさまをいへり。○のどけく云々。かく千代も八千代も、月日のかぎりなく、さかえさせ給ふべき御ありさまあれば、其まゝにて、心まづかにおはしますべきを、わけもあき事をしいで給ひてとなり。○ありくくては。そのまゝにありての意。○今かく云々。これより、配所のあはれる御ありさまを記したり。○おのがちりぐに云々。三上皇および、皇子たち、皆遠國にうつされ給ひ、おのく離散せさせられしを云ふ。○苦屋は。苦をもてふきたる、あやしき漁夫の小屋を云ふ。苦とは、菅茅あそにて、編み作れるものにて、雨露をふせぐ具なり。○ことゝふものは。物いひかたらふ意にて、こゝはたい友とすべきものばといへるなり。○我ふるさとの云々。鹽やく煙の、風にうちあびく方を、都の空とながめ給ふとなり。ゑるべとは、をしへえらす事の意なり。○御すまひとは云々。かゝる遠島の御すまひは、其時までとかぎられてあるだに、心ばそさるなるを、まして、定めなき人の世に、いつを限りといふ事なく、そこに一生を送り給ふべき御様は、口をしと申すも愚なる事にて、此上もなき殘念の御事なりと也。さて明日えらぬ云々は、けふあすともえらす、人生の無常なる事の心もなさにとなり。○雲のなみ。煙の波とは、はるくと遠き所といふ意なり。

このおはします所は、人ばなれ里遠き島の中なり。海づらより、少しひき入りて、山蔭にかたそへて、大きなやかる巖のそばだてるをたよりにて、松の柱に葦ふける廊なぞけしきばかりことそぎたり。誠に、柴のいはりのたゞまばしど、かりそめに見えたる御やどりなれど、さる方になまめかしく、ゆゑづきてまなさせ給へり。水無瀬殿おぼしいづるも、夢のやうになむ。はるゝと見やらるゝ海の眺望、二千里の外ものこりなき心ちする、いまさらめきたり。鹽風のいとこちたく吹きくるを聞しめして、

我こそはにひまもりよおきの海のあらきなみ風心して吹け

同じ世にまたすみのえの月や見む今日こそよそにおきの島守

○かたそへては。片寄せてなり。○巖のそばだてるを云々。巖の高く立ちたるをたのみとして、それに作りそへたりとなり。○けしきばかり云々。かたばかりの意。ことそぎは、簡略にせるをいふ。○柴のいはりの云々。この文、新古今集雜下、西行法師の歌に「いづくにもすまれずばたゞそまであらむ柴のいはりのまばしなる世に」とあるによれり。○さる方に云々は。かりそめの御すまひにて、ことそぎたれど、品よく、故ありげに造り給ひしとなり。○水無瀬殿おぼしいづる云々。上皇水無瀬に離宮をつくりて、屢御幸ありし事。おどろが下の巻に見えたり。○海の眺望云々は。隱岐の國より、海上を眺めやるけしきを、伯樂天の詩に、三五夜中新月色、二千里外故人心、とあるとてのてたるなり。

情を思ふも、今更のやうにおぼゆとあり。○我こそはの御歌。我こそ新にこの隱岐の島にうつり

きて、島守とあるものぞ。されば、よく波風も氣をつけて、あらくおふきをよとの意なり。さて巻の名は、此御歌によれる也。○おなじ世にの御歌。いまはかく隱岐の國にながされて、島守

の身となれるが、いつかまた、再び都にかへりて、佳吉の月を見る事を得べきかとなり。おなじ世とは、一生のあひだにと云ふ意なり。

年もかへりぬ。所々浦々あはれなる事をのみればしなげく。佐渡院^{順德}あけくれ御行をのみま給ひつゝ、猶さりともしればさる。隱岐^{後鳥羽}には、浦よりをちの、はるゝとくすみわたれる空をながめ入りて、過にし方かきつくしれもほしいづるに、行方なき御涙のみぞといまらぬ。

うらやまし長き日影の春にあひて、汐くむあまも袖やはすらむ
夏になりて、かやぶきの軒端に、五月雨のまづくいと所せきも、御覽しなれぬ御心ちに、さまかはりてめづらしくおぼさる。

あやめふくかやが軒端に風すぎてまどろにねつるむら雨の露

○年もかへりぬは。承久四年なり。○所々浦々は。隱岐のみならず、佐渡の順德院、阿波の土御門院、又はわかれゝになり給へる、皇子たちを云ふ。○御行をのみ云々。佛道を修行し給ふを云ふ。○猶さりともし云々。今こそあれ、猶京師にかへらるゝことを得給はんかと、たのみ思さ

春にあひて云々
遠島御首
に春にあひて
いせの海士
も袖やはす
むさあり

るゝよしなり。○行方なき御涙云々。前途のいかゞなりゆかんと、かなしく心細きにたへぬ御涙の、とゞまらぬと也。○うらやましの御歌。汐くむ海人も、のせけき春の日にあへば、其まはたれたる袖をほすらむ物を、さるに、己れのみは、かくうき月日をおくりむかへて、年かへり春になれども、涙のかわくひまもなければ、彼海人こそうらやましけれとなり。さて此御歌、御百首にのせたり。○あやめふくの御歌。まどろには、うちみだるゝさまなり。此御歌、玉葉集に、百首の御歌の中に、後鳥羽院御製とあり。

初秋風のたちて世の中いといものかなしく、露けさまさるに、いはむ方なくればしみだる。

故郷を別路にねふるくすの葉の秋はくれどもかへる世もなし

たとしへなくながめまはれさせ給へる夕暮に、沖の方に、いとちひさき木の葉の浮べると見えて漕ぎ来るを、あまの釣舟かと御覽するほどに、都よりの御消息なりけり。墨染の御衣、夜の御ふすまなど、都の夜さむに思ひやり聞えさせ給ひて、七條院よりまゐれる御文、ひきわけさせ給ふより、いといみじく御胸もせきあぐる心ちすれば、やゝためらひて見給ふに、文詞あさましくもかくて月日経にける事、今日あすとも知らぬ命のうちに、今一たびいかで見奉りてしが、なかなからは、死出の山路も越えやるべし。

垂乳根の消えやらで待の露の身を風より先にいかせとはまし

八百萬神もあはれめたらちねのわれ待ちえむとたえぬ玉の緒

われまじ
一本にわれま
ら見むこあり

○故郷をの御歌。故郷をたちわかれ來し、その路におひたりし葛の葉は、秋くれば、風にうらがへるものなれど、われはこの隠岐にうつされてのち、秋は來れども、いつとてかへるをりもあらずとなり。葛の葉のうらがへるに、歸へるをそへ、来るに繰るをかけて、よませ給へるなり。此御歌、また遠島御百首にも載せたり。○たとしへなくは。たどふるに物なくの意也。○墨染の御衣は、僧服をいふ。上皇の法鉢になり給へる事は、上に見えたり。○都の夜さむに云々。上皇の御母七條院、都の夜寒につけて、隠岐の御すまひの事を思ひやり奉りて、上皇の御衣、御衾など贈り奉り給へる也。○あさましくも云々。御消息の詞なり。さて、隠岐に移らせ給ひてよりは、思ひの外に、月日経にける事よ。おのれは年もつもり、餘命久しからねば、何ぞぞ命のうちに、いま一たびあひ奉りたさものなり。さるをあひ奉らで死なむには、よみぢもやすくえまからずとなり。死での山は、十王經に、死天山門集鬼神とあり。逝て歸らぬ道にて、すなはち死する事を云ふ。○たらちねの御歌。たらちねは、母といはん料の枕詞なるを、こゝには、やがて母の意に用ひたり。さて風ふけば、さえなんばかりなる、はかなき露にもたどへつべき、老の身なるを、せめてはながらへて、今一度見奉りてしがなど待ち給へば、その無常の風のさはぬさに、いかでとひ奉らまほしとなり。○八百萬神の御歌。母女院の、御命もたえやらで、我かへるをまちつけえんと思し給ふるを、天神地祇も、あはれとおぼして、再び都にたちかへらしめ、母女院に

對面せしめ給へとなり。

初雁のつばさにつけつゝ、こゝかしこより、哀なる御消息のみ常は奉るを、御覽するにつけても、あさましういみじき御涙のもよほしなり。家隆の二位は、新古今の撰者にも召しくはへられ、大かた、歌の道につけて、むつまじく召しつかひし人なれば、夜晝戀ひ聞ゆる事かぎりなし。かの伊勢より須磨にまゐりけむも、かくやとればゆるまで、まきかさねて書きつらねまゐらせたる和歌所のむかしのおもかげ、かすくゝ忘れがたうなぞ申して、つらき命の今日まで侍る事の恨めしきよしなど、えもいはずあはれおほくて、

ねぎめして聞かぬをきゝてわびしきはあら磯なみの曉の聲
とあるを、後鳥羽法皇もいみじとねばして、御袖いたくえぼらせたまふ。

浪間なきおきの小島の濱びさし久くなりぬみやこへだてゝ、
木がらしのおきのそま山吹ををりあらくをれて物思ふ頃

○初雁の云々。前漢の蘇武が故事によりて、雁を書の使として、かきなせるなり。○御涙のもよほしは。御涙の種の意にて、御文につけて、御涙をもよほさるゝよしあり。○家隆の二位は云々。家隆定家などの、共に新古今を撰びし事、おぼろの下の巻に見えたり。○かの伊勢より云々。源

さまを記して、うちおきく書き給へる。白き唐紙四五枚ばかりを書き續けて、墨のきかど見どころあり、と見えたり。家隆の二位のまきかさねつゝ、和歌所の昔の事など書きつらねて、上皇に奉りたる消息も、六條の御息所の、源氏の君に奉りし時のやうにやわたりたらんとなり。○和歌所の云々。家隆の消息の、大意をとりてかけるなり。さて、和歌所は、拾芥抄に、新古今集、私勘、建仁元年被置和歌所とありて、そこに、撰集の事をとり行へるなり。○かすくゝには。あまたの意にて、其時、かのをり、とりくゝの事につけての事をも云ふ。○つらき命の云々。上皇にわかれ奉り、かくうき月日を、心ならず送らむよりは、とく死なましかばと思へども、それもかなはずして、今日まで、命ながらへし事の、うらめしきよしと也。さて、つれなき命は、強面にて、死ななと思へど、死なれぬ命の意なり。○ねぎめしての歌。都にあれば、荒磯浪の音はきかねど、院の配所の御ありさまを、寐覺の枕に思ひやり奉れば、やがて、曉がたのさびしきに、荒磯に、高なみの打よするをきくが如きこゝちして、わびしきかぎりなりとなり。○浪間なきの御歌。花の都をへだてゝ、浪の音のたえまなき隠岐の小島に、うき月日をへ給ふ事も久しくなりぬ。あはれ都の戀しさとなり。濱びさしは、濱べの家にて、ひさしくといはん料なり。○木がらしの御歌。隠岐の杣山におふる草木の、こがらしに吹さしをられて、撓みしばめるが如く、我も配所のこゝろばをさに、痛く打しをれて、此頃は物をもみ思ふとなり。

をりくゝよませ給へる御歌をも書きあつめて、修明門院へ奉らせ給ふ。その中に、
水無瀬山我ふる里はあれぬらむまがきは野らと人もかよはで

奉りて、法皇ときこゆ。いとめでたく横ざまの御さひはひれはしける宮なり。

○ふち衣い。後堀河四條二代の御事、及び、後鳥羽、土御門、仲恭天皇崩御の事などを記したり。卷の名は、土御門院崩御の時、小宰相の「うし」と見しありし別れは藤衣やがてきるべきかきで也けりしとよめる歌によれり。○かすまへられぬ。皇子の列に數へ入れ奉らず、世にきこえ給はぬをいふ。ふる宮みや、年の積り給へる皇子の意。○第三の御子なり云々。三宮みやの惟明親王にて、守貞親王にいあらず。こは二の宮とあるべし。この事おどろの下したの卷の條に註したり。○御孫の宮たちえり云々。これも、上のおどろの下したの卷にあり。○人めまれなれば云々。人も尋ね來らざれば、年をふるにしたがひて、宮の中も荒まさり、草も生ひしげれりと也。○建保の比は。順德帝の御代也。○さはどの事あらむ云々。帝位につき給ふべきなどいへる事、あるべくもあらずとればして、出家し給ひしとなり。○世の御望みぞのたちて云々。皇位に望をかけ給はぬさまを世に示して、嫌疑をさけ給へるなり。皇胤紹運錄に、建久二十二廿六、三品親王、建曆二三廿六、出家、法名行助と見えたり。○このみだれは。承久の亂を云ふ。○ちひさきなど残り給へり云々。後鳥羽上皇の皇子たちも、流されたまひて、いとけなき皇子たちのみ、都にのこりたまへども、これも、上皇の御一族なりとて、關東または、そなたさまの人よりは、うとまれ給ひて、皇位をつぎ給ふべきは、おはしまさずとなり。○あづまよりのおきては。鎌倉よりの定めにてとなり。○入道親王の御子云々。入道親王とは、親王宣下の後、出家し給へるをいひ、法親王は、出家の

位に即せ給ふべきに定めて、關東よりはせのぼりて申しければ、後高倉の法皇は、折ふし持佛堂にわたらせ給ひけるが、後世の障となるべし、ふつと叶ふまじきと仰ありけるを、北白河院の、いかにかゝる事をば、思食さるゝぞ、宮々の御ためも、旁めでたかるべし、仔細あるまじと申しすゝめまゐらせて、御領掌有けり、後堀河院は、十樂院の贈大僧正仁慶、松殿之子、弟子に成て、御同宿有けるを、迎へまゐらせて、承久三年七月九日、踐祚ありて、同十二月一日即位、御年十歳なりとあり。○父の宮云々。皇胤紹運錄に、後高倉院、承久三八十六、爲太上法皇、是依茂仁踐祚也、出家之後尊號之始、又自親王直院號初例とあり。○横ざまの御さひはひは。僥倖の意なり。

孫王にて位に即かせ給へるためし、光仁天皇より後は、絶えて久しかりつるに、めづらしくめでたし。その十二月一日に御即位、明くる年貞應元年正月三日、御元服たまふ。御いみな茂仁と申す。御かたちもなまめかしく、あてにぞおはします。御母基家中納言のむすめ、北白川院陳子と申しき。家實の大臣又攝政になりかへらせ給ひて、よろづおきてのたまふも、さまざまに引きかへしたる世なりかし。又の年五月の頃、法皇後高倉かくれさせ給ひぬれば、天下みなくろみわたりぬ。うへも御服たてまつる。きびはなる御程に、いとみじう哀なる御事なめり。前の御門仲恭は四にて廢せられ給ひて、尊號などの沙汰だになし。御母后東一も山里の御すまひにて、いと心ばそくあはれなる世をつきせずおぼ

搔たてさせ印
本させの字な
てし一本より
補ひつ

仲恭帝の御母

しなげく。この宮は故攝政殿後京極良經の姫君にてもものし給へば、歌の道にもいどかしこ
渡らせ給へば、大かた奥ふかう、玄めやかに重き御本性にて、はかなき事をも、たやすく
もらさせ給はず、御琴なども、かぎりなき音を弾きとり給へれど、をさく搔きたてさ
せたまふ世もなく、あまりなるまでうもれたる御もてなしを、佐渡順徳の院もかぎりなき
御志の中に、飽かずなむ思ひ聞えさせ給ひける。

○光仁天皇より後は云々。光仁天皇は、天智天皇の御孫にして、施基親王の御子、稱徳天皇崩じ
て後、皇子おはしまさねば、御位につかせたまひしなり。○なまめかしくあてにおはしますは。
風流に上品におはしますと也。○北白河院は。女院小傳に、北白河院藤陳子、後高倉妃、後堀河
母、入道中納言基家女、貞應元四十三、叙從三位、五十、同日准三宮、爲尼、如律、同七十一院號、
(御出家以後也)とあり。○家實のおと云々。一代要記に、承久三年七月九日、帝踐祚日、爲攝政
とあり。○ひきかへしたる云々は。昔に引かへしたる世との意。○法皇かくれさせ給云々。百鍊
抄に、貞應二年五月十四日、太上天皇崩御、奉號後高倉院、葬北白川、天下亮闇とあり。○くろ
みわたりぬは。諒闇になりて、上下の人々、黒き喪服をきるを云ふ。○御服たてまつるは。喪葬令
に、凡天皇爲本服二等以上親喪、服錫紵云々、義解に、錫紵者、細布、即用淺黒染也とあり。○
さびはなるは。をさなくかよわき意也。○前の御門は云々。太上天皇の尊號を奉らずとあり。さ
れば、世に九條院と申したるなり。

史要に見えたり。○御母后は。攝政藤原良經の女なり。○奥ふかう云々。沈着にして、淺はかな
らぬ御性質を云ふ。○はかなき事をも云々。かりそめの事をも、たやすくはの給はずとあり。○
をさくかきたて給ふ云々。をさくは、大方の意なり。さて御琴なども、すぐれ給へども、大
方は、ひかせ給ふこともなく、晴れくしき事をばし給はずと也。○うもれば。物のおほはれて
あらはならぬ意にて、はれやかあらぬさまを云ふ。

かの遠き御わかれの後は、いみじうものをのみ思しくだけつゝ、いよくゑづみふし
ておはしますに、ふるく仕うまつりける女房の里にこもり居たりけるもとより、おは
れなる御消息をきこえて、十月一日の頃、御衣がへの御衣を奉りたりける御返事に、

思出るところもはかなし我も人もみしにはあらずたゞらるゝ世に

又御手ならひのついでに、からうじてもれけるにや、

消えかぬる命ぞつらき同じ世にあるもたのみはかけぬちぎりを

さこそはげに思しみだれけめ。おろかなる契だに、かゝるすぢのあはれば、淺くやは侍
る。いかばかりの御心の中にてすぐし給ふらむと、いどかたじけなし。

○遠きわかれの後は。順徳天皇、佐渡にうつらせ給へるを云ふ。○思しくだけつゝ云々。ちいに
ものを思ひ給ふとなり。○御衣がへは。毎年四月一日に、冬のころをも、夏衣にあらため、十月

一日に、又冬のかへらるゝなり。其儀公事根源に見えたり。○思ひいつるの御歌。その昔、院のおはしまして、もろともに樂しき世を送りし如くにはあらで、今はゆくさきのためくしく、いかにならんもえられぬ世なれば、かく更衣につけて、思ひ出づるもそのかひなく、はかなき事よとの意なり。さて頃もに、衣をかけていへり。○からうじて云々。御手習のついでに、よみ給へるが、僅に漏れたるにや、次の如き御歌も、人の耳に残れりと也。上に、歌の道にも、いとかしこう渡らせ給へば云々、たやすくもらせ給はずとあるをうけたるなり。○消えかねる云々の御歌。順徳院も同じくこの世にれはしながら、遠所に隔たり給ひて、逢ひ奉るべきやうもなく、たのみすくなき契なりと思へば、かくいつまでも強面く、きえかねてながらふる命ぞ、中くにてたへがたきと也。○おろかなる契云々。れろそかなる契にても、かゝる遠き別れのあはれさは、深かゝるべしとなり。

公房の下一本
あり
わさびの四字

はかなく明けくれて貞應もうち過ぎ、元仁、嘉祿、安貞などいふ年も、ほどなくかはりて、寛喜元年になりぬ。このほどは、光明峰寺殿家道また關白にておはす。この御女女御にまゐり給ふ世の中めでたく花やかなり。これより先に、三條のおほきおとゝ公房の姫君まゐり給ひて后だちあり。いみじう時めき給ひしをわしのけて、前の殿家實の御女、いまだ稚くてればする参り給ひにき。これはいたく御ねばえもなく、三條の后宮の

本よりて改
めつ

又の下この
二字印本に
す一本より
て補ひし云
なすの九字
一本

今の女御云々
藤壺たりま
で廿八字印
に脱せり一
つに脱せり
よりて補ひ

なぞして世の中すまじく思されながら、后だちはありつるを父の殿攝籙かはり給ひて、今の峯殿道家東山殿ありかへり給ひぬれば、又この姫君入内ありて、もとの中宮はまかで給ひぬ。めづらしきが参り給へばとて、なぞかかうしもあながちならむ。唐土には、三千人なども候ひ給ひけるとこそ傳へ聞くにも、えなとくしからぬ心ちぞれど、いかなるにかあらむ、後にはおのゝ院號ありて、三條殿の后は安喜門院、中の度参り給ひし殿の女御は、鷹司の院とぞ聞えける。今の女御も、やがて后だちあり。藤壺わたり今めかしくすみなし給へり。御はらからの姫君もかたちよくおはするに、ひきこめがたしとて、内侍のかみになし奉り給ふ。

○また關白にて云々。公卿補任に、正二位藤原道家、安貞二年十二月廿四日關白詔、牛車兵仗宣旨とあり。○女御にまゐりたまふ云々。女院小傳に、藻壁門院、藤躰子、後堀河后、四條母、光明峯寺關白女、母大相國公經女、准后藤倫子、寛喜元十一三叙從三位、廿一、同廿三爲女御とあり。○三條のおほきおとゝ云々。女院小傳に、安喜門院、藤有子、後堀河后、大相國公房女、母從三位範季女、從二位口子、貞應元十廿三爲女御、去廿日叙從三位、十六、二十七爲女御、同二二廿五爲中宮、十七、嘉祿二七廿九爲皇后宮、廿、と見えたり。○時めき給ひしとは。時にあひて、榮ゆる意にて、寵愛あつきを云ふ。○前の殿家實の御女は。同書に、鷹司院、藤長子、後堀河后、猪隈關白女、母修理大夫季信朝臣女、嘉祿二六十六叙從三位、九、七二爲女御、廿九爲

中宮と見えたり。○御おぼえもあくては。君寵なきを云ふ。○淨土寺は。山城國愛宕郡淨土寺村にあり。今廢せり。○世の中すまじくは。かく御ればえあつき三條の后をわしのけて、御心にもかなひ給はぬ長子入内あれば、みかども、れもしろからず思しながら、關白家實を憚りたまひて、長子を后にたて給しと也。○めづらしきが云々。地の評語也。○なぞかかうしも云々。何てかく押つけがましき事のみすべきものならんやと也。○唐土には三千人なども云々。白氏文集なる長恨歌に、後宮佳麗三千人、三千寵愛在一身、とあるによりていへり。○玄なしくしからぬは。品格の高からぬ意なれど、こゝは、みだりなるさまをいへるなり。○れのく院號ありて云々。女院小傳に、安喜門院、嘉祿三二廿院號、廿一、鷹司院、安貞三十八院號、十二と見えたり。○今の女御云々。同書に、藻壁門院、躰子、寛喜二二十六爲中宮、廿二とあり。○藤壺わたり云々。拾芥抄に、飛香舍、西一、藤壺、弘徽殿西、或五間四間と見え、禁秘抄に、藤壺、藤懸蝦手木云々とあり。さて、藤壺にすゑ奉りて、寵愛し給へる也。○ひきこめがたしは。躰子の兄弟たち、皆かはよくれはする中にも、わきてこの姫君はうつくしければ、内に奉りて、内侍のかみにし給へりとなり。五代帝王物語に、關白の御女は、いひしらぬほどの美人にてぞれはしましける、其御妹に、ためしなき程の美人にてればしければ、殿も引籠がたく思ひ給ひけるにや、内侍のかみになり給ふと見えたり。さて内侍のかみは、内侍司の長官にて、後宮職員令に、尙侍二人、掌供奉常侍、奏請、宣傳、檢校女孺、兼知内外命婦朝參、及禁内禮式之事、とあり。なほしき三年七月五日關白とは御太政大臣の御名なり。

おはすればの
下一本すべて
の三字あり

殿とて后宮の御れやなれば思ひなしもやびごとなきに御子どもさへいみじう榮え給ふさまためしなきほどなり。あづまの將軍、山の座主三井寺の長庚、山階寺の別當、仁和寺の御室、皆この殿の君だちにてればすれば、天下はさながらまじる人そくなう見えたり。いとよそほしく重々しげにて、内の御宿直所なぞに、常はうちとけ候ひ給へば、關白殿次々の御子ども、大臣なぞにて、立ちかはり御前に絶えずものし給ひて、世の政事など聞えたまふ。北方は、公經のれど、の御女なれば、まして世の重くなびき奉るさま、いとやむごとなし。

○思ひなしも云々。よそよりもやむごとなきものに思ひなす意にて、子教實は關白となり、女躰子は后宮にそなはれば、自ら重々しき御身分なりと也。○山の座主は。天台座主、三井寺は園城寺、山階寺は興福寺あり。さて、座主も、長吏も、別當も同じく、其寺の長なり。御室は、仁和寺御傳の序に、寛平法皇任先皇之素願、又莊一室号南御室、以此砌相承之親王奉号御室と見えて、皇族にてなり給ふ例なるを、道家の子法助入室ありしかば、同書に、爲臣下御入室、希代之例云々と見えたり。○まじる人云々。かく僧も俗も、皆此人の御子にて、天下の要路には、他人を交へず、一門にて榮えますと也。○よそほしくは。美々しき意なり。○北方は云々。公經は、西園寺家にて、鎌倉にゆかりあれば、かく勢ありとなり。公經の事、新島守の卷に見えたり。

寛喜云
土御門
まことやその年十一月十一日、阿波の院かくれさせ給ひぬ。いとわはれにはかなき御

今年三十七
云々印本二十
七に作る一本
によりて改む

けちかくの四
字及び人より
の三字一本に
なし

事か奇。例ならずればされければ、御ぐしれろさせ給ひにけり。こゝら物をのみればし
て、今年三十七にぞあらせたまひける。今一度みやこをも御覽せすなりぬる、いみじ
うかなしきを、後鳥羽隠岐の小島にもきこしめしなげく。重子承明門院は、さまぐのうき事を見
つくして、猶ながらふる命のうとましきに、又かくれなむ世をだに去り給ひぬる。御歎
のいはむかたなさに、なごさきだゝぬも、口惜しう思しこがるゝさま、ことわりにも過
ぎたり。かしこにて召しつかひける御調度、何くれはかなき御手箱やうのものを、都へ
人のまゐらせたりける中に、たまさかに通ひける後鳥羽隠岐よりの御文、女院承明門院の御消息を
を、ひとつにとりまたゝめられたる、いみじうあはれにて、御目もきりふたがる心ちし
たまふ。家隆の二位のむすめ、小宰相と聞えしは、れのづからけちかく御覽じなれける
るにや、人よりことに思ひえづみて、御服などくろうそめける、

うしと見しありしわかれは藤衣やがてきるべき門出なりけり

○阿波の院云々。一代要記に、寛喜三年十月六日、落飾入道、依不豫也、御法名行源、同十月十
一日崩、年三十七、月日納御骨於西山金原御堂とあり。さて、例ならずは、御病氣を云ひ、こゝ
ら物をのみおぼしては、甚しく物を案じ給ふを云ふ。○承明門院は、土御門院の御母なり。○れ
るに世々云々。遺言所記に、土御門院は、

今はこの世をだに去り給ひて、あの世にへだりたればとなり。○なごさきだゝぬは、玉葉集雜
四に、安嘉門院四條「とまる身はありてかひなき別路になごさきだゝぬ命なりけむ」とあり。玉葉
集は、此後堀河院の御代よりい、はるかに後の撰なれど、此歌の作者は、同じ御代の人なれば、
此哥によりて、まかものせるなるべし。○かしこにては、阿波のれまし所をさす。御調度は、道
具なり。○たまさかに云々。まれにの意。○とりしたゝめられたるは、とりどりのへられたるな
り。○御目もきりふたがるは、涙に御目もきらひて、あやめも見えわかぬほどに、悲しく思ひ給
ふとなり。○けちかく云々。御傍ちかくならしつかはれたるにやありけんとなり。○御服を云
々。喪服をきるなり。上に見えたり。○うしと見しの歌。このたびの崩御につきて思へば、昔阿
波にうつらせ給ひしときに、わかれ奉りしは、やがてこの世のわかれにて、其時はすきはち、喪
服をきるべき、門出にてありけりとなり。藤衣は、喪服を云ふ。卷の名はこれにより。

今年もはかなく暮れて、貞永元年になりぬ。定家中納言うけたまはりて、撰集の沙汰あ
りつるを、この程後堀河御門れりさせ給ふべきよし聞ゆればにや、いと疾く十月二日奏せら
れける。一年のうちに奏せられたる、いとありがたくこそ、新勅撰ときこゆ。元久に新古
今いできてのち、程なく世の中もひきかへぬるに、又新の字うちつゝきたる、心よから
ぬ事など、さいめく人も侍りけるとかや、さてねなむ後堀河四條
によりてなりけり。去年の二月后の宮の御腹に、一の御子いでき給へりしかば、やがて

一年よりあり
がたくこそま
で二十一字な
き本あり

太子にたゞせ給ひしぞかし、例の人の口さがなさは、かの承久の廢帝仲恭の生れさせ給ふとひとしく、坊に居給へりしは、いと不用なりしをなぞいふめり。後堀河うへはれりさせ給ひて、その七日、やがて尊號あり。御惱なはれこたらず。大かた世もまづかあらず。この三年ばかりは、天變まきり、あるふりなせして、さとしまげく、御つゝしみれもきやうなれば、いかゞれはしまさむと、御心をもさわぐべし。四條今上は二歳にぞならせ給ふ。あさましき程の御いわけなさにて、いつくしき十善のあるじに定り給ふ事、いとゆゝしきまで、前の世ゆかしき御ありさまなり。むかし近衛院三歳、六條院二歳にて位に即き給へりし、いづれもいと心ゆかぬためしなり。

○新勅撰と云々は。拾芥抄に、新勅撰二十卷、千三百七十一首、此外短歌四首、貞永元年、寛喜二年被仰歟壬辰、十二月二日、依當代後堀河院論言、前中納言定家卿奏之、有序假名、定家卿書之とあり。○元久に云々。新古今集のことは、おどろの下の卷にあり。○世の中もひさかへぬるに云々。新古今撰進の後、太平なりし世も引かへて、やがて承久の亂れのできたるを云ふ。○さゝめくは。私語する事なり。○れなじき四日れりさせ給ふ。紹運錄に、貞永元十四、禪位、廿一とあり。○去年の二月云々。五代帝王物語に、さて中宮御懷妊ありて、寛喜三年二月十二日、四條院御降誕、あなめでたきて、やがて十月廿八日に、太子に立せ給ふとあり。○人の口さがなさは、あしきものといひふる事なり。○承久の亂るるに、御惱なはれこたらず。大かた世もまづかあらず。この三年ばかりは、天變まきり、あるふりなせして、さとしまげく、御つゝしみれもきやうなれば、いかゞれはしまさむと、御心をもさわぐべし。四條今上は二歳にぞならせ給ふ。あさましき程の御いわけなさにて、いつくしき十善のあるじに定り給ふ事、いとゆゝしきまで、前の世ゆかしき御ありさまなり。むかし近衛院三歳、六條院二歳にて位に即き給へりし、いづれもいと心ゆかぬためしなり。

六日立太子あり。それとれなじく、此四條帝も、生れ給ひし年に、太子に立せ給へば、あかひへるなり。不用は、便り悪き意也。○御惱なはれこたらずは。御病氣いへ給はぬ也。○この三年ばかり云々天變まきり。天變地異の類々なるを云ふ。百鍊抄に、寛喜三年六月、自去年飢饉、此夏死骸滿道路、貞永元年閏九月八日、彗星見東方、長二丈餘なぞ見えたり。○なるふりは。地震を云ふ。されど、諸書に地震の事をのせず。○さとしまげく云々。むかゑは、天變地異は、天より君主を戒め諭す事と妄信したれば、時の天子謹慎して、位を讓ることなぞありしなり。こゝも陰陽博士なぞより、御懷み重きよしを奏したれば、いかゞあらむと、御心をなやまし給へりとなり。○十善のあるじ云々。かしこき君と云ふ意なり。十善は、拾芥抄に、一不殺生、二不偷盜、三不邪淫、已上身三惡、四不妄語、五不惡口、六不兩舌、七不綺語、已上口四惡、八不慳貪、九不瞋恚、十不邪見、已上意三惡とあり。○前の世のゆかしき云々。かく御幼少にて、帝位につかせ給へれば、此みかどの前生には、いかなる善き事をし給ひしにかど、前世の御ありさまも、まらまほしく思ふと也。○いづれもいと心ゆかぬ云々。近衛院は御年十七にて崩じ、六條院は、御年十三にてかくれまし、いづれも皇子れはしまさぬなぞ、御末のめでたからぬを云ふ。

閑院殿の清涼殿にてまづ御袴奉る。十二月五日、御即位はことなくはてぬれば、めでたくて年もかはりぬ。後堀河中宮も御物怪に惱ませ給ひて、常はあつしうれはしますを、院はいといはれまなく思し歎く。四月の頃、年號あらたまる。天福といふなるべし。そのれなじ

量りぬべし印
本量られぬべし
しきあり一本
つよりて改め

頃、中宮も位去り給ひて、藻壁門院とぞ聞ゆなる。今年も又例ならずなやませ給へば、めでたき御事の數そはせ給ふべきにこそと、世の中めでたくきこゆ。祭祓なにくれとれびたいしく、まだきよりのしる。ましてその程近くなりては、天の下やすきそらなく、山々、寺々、社々、御いのりひいきさわけども、御物怪こわくて、いみじうあさまし。遂に九月十八日に、かくれさせ給ひぬ。その程のいみじさ、推し量りぬべし。今年二十五にならせたまふ。若く清らにうつくしげにて、さかりなる花の御すがた、時の間の露と消えはて給ひぬるは、いはむ方なし。道家殿うへおほしまさふさま、かなしどもいへばさらなり。院後に候ふ民部卿典侍ときこゆるは、定家中納言のむすめなり。藻壁門院この宮の御方にも、けぢかうつかうまつる人なりけり。かぎりなく思ひまづみて、頭おろしぬ。いみじうあはれる事なり。人の問へる返事に、

悲しさはうき世のどがと背けども只戀しさのなぐさめぞなき

當代の御母后にておはしつれば、天下皆ひとつすみぞめにやつれぬ。

○御袴奉るは。御着袴の儀を行はれしなり。閑院内裏の事、新島守の巻に註せり。○御即位は云々。紹運錄に、貞永元十四尊、二十二十五即位とあり。○御物怪に云々。物怪は、此靈生靈など

改元ありしを云ふ。○宮例ならずなやみ給ふ。御懷姫を云ふ。○めでたき事の數をばせ給ふは。

また皇子降誕あるべければ、めでたき事のかさなるべきにこそありけれども、世間に噂せりとなり。

○祭祓なにくれとは。御産の御祈のため、陰陽師の祭、または穢など、また早くより行はれしとなり。

○五代帝王物語に、中宮は、貞永二年四月三日、院號ありて、藻壁門院と申す、此院號又いかいと覺えしに、同年九月に、御産とてひしめくほどに、御ものゝけこわくて、うみかねさせ給ふ、内外の御祈數をつくし、大法秘法殘る事なしといへども、終にかなはせ給はず、餘に御大事にして、大臣いかいせむすると、女院申させ給へば、大殿は、御涙にむせびて、東西もればえ給はず、御寶物皆やさあびられけれども、かひなし、九月十八日、つひにうせ給ひぬ、淺猿ともいふばかりなしとあり。殿は道家、うへは北方倫子にて、公經の女なり。○悲しさはの歌。續後撰集に、藻壁門院御はての日、誰ともなくて、民部卿典侍の局にさしかせける、正三位宗衡「この秋もかはらぬ野邊の露の色に苔の袂を思ひこそやれ」返し、民部卿典侍とてこの歌あり。さて歌の意は、長き別れを悲しむは、うき世のならひにて、やがて、世にある咎なりと思へば、かく頭

れろして、世をそむきしなり。されば悲しさは、慰みたれど、君を戀ひしく思ひ奉る事は、いかにすれば慰むべきか、さらにすべなき事よとなり。○すみぞめにやつれぬは。諒闇になりて喪服をきるを云ふ。

この御なげきに、いよく後堀河院はまづみまさらせ給ひて、うち絶えて、御遊などをだに御覽じいるゝ事なくて、月日つもらせ給へば、御修法ぞもいとこちたく、山々寺々、残りな

ふち衣

くつとめの、しる。醫師、陰陽師、祭祓など、天の下さわぎみちたり。又年號かはりぬ。文暦元年といふ。承久仲恭の廢帝十七にかり給へるも、五月二十日にうせ給ひぬ。いと若き御はせに、いといとほしうあたらしき御年なりかし。隱岐後鳥羽にもうちつゝき哀なる事どもを、聞し召しなげくべし。佐渡順條には、まして心うくあさましとればさる。この御さしつぎの宮、猶れはしますは、修明門院順德母重子養ひ奉らせ給ふめり。

○御遊など云々。音樂の遊などを云ふ。○陰陽師は、陰陽五行の理によりて、吉凶を占ひ、わざはひを祈禳するものなり。小中村翁の陰陽道者に詳なり。○山々寺々云々。諸寺もまた、御修法御讀經などして、御平癒を祈るを云ふ。○年號もかりぬは。天福二年十一月五日、文暦と改元ありしをいふ。○承久の廢帝云々。百鍊抄に、文暦元年五月廿日、廢帝崩御云々、是佐渡院御子、母儀東一條院也、承久亂逆之後、御同所于女院九條殿、御心勞之外無他御年十七、未及首服也とあり。あたらしき御年は。惜しき御年齢の意。○打つゝきははれなる云々。寛喜三年、土御門天皇崩じ、今又仲恭天皇崩じ給へるを云ふ。○このさしつぎの宮は、順德院の皇子仲恭天皇の御弟、善統親王を云ふ。

かくいひえろふほどに、院後堀河の御惱日々になれもくならせ給ひて、八月六日、いとあさまし

なにかい
なりは
りい
一本

うならせ給ひぬ。世のおもしろにてねはしますべきことの、かくあへなき御ありさま、口

まはに、美しうと、のほりて、二十に三つばかりや飾らせ給うらむ。若うさかりの御程

に、御才なども、やまともろこしたとぞしからず。何事につけても、いとあたらしうね

はしませば、世人の惜み聞ゆるさまかぎりなし。只くれまどへる心ちどもなり。後堀河

院とぞ申しける。故宮漢壁門院の御はてだにすぎず、又とりかさねて、諒闇の三とせまでになら

むことを、いとまがくしくゆゑしと、皆人思ふべし。御契の程のあはれさも、いとあり

がたくなむ。御禊大嘗會などもいとゞのびぬ。只こゝもかしこも、たかきもくだれるも、

都も、遠きも、島々も、涙にうきまづみてぞ過し給ひける。うち續きかくのみ、世の中さわ

がしく、天變もまきり、いとあわたいしきやうなれば、又年號かはりて、嘉禎元年といふ。

○かくいひしろふは。仲恭帝崩御の事など、噂しあへるをいふ。○八月六日云々。後堀河上皇崩

御ありしを云ふ。百鍊抄に、七月十五日、上皇不豫事世以之、自去五日、御脚氣不快、近日六借

御云々、八月六日、仙洞物忌、或云、去夜御絶入、今朝又有此事、及酉刻、已御事切、春秋廿三、

性稟寛仁、政無苛酷、女院諒闇事、一莽未滿、萬人含悲とあり。○世のれもしにては。太上天皇

なれば、世の抑へにてましますをいふ。○あのめなりは。一通ならぬ意にて、なのめならずとい

ふにれあじ。○なごやかに云々。なごやかは、柔和なるを云ひ、らうくしうは、勞々の字音に

て、物に巧者なるの意あり。○まはにうつくしう云々。御容姿も端正に、うつくしくねはします

となり。○御才なども云々。御學材も和漢に精通し給へるを云ふ。○故宮の御はて云々。藻壁門院崩じて、未だ一周忌もすぎざるにとなり。○諒闇の三年まで云々。去年八月より、藻壁門院の諒闇となり、いまだをはらぬに、かく、後堀河院崩御ありまがば、うちつゝき明年八月まで、諒闇三年におよべりとなり。○まかゝしうは、禍ことらしき意、ゆゝしうは、忌はしき意にて、不祥なるを云ふ。○御契の程云々。後堀河院藻壁門院の、一年も過ぎぬ間に、打つゝき、崩御あれば、御契のあさからすまします事も、たぐひなしとなり。○御禊大嘗會も云々。百鍊抄に、天福元年九月十八日、有女院崩御、十九日、大嘗會延引、二年九月十一日、大嘗又以延引とあり。○うち續き云々。土御門帝、藻壁門院、仲恭帝、後堀河帝、打つゝきかくれ給へるを云ふ。○あわたしきやうなればは。騒がしきさまにて、人の心もそはゝるやうなる故とあり。○年號かはりては。一代要記に、嘉禎元年乙未、九月十九日改元、依天變地震也とあり。

まことや、三月の末つかたより攝政殿教實重くわづらひ給ふ。故院の御位の程より、大道殿の御ゆづりにて、關白と聞えしが、御門稚くればしませば、この頃は攝政殿と申するべし。御かたちも、御心ばへもめでたくればしましつるに、いとあへなくうせ給ひぬれば、大道殿の御歎たどへむかたなし。二十六にぞなり給ひける、いとかなしく、ま給ふ道姫君忠家若君などのし給ふをも、今は道峯殿のみ偏にはぐくみ聞え給ひけり。攝政にも大道殿忠家たちかへりなり給ひぬ。かくて三度改元とす。まがば、御心のまゝあるべし。今年ぞ御

冬になりての
五字一本にな

經のれどいなければかの殿とひとつにて、世はいよく御心のまゝあるべし。今年ぞ御色ども改りぬれば冬になりて、御禊大嘗會行はる。

○三月末つかたより云々。五代帝王物語に、文曆二年三月廿八日に、攝政、廿六にて俄にうせ給ひぬ、言ばかりあき事なりしを云々とあり。○故院の御位のとき云々。公卿補任に、右大臣正二位藤教實、寛喜三年七月七日詔關白、貞永元年十月四日爲攝政とあり。○かなしくし給ふは。鍾愛し給ふの意。○はぐみは。養育するを云ふ。○三度政事ををさめ給云々。三度攝政關白になれるを云ふ。攝關補任次第に、東山殿道家、承久三十四攝政、安貞二十二廿四關白、嘉禎元三廿八更攝政とあり。○北の政所は。攝關に任せし人の妻室をいふ。後には、宣下を蒙りてしかいへるなり。二判問答に、玉葉治承三十二十日、兵部卿入道信蓮來、教訓讀話、御一家習、大臣之後、雖攝籙以前、室家稱北政所、延久元永例也云々。また故實拾要に、北政所、是關白の妻也。但是は蒙宣下稱する也など見えたり。○御色ども改り云々。諒闇竟りて、黒色の喪服をぬぎかへたるをいふ。○御禊大嘗會行はるは。皇年代略記に、嘉禎元年四月十六日、國郡卜定、十月廿日己酉、御禊、十一月廿日己卯、大嘗會とあり。

さまゝめでたくもあはれにも、いろゝある都の事どもを、はのかに傳へ聞し召して、後鳥羽隱岐には、あさましの年のつもりやど、御齡にそへても、盡せぬ御なげさぐさのみまげりそふ。慰めには、ればしなれにしことゝて、敷島の道にのみぞ、御心をのべける。都へ

もたよりにつけつゝ、題をつかはし歌を召せば、あはれに忘れがたく、戀ひ聞ゆるむがしの人々、我もくど奉れるをつれづれにねはさるゝあまりに、自ら判じて御覽せられにけり。家隆の二位も、今まで生ける思ひいでに、これをだにと哀にかたじけなくて、こと人々の歌をも、こゝよりぞ、とり集めてまゐらせける。むかしの秀能は、ありしמידれの後、頭れろして、深くこもりぬたり。如願とぞいひける。それもこの度の御歌合にめせば、今更に、そのかみの事、さこそは思ひいづらめ。例のかずくはいかでか、只片はしをだにとて、左御製、

人ぞゝろうつりはてぬる花のいろに昔ながらの山の名もうし

右家隆の二位、

なぞもかくおもひそめけむ櫻花山としたかくなりはつるまで

秀能、

わだの原八十島かけてゑるべせよはるかにかよふれきの釣舟

山家といふ題にて、また左御製、

軒端あれて誰かみなせの宿の月すみこしまゝの色やさひしき

つづふれを一本にさし船に
本にさし船に
作れり
すみこしまゝ
の印本すみこ
しまゝのさし
り今一本にさ
てり

さびしさやまだ見ぬ島の山里を思ひやるにもすむこゝちして

後鳥羽
法皇御みづから判のことばを書かせ給へるに、まだ見ぬ島を思ひやらむよりは、年久しくすみて思ひいでむは、今すこし志深くやとて、我御歌をちとつけさせ給へる。いとあはれにやさしき御事なめり。

○あさましの年のつもり云々。配所にて、うき年月の浅ましく積もれるを云ふ。○御なげきぐさのみ云々。御なげきの數のみまさるとなり。さてくさどある縁によりて、下にえがりそふと云ふたるなり。○慰めには云々。つねづたしなみ給へる和歌をよみ給ひて、御心を慰め給ふとなり。○これをだに云々。上皇遠島にましくて、仕へ奉らむやうもなければ、せめて、好み給へる和歌なりとも、勅命にしたがひて奉りたしとなり。○むかしの秀能は云々。秀能の事、れどろの下巻に出でたり。みだれの後は、承久の亂を云ふ。○そのかみの事云々。これもれどろの下巻に見えたり。○例のかずくは云々。歌合の歌を、あまたは例の如く申しがたければ、せめては、かたはしにても申さむとの意なり。さて、此歌合は、八十番ありて、嘉禎二年七月に、判の詞を加へ給ひしなり。今遠島御歌合とて一卷あり。題は朝霞、山櫻など、四季戀雜の十題にて、作者は、左方の女房、後鳥羽院、前内大臣家良公以下八人、右方從三位家隆、小宰相以下八人、判者女房なるよし見えたり。女房は即ち法皇なり。○人こゝろの御歌。九番山櫻の題にて、持とあり。うつりはてぬるは、かはる意にて、人心にも、花の色にもかけて、人の心の變る事を、花の色のうつろふ事にたとへたり。さて長等山に、昔ながらといひかけ給へる也。長等山は、近江國滋賀

郡にあり。○なぞもかくの歌。山とし高くは、山の如くに高くの意にて、左道珍入道大納言忠信卿の「あるべせよ旅ねの集に載せたり。○わだのはらの歌。六十八番霧旅の題にて、左道珍入道大納言忠信卿の「あるべせよ旅ねの夢のさめやすくつらき枕に残る月影」とあるに對せる右の歌なり。わだのはらは、海にて、八十島は、あまたの島を云り。さて遙にかよへる沖の釣舟よ、君のれまし所までの船路を教へよとなり。此歌、新拾遺集にも見えて、旅の心を、如願法師とあり。○軒はあれての御歌。こは七十三番也、水無瀬に、見る意をかけて、今夜この隠岐にて見る月は、昔水無瀬の離宮にて、見しまゝの面影なりしものを、彼水無瀬にては、如何なる人か、今夜の月を賞づるならむとなり。○さびしさの歌。君のすませ給へる隠岐の島は、まだ見ざれども、御わびしさぞ思ひやり奉れば、れのれも、そこにすむこゝちして、ものさびしさにたへずとなり。此歌も壬二集にあり。○まだ見ぬ島の云々。後鳥羽法皇のかき給へる御判の詞なり。まだ見ぬ島は家隆の歌を云ふ。年久しくすみては、法皇の久しく住み給へる、水無瀬殿を思ひ出でよみ給へる御製をいふ。遠鳥歌合に、左右ともに、れもひやりたる山の家に侍るを、いまだ見ぬを思ひやらむよりは、とし久しくそみて、れもひ出んは、今こそし心ざしもふかゝるべければ、相構て一番は勝と申べしとあり。

かやうのはかなしごと、又は、彌阿陀佛の御勤などに、紛はしてぞれはしとす。又御手ならひのついでに、

我ながらうとみはてぬる身のうへに涙ばかりを面かはりせぬ

な
の
字
印
本
に
よ
り
て
補
ひ
つ

十
九
年
印
本
に
よ
り
て
補
ひ
つ
三
年
延
應
元
年
に
よ
り
て
改
め
つ
本
に
よ
り
て
改
め
つ
ふ
か
い
り
し
か
り
し
程
に
さ
あ

つ
つ
い
で
一
本
に
よ
り
て
補
ひ
つ

この浦にすませ給ひて、十九年ばかりにやありけむ、延應元年といふ二月廿二日廿二日にてかくれさせ給ひぬ。今一度都へ歸らむの御志ふかゝりしを、遂に空しくてやみ給ひにし事、いと辱く、哀になさけあき世も、今さら心うし。近き山にて、例のさほうになし奉るも、むげに人すくなに、心ばそき御ありさま、いとわはれにあむ。御骨をば能茂といひし北面の、入道して御供に候ひしぞ、頸にかけ奉りて、都にのぼりける。さて大原の法華堂とて、今も、むかしの御庄の所々、三昧料に寄せられたるにて、つとめ絶えず。かの法華堂には、修明門院の御沙汰にて、故院後鳥羽わきて御心とめたりし水無瀬殿を、わたされけり。今はの際までもたせ給ひけるきりの御數珠なども、かしこにいまだ侍ること、哀にかたじけなく拜み奉るついででありしか。はじめは顯徳院と定め申されたりけれど、おはしまし、世の御あらましなりけるとて、仁治の頃ぞ、後鳥羽院とは、更に聞えなはされけるとなむ。

○はかなしごとは。とりとめもなき事を云ふ。○阿彌陀佛の御勤は。御念佛を云ふ。和歌や念佛にて、わびしさをまぎらし給ふとなり。○我ながらの御歌。かくあさましきに、我身ながら、愛憎もつきはてぬるに、涙は猶むかしのまゝに、かはらずして、おつるとなり。○ふる里はの御歌。磯の草は、夕汐のみちぬる時は、水に入りて、見えざるを、わがふるさと、即ち京師は、たいその磯の草の汐みちたる時の如く、わかれいで、後は、更に見る事もなしとなり。みらくは、見

るを延べたるなり。○六十にてかくれさせ給ひぬ。百鍊抄に、二月廿二日、隱岐法皇崩御、春秋六十、去承久三年以後、己及十九年、天下貴賤、誰不傷哀哉とあり。○例のさほう云々。火葬にし奉れるを云ふ。○むげに云々は。御葬送に供奉せるもののすくなかりしをいふ。○御骨をば云々。一代要記に、四月十二日、(此日満四十九日丁)依有順風、御骨令渡出雲國給、同五月二日、立出雲國、同十四日、着御水成瀬殿、同十五日、入御大原西林院御堂、但過宮城、奉入大原、安置之とあり。○大原の法華堂は。山城國愛宕郡にあり。○御庄の所々。上皇御領の莊園をいふ。○三昧料云々。三昧は書言字考に、智度論を引きて、善心一處不動、是名三昧とあり。こゝは、法華經讀誦の三昧料によせられしなり。○水無瀬をわたされ云々。水無瀬の離宮を、法華堂にうつしたてられて、そこに御骨を納め奉りしなり。一代要記に、仁治二年二月八日、大原法華堂供養、同日御骨、自西林院御堂、奉渡法華堂とあり。○あらしなりけるは。御在世のときに、あらかじめ定め置かせ給へるを云ふ。さてこの大原に、御骨を納めし事、および、御諡號の事は、御遺言にまかせたてまつりしなりとぞ。○後鳥羽院とぞ云々。皇年代略記に、延應元年五月廿九日、可奉號顯德院之由宣下、式部大輔菅原爲長卿撰進、仁治三年七月八日、以顯德院、可奉號後鳥羽院之由、重被成旨云々とあり。

第四 三神山

さても源大納言通方の預り奉られし阿波院土御門の宮は、れどなび給ふまゝに、御心ばへもいときやうさくに、御かたちもいどうるはしく、けだかくやむとどなき御有様なれば、なべて世の人も、いとあたらしき事に思ひ聞えけり。大納言さへ、曆仁の頃うせにしかば、いよく真心に仕うまつる人もなく、心ばそげにて、何を待つとしもなく、かゝづらひておはしますも、人わろくあぢきなう思さるべし。御母は土御門の内大臣通親の御子に、宰相の中將通宗とて、若くてうせにし人の御むすめなり。それさへかくれ給ひにしかば、宰相のはらからの姫君ぞ、御乳母のやうにて、瞿曇彌の釋迦佛養ひ奉りけむ心ちしておはしける。二にて父御門土御門には別れ奉り給ひしかば、御面かげだにおぼえ給はねど、猶この世の中におはすと思されしまでは、れのづからあひ見奉るやうもやなど、人えれず、稚き御心にかゝりておぼしわたりけるに、十二の御年かどよ、かくれさせ給ひぬと、傳聞き給ひし後は、いよく世のうさを思しくむじつ、いとまめだちてのみおはしまを、承明門院は、心苦しうかなしと見奉りたまふ。

○三神山。此卷は、四條天皇の崩御、後嵯峨天皇御踐祚のことを記せり。卷の名は、後嵯峨天皇、

幼き御心一本
になきな心ち
さあり

大嘗會悠紀方御屏風の歌に、「いにしへに名をのみき、てもめけむ三神の山はこれぞその山」とあるによれり。○預り奉られし云々。此事新島守の巻にあり。○れと並び給ふは。生長し給ふをいひ、きやうさくは、警策の字音にて、物事の賢くすぐれたるを云ふ。○暦仁の頃うせにし云々。公卿補任に、大納言正二位源通方、暦仁元年十二月廿八日薨とあり。○何をまつとしもなく云々。頼み少き御有様なれば、何をまち給ふともなく、かやうにてねはしますも、人の見聞かん事もわろく、耻しう思さるべしとなり。かゝづらひは、ものに關係する事なれども、こゝは唯徒然にねはしますを云ふなり。○瞿曇彌の云々。釋迦の母摩耶夫人崩じたるをもて、姨母瞿曇彌に養育せられしを云ふ。佛所行讃經に、摩耶夫人見其所生子、端正如天童、衆美悉備足、過喜不自勝、命終生天上、大愛瞿曇彌、見太子天童、德貌世奇挺、即生母命終、愛育如其子、子敬亦如母とあり。○別れ奉りしは。土御門帝の阿波にうつりましたるを云ふ。○猶この世の中に云々。配所ながらも、まだこの世にましますと思しめし給へるほどは、自然に逢ひ奉ることもあらむかと、心強くおぼしめして、待給ひしにとなり。○十二の御年かといふ云々。寛喜三年土御門帝崩御せられし時、後嵯峨院、御年十二におはしましを云ふ。○思しくんじつゝ云々。くんじは屈しにて、氣もはれどし給はず、鬱屈し給ふを云ふ。○いとまめだちては。まじめにましますとなり。

はかなくあけられて、仁治二年にもなりけり。御門は今年十一にて、正月五日、御元服を給ふ。御諱秀仁とよきこゆ。その年の十二月に、洞院後攝政殿の姫君、九になり給ふを、

給ふ御本に給へば、さうりて改めつ

て、女御まかり給ふ。父の殿ひとりこそものし給はねど、大方の儀式よろづ他かぬことなくめでたし。うへもきびはなる御程に、女御もまだかくちひさうねはすれば、雛遊のやうにぞ見えさせ給ひける。天の下は、さながら大殿の御心のまゝあれば、いとゆゝし

道家

くなむ。土御門殿の宮は、二十にあまり給ひぬれど、御冠のさたもなし。城興寺の宮僧正眞性と聞ゆる御弟子に、どかたらひ申し給ひければ、さやうにもとおぼして、女院にもほのめかし申させ給ひけるを、いとあるまじき事とのみ、諫め聞えさせ給ふ。その冬の頃、宮いたう忍びて、石清水の社に詣でさせたまひ、御念誦のどかに玄給ひて、少しまどろませ給へるに、神殿の内に、椿葉のかげ二たび改まると、いとあざやかに、けだかき聲にて、うち誦じ給ふと聞きて、御覽じあけたれば、明方の空澄みわたれるに、星の光もけざやかに、いと神さびたり。いかに見えつる御夢ならむと、あやしくればさるれど、人にもものたまはず。とまれかくまれと、いよく御學問をぞせさせ給ふ。

○御元服し給ふは。百鍊抄に、正月五日、主上十一歳、御元服也、加冠攝政太政大臣、理御鬢左大臣、理髮内藏頭頼氏朝臣と見えたり。○十二月に云々。百鍊抄に、十二月十三日、今夜女御入内也、

故攝政御女、入道相國女、左府爲猶子、御年十四

同三相府以下扈從とあり。さて女院小傳には、御年十五とあれば、こゝに九

とあるは誤にや。○御伯父の殿原は。左大臣良實、右大臣實經を云ふ。○父の殿ひとりこそ云々。敦實は、文暦二年三月廿八日薨す。事は藤衣の巻に見えたり。○雛遊のやうにぞ云々。雛は、紙

にて小き人の形を作り、絹帛の衣などきせて、兒女の玩具にするものなり。此は天皇女御、いづれも稚くおはしますを、それに譬へいへる也。○大殿の御心のまゝなればは。四條天皇は、道家の外孫。女御は其御孫なれば、何事も意の如くなるを云ふ。○ゆゑしくなむは。いみじき御ありさまにおはすとの意。○御冠のさたまなしは。二十歳餘まで、御元服の儀も行なはれざるを云ふ。さるは、上にも見えたる如く、心細き御すまひにて、顧る人もなければなり。さて滋野井公廉卿の御元服和抄に、御元服の年齢は、十一歳より十五歳までを、限とせるよし見えたり。○城興寺の宮は。茂仁王の御子にて、天台座主大僧正になり給へり。○かたらひ申しければ云々。眞性の弟子になりて、出家し給へと勧めしかば、玄か思しなりて、其事を承明門院に申させ給ひければ、よからぬ事と、諫め給ひしと也。はのめかすい、ちらくど氣振りに知するを云ふ。此事は、五代帝王物語に、御年たけさせ給へば、城興寺の宮僧正眞の弟子にならせ給ふべきにて、内々は御對面などもありける云々とあり。○石清水の社は。八幡宮にて山城國綴喜郡にあり。○まどろませ給へるは。睡り給へるを云ふ。○椿葉のかけ云々。新撰朗詠の、後江相公作に、徳是北辰椿葉之影再改、尊猶南面松花之色十廻の句を云ふ。此託宣の事は、後崇光院の椿葉記にも見えたり。○神さびたりは。神すさびの意にて、社頭のかうくしく、ふるびたる様を云ふ。○いかに見えつるは。今の夢の吉凶はいかにと、あやしみ給ふ意なり。○とまれかくまれ云々。夢の吉凶は、いかにあはれとて、御學問をさせ給へりとなり。

心ゆきはこらしげなるに、正月の五日より、内の上例ならぬ御事に、七日の節會にも、

御帳にもつかせ給はねば、いとさうくしく、人々おぼしあへるに、九日の曉、かくれさ

せ給ひぬとての、しりあへる、いとあさましとも、いふばかりなし。皆人あきれまどひ

て、なか／＼涙だにいでこず。女御もいまだ童あそびの御さまにて、何心なくむつれ聞

えさせ給へるに、いどうたていみじければ、うちまめりくむじて居給へる、いどをさな

げにらうたし。大殿の御心のうち思ひやるべし。御兄左大臣の若君も殿上したまへる、只

御門のおなじ御ほどにて、さわがしきまでの御遊のみにて、明しくらさせ給ひけるに、

かいひをみて群りゐつゝ、鼻うちかみ、うち泣く人より外はなし。かくのみあさましき

御事どものうち續きぬるは、いかに、かの遠き浦々にて、沈みはてさせ給ひにし、御な

げききものつもりにやどぞ、世の人もさゝめきける。御惱のはじめも、なべてのすぢに

はあらず。あまりいはけたる御遊より、そこなはれ給ひにけるとぞ。いまだ御つぎもあ

はしまさず、又御はらからの宮ききも渡らせ給はねば、世の中いかになりゆかむする

にかど、たどりあへるさまなり。さてしもやはにて、あづまへぞ告げやりける。

○としもかへりぬは。仁治三年なり。○ほどくにつけたる云々。身分相應に年の始の祝をする

を云ふ。○七日の節會云々。白馬の節會とて、天皇紫宸殿に御して、白馬を見給ふ儀なり。江次

御なげきごも
を一本御りや
うごもに作れ

第、公事根源に詳也。○御帳にもつかせ給はねばは。節會の儀に出御なきを云ふ。御帳とは、御帳臺とも、濱床ともいひて、御座を設け、其四方に帷を垂たるものを云ふ。即ち玉座也。類聚雜要抄に圖あり。○さうぐししくは。さびくしきの音便にて、甚だ物さびしきを云ふ。○童遊びの御さまは、前に雛遊どある如く、小兒ども遊ぶるありさまの意。むつれは、むつび親しむ意也。○らうたしは。あいらしき意也。○大殿の御心のうち云々。道家は女御の祖父にて、四條帝の外祖父なればまかいへり。○かいひそみは。ひつそりとまづまりぬるを云ふ。かいは。そへていへる詞也。○あさましき事どもの云々。藻壁門院、後堀河帝うち續き崩御ありしに、今また、四條帝の御事あるを云ふ。○遠き浦々にて云々。後鳥羽土御門上皇を云ふ。御歎けきども云々は。御怨靈のつもりて、祟りをなせるにやとなり。○なべてのすぢには云々。御病の始めも、通常の事によりてれこりしにあらずとなり。○いはけたる御遊云々。いはけは、安閑紀に、驚駭をいはけとよめり。さて、小兒をいはけなきといふも、小兒は駭きやすき故にいへるにや、此は、天皇ことの外に、驚かせ給ひしより、御事ありし也。さるは、五代帝王物語に、主上あどなく渡らせ給ひて、近習の人、女房などを倒して、笑はせ給はんとて、弘御所に、滑石の粉を、板敷にぬり置かせたりけるに、主上あしくして、御顛倒ありけるを、御犬の、立廻りく、如法に吠まぬらせたりけるこそ、前表にて有けれ、やがて、御惱つかせられして、取あへず、御大事に及びけりとなり。○たどるさまなりは。まどひていかにせんとするを云ふ。○おてしき云々。其まへにても置かれぬは、鎌倉へ参りて、後の世に傳へられしなり。

順徳將軍は大殿の御子、今は大納言殿ときこゆ。御後見は承久に上りたりし泰時朝臣なり。

時房朝臣と一所にて、小弓射させ、酒もりなどして、心どけたるほどなりけるに、京よりはしり馬といへば、何事ならむとれどろきながら、使召しよせて聞くに、いどあさまし。ざりどてあるべきならねば、その席より、やがて神事はじめて、若宮の社にて、圖をぞどりける。その程、都にはいどわかびたる事ども、心のひきく、いひまろふ。順徳佐渡院の宮たちにやなど聞えければ、順徳母重子修明門院にも、御心ときめきして、内々その御用意などしたまふ。土御門母在子承明門院も、もしやなど、さまぐ御いのりえたまふ。あづまの使、都に入るよし聞ゆる日は、兩女院より、白川に人をたて、いづかたへか参ると見せられけるぞ、ことわりに、げに今見ゆべき事なれども、物の心もとなきは、さればゆるわざどかしと、例の口すげみてはゝるむ。

○御後見は。すなはち執權職を云ふ。○時房朝臣と一所にて云々。吾妻鑑、北條九代記に、時房は、仁治元年正月廿四日卒と見えれば、こゝに時房とあるは誤れり。○小弓の事は、れどろの下巻に註したり。○はしり馬は。早馬の意なり。○其席より云々。酒宴の席を云ふ。○若宮は。鶴岡の八幡宮なり。○くじをぞどりけるは。皇位につけ奉るべき皇子を神闔をとりて、定めたるよし也。此時のさまを、五代帝王物語には、泰時、三日夜、寢食を忘れて打案じ、土御門院の御

末をこそと、心中に思ひ定め、若宮にて、くじを探りけるよしに記せり。○うかびたる事ども云々。浮説百端いでくるさまを云ふ。○いひしらふは。言ひあらそふ意なり。○修明門院にも云々。五代帝王物語に、京には又、いかにも順徳院のみやにておはしますべし、子細あるまじとて、内々御装束の寸法までさだめられ、また用意してぞありけると見えたり。○もしやなど云々。かく順徳皇子の御踐祚は、子細あるまじとの噂なれど、鎌倉のとり計ひは、さにはあらで、もしや土御門の皇子を立てんと、思へるもえれずなどおぼして、皇子の御即位あらむ事を、祈り給ふと也。○あづまの使云々。百鍊抄に、正月十九日壬寅、今夕關東飛脚參洛とあり。○今見ゆべき事なれども云々。かく人を立て、見せ給はずとも、やがて使の參らば、まかしく知る、事なれど、かゝる事の待遠く思はるゝは、誰もさやうにおぼゆるわざよとなり。○例の口すげみて云々。物語りする尼のさまなり。口すげの事は、序文のところに註せり。

目ぐらしまたれて、城介義景といふもの、三條河原にうちいで、承明門院のねはしますなる院はいづくぞと、かの院より立てられたる青侍のいとあやしげなるにしも問ひければ、聞く心ち、うつゝともればえず。まかしくと申すまゝに、土御門殿へまゐりたれど、門は葎つよくかため、扉もさびつき、柱根くちてあかざりけるを、郎等どもに、どかくせさせて、内に参りて見まはせば、庭には草ふかく、青き苔のみむして、松風より外は、こたふるものもなく、人の通へるあてもなし、後通宗家相中將の御弟さまにき給へり

青き苔のみむしては一本苔
又松風より外は
またふるもの
なく人の通へる
あてもなし
後通宗家相中將の御弟さまにき給へり

通親
通宗
通方

し、定通のれといはれり、何となく、れのうからの事と思ひ、なえはめる烏帽子直衣にて候ひ給ひけるが、中門にいぞ、對面あたたまふ。義景はきり戸のわきにかしこまりてぞ侍りける。阿波の院の御子御位にぞ申していのでぬ。院の中の人々、上下夢のこゝちして、物にぞあたりまどひける。仁治三年正月十九日の事なり。世の人の心ち、みなれどろきあわてゝ、れしかへしこなたに参りつどふ馬車の響きさわぐ世のれとなひを、四辻殿にはあさましう、なか／＼物思しまさるべし。

○日ぐらし待れては。今や來ると、日の暮るゝまで待ちたる也。○城介義景云々。保曆間記に、關東の使者、秋田城介藤原義景、安達藤九郎盛長孫、秋田城介景盛子、并出羽前司行義隱岐守行村子、彼等兩使として上洛とあり。

○青侍は。未だ年若く、物に熟さざる侍を云ふ。○なえはめる云々。ふるびて萎えたるを云ふ。

直衣は、公卿の平服にて、勅許を得し人ならでは、之を着して、君前に出づる事を得ざるもの也。さて此服には、烏帽子を着るを常としたるなり。○中門は。當時貴人の邸宅には、對屋とて、寢殿に對する傍殿あり。夫より南行に廻廊あり。之を中門廊といひ、廊の中ほどに門あり。之を中門と云ふ。さて客のとひ來るあれば、先づ此中門にて、取次をなしたる事、家屋雜考、後松日記等に見えたり。○きり戸のわきとは。中門の扉のかたひらの脇を云ふ。○物にぞあたりまどひけるは。あまりに嬉しき時、又は驚きあわつる時は、物にゆきあたりなどするものなれば、まかいへるなり。さて、此時のさまは、五代帝王物語に、初夜の程に、義景河原へ打出たりけるが、三

條京極にして、承明門院の御所へは、いづくを参るべきぞと、申音のしければ、夢かやと思ふ程に、土御門萬里小路なれば、京極を上りにて候べしと云ものあり、實否を慥に見んとて、先だちて参たれば、東使まさに土御門殿へまゐりて見れば、庭には草生ひ茂りて、人のふみたるあどもなし。門もあかねば、扉もゆがみてあかざりけるを、武士どもとかくひらきて、義景中門の砌に候ひけるに、内府出逢たれば、土御門院の宮、御位につかせ御座をべきよし申入れて、退出ぬ、面々に、只管の心ちしてぞありし、後まで尼にて、承明門院に候ひし辨局と申す女房は、されば是は誠かやとて、あしここ、のめんだうに倒れありきける、理におぼえて、をかしく侍りけるとあり。○四辻殿は、修明門院の御所なり。

なきめ奉る一
本になきめ奉
りけりてあり
奉るの二字印
本申す侍るさ
あり一本によ
りて改めつ

又の日やがて御元服せさせ給ふ、ひきいれに左大臣眞参り給ふ。理髪頭辨定嗣仕うまつりけり。御諱邦仁、御年二十三。その夜やがて冷泉萬里小路殿へうつらせ給ひて、閑院殿より、劔璽などわたさる。踐祚の儀式いとめづらし。その後こそ、閑院殿には、追號のさだめ、御わざの事などありけれ。廿五日に、東山の泉涌寺とかやいふほとりにをさめ奉る。四條の院と申すなるべし。やがてかの寺に、御庄などよせて、今に御菩提をいのり奉るも、さきの世のゆゑありけるにや。四條この御門、いまだ物あどはかしく、給はぬほどの御齡なりける時、誰とかや、前の世はいかなる人にてかおはしましけむと、只何となく聞えたりけるに、かの泉涌寺の閑院のひとりの名をさだし、かには仰せられたりけり。又人の夢にも、この御門かくれさせ給ひて、機の上へわれ連に成佛すべかりしを、よしなき妄念をおこして、今一度人界の生をうけて、帝王の位にいたりて、かへりて我

寺を助けむと思ひしに、はたしてかくなむとぞ見えける。まことにその餘執の通りけるをるしにや。御庄ども、よりけむとぞ覺え侍る。

○御元服せさせ給ふ云々。百鍊抄に、仁治三年正月廿日踐祚、廿三、當日於承明門院御元服、加冠左大臣、理髪藏人頭左中辨定嗣朝臣とあり、ひきいれは、即ち加冠の役にて、冠を取りて、冠者に加ふるものなり。髪を冠の中に引きいる、故に、亥かいへり。理髪は、髪をそぎて理むる役なり。○冷泉萬里小路殿へうつらせ給ひて云々。五代帝王物語に、今日冷泉萬里小路の御所へ入らせ給ひて、賢所劔璽などわたしまゐらせて、踐祚の儀あり。此御所は、四條大納言隆親卿の家也。閑院ふたがりぬる上は、清涼殿造替の程、さりぬべき所をさによりて、此所を御所と爲すとあり。○閑院殿には云々。先帝すなはち四條天皇の皇居なり。同書に、閑院は、此程猶如在の儀にて云々とあり。後嵯峨帝踐祚ありし後に、御尊號のさだめ、御葬儀などありしなり。○廿五日に云々。類聚大補任に、仁治三年正月廿五日、四條院御葬送、月輪山庄我禪坊とあり。泉涌寺は、山城國愛宕郡にあり。此寺は、文德天皇齊衡三年、右大臣藤原緒嗣造立して、法輪寺と稱し、尋て仙遊寺と改め、その後廢頽せるをもて、順德天皇建保六年、俊房之を修理し、名を泉涌寺と改め、貞應三年、遂に官寺となれる由、元亨釋書俊房の傳に見えたり。○御菩提を祈り云々。菩提

は、正道、又は佛道の義にて、佛道に入るを云ふ。翻譯名義集に、肇仰云、道之極者、稱曰菩提、
秦無言以譯之、後代諸師、皆譯爲道、以大論翻爲佛道云々とあり。○前の世ゆゑあり云々。この
泉涌寺に葬り奉る事は、前世の因縁ありし故なりとの意也。○開山のひじりとは。寺を建てたる
人、又は之を興したる人にて、こゝは中興せる俊仍を云へり。○成佛とは。死者の佛果を得るを云
ひ、妄念とは、迷ひの執念を云ふ。○餘執は。死して後も、この世にどゞまる執念を云ふ。

さて仁治三年三月十八日、御即位、よろづあるべきかぎり、めでたくて過ぎもてゆく。嘉
禎三年よりは、岡屋の大臣兼攝政にていませしかば、そのまゝに、今の御代のはじめも、
關白と聞えつれど、三月廿五日、左の大臣眞實、二條殿の御家のはじめなりにわたりぬ。この殿も、光明峯寺殿
の御二郎君なり。神無月になりぬれば、御禊とて、世の中ひしめきたつも、思ひよりし事
かはどめでたし。大嘗會の悠紀方の御屏風、三神山、菅宰相爲長つかうまつられける、
いにしへに名をのみきゝてもどめけむ三神の山はこれぞ其山

主基方風俗のうた、經光の中納言にめされたり。

未遠き千世のかけこそひさしけれまだ二葉なるいはさきの松

○岡屋の大臣云々。攝關補任次第に、岡屋殿兼經、嘉禎三年三月十日攝政とあり。○御禊とて云
々。百鍊抄に、十月廿一日大嘗會御禊とあり。○思ひよりし事は。此宮の御即位ありて、かく
大嘗會をなされし事は、後世に傳へし事なりとの意也。○大嘗會のうた。仁治三年、悠紀風俗歌、

一月二十三日大嘗會、近江備中とあり。○いにしへの歌。續後撰集卷に、仁治三年、悠紀風俗歌、
三神山、前參議爲長と見えたり。三神山は近江國野洲郡にあり。○未とほきの歌。同書に、同じ
き主基風俗歌、石崎、前中納言經光と見えたり。石崎は備中國下道郡にあり。二首とも、歌のこ
ゝろよくきこえたり。

後嵯峨

通子

當代かくめでたくおはしませば、通宗宰相も、左大臣從一位を贈られたまふ。御女も、后
の位を贈り申されし、いどめでたしや。まことや、この頃右大臣と聞ゆるは、實氏の大
臣

結子

よ。其御女十八になり給ふを、女御に立て奉り給ふ。六月三日、入内あり。儀式ありさま、二

眞子

結子

なく清らをつくされたり。母北方は、四條大納言隆衡のむすめなり。女御の君いとさゝ

やかにあいぎやうづきて、めでたくものし給へば、御おぼえいとかひくしく、よろづ

うちあひ思ふさまなる世のけしき、飽かぬ事なし。かなじ年八月九日、后に立ちたまふ。

通宗

そのほどのめでたさ、いへばさらなり。源大納言の家に、無品親王とて、あやしう心細げ

なりし程には、たはふれにも思ひより聞え給はざりけむと、めでたきにつけても、人の

口やすからず、さはどかく聞ゆべし。

○通宗宰相も云々。百鍊抄に、仁治三年七月十一日、故參議通宗朝臣、贈左大臣正一位。母儀源

氏、贈皇后とあり。○實氏のおどいは。西園寺太政大臣公經の子なり。○四條大納言隆衡は。正

二位權大納隆房の子あり。○さゝやかに。ちいさくおはしますを云ひ。あいぎやうは、愛敬の

めされたり一
本にめされけ
りさあり

通親
通宗
通子
後嵯峨
入内あり印本
一本に作りて
改めつ

あやしう云々
十九字印本に
なし今一本に
よりて補ひつ
但し一本にあ
やしうの四字
なきもあり

字音なり。御ねばえもいとかひくしくは、御寵愛もあさからざりしを云ふ。○よろづうちあひ云々。何事も齟齬せることなく、思ふまゝになる世の有様なりとの意。○后に立ち給ふ云々。女院小傳に、大宮院、藤結子、後嵯峨后、仁治三年四月廿八日從三位、十八、六月十日爲女御、八月九日爲中宮とあり。○源大納言の家に云々。後嵯峨帝の、また通方卿の家に預けられおはしまし、はゞは、かく帝位にのぼりまむとは、かけても思ひよらざりしとなり。此事は、卷の始に見えたれば、それをうけて、こゝにもかくいへるなるべし。無品親王とは、位階を給はらざる親王を云ふ。

第五 内野の雪

内野の雪一本
に大内山とも
あり
故公經印本放
の字なし一本
つによりて補ひ

今^{婦子}后の御父は、先にも聞えつる右大臣實氏のおとゞ、その父故公經のれほきおとゞ、そのかみ夢見給へることありて、源氏の中將わらはやみまじなひ給ひし、北山のほとりに、世に知らずゆゝしき御堂を建て、名をば西園寺といふめり。この所は伯三位資仲の領なりしを、尾張の國松えだといふ庄に換へ給ひてけり。もとは田畑など多くて、ひたぶるに田舎めきたりしを、更にうちかへしくづして、艶なる園につくりなし、山のたゝすまひ木ふかく、池の心ゆたかに、わたつ海をたゝへ、峯よりおつる瀧のひゞきも、實に涙催しぬべく、心ばせ深き所のさまなり。

○内野の雪。此題號、また大内山ともいへり。この卷の奥に、太政大臣實氏、「九重の大内山のいかならむ限りもしらす積る雪かな」、少將内侍の返歌、「九重の内野の雪に跡つけて遙に千代の道を見るかな」とある歌どもによりて、まか名づけたり。さて此卷は、後嵯峨後深草兩代の御記にて、中にも西園寺の建立、及び同家の繁榮、後深草帝の御降誕、同御受禪、後嵯峨院所々の行幸、頼嗣將軍宣下等の事を、つばらに記せり。○源氏の中將云々は、源氏の君、瘡病まじなひに、北山の何がしといふ寺に籠りしこと、源氏物語若紫の卷に見えたり。わらはやみは、瘡病をいふ。○北山のほとりに云々。西園寺は葛野郡にあり。今の金閣寺のあたりなるべし。拾芥抄に、西園寺、

衣笠岡良、太政大臣公經家、號北山殿と見え、其舊跡は、山城名勝志に、土人云、西園寺地、今鹿苑寺也、寺今遷京極小山口、本尊阿彌陀、并地藏像等在于今、西園寺殿第、大北山村北、鹿苑寺東築地、跡在于今とあり。又百鍊抄に、元仁元年十二月二日、前太政大臣供養北山堂、號西園寺、北白川院、安和門院臨幸、右府以下、諸卿參拜、仁和寺宮爲導師と見えたり。○伯三位は。白川顯廣王の子、資仲王にて、尊卑分脈に、神祇伯正三位、貞應元年卒と見えたり。○ひたぶるには。一向にの意。○田舎は。ゐなかにて、田居中の略なり。都よりはなれたるところをいふ。○池の心は。いにしへの庭づくりは、おほかた池ありて、心の字の形に掘りしものなりとぞ。○わだつ海をたへは。海の如く廣らかに水を湛への意。わたつ海とは、渡の海にて、海は渡るものなれば玄かいへり。○涙催しぬべくは。形勝のよきに、感にたへぬよしなり。

本堂は西園寺本尊の如來は、誠にたへなる御姿、生身もかくやど、いつくしう顯され給へり。又せむみやく院は藥師、功德藏院は地藏菩薩にておはす。池のほとりに妙音堂瀧のもとには不動尊、この不動は、津の國より生身の明王、簀笠うち奉りて、さし歩みておはしたりき。その簀笠は寶藏にこめて、三十三年に一度出さるとぞうけたまはる。石橋の上には五大堂、成就心院といふは、愛染王の座さまたぬ秘法とり行はせらる。供僧も紅梅の衣、袈裟數珠の糸まで、おなじ色にて侍るなり。又法水院、化水院、無量光院とかやとて衆迎のけしき、諸院如來は五の菩薩、諸院に顯し給へる御姿も侍るなり。

せんみやく院
一本にせんま
やく院に作れ
り
功德藏院一本
に藏の字なし

○本尊は。まとしてわがひる佛像を云ふ。○如來は。名勝志に、本尊阿彌陀如來と見え。如來とは、書言字考に、成實論を引て、乘如實道、來成正覺也とあり。○瀧の本には云々。名勝志に、

不動堂、號明王院、在鹿苑院方丈東、寺家説云、此堂本尊外、又生不動ト号スル像アリ、相國常

光國師時靈現アリト云々、昔ノ瀧ハ、此堂後ニアリと見えたり。○うち奉りて。着給ひての意。

○寶藏は。寶物を納むる庫なり。○五大堂は。五大尊を安置せる堂にて、五大尊は、不動、降三世、軍多利、大威德、金剛夜叉をいふ。○愛染王の云々は。愛染明王を本尊として行ふ法なり。

諸法要略抄に、常敬愛修之、四種隨筆可修之、此法瑜祇經始終前後品、取合行用、最秘事也云々と見えたり。○座さまたぬは。即ち長目の御修法にて、不斷に之を行ひ。僧座の常にわたまれ

るをもて、玄かいふ也。○供僧は。御修法をつとむる僧侶をいふ。○紅梅の衣は。紅梅とは濃き紅をいふ。○來迎のけしきは。往生の時には、淨土の諸佛の來迎するよしにて、其有様を、合天

井などにかきたるなるべし。○廿五の菩薩は。賢首諸乘法數に、觀音、勢至、藥王、藥上、普賢、法自在、師子吼、陀羅尼、虛空藏、德藏、寶藏、金光藏、金剛藏、光明王、山海惠、華嚴王、衆

寶王、月光王、日照王、三昧王、定自在王、大自在王、白象王、大威德王、邊身王とあり。

北の寢殿にぞ、公經は住み給ふ。廻れる山のとときは木ぞもいとふりたるに、あづかしき程の若木の櫻など、植ゑ渡すとて、公經大臣うそぶき給ひけり。

山櫻みねにもをにもうゑかかひ見ぬ世のはるを人や玄のふと

に女御云々
はするまで一
本になきは脱
文なり

かの法成寺をのみこそ、いみじきためしに世繼もいひためれど、これは僧山の景氣さへおもしう、都はなれて眺望をひたれば、いはむかたかくめでたし。峯殿の御舅、あづまの將軍の御おほちにて、よろづ世の中御心のまゝに、飽かぬ事なくゆゝしくなむおはしける。今の右の大臣をささる劣り給はず、世のれもしにていとやむことなくおはするに、女御さへ御おぼえめでたく、いつしかたゞならずればすると聞ゆる、奥ゆかしき御程なるべし。

○北の寢殿にぞ云々。寢殿は正寢にて、即ち本殿といふ。○うそぶきは。口ずさふ事にて、即ち歌を吟給へるなり。○山櫻云々の歌。新勅撰集に、西園寺にて、三十首歌よみ侍りける春歌、入道前太政大臣とあり。をにもは、麓にもの意、下の句、わが見ぬ後の世の春のけしきを、人の思ひ出て、忍ぶこともあらんかと思へば、あまた櫻をうゑねかんとなり。○法成寺は。拾芥抄に、近衛北、京極東、御堂關白、治暦元丑十八供養とあり。今の寺町よりは東、荒神口よりは北に當れる地なるべし。中央の本堂を無量壽院といひ、左右に阿彌陀堂五大堂あり。其他藥師堂、釋迦堂、齋堂、觀音小堂、三昧堂、經堂、寶藏、鐘樓、五重塔、諸門等を具足し、莊嚴善美をつくること、大鏡、其他諸書に散見せり。○これはとは。西園寺をいふ。○をさゝは。あまりの意。○世のおもしは。世の鎮にて、天下の重臣といふ意。○たいならずは。御懷妊し給へるをいふ。

京にはさきとゆめをたき事のみれば、かの佐渡の島には御惱とさきえし程なく九月十二日かくれさせ給ひぬ。世の中の改りしきざみもしやなど思しよる事どもありしも、空しうへだゝりのみはてぬる世を、いと心細う聞し召しけるみ、そこはかどなく御惱なぞ重るやうにて、失せ給ひにけるとぞ聞えし。四十六にぞならせ給ひける。いとあはれなる世の中なるべし。

上文の中永正
本には下の如
くあり今こい
に舉げ細線な
書し参考これ
准ふ下皆これ

世の中のうつりかはりしきざみ、もしやと思されしも空しくて、いよくへだゝりはてぬる世を、心細く思し歎きけるつもりにや、いとさしもとりたてたる御惱などはなくて、失せさせ給ひにけり。あはれなる御事どもなり。

○佐渡の島には。順徳院を申す也。○世の中の改りしきざみ云々。四條天皇崩し給ひて、繼嗣いまだ定らざりし時、わが御子の中を御位にと、望を屬し給ひしも、かなはずして、後嵯峨院、御即位ありしかば、立かへらせ給ふべき御たよりもあくて、遠處にればしはつる世をとなり。○そこはかどなくは。それとさしたる事はなけれど、何となくの意なり。

かくて云々最
勝講の事より
鳥羽八講浄光
明院法事まで
永正本になし

かくて年かはりぬれば、寛元元年ときこゆ。五月廿六日より、最勝講始めておこなはる。關白を始め、上達部殿上人残りなく参り給ふ。左右大將實基の車陣にたつるとて、争ひのゝしりて、いみじうねそろし。右は上首、左は下膳にて、ればしければ、御前ども、かたみにひしめきて、あさましかりけり。されども、相對へて立て、後ぞ、まづまりにける。

○最勝講は。五月の中、吉日を撰びて、五日の間、清凉殿にて、最勝王經を講せらるゝ儀なり。
 公事根源に、まづかねて日次をさだめらる。四ヶの大寺(東大、興福、延暦、園城)の僧の中に、
 稽古のきこえあるを撰びて定む。證義、講師、聴衆などあり云々、五日の間の儀式、日毎に同じ、
 結願の日、行香の祿あるべしと見えたり。○陣にたつるは。近衛の陣あり。右は上首、左は下臈
 とは、忠家、實基は、同じく正二位大納言にて、實基先任なれば、坐班忠家の上にあれど、近衛
 によりては、左大將忠家は、右大將實基の上に在りて、官位の班次違へるゆゑに、かたみに、車
 をたつべきところをあらそへるなり。○御前は。御前駈にて、隨身どもなり。○ひしめきては。
 ひし／＼とよせあひ、あらそふさまなり。○相對へては。上下の別をたてず、對へあはせての意
 なり。

又の日は、久我の前内大臣、通鳥羽の御家にて、八講をたまふとて、上達部多くかしこに
 つどひ給ふ。れどいは更にいはず。堀川大納言具御子の通忠の大納言、土御門の大納
 言顯通成の三位中將、通行の宰相中將など、すべて一門の人々、びりやうげにてればし
 て、多く高欄につき給ふ。ほど／＼内の御八講にも劣らず見えたり。殿上人は、まして數
 らず。雅通のれどい書され給へるものに、公務の日なりとも、暇を申して、この八
 講にあふべしとかや侍るなるに、誠にかゝるればやけ事の折ふしも猶さし合せてね
 はしつゝといひとやむことなきなり。實基の代には、いかにあらむといふべし。

通忠の大納言
 の下印本に般
 字あり一本に
 よりて除きつ
 雅通—通親—
 通宗—
 通具—具定
 通光—通忠
 定通—顯定
 通方—通成
 通行—

○八講は。法華經を講せらるゝをいふ。公事根源集に、八人分法華八卷、四日朝夕二講、
 一卷、名曰法華八講とあり。こは、桓武天皇の時、僧勤操の始め行ひしよし、元亨釋書に見ゆ。

○通行の宰相中將。宰相は參議の唐名なり公卿補任。に據れば、通行卿、當年閏七月廿七日參議
 に任じ、從三位に敍せられたるにて、この八講の時、いまだ參議にあらず。○びりやうげは。檳
 榔毛の車にて、牛車に、蒲葵の葉をさきて、葺きたるものにて、親王大臣以下、公卿の乗用する
 車也。○内の御八講は。内裏にて行はるゝ八講なり。○雅通は。内大臣正二位雅通にて、通光の
 祖父なり。○かさね給へるものは。この八講につきて、書き遺しおきたる事ありしなるべし。
 ○公務の日は。公事勤務の日をいふ。○かゝるればやけ事は。最勝講をいふ。○猶末の代には云
 々。朝廷の公事をさしねさても、かく、公卿の參集する程の權勢は、實にいみじきものなれど、
 猶かゝるさまにて、末代までも、繁昌すべきものにか、盛衰はかりがたき世なれば、ねぼつか
 き事どもありとの意あり。

廿八日は、うちの最勝講五卷の日にて、又人々かずを盡して参りたまふ。廿九日には、法
 性寺の淨光明院にて、普賢恭通寺殿の御忌日の法事あり。この御堂の莊嚴のめでたさかぎ
 りなし。まことの淨土思ひやらるゝさまなり。こゝもかしこも、この程は尊き事のみれ
 ほくて、耳ぞ多くほしかりける。

○五卷の日は。中の日をいふ。すなはち、五卷目を講ずる日あればなり。○法性寺は。拾芥抄に、

九條河原、眞信公とあり。即ち、藤原忠平の建立にして、舊址は、今鴨河の東、九條の南に在り。延長三年五月十八日、はじめて新造堂を供養せられ、其後、五大堂、三昧堂、多寶塔、灌頂堂など、つぎ／＼供養せられし事ども、百鍊抄、扶桑略記、日本紀畧等に見え、其後久安四年、藤原忠通、新御堂を供養せられし事あり。たゞし、淨光明院は、新御堂の名なるべし。○普賢寺殿云々。基通公は、天福元年五月廿九日、七十四歳にて薨せられたり。さて忌日とは、死滅の日をいふ。釋氏要覽に、二月十五日、佛涅槃日、天下僧俗有營會供養、即忌日之事也、俗禮、君子育終身之孝、忌日之謂也、又謂不樂之日、不飲樂故、或云諱日、或云遠日、(遠日猶濫曲禮葬事先遠日、)釋氏師亡、可稱歸寂之日、蓋釋氏無忌諱故とあり。○淨土は、極樂をいふ。書言字考に、白氏文集を引て、極樂國號淨土、是以無三毒五濁之業也とあり。○尊き事のみは。最勝講、御入講、御法事など、頻りにねこなはるゝをいふ。

まことや、去年より、中宮は、いづしかたゞならずはします。六月になりて、その程近ければ、十三社の奉幣勅使立てらる。日比の御いのりにうちそへ、世の中ゆすりさわぐ。六日より七佛藥師五壇の御修法などはじまる。中壇は櫻井覺仁の宮後鳥羽院の御子勤めさせ給ふ。今出川のねとゞにねはしませば、御家の殿はら、絶えず候ひ給ふ。十日のあけはのより、その御氣色あれば、殿の内たちさわぐ。白き御よそひにあらためて、母屋にうつらせ給ふ。

御馬にて、雨の脚よりまげく走りさへ

室文永正本に
下の如く作れ

あくる年は寛元元年なり。六月十日ごろに、中宮今出川のねとゞにて、其御氣色あれば、殿のうちたちさわぐ。白き御よそひに改めて、母屋にうつらせ給ふ程、いとおもしろし。おとゞ、北の方、御せうどの殿原、たちそひかしづきこえ給へるさま、かぎりなくめでたし。御修法の壇ども數えらず。醫師、陰陽師、かひなき、おの／＼かしこましままでひゝきあひたり。

○十三社の奉幣は。百鍊抄に、六月二日丁未、中宮御産御祈諸社被進神馬、是前右府内々沙汰也、四日己酉、源大納言具實參入、發遣十三社奉幣使、依御産御祈也とあり。○日比の御祈は。御懷妊によりて、神佛に祈請ある事常なれば、云々云々。○七佛藥師五壇の御修法云々。七佛藥師とは、拾芥抄に、善稱名吉祥王、寶月智嚴光音自在王、金色寶光妙行成就、無憂最勝吉祥、法海雷音、法海勝惠遊戯神通、藥師瑠璃光等の如來をいへり。さて此法は、諸法要略抄に、山座主修之、但有非座主修之例、最初息災修之、近來增益修之、此法本尊七牀(或新造或古佛)云々、四壇之外置夜及壇云々、七佛經云、女人、臨當產時、受於極苦、若能至心、稱名禮讚、恭敬供養、七佛如來、衆苦皆除、所生之子、顏貌端正、而見者歡喜とあり。五壇は、東西南北中央の五壇を設けて行ふなり。○櫻井の宮は。諸門跡譜に、圓滿院覺仁法親王、寺長吏、三山檢校、櫻井宮とあり。○今出川のおとゞは。中宮御里第にて、實氏公の家なり。百鍊抄に、四月八日、入夜中宮始退出

今出川殿、令相當八ヶ月給也と見えたり。○その御氣色は。御出産の御様子なり。○白き御よそひは。御産の時、すべて、白きものに改むるあり。河海抄に、御産當日、上下着白装束、九夜改白装束、復尋常也とあり。○母屋は。身屋にて、寢殿の中央にあり。その外の間を、庇といふあり。○こちたしは。事々しく仰山なるをいふ。○寮の御馬は。左右馬寮に飼ひおける御馬をいふ。○雨の脚は。まげくひまなきものなれば、御使の繁さにたへたり。

さらでだにいと暑き頃を、汗におしひたしたる人々のけしき、いとわりなし。后の宮いど苦しげにし給ひて、日たけゆくに、いろくの御物のけきもなのりいで、いみじうかしがまし。大臣大臣北方、いかさまにと御心惑ひて、思し歎くさま、あはれにかなし。かやうのきざみは、高きもくだれるも、おろかなるやはある。なべて皆かくこそはあれど、げにさしあたりたる世のけしきをとりぐして、いみじうればさるべし。内の御乳母大納言二位殿、れどちくしき内侍のすけおと、さるべきかぎり参り給へり。今日も猶心もとなくて暮れぬれば、いとおそろしうおぼす。伊勢のみてぐらづかひおと立てらる。諸社の神馬、所々の御誦經の使、四位五位敷をつくして鞭をあぐるさま、いはずともおしはかるべし。大臣大臣とりわき春日の社へ拜して、御馬宮の御衣なせ奉らる。皇子

いと暑き程なれば、たいある人々に汗におしひたしたるに、后の宮いど苦しげにま給ひて、いろくの御物のけきもなのりいで、いみじうかしがまし。かやうのきざみは、高きもくだれるも、おろかなるやはある。なべて皆かくこそはあれど、げにさしあたりたる世のけしきをとりぐして、いみじうればさるべし。内の御乳母大納言二位殿、れどちくしき内侍のすけおと、さるべきかぎり参り給へり。今日も猶心もとなくて暮れぬれば、いとおそろしうおぼす。伊勢のみてぐらづかひおと立てらる。諸社の神馬、所々の御誦經の使、四位五位敷をつくして鞭をあぐるさま、いはずともおしはかるべし。大臣大臣とりわき春日の社へ拜して、御馬宮の御衣なせ奉らる。皇子

○汗におしひたしたるは。流れいづる汗の甚まきをいひて、水に衣などおしひたしたる如く、まどいにちれるなり。○わりなしは。せんかたもなく、あまりに甚しき意。○御物のけは。物の氣にて、死靈生靈などの、人に祟をなすものをいふ。○名のりいで、物のけの、かりに人につりて、まかぐと名のるなり。○かやうのきざみは云々。かゝる産などの時は、貴賤の差別なく、粗略にする者のあるべきかは。皆これを大事と思ふとなり。○内の御乳母は。後嵯峨院の御乳母也。○おとなくしきは。大人しきにて、年たけ、事になれたるをいふ。○伊勢のみてぐらづかひは。伊勢の奉幣使をいふ。みてぐらは、幣帛にて、御幣座の義、てい和幣の意、座は千座の置座などいふ意なりと、和訓栞に見えたり。○御誦經の使は。御讀經の事を、諸寺に仰する使にて。殿上の侍臣を遣すなり。○宮の御衣は。后の宮姫子の御衣を奉れるにて、御産の平安を、氏神春日社に祈るなり。

更衣ばらに若宮二所おはしませど、この御事を待ち聞え給ふとて、坊定り給はぬほどなり。たどひ平かにはしますとも、もし女宮ならばと、まがくしきあらましは、かねて思ふだに胸つぶれて口をし。かつは我御身の宿世、見ゆべきさはどかしとおぼして大臣大臣もいみじう念じ給ふに、ひつじのくだり既にことなりぬ。まづ何にかと心さわぐ

に、宮の御兄公相の大納言皇子御誕生ぞや、いとたからかにたまふを、聞く人々の心ち、夜の明けたらむやうなり。父おとゝまことかとの給ふまゝに、よろこびの御涙ぞ墮ちぬる。哀なる御氣色と見奉る人もこといみしあへず。公相、公基、實雄、大納言三人、權大夫、實藤、大宮中納言公持、皆御ゆかりの殿ばらうへのきぬにて候ひ給ふ。

あまりの事に皆あきれて、まことかゝと大臣のたまふまゝに、悦びの御涙ぞれち來る。哀れある御氣色、見る人もこといみしあへず。御修法の僧どもをはじめ、道々の祿たまはる。亥たり顔に汗れしのごひつゝ、まかづるけしき、今一きはめでたくのゝ、亥りたちて、更にものもきこえず。げに此頃のひゞきに、女にてればしまさましかば、いかにまほゝと口惜からまし。きらゝしうてさしいで給へるかし。さればおどい年たけ給ふまでも、其をりの嬉しうかたじけなかりしを思ひ出づれば、見奉るごどに涙ぐまるゝとぞ、後深草院をば、常に申されける。御湯殿の儀式は更にもいはず。人々の祿なにくれど、例の作法にことをそへて、いみじう世のためしにもなるばかりと、つくし給ふ。御はかしまるるも、心もとあかりつるまゝに、廿八日親王の宣旨ありて、八月十日すがやかに太子に立ち給ひぬ。大臣御心あちむて、すゝしうめでたうかばすゝかきなりなしくて、

聞く人々の心
ち云々以下
正作に元
く年々
又つて
養門の儀
宗親王の
明親王の
五草の立
深草院の
西園寺の
華石清水
行幸觀音
頂等載せ
ず灌茂榮
子後生幸
承て二

○内には更衣ばかりに云々。更衣は、女御につける儀の類なり。天皇御衣をかへ給ふとき、候するによりて、なづけしものにて、四位相當なるよし、河海抄に見えたり。若宮二所は、宗尊親王、圓助法親王也。さて、更衣の腹に、皇子一人はしませと、中宮、結子御懷妊あるによりて、その御産を待ちて、皇子にればしまさば、やがて太子に立て給はんとて、いまだ立坊の御沙汰はなき程となり。○たどひ平かに云々。よし御安産にても、萬一女宮にてまさは、太子にもえ立つまじく、これまで待ち給へる詮なからんと、忌々しきかねごとは、まだ御産もなきほどの事なれど、いかにあらんかと、驚き肝も潰れて、口惜く思ふとあり。まがゝしきは、忌々しき意、胸つふれは、肝の潰るゝ意にて、驚くさまなり。○かつは我御身の云々。もし皇子にればしまさば、儲の君に定り、又一方には、やがて外戚の重きよせと、我身もありぬることなれば、わが、前世の宿縁のやむごとなき事も、それにて知らるべき際ぞと思ひて、祈念し給ふとなり。○ひつじのくだりは。未の下一刻にて、今の午後三時なり。○ことなりぬは。御平産ありしを云ふ。○まづ何にかと云々は。第一番に、皇子か皇女か、いづれにおはしますならんと、心さわがるゝ也。○まことにかとは。皇子御誕生といへるは、眞實の事にかどの意。○こといみしあへずは。めでたき折をも憚りあへずして、泣きなどするをいふ。こといみは、言忌の意なれど、こゝはたゞ思み憚ることのみにいへり。

御修法ども、やがて結願すべしとて、僧ども法師ばらまで、亥たり顔に汗れしのごひつゝ、いそがしげにありくさへぞめでたき。月次の御神事なるうへ、今日ひついで心やま

しき事とかやにて、わざと奏し給はねど、御驗者櫻井の宮の僧正覺仁法親王をばじめ奉りて、つぎ／＼皆祿たまふ。法親王には、宮結子の御衣、大夫とりて奉り給ふ。宇治の前の僧正良尊には、公基の大納言、房意法印には、權大夫公持かづけ給ふ。御馬は、れの／＼本坊に送られけり。又の日、月次の祭はて、御はかしまるる。勅使隆良なりき。

○結願は。修法を終ることなり。○またり顔には。修法の驗ありしを、誇りがほにの意。○月次の御神事は。月次祭にて、古くは毎月之を行はれし故に、まかいへり。祈年祭に、案上の幣に預る神に、幣帛を奉る祭なり。祈年祭に年穀の豊饒を祈り、さて又毎月之に報賽する意にて、猶庶人の宅神祭の如しと、令義解に見えたり。大寶以來、六月十二月の二季に之を行ひ、貞觀以後、二季十一日を祭日と定む。○日ついで心やましきは。日次よからずとて、御産のよしを奏せざるをいふ。○御驗者は。御修法の巧驗ありしに依てまかいへり。○櫻井宮の僧正は。覺仁法親王にて、上に見えたり。○法親王には云々。中宮の御衣を、覺仁法親王の祿にかづけ給へるにて、大夫は、中宮大夫藤原公相也。○宇治の前の僧正は。後京極良經の子にして、光明寺道家の弟なり。○權大夫は。中宮權大夫にて、藤原公持也。○御馬は。御布施の馬をいふ。○御はかしは。御佩刀にて、即ち皇子に御劔を奉るなり。

十二日三夜の儀式、本宮の御沙汰にて、いとめでたし。やがて御湯殿の事あれば、つるうち五位十人、六位十人ならひたつ。御ふみの博士光孝朝臣、右衛門權佐實定、大外記範師、光

上建部の上
印本その二
あり今一本
よりて除きつ

など、寢殿の南おもひの廊に立ちて、孝經の天子の尊をばよむ。上邊御簀子にさぶらひ給ふ。朝の御湯はて、皆まかで、後又夕の御湯殿の儀式さきのまゝにてはてぬ。後寢殿の南東の間に、白き袖口どもおしいださる。まろゑの五尺の屏風たてわたして、上達部より、すべて饗どもすゑわたそ。公卿の座に、人々二行につきあまるほどあり。右大將實基、大夫公相、公基、實雄、以上大納言、中納言に、左衛門督顯親、權大夫實藤、公持、侍從宰相資季、別當公光、左大辨宰相經光、新宰相定嗣、右兵衛督有資、新宰相中將通行などつきたり。その座の末に、紫べりの疊に、殿上人中將實直朝臣をばじめて、數えらすまぬれり。御前のものども、殿上の四位はこふ。兒御子の御衣の案二脚、はしかくしの間にかきたつ。御かはらけ二めぐりの後、大夫公相朗詠「嘉辰令月」どの給へば、有資聲くはへらる。又「昭王」とおし重ねていださる。御聲々まうとくに、あまほしうめでたし。かやうにて明けぬ。

○三夜の儀式は。三夜の御養産の儀あり。○本宮は。すなはち中宮をいふ。○御湯殿は。御産湯をあみさせ奉ることにて、毎日朝夕兩度ある儀なり。○つるうちは。鳴弦とて、御湯をめさせ給ふ間、弓の弦をうち鳴す役をいふ。○御ふみの博士は。こも御湯殿の儀に就ての役にて、本文にも見ゆる如く、孝經など讀み奉るなり。○簀子は。今の椽側にて、五六寸ばかりの板を、間をかきて、張りたる所をいふ。○白き袖口ども云々。女房どもの居並たるさまにて、御産なれば、色

十四日に、五夜の儀式さきの如し、今宵は御遊あり。實基の大將殿徳大寺拍子どり給ふ。笙
宗基、笛二位中納言良教、篳篥兼教朝臣、琵琶大夫公相、箏の琴權大夫實藤、和琴有資、末の
拍手もかなじ人なりしにや。安名尊、鳥破、席田、伊勢海、萬歳樂、三臺急、例の事なり。かずか
ずめでたし。

○五夜は。御藝座にて、下に七夜九夜等あるもかなじ。○御遊は。管絃の御遊をいふ。○拍子は。形笏の如きものにて、二枚あり。相拍ちて、音樂の節をとるもの也。○箏の琴は。今いふ所の琴にて、即ち十三絃なるといふ。○和歌は。和名地、日本歌、俗用俗樂、（イ）夜曲止音止あり。

れせん、わづまこと、もいひて、大鼓なるをいふ。○宋の拍子法、樂曲を前曲にわかちて、水木
どなし、後なるを末といふ。○安名尊云々。安名尊、席田は、催馬樂呂歌にて、伊勢海は、律歌
なり。さて、鳥破は、鳥とて、左樂の童舞あり。さて樂に、曲聲に因て、序破急の三に分てり。
序は始て聲を作すをいひ、破は破碎、急は流蕩にて、樂はこの三曲の中を皆具し、又は其二を具
するのみなるもありとぞ。こゝに破とあるは、即ち鳥樂に、破三帖とある曲をいふ。下の三臺急
の急も、急拍子をいふなり。萬歲樂三臺共に、唐樂の名にて、鳥、及び萬歲樂、三臺等は、舞樂
あれど、たゞ其曲を奏するのみ也。歌舞音樂略史、催馬樂の條に、弘仁承和以來、唐樂盛に行は
れしかど、舞樂のみにて、うたひ物なきにより、内々の御遊に、舞なき時は、唐樂の曲と、催馬
樂の歌と、かはるゝ行はせ給ひて、宴遊の興とせさせ給へりと見えたり。

十六日、七夜の御産養、内よりの御沙汰なれば、今すこし儀式こどにていかめし眞實關白殿、右のおど眞氏々、右大將、眞具大納言定雅、公相、公基、實雄、中納言には例の人々顯親、實藤、公持、資季、公光、經光、定嗣、三位中將通成、殿上人頭中將師嗣より始めて、殘るはすくなし。勅使藏人侍從宗基、目錄もちてまゐれり。公相大夫對面し給ひて、白き御ぞかげ給ふ。本宮のものどもにも、うちより祿たまふ。内膳司まゐりて、うるはしき作法にて、南殿より御膳まゐるさま、目比のには似ず。けだかうめでたし。その後御あそびはじまる。人々の所作、さのみは珍しげなくてどいめつ。

○いかめしは。嚴重の意。○目錄は。祿を賜ふ目錄なり。○白き御ぞ云々は。勅使に、御衣を纏頭にし給ふ也。○内膳司は。宮内省の被官にして、進御の天供を掌る職あり。高橋、安曇二氏の世職とす。令の制、奉膳二人あり。後正をおきたり。さて、七夜の御養産は、内裏より行ふ例なれば、その饗物を進るなり。新儀式皇后御産の條に、七夜仰内藏寮、令設饗饌、有賜祿物、(或藏倉院設屯食等也)とあり。○うるはしきは。端正の意。○南殿は。紫宸殿なり。この殿、南面なるによりて玄かいへり。○日比のには似ず云々は。内裏よりの御養産にて、儀式も格別に嚴重なればなり。

九夜は承明門院よりの御沙汰あれば、それもいかめしき事どもありしかど、うるさくてなむ。こゝらの年比、おぼしむすば、れつる女院の御心の中、名残なく胸あきて、めでたく思さるゝ事かぎりなし。閑院殿修理せらるほど、十五日に、御門承明門院へ行幸なれば、いとゑげうさへ見奉らせたまふに、御心ゆく事多く、げにいみじき老の御さかえなりかし。覺子内親王とて、御傍におはしましつる御孫、これも土御門院の姫宮さへ、この廿六日かどよ、院になし奉らせたまへり。正親町の院ときこゆ。うへのおなじ御腹におはすれば、よろづ定通の大臣事行ひたまふ。院號のさだめ侍るまゝに、陣より上達部皆ひきつれて、承明門院へまゐる。大臣は御簾のうちに、女房の事どもなぞ、忍びやかにあきての給ひけり。

通親
—定通
承明門院
土御門天皇
—後嵯峨天皇
正親町院

○承明門院は。土御門院の御母后にて、今上の御母にあらはれしなり。○こゝらの年比、あまた年の意にて、土御門院ありのさせ給ひしより、承久の亂に、都を出させ給ひて、終に崩御ありしなど、うきに數多の年月を、經させ給へるをいふ。○閑院殿は。里内裏の中、最も整備せる構造にて、高倉帝以來、皇居には多く是を用ひらる。修理は、四條帝崩御ありしかば、今度清涼殿を改造せらるゝにて、百鍊抄に、寛元元年七月十五日、爲御方違、有行幸承明門院、是明日中可被造營今宮御方屋之故也、入道相國造進之とあり。○いとゞしげうさへ云々。一しは頻々と、御對面おらせらるとなり。○これも土御門院の姫宮さへは。この姫宮も、土御門院の御子におはしまして、その姫宮さへといふを、畧したるなり。○この廿六日かどよ云々。女院小傳に、正親町院、覺子、土御門第一女、母贈皇太后、後嵯峨御同胞、寛元元年四月廿七日爲内親王、(是以前御出家)同日准三宮、六月廿六日院號、弘安八年八月廿日御事、七十三とあり。○院號のさだめは。公卿陣に於て、院號を議定するをいふ。○陣は。仗座ともいひて、定などの公事ある時、公卿の、詰むる所あり。拾芥抄に、陣座、(左近、南殿東、日華門内、右近、月花門内)とあり。さて、院號定ありしかば、そこより、公卿うちつれて、承明門院へまゐりたりとなり。

その夜また兵衛内侍の御腹の若宮、宗尊親王の御事なり御五十日の儀式、この院にて沙汰あり。后腹の御子はどこおはせねど、これも御門わたくしもの、に、いといとほしうおぼす事なれば、御けしきにゑたがひて、上達部殿上人いみじうまゐりつとふ。眞實關白殿まゐり

○兵衛内侍は。右中辨平棟範の女、後に准后となれり。○后腹の御子は。すなはち後深草帝などを申すなり。わたくしものは、御愛子とし給ふなり。○御けしきは。後嵯峨帝の御氣色也。○陪膳とは。給仕をする役をいふ。○やくそうは。役送にて、御膳物などとりつぎ運ぶ役をいふ。○勸盃は。字の如く、何にまれ、響應ある時、盃をとりて、さし勸むることにて、客の尊卑によりて、其役を勸むる人にも、高下の分あること也。○建久は。後鳥羽院の年號にて、土御門院は、建久六年十二月二日降誕ありたれば、御五十日は、七年正月なり。

久六年十二月二日降誕ありたれば、御五十日は、七年正月なり。

かくて中宮後深草の若宮は、その廿八日に親王の宣旨あり。さて七月廿八日に、中宮後深草も今の宮も、内にまゐりたまふ。例の事なれば、かなたこなたの供奉、上達部、殿上人數をつくしてふるきためしもいと稀なるほどにぞ聞えける。宮は御輿中宮、御子は青糸毛の御車、近衛の大將、檢非違使の別當をはじめて、ゆゝしき人々つかうまつらる。こよなき見物にてぞ待りける。後七月二日、内にて皇子の御五十日きこしめす。くらつかさより、事ども調じてまゐる。御膳の物、屯食、折櫃のもの、何くれ心ことなり。時なりて、後嵯峨へこなたに渡らせ給ふ。御供に關白、殿、堀河、大納言、皇女、大夫、公卿、左大將、右大將、藤原の御子の三位、中將、連、少輔、

屯食印本に長
食に誤れり

細ふうへくゝみ来りせ細ふさまじとくめをたしおなじ事のおうなればほゝまかに
は書かず。

○親王の宣旨は。百鍊抄に、寛元元年六月廿八日、今宮親王宣旨也、御名久仁、式部大輔爲長卿撰申と見え、また同書に、七月廿八日、中宮奉具今宮、有御入内とも見ゆ。○御輿は。手輿をいふ。○青糸毛の御車は。より糸にて、屋根より物見へかけて、葺きおろしたる車にて、皇后、東宮、親王、攝籙等の乗り給ふ車なり。さて、其糸の青きによりて、青糸毛といへり。○ゆゑしき人々は。歴々の人々の意。○後七月は。閏月也。○くらつかさは。内藏寮にて、中務省に隸し、御服御膳等の事をつかさどる所なり。○屯食は。どむじき、又どじきともよめり。安齋隨筆に、これ握り飯のことなり云々、屯食のこと、古書に多く見えたり、下賤のものなどに給ふ食なり、源氏物語などにも見ゆ、今も公家にては、にぎりめしを、どむじきといふよしなりとあり。○折櫃のものは。折櫃に入れたる物にて、菓物などをいふべし。夫木集に、「をりびつに花のくだ物つみてけり」など見えたり。折櫃は、へぎ板にてつくりたる櫃あり。

かくて八月十日、すがやかに太子にたち給ひぬ。後の深草院御事なり大臣御心れちぬて、すすしくめでたう思ふことわりなり。大方かのいみじかりし世のひびきに、女御子にておはせましかば、いかに玄ほくど、口惜しからまし。いどきらくしうて、さし出で給へりしうれしさを思ひ出づれば、見奉るごとに涙ぐまれて、かたじけなう覺え給ふとぞ、年

たくるまで、常はかどい人にも給ひける。中比は、さのみしもおはせざりし御家の、近くよりは、この外に世にもおもく、やむことある物し給ひつるに、結子この後の宮まゐり給ひ、後深草春宮生れさせ給ひあてして、いよく榮えまさり給ふ。行末れしはかられて、いじめでたし。

○すがやかには。滞り多くの意。○かのいみじかりし世のひきは。御産につきて、かねて世間に、評判し騒きたる事どもをいへり。本篇上條に、たとひたひらかにおはしますとも、もし女宮ならばと、まがくしきあらましは、かねておもふだに、胸つぶれて口惜し、とあるをうけたる也。○さらくえうは。玉の如き皇子の、光りいで給へるをいへり。○年たくるまでは。實氏公老年に及ぶまでの意也。○中比は云々。西園寺家は、閑院太政大臣公季の後にて、其後實成、公成、實季、公實を経て、其子通季を、西園寺、また大宮と號す。次に公通、以上皆中納言、大納言に止り、公通の子實宗に至り、はじめて大臣に任せられ、坊城と號す。實宗の子公經、太政大臣准三后となり、再び家を興されたり。實氏はその子也。さて、さのみしとは、官位もみじかく、家も盛ならざりしにとなり。

父の入道殿さへ御命ながくて、かゝる御末ども見給ふも、さこそは御心ゆくらめと、おしはかるもえくるく、その年の十月七日かどよ、都を立ちて熊野にまうで給ふ。作法のゆゑしき昔のよるき御代の御末どもにもやうたまたまなる程にせ侍りし御末どもは、大納言もつゐしように京出はこしやうせられたり。大宮中納言公持左宰相の中將實任右兵衛督、實殿上人は三十餘人侍りけり。いといみじかりし事どもなり。かくて、ねなとき十一月十一日は、土御門の院の御十三年とて、おほやけより、御法事行はるゝもいとめでたし。大原にて御八講あるべければ、承明門院もかねてより渡らせ給ふ、上達部殿上人参りつゞふさまもこよなし。

○御命ながくて云々。公經此時七十三なり。○おしはかるもえくるくは。心やすく熊野詣などせさせ給ふにつけても、他より推量する如く、公經公の御心の、はれやかに楽しくおはす事は、著しく見ゆとなり。○作法のゆゑしきは。熊野詣の旅の儀式などの、いみじく立派なる事はの意。○爲家は。京極黃門定家の子なり。○つゐしやうは。追從にて、へつらひ媚ぶるをいふ。源氏物語須磨卷に、かの鹿を馬といひけん人のひがめるやうに、つゐしやうするなど、あしき事もきこえければ云々と見えたり。○こしやうは。扈從なり。○土御門院の十三年云々。上の藤衣の卷に、寛喜三年十一月十一日、阿波院かくれさせ給ぬとありて、その年より、今年寛元元年まで、十三年にあり。○大原は。山城國愛宕郡にあり。その法華堂に、土御門院の御骨を藏め奉れるなり。一代要記に、寛喜三年十一月十一日崩、年三十七、月日納御骨於西山金原御堂とあり。印本大原を全原としたるは、この金原を誤りしなるべし。

實氏公相
實雄
實藤
十一月印本十
月に作れり今
藤衣の卷の文
つによりて改め

十二月一日は、石清水の社に行幸あり。當代には始めたる度なれば、よろづ清らをつくる。文治建久の例をまねばる。其實關白殿御馬にてつかうまつり給ふ。瀧口十二人馬ぞへに具したまふ。いろ／＼の綾錦、目もかゝやくばかり立ち重ねたり。左右の大將忠家の番長、又心も詞もねよばず、いどみつくしたり。左大將のは馬にて前行、右大將のは張綱にて、うつしの馬をひかせけるとぞ。左大將は、紅梅の二重織物の半尻下がさね、萌黃の織物のうへの袴、右大將は、うら山吹の半臂下がさね、左衛門督實藤は、梅がさねのうき織物の半臂下がさね、浮紋のうへの袴、殿上人は、花山院の中將道雅の君ばかりぞ、萌黃のうへの袴、うら山吹の半臂下がさね着給へりける。その外はことなるも見えず。御社にてのかた舞は、例の上達部もたゝれけり。雷二位中納言實數拍子左衛門のかみなを勤められけり。かす／＼めでたくて、又の日午の時ばかりにぞ、歸らせ給ひける。

○始めたる度は、代始の行幸を云ふ。○文治建久の例は、文治は、後鳥羽天皇、文治三年十一月七日、石清水行幸あり。建久は、同天皇建久七年十月廿五日、また石清水行幸あり。されど、代始の例なれば、建久は元久の誤歟。土御門天皇、建久九年御即位、元久元年十一月三日、石清水行幸あり。是代始なり。○瀧口。藏人所の下司にて、職原抄に、藏人所、所衆、六位侍可然之輩補之、瀧口、同上堪武勇之輩可補之云々と見えたり。さて、瀧口と云ふ名は、禁秘御抄に、員數廿人、无有官、大略同所衆、但白地不具職、有由衣、且持御下ある等とあり。代始の行幸は、

使大臣、及左右大將、必召仕之、大納言大將不召仕府生、大臣大將以上召加府生也とありて、本府隨身の長をいふ也。○張綱は、伊勢貞丈の説に、もろさしなはをさして、左右へ馬の口を引はりて引くを云ふと見えたり。○うつし馬。うつし鞍を置きたる馬をいふ。移鞍とは。唐鞍を摸して、つくれる一種の鞍にて、行幸の時には、公卿殿上人も、此にのる也。又貞丈の説に、うつし馬、うつし鞍を置きたる馬をいふなり。移鞍は、鞍はねばかりの名にあらす、移鞍とて、馬のかざりやうあり。總体の鞍具をさしていふ名なりといへり。其製諸鞍日記に詳なり。○紅梅の二重織物は、紅梅は濃き紅色をいふ。二重織物といふ織物の上に、縫物をえたる物にて、其時、綾の文を、地文といひ、縫文をば、上文といへるよし、貞丈雜記に見えたり。○半臂は、袖のゆきの短き衣をいふ。束帯の時、袍と下襲との間に着るものなり。○下襲は、袍の下に重ねて着るものにて、裾いと長き衣なり。後世は、裾は別に付くるやうになりたれど、もとは、下襲につきたるなり。○うへの袴は、下の袴に對へたるにて、大口の上に着る袴なり。○うら山吹は、物具裝束抄には、表黃に裏萌黃といひ、胡曹抄、西三條裝束抄などは、裏紅、宸翰裝束抄には、表黃朽葉に、裏青ともいへり。○梅がさねは、表白に裏蘇芳なるをいふと、胡曹抄、雁衣抄等に見え、藻鹽草には、表濃紅に、裏紅梅ともいへり。○浮紋は、綾の糸をうかせて織りたるをいふよし、貞丈雜記に見え、桃花葉葉に、浮文は繁くすべしよし見えたり。○かた舞は、東遊の事にて、そ

檢非違使印本
一にひみちあり
改に補ひつて
將に印本に
中納言あり
今一本に
定平印本に
の字なし
つにひ

の舞に、肩ぬぐことあるによりていへり。思儘の記に、男山の花ざかりなれば、肩ぬぎたるかた
舞の袖に、ちりかゝれる雪うちほらふ姿も云々と見えたり。

おなじ五日、やがて賀茂の社に行幸したまふ。關白殿良實今日も御馬なり。上達部殿上人、さ
きにいたく變らず。別當通成いみじうきらめかれたり。けさうじ給へるをぞ、若き人な
れども、檢非違使の別當白きものつくる事やあるなど、ふるき人うちさいめきけると
かや。春宮太夫公相馬ぞへ八人具し給ひけり。權大納言實雄、土御門大納言顯定、權中納言
公親、同顯親、左衛門督實藤など、いづれも清らにめでたし。殿上人、中將には實久の朝臣、
爲氏、實治、經定、顯良、基雅、通雅、通定、定平、實直、師繼、雅繼、輔通、雅家、雅忠、少將には、隆兼、公直、
季實、爲教、忠繼、輔時、顯方、惟繼、公爲、資平、朝臣、信通など、我劣らじと、華族も下臈も、心ばか
りはいどみつくしたり。申の時に、まづ下の宮に行幸、暮れはて、上の社にまうでさせ
たまふ。賞行はれなどして、還御は明方にぞなりける。霜いと白きに、たてあかしけざ
やかにて、舞人の袖かへる程も、いとれもしろくぞ侍りける

○別當通成は、檢非違使別當通成にて、通方の子なり。○きらめかれたりは、まばゆきほどに装
ひたるをいふ。○けさうじは、化粧にて、白粉など顔にぬりたるなり。○白きものは、やがて白
粉をいふ。檢非違使は、其職最嚴嚴をとなふべきものなれば、かくなまめたるをせしめるなり。

玉海に、永安三年正月七日、御少納言源信康四位、新代事也、古來總司三人、皆是才幹相兼之
輩、華族英雄之人也、信康之爲跡、肯應其撰哉、非權門、非英華云々、爲奇未有事とあり。○
下臈とは、諸大夫などのたぐひ、位卑く、家筋の下品なるを云ふ。○下の社は、延喜式に、山城
國愛宕郡賀茂御祖神社二座と見えたり。今賀茂村糺森にありて、官幣大社なり。上の社は、同書
に、同郡賀茂別雷神社、亦若雷とありて、上賀茂鳴山麓にあり。○賞れこなれば、行幸行事の
上達部以下、社司等に、位階を賜ふをいふ。○たてあかしは、松明の事にて、和名抄に、炬火、
俗云太天阿加之、東薪灼之とあり、又たちあかしともいふ。○舞人は、東遊の舞をする人にて、
殿上人など、多く之を勤むる也。○袖かへるは、舞のさまをいへり。

この行幸過ぎぬれば、天下のさわぎ、少しのどまりぬべきにやと見えつるに、明くる日、
十二月又仁和寺御室法助准后、觀音寺にて灌頂し給ふとて、世の中のしるさま、いとけしから
ぬまで響きあひたり。この御室をば、代々親王こそ傳へ給ふめれど、峯殿世を御心に任
せたりし頃より渡り給ひて、母うへの西園寺入道殿公經の御女に、准后をさへ譲り給ふと
か聞えて、いとゆゑしき御人がらなれば、受法の儀式まで、世に珍らかなりける。入道
殿下まづ渡り給ひて、佛母院におはす。關白殿良實は御兄なれば、ましておはします。右大
臣殿實經左大將忠家、心ことにて参り給ふ。時なりて、大阿闍梨二品法親王道深、輿にてわたり
給ふ。喜多院の南の門より、上達部殿上人歩み續きて、そこら参りつどふ。吉田中納言爲

道家
教實 號九條
母公經
公女
忠家
良實 二條
母同祖
實經 一條
母同祖
賴經 將軍
母同祖
法助 准后
母同祖

傳法のさま印
本に傳供のや
うにあり今一
め本によりて改

經、二條の中納言忠高、侍從宰相、資藤宰相信、左宰相中將、實左大辨、經新宰相、定皆列をひき、受者もみぎりにれりたち給へる、いとわかうつくしうて、地藏菩薩に似給へるを、公經入道殿いとかなしと見奉りたまふ。紫の袈裟に、香爐もちてわたり給へば、もとより並び立てる上達部、皆禮をいたす氣色、やむことなく見ゆ。良實 忠家關白左大將殿などの御隨身ども、えもいはずきらめきて階はしのもとに、たてあかしまろくして、なみ居たるけしき、めでたくれもしろし。傳法のさまは、人見ぬ事なれば知らず。教授は良惠僧正つとめられけり。

○のどまるは。長閑になるをいふ。○仁和寺御室は。仁和寺御傳に、開田准后法助、光明峰寺入道攝政關白道家公第五息、御母准后太政大臣公經女、曆仁元年四月十日乙卯御入室、寛元元年十二月於觀音院灌頂、十七、大阿闍梨二品親王 三十八、色衆卅六、教授前大僧正良惠、護摩法印權大僧都房圓、嘆德僧分實賢とあり。○觀音寺は。仁和寺の本堂にて、また觀音院ともいふ。○灌頂とは。加持せる法水を、頭上にそゝぐ式なり。天竺の上古にありて、大日如來の、始て如來位に上りし時の禮式にて、其後、金輪聖王、銀輪聖王、銅輪聖王、鐵輪聖王、相續ぎて王位に即きし時も、この灌頂式を用ひたるを始とす。そは、金剛頂經等五部秘經、及密部儀軌等に詳なりとぞ。さて、灌頂の中、法を傳ふるを傳法灌頂といひ、佛縁を結ぶを結緣灌頂といへり。また受、明灌頂といふあり。明とは眞言のことなり。この觀音院灌頂は、傳法灌頂なりといふ。○仁和寺御室

をいふ。御室のことは、新島守の巻に詳せり。○准后をさへ譲り給ふは、母君の、准后を、この法助に譲りたる意にて、御女にの、に文字は、衍字なるべし。さらずば、意聞えがたし。○佛母院は。仁和寺中にあり。眞言傳、二品覺法々親王の條に、保延七年八月五日、鳥羽院御願一堂建立、一尊其中安置可奉云々、件度御願、今佛母院是也とあり。○大阿闍梨は。灌頂を授くる師僧をいふ。さて闍梨とは、翻譯名義集に、闍梨、或阿祇利、寄歸傳云、梵語阿遮梨耶、唐言軌範、今稱闍梨訛略、菩提資糧論云、阿遮梨夜、隋言正行、南山鈔云、能糾正弟子行故、四分律明五種阿闍梨、一出家阿闍梨、所依得出家者、二受戒阿闍梨、受戒作羯磨者、三教授阿闍梨、教授威儀者、四受經阿闍梨、所從受經若說義、乃至四句偈、五依止阿闍梨、乃至依住一宿者、和尚及依止、多已十夏者、爲之、上四師皆多已五夏者爲之とあり。○二品法親王は。道深法親王にて、高倉天皇第二皇子、開田法親王と號す。○喜多院は。後拾遺往生傳に、師明、以仁和寺私房爲御願堂、所謂善多院是也、また帝王編年記に、永保二年十月七日、供養仁和寺御願喜多院、導師入道師明親王とあり。山城名勝志に、仁和寺々說云、今御影堂西曰北院と見えたり。○受者は。灌頂を受ける者にて、即ち法助をいふ。○たてあかしまろくしては。炬火を明にするをいふ。傳法のさまとは。灌頂して、佛法を傳授するをいふ。○教授は。灌頂の儀にある役なり。○良惠僧正は。關白兼實公の息にて、東寺一長者、大僧正に任じ、上乘院と號せり。

かくて事はてぬれば、後朝の儀式なほいみじ。法親王の御布施被物五かさね、このうち一御法服一具、鈍色一具、包物は絹十疋、錦一つ、み、關白殿とりて奉りたまふ。次々の衆僧に

一つは織物さ
ある分注印本
に二重織物に
作れり今一本

つよりて改め

は、大中納言はゞに隨ふべし。導師の布施、久安、仁安など、又建曆寛喜などの度は、別當とりたりけれども、今日はその人まゐらねば、忠高の中納言とりけり。殿上人は廿餘人まゐる。萬の事、人がらと見えて、いとめでたし。かやうの事どもにて、今年もくれぬ。

○後朝の儀式は、翌日更に灌頂につきての儀式あるなるべし。○御布施は、布襦袢施の略言にて、僧徒に衣類を惠贈するを意をいふ。書言字考に、俱舍論を引て、運心寛廣名布、輟已惠人曰施とあり。さて後には、その贈物を、やがて布施といふ。○被物は、當座の纏頭をいふ。○御法服一具、鈍色一具は、並に僧服なり。海人藻芥に、法服は俗の束帶也。褰袋は俗の直衣也。鈍色は俗の狩衣也と見え、法鉢裝束抄に、一鈍色を可令着次第、先大口、次大帷、次單、次柏、次表袴、次裳、次鈍色、又指貫をも鈍色に着用あり、白下袴なり、一法服事、丈數下具等、鈍色におなじ、縫様同前、赤色袍裳、法皇、竹園貴人、晴之時着給之と見えたり。一具とは、一よろひをいふなり。○導師は、釋氏要覽に、十住斷結經云、號導師者、令衆生類示其正道故、華首經云、能爲人說無生死道、故名導師云々見えたり。こゝは、其日の教授をいふべし。○久安仁安云々は、近衛天皇久安三年四月十日、覺性法親王灌音院にて御灌頂、六條天皇仁安三年四月十二日、守覺法親王同院にて御灌頂、順德天皇建曆二年十二月六日、道助法親王同院にて御灌頂、後堀河天皇寛喜二年十二月九日、道順法親王同院にて御灌頂ありしをいふ。仁和寺御傳に見えたり。又の年寛元二年、あづまの大納言頼經の君、二歳にて下り給ひし、頼經の御子と

寛元二年四月
本三
一と云々
十字一本
御かへりさ
こも一本に
御ありあれ
つかうまつ
云々一本に
うまつれり
さ心しこく
めでたきあ

若君は、その日やがて將軍の宣旨下され、少將になり給ふ。頼嗣と名のり給ふ。泰時朝臣も、かどとし入道して、うまごの時頼の朝臣に世をば譲りにしかば、この頃は、天の下の御後見は、この相模守時頼の朝臣つかうまつる。いみじうかしこきものなれば、めでたき聞えのみありて、つはものも靡き隨ひ、大かた世もまづかに、をさまりすましたり。

○御子の六になり給ふに云々。執權次第に、頼經寛元二年四月廿四日、以將軍職讓二男頼嗣、同三年八月五日御出家、廿八、四年七月十一日御上京、七月廿七日入洛、建長八年八月十一日薨、卅九、頼嗣四月廿四日爲將軍、同日從五位上、即任右少將、八月廿五日正五位とあり。○泰時朝臣も云々。保曆間記に、仁治三年五月九日、依所勞泰時出家す。法名觀阿、同六月十七日、泰時六十二ニシテ死去畢、天下惜々人ノナカリケルとあり。○うまごの時頼の朝臣云々。同書に、嫡孫武藏守經時、(干時左近大夫)修理亮時氏子也。泰時が跡ヲ繼デ、將軍ノ執權ス、同四年四月十九日、武藏守經時死去スとあれば、時頼とあるは誤れり。さて、時頼の執權たるは、北條九代記に、寛元四年四月爲將軍家執權、年二十、建長元年六月十四日任相模守とあれば、これより三年後の事なり。○天下の後見は、すあはち執權を云ふ。

かくて寛元も四年になりぬ。正月廿八日後深草春宮に御位をゆづり申させたまふ。この御門も、また四にぞならせ給ふ。めでたき御例どもなれば、行末も推し量られたまふ。道家光明峯

御兄の云々力
なしまで二十
六字一本にな

其又云々法成
寺入道迄廿一
字一本になし

夢のやうにて
一本に九字
三所云々絶
す迄十二字一
本になし

師輔九條殿

伊尹謙徳公

兼通忠義公

兼家東三條

殿大入道

道隆中關白

道兼栗田殿

道長法成寺

忠通法性寺

基實六條殿

基實近衛祖

基實松殿

道家峯殿

敦實九條殿

良實二條殿

實經一條殿

女院云々口を
しけれまで一
本になし

寺殿御三郎君、左大臣實經の大臣、御年二十四にて攝政したまふ。いどもめでたし。御兄の福光園院殿も、と關白にておはしつる、恨みてまふくにおはしけれと力なし。御はらから三人まで攝録を給へるためし、ふるくは謙徳公伊尹、忠義公兼通、東三條大入道殿兼家、その又御子ども中關白殿、栗田殿、法成寺入道殿、これふた度なり。近くは法性寺殿の御子ども、六條殿、基松殿、基月輪殿、實これぞやがて今の峰殿の御れほぢよ。かやうの事、いとたましくあれど、栗田殿も宣旨かうぶり給へりしばかりにて、七日にてうせ給ひにしかば、天下執行し給ふに及ばず。松殿の御子師家の大臣夢のやうにて、まかも一代にてやみ給ひにき。いづれも御末まではおはせざりしに、この三所の御後のみ、今に絶えず。御流久しき藤なみにて、立ちさかえ給へるこそ、たぐひあきやむごとなさなめれ。末の世にもありがたくや侍らむ。今の攝政殿をば、後には圓明寺殿とぞ聞ゆめりし。一條殿の御家のはじめなり。攝政にて二年ばかりおはしき。

○めでたき御例は。五代帝王物語に、主上は、寛元四年正月廿九日、位を東宮に譲り參らせらる、御歳四也、四歳にてつかせ給事、後鳥羽、土御門院此佳例あるべしとあり。○攝政し給ふは。公卿補任に、寛元四年、關白從一位藤良實、卅一、正月廿八日上奏、兵使同辭、左大臣正二位藤實由、被仰下之、今夜關白殿御拜賀也とあり。○攝録は。攝政關白をいふ。○これふた度なりは。兄弟三人執政となりし例は、道隆等まで、第二回なりとの意あり。○これぞやがて今の峰殿の云々は。道家の父を後京極攝政良經といひ、その父は兼實にて、即ち光明峰寺攝政道家の祖父也となり。○天下執行し給ふは。天下の政治を執りおこなふの意。○師家の大臣云々は。攝關補任次第に、天王寺殿師家、松殿男、號後菩提院、壽永二年十一月廿一日内大臣攝政、廿二日氏長者、十二月一日勅授帶劔、八日從二位牛車兵仗、貞永元年九月六日出家とあり。○此三所云々。敦實は九條殿の祖、良實は二條殿、經實は一條殿の祖にて、三家とも、今の世までさかえませれば、まかいへり。○御流久しき藤なみ云々。藤なみは、藤の花の打塵くをいへるを、たゞ藤の花の事にもいひ、さてこゝは、おみを浪にとりおして、流といひ、立つとつゞけて、文をあやなし、たゞ藤氏の末の代まで榮ふるよしをいへり。

女院^{婿子}の御父も、太政大臣になり給ひて、牛車ゆりたまふ。さるべき事といひながらいとめでたし。その頃北山の花のさかりに院に奏したまふ。その花につけて、
くちはつる老木にさける花櫻身によそへても今日はかざゝむ
御かへしを忘れたるこそ口をしけれ。かくて御即位御禊も過ぎぬ。大嘗會の頃、信實の朝臣といひし歌よみの女の少將内侍、大内の女工所にさぶらふに、雪いみじう日ぞろ

降りて、いかめしう積りたるあかつき、太政大臣實氏のたまひつかはしける、

九重のおほうち山のいかならむかぎりもえらずつもる雪かな

御かへし、少將の内侍、

こゝのへのうちの、雪に跡つけて遙に千代のみちを見るかな

○女院の御父も云々。公卿補任に、寛元四年、太政大臣從一位藤實氏五十三、三月十四日任、即蒙牛車宣旨とあり。○牛車ゆりたまふは。牛車に乗りて、宮中に入ることをゆるされたるを云ふ。牛車は、宣旨を蒙りし上ならでは、宮門に乗りいること叶はざる制なり。さて、牛車を聽されしものは、牛車ながら、上東門より入て、朔平門にいたり、こゝにて輦車に乗り移り、輓て玄輝門前にいたりて、下乗するよし、門室有職抄に見えたり。○北山の花ざかりは。即ち西園寺殿をいふ。○くちはつる云々の歌。續後拾遺集に、今上位につかせ給ひて、太政大臣のよろこび奏し侍りける日、牛車ゆりて、その比、西園寺の花を見て、前太政大臣とて、初句をくちはてぬとあり。朽ち果たる櫻の老木にも、春は花のさき榮ゆるなるが、その如く、わが身も老朽に及びて、太政大臣にのぼり、牛車をさへゆるされて、御惠の露に浴し、榮花をきはむれば、この花を、わが身によそへて、今日がかざしにさゝむと、思ひ侍るとの意なり。花ざくらは、花のうるはさきよりいへるにて、花の八重なる、又は紅なる櫻をいふ。○御即位御禮云々。一代要記に、寛元四年二月十三日癸酉、遷幸園院殿、三月十一日庚子、御即位宮庭、四月二十四日己酉、御即位宮庭、十一月二十

四日己卯、大嘗會を行ふ時、臨時に説く司にて、悠紀方主基方どもにあり。山樵記に、預、主典代を置けるよし見え、辨内侍日記に、女く所とよみたり。○いかめしは。嚴なる意也。○大内山云々の歌。續古今集に、寶治元年、主基方女工所に、少將内侍はべりけるに、雪のふる日つかはしける、前太政大臣とあり。辨内侍日記にも見えたり。一首の意明けし。大内山は、山城にある名所なるを、やがて内裏のことに用ひたり。○内野の雪云々の歌。新後拾遺集に、寛元々々、大嘗會の主基方の女工所に侍けるに、雪のふる日、九重の大内山云々と、常盤井入道前太政大臣のもとより、いひつかはして侍ける返事、後深草院少將内侍とあり。内野は禁中を云ひ、跡つけては、人跡をつけての意、はるかに千代のは、たゞはぎ詞のみ。かくて、この二首の贈答の歌によりて、卷の名を大内山ども、内野の雪どもせるなり。さて、此事は、辨内侍日記に、十四日の事として、大内山の歌を、大宮大納言よりとし、其翌日少將内侍と、辨内侍と贈答せる歌をものせたり。文長ければ、こゝにあげず。本書につきて見るべし。

後嵯峨の院のうへは、いつしか所々に御幸まげう、御あそびあどめでたく、今めかしきさまに好ませたまふ。西園寺に、はじめて御幸ありしさまこそ、いとめづらかなる見物にて侍りしか。太政大臣御あるじ申されしさま、いかめしかりき。いはすとも思ひやるべし。御贈物に、代々の御手本奉らるとて、おとど、

後嵯峨の院のうへは、いつしか所々に御幸まげう、御あそびあどめでたく、今めかしきさまに好ませたまふ。西園寺に、はじめて御幸ありしさまこそ、いとめづらかなる見物にて侍りしか。太政大臣御あるじ申されしさま、いかめしかりき。いはすとも思ひやるべし。御贈物に、代々の御手本奉らるとて、おとど、

傳へきくひじりの代々の跡を見て古きをうつす道ならはなむ

御返し、御製、後嵯峨

えらざりし昔に今やかへりなむかしこき代々の跡ならひなば

○御あるじ云々は。御饗應し給ふの意。○代々の御手本は。代々の天皇のかき給へる手本をいふ。
○傳へ聞く云々の歌。續後撰集に、實治二年、ねはされはいまうちぎみの、西園寺の家に御幸ありて、歸らせ給ふ御おくり物に、代々のみかどの御本奉るとて、つゝみ紙に書付侍りける、前太政大臣とあり。聞き傳へし昔の、代々の聖天子の、かゝせ給へる鳥の跡を見て、ふるさかもかげを、今の世にうつし、そのかしこき道をならひ、まねばむとなり。○えらざりし云々の歌も。同集の次にあり。古の代々の聖天子の筆跡を、習ひまねば、その見知らぬ昔に、今の御世もたかへる事あらんかとなり。さて、両首とも、跡といふは、筆跡によせて、御治績の跡の意をもかねたるあるべし。

結子

中宮も位去り給ひて、大宮女院とぞきこゆる。安らかに、常はひとつ御車などにて、たゞ人のやうに、花やかなる事どものみ隙なく、よろづあらまほしき御ありさまなり。院の後嵯峨
うへ石清水の社にまうでさせ給ひて、日比おはしませば、世の人残りなく仕うまつれり。ざるべき事とはいひながら、猶いみじう御心にも、一年の事思しうでられて、ことごと

日比云々の八字一本になし

○位去り給ひては。女院小傳に、大宮院藤結子、實治二年六月十八日院號とあり。○ひとつ御車は。後嵯峨院と同車にめさせ給ふをいふ。○石清水の社に詣でさせ給ひて云々。百鍊抄に、實治元年二月九日、上皇參詣石清水宮給、七ヶ日御參籠云々と見えたり。○一年の事思しうでられては。後嵯峨院いまだ龍潜の御時、石清水社に參籠し給ひしに、神殿の内にて、椿葉之影再改の句を、吟じ給ふと夢見給ひて、帝位に望を屬し給ひ、つひに皇統をつぎませるよし、三神山の巻に見えたり。その事をいへり。○いはまみづ云々の御歌。續古今集に、八幡にこもり侍りし時、太上天皇とあり。木がくれたりしは、まだ龍潜にておはしまし、ほどをいふ。一首の意、世にあらはれず、木の間がくれの如く、龍潜にてありしほど、この石清水宮に參籠して、祈請しまつりし昔の事を思ひ出れば、その願もかなひて、帝位をつぎ、今は太上天皇とありて、再びこの宮に、參籠し奉る身となりたるにつけても、心すむわざにて、いと神の御稜威を、かしくみ思ひ奉る事よとなり。すむ心は、心のすがゝる意にて、石清水といへるよりの縁語なり。

實治の頃、神無月二十日あまりなりしにや、紅葉御覽じに、宇治に御幸えたまふ。上達部殿上人、思ひくゝいろくゝの狩衣、菊紅葉の濃きうすき縫物、織物、綾錦、すべて世にあき清らをつくしさわぐ。いみじき見物なり。殿上人の船に、樂器をまうけたり。橘の小島に御船さしどめて、物の音ども吹きたてたるほど、水の底も耳たてぬべく、そゝる寒きは

諸本に下三理に
皇御幸長三
年吹田御幸
で建事あり
ての御幸
錯亂の事
未だ其の
いす其の
へり

どなるに、折知りがほに、空さへうちまぐれて、まきの山風あらましきに、木の葉どもの
いろく散りまがふ氣色、いひまらずあもしろし。女房の船に、いろくの袖口、わざと
なくこぼれいでたる、夕日にかゝりやきあひて、錦をあらふ九の江かど見えたり。平等院
に、中一日わたらせ給ひて、さまぐのおもしろき事ども數えらず、網代に氷魚のよる
もさながらの、しりあかして、かへらせ給ふ。

○實治の頃云々。百鍊抄に、實治二年十月廿一日、上皇御幸宇治平等院、堀川大納言具實卿已下
供奉之、攝政左大臣、自兼日下向云々とあり。また續群書類從の中に、實治二年宇治御幸記一卷
ありて、其さま詳なり。○宇治は。山城國久世郡にあり。○狩衣は。布衣の地紋あるものをいひ
て、野狩遠行の時などに、もちふるものなり。○殿上人の船に云々。船樂を用意したるをいふ。
○橋の小島は。宇治川にある小島なり。山名城勝志に、土人云、橋姫社邊、今小島と云とあり。
○物の音ども云々。船樂をはじめたるをいふ。○水の底も云々。水底までひきわたるをいふ。
○まきの山は。都名圖所會に、槇島は、宇治より乾八町ばかりにありと見えたり。○あらましき
は。あらくふさすさぶをいふ。○散りまがふは。みだるゝをいふ。○いひまらずは。えもいはず
といふに同じく、おもしろさの、詞に盡されぬをいふ。○いろくの袖口云々。女房の衣の袖口
の、こぼれいでたるが、見よがしに、わざくあらはしたるにはあらずと也。○錦をあらふ九の江
は、實治の頃みだるゝといふ、舟ののれるをいふ、袖口のいろをいふと云々也。○宇治川の橋

と、思はるゝをいふに見ゆるとなり。こは、文選蜀都賦に、貝錦斐成、濯色江波とあるによりたる
ものなり。後拾遺和歌集にも、宇治にて、あじろをよみ侍りける。橘義通朝臣、あじろぎにもみ
おこさませよるひをはにしきをあらふこゝちこそすれと見えたり。○平等院は。宇治橋の南に
あり。もと宇治關白賴通の別業なりしを、後冷泉天皇永承七年三月廿八日寺となし、平等院と號
し、これを供養せられたるなり。○網代は。網の代にて、冬の頃、河のなかに、數多の竹木を打
ち列ねて、その末に、袋をつけれきて、夜の間、箭火をともして、氷魚のより來るを待ちて、こ
れを捕ふるものなり。堀河百首に、「かゝり火のなからましかば氷魚のよる網代のほをいかでし
まらまし」とよめり。○氷魚は。和名抄に、鮒、今按、俗云氷魚是也、白小魚名也、似鮎魚長一
二寸者也。延喜内膳式に、山城國、近江國、氷魚網代、各一匹、其氷魚、始九月、迄十二月三十
日貢之とあり。よるとは、網代により來るよしにて、さて夜をかねて、下にいひつゝけたり。○
のゝしりあかしては。夜も騒ぎ明しての意なり。

百七十五

弓やなくひ印
本かりやなく
ひに作る一本
によりて改む

へり。○かた織は。浮織物に對する名にて、糸をうかめずして、かたく織りたるものをいふ。○二藍の狩衣は。下を藍に染めて、上に紅花を薄く附たるをいふ。○ひはだは。檜皮の狩衣なり。宸翰裝束抄には、表裏共に檜皮色とし、物具裝束抄には、表裏共に紫とし、永仁連署記には、表裏紫萌黃として、諸説一定せざるよし、裝束色彙に見えたり。○むすび狩衣は。糸にて種々の模様を結びつけたるを云ふ。下の飛鳥川の巻に、櫻のむすびかり衣、白き糸にて、水をひまなく結びたる上に、櫻柳を、それもむすびてつけたるなどあり。○花田は。藍色の薄きものなり。○から野の衣は。襲の色目は、表黃に裏薄青なるをいへば、織色は、香色のたぐひなどにや。○別當は、檢非違使の別當を云ふ。○香の織物は。濃香に染めて織りしもの、濃香とは、下搔を薄紅にして黃をまぜて染むるなり。○居飼は。馬をあつかふものにて、御厩舍人につけるものなり。院の御車のうしろに權大納言、公緋紺のかりぎぬ、紅のきぬ、白きひとへにて、えもいはぬさまして仕うまつり給ふ。檢非違使北面などまで、思ひくゝに、いかでめづらしきさまにとこのみたるは、ゆゝしき見物にぞ侍りし。衛府の上達部は、狩ぎぬの隨身に、弓やなくひをもたせたり。人だまひ二輛、一の車に、いろくゝの紅葉を、濃くうすく、いかある龍田姫か、かゝる色を染めいでけむと、めづらかなり。二の車は、菊をいだされたるも、なべての色あらむや。その外院の御乳母大納言二位殿、いとよそほしげにて、諸太夫侍侍殿といひし、この頃は三位太夫なり。今なきはめせられ、レげに北面の下御三人、諸太夫二人、心ことにひきつくるひたるさまなり。建久に、後鳥羽院宇治の御幸の時、修明門院、その頃二條の君とて、参り給へりし例を、まねばるゝとぞ聞えける。

○緋紺の狩衣は。表黃青に、裏二藍に染むるにて、織色は經青黒緯黃なり。○いかでめづらしき云々。何とぞ珍らしく、人にかはりたるよそほひせんとて、好みくゝの色をきたるは、いみじき見物なりとの意。○狩衣の隨身は。狩衣きたる隨身を云ふ。○やなくひは。胡録にて、矢を入れて負ふものをいふ。簾に似て輕粗なり。○人だまひは。副車にて、女房などの乗る料の車なり。○一の車云々。女房どもの、紅葉をこく薄く染めなしたる衣裳を、車の簾の下に押出して乗りたるなり。この車も同じく、即ち出し車なり。○龍田姫は。河海抄に、秋をば、龍田山の神より、事起りて、紅葉を詠める故に、秋を染むる神といふなりと見えたり。さていだし車なる紅葉のいろは、いかなる龍田姫の染め出でたるにや、なべてのいろにたちまざりて、いとめづらかなりとの意。○諸太夫は。もとは攝關、大臣の住所に候し、恪勤してなりのぼり、殿上をもゆるされ、高官にもすゝむ家柄をいふ。○侍は。年々隨筆に、もと執柄大臣の家人なり。家人の中に、才器あるを貢人にして、諸司諸國の判官、主典にも申したるが、五位にもなるが、ありて、諸太夫に紛やすし、畢竟は、諸太夫はもとよりの公人、侍ははじめは家人にて、後に公人とありたる差別ありと見えたり。○兵衛の内侍殿は。宗尊親王の御生母にて、右中辨平棟基の女あり。内野の雪

の巻に見えたり。○北面の下薦は。即ち下北面なり。○後鳥羽院宇治御幸云々。御幸の年月詳ならず。後鳥羽院は、建久九年正月御讓位あり。修明門院は、其年十二月從三位に叙せられ、且つ下文に、建久には夏なりしかば云々とあるによれば、建久九年の夏、御幸ありしならむ。修明門院は、順徳帝の御母なり。

まろかれの下
文字なし脱文
なるべし

又大納言の典侍とは、藤大納言爲家のむすめ、それも別にひきさがりて、いたく用意こ
とにてまゐらる。宇治川の東の岸に御舟まうけられたれば、御車より奉りうつるほど、
夕つかたになりぬ。御船さし、いろ／＼のかりあをにて、八人づゝ、さまざまなり。基具の
中將、院後嵯峨の御はかせもたる、顯朝御まぢまゐらす。平等院の釣殿に、御船よせてれりさせ
給ふ。本堂にて御誦經あり。御導師まかで、後、阿彌陀堂、御經藏、懺法堂まで、こゝろ／＼く
御覽じわたす。川の左右の岸に、簪まろくたかせて、鵜かひどもめど、院後嵯峨の御前よりはじ
めて、御臺どもまゐる。まろがねの□錦のうちしきなど、いと清らにまうけられた
り。陪膳權大納言公相、やくそうは殿上人なり。上達部には御臺四本、殿上人には二なり。
女房の中にも、いろ／＼さまざまの風流のくだもの、ついがさねあせ、よしあるさまに、
なまめかしうまなしてもて續きたる、こまかにうつくし院後嵯峨のうへ、梅壺の放出はなもちに入ら
せたまふ。梅政殿梅平のおとこ、皆御供にまゐらひ給ふ。

○それら別にまろ。大納言公相は、大納言二座、公相三座、院の別より、ひきさがりて、御
もにまゐられしとなり。○御船さしは、船こぐ人を云ふ。○かりあをとは、狩獲なり。隨身舎人な
ど、下々の服にて、表は布、裏は絹をつけたる狩衣をいふ。○御はかせは、御佩刀をいふ。○御
まゝは、榻にて、床几也。○平等院の事は、内野の雪の巻に註せり。○釣殿は、宇治川に臨ませ
て造りかけたる殿にして、釣を垂れて遊興する所なれば、まかいへり。當時さるべき人の家には、
必ず池を堀り、釣殿を設けしなり。家屋雜考に、釣殿、東西廊の南端、池に臨める所に、一屋を
構へ、是を釣殿といふと見えたり。○簪まろくたかせては、篝火を、あかるく焼かすなり。こは
魚をあつむるためなり。○鵜飼は、鵜をはなちて、魚をとらするを業とせるものをいふ。○御臺
どもまゐるは、御膳をさこしめさるゝを云ふ。臺は、臺盤にて、御膳を置くものなり。○うちし
きは、敷物なり。○陪膳は、俗に云ふ給仕なり。やくそうは、役送にて、御膳の物をはこぶ役な
り。○ついがさねは、衝重にて、食物をのする器、今の三方の如きものなり。○よしあるさまに
は、意味ありげの意。○梅壺の放出に云々。壺とは、内庭にて、内庭に梅を植ゑたる家を云ふ。
こゝは、平等院の内なる梅壺なれば、禁中のおまがふべからず。放出は、棟を別につくりいだし
たる間を云ふ。

又の日の暮つかた、又御船にて、まきの島、梅の島、橘の小島など御らむせらる。御あそび
はじまる。船のうちに樂器ども設けられたれば、吹きたてたるものゝ音、世にまゐらす所

まねらるる
印本にまね
さあり一本
より改めつ
御馬奉り給
給ふに賜は
わろし

がらは、ましておもしろう聞ゆるに、水の底にも耳とむるものやと、そゝる寒きほどな
り。かのうばそくの宮の「へだて」見ゆる」の給ひけむ、をちのえら浪も、えむなる音を
そへたるは、よろづをりからにや。廿三日還御の日ぞ、御贈物ども奉りたまふ。院の御隨身と
琴、御馬二疋まねらせらる。後嵯峨院よりも、あるじのねど、に御馬奉りたまふ。院の御隨身と
もけはひことにて、はうだうの前の庭にひきいでたれば、衛門の佐親朝親、二人うけ
とる。兼經殿あり給ひて拜し給ふ。阿屋兼經のおきその後賞ねこなはる。兼平左の大臣一品を給ふ
べきよし、院のうへみづからのたまはすれば、又立ちいで、直衣を奉りながら、拜舞を
給ふ。よろづ御心ゆくかぎり遊びの、しらせ給ひて、かへらせ給ふまゝに、左大臣殿兼平
從一位をたまふ。殿の家司季頼四品ゆるさせ給ふ。いとこよなし。寛治には、良經正四位
下、保元には、月輪殿兼實從下の四品をぞえ給ひける。今の御ありさまは、かのふるきためしに
も越えたり。いとめでたくおもしろし。還御の當日に、女房の装束かいぐ、いろくいに
と清らなる十具、れのくひらづ、みに長櫃ながびつにて、大納言二位の曹司におくらる。又宰
相三位のもとへも、別に遣されけり。建久には、夏なりしかば、ひとへがさね廿具ありけ
るを、思し出でけるにや。ささくゆゝしき事どもにて過ぎぬ。

○かみの鳥云々。これと宇治川にある小鳥なり。内野の雲のなほ見たり。○かみの鳥云々。

場所からも、極めよく景色なれば、わけの物の音も、おもしろくひききと聞ゆと云ふ。○水の
底にも云々。水の底にも、このおもしろき物の音に、耳をきめて、きくものやあらむと思はれ
て、ぞつとするほどの、よき音なりとの意なり。○かのうばそくの宮云々。源氏物語権本の
巻に、宇治にて、うばそくの宮より、宰相中將の君に遣はされし歌に、「山風にかすみ吹とく聲は
あれどへだて、見ゆるをちのえら浪」とある歌をいへり。かの宮の、へだて、見ゆるといはれし、
遠の白波のよする音も、なか／＼に物の音に打ちそはりて、いといれもしろさは、恰も二月のよ
き時節なるうへに、かくめでたき御幸にあへる故にやあらんと云ふ。さてうばそくは、在家の男
の出家して、五戒をたもつを云ふ。翻譯名義集に、優婆塞、優婆夷、肇曰、義名信士男、信士女、
淨名疏云、此云清淨士、清淨女、亦云善宿男、善宿女、雖在居家、持五戒、男女不同宿、故云と
あり。○ほうだうは。本堂なり。○一品したまふは。從一位に叙せられ給へるを云ふ。○心ゆく
かぎり云々。思ひまゝに、遊びたのしませ給ふなり。○殿の家司は。關白兼經の家つかさなり。
○寛治には云々。扶桑略記に、堀河天皇寛治元年五月十九日、太上天皇渡御宇治平等院、觀覽風
流水石之地とあり。太上天皇は白河帝にて、攝政は師實なれば、良經の其家司なるべし。○保元
に云々。百鍊抄に、二條天皇保元三年十月十七日、上皇臨幸宇治、有勸賞と見え、公卿補任に、
兼實、保元三年十月廿一日、從四位下、宇治御幸賞とあり。上皇は後白河天皇也。○ふるきため
しは。即ち寛治保元の御幸を云ふ。○かいぐは。皆具にて、一そろひのものを云ふ。こゝは、衣
を一かさねづゝそろへたるなり。○ひらつゝみは。今の風呂敷やうのものにつゝみしなり。長櫃

は、今の長持の類なり。○曹司は、部屋を云ふ。○宰相三位は。上にも見えたる、宗尊親王の生母なり。

この御るすのはどに、二條油小路に火いできて、閑院殿のついがきのうちなれば、内膳屋焼けて、神代より傳はれる御釜も、焼けそこははれるをぞ、いとあさましき事には申し侍りし。かの釜、むかしは三ありけるを、一をば平野、一をば忌火、一をば庭火と申しけるを、圓融院の御代永觀の頃、二はうせにけり。いま一残りたるに、かゝる事の出でるは、いとよろしからぬわざなりとて、神祇官にたづねられ、ふるき事ども考へらる。平野といひけるを、陰陽寮にすゑて、みづのどの祭といふ事に用ひけれど、中頃より、かの祭は絶えぬ。忌火といふにては、六月十二月の御神事の御膳をば調じけり。庭火にて、常の御膳をばつかうまつる。かゝれば、いとたいくしき事にて、始めは、いもしに仰せらるべきかとも申す。古きを、損はれたる所ばかりを、なほさるべしかとも、いろく定めかねられたり。入道太政大臣なども、ふるきをなほさるべしと、申さるゝとぞ聞えける。

○御るすは。御留守なり。宇治御幸のはどをいふ。○閑院殿云々。閑院は、此比内裏にてありしなり。ついがきは、築地にて、今の築地あり。百鍊抄に、寛治二年十一月廿二日て、内膳屋焼

じ、御釜神焼損給ふとあり。○むかしは三ありける云々。此事他に參考すべきものなし。焚御抄に、寛神行幸他所之時、中納言以下供奉、尤可爲靈物と見え、文德實錄に、天安元年四月、内

膳司忌火庭火神、奉授從五位上とありて、内膳司に奉祀したるもの也。○圓融院の御代云々。日本紀略に、永觀元年十月一日卯刻、内膳司平野、庭火、御竈釜被盜取了とあり。○みづのどの祭は。毎月癸の吉日を擇び、陰陽寮にてする祭あり。延喜陰陽式に、庭火并平野竈神祭、(座内膳司)、神座十二前、(各六前)名香二両、紙六十張云々、右毎月癸日之中、擇其吉日祭(若當御忌避之)とあり。○六月十二月の御神事云々。月次神今食を云ふ。月次は、この両月十一日、諸社へ奉幣するをいひ、神今食は、同日、神嘉殿に、伊勢天照太神を勸請し奉りて、主上御みづから、神饌を供せさせ給ふ也。此神事によりて、その朔日より、忌火の釜を以て調じたる御膳を供するなり。これを供忌火御飯と云ふ。其儀江次第、建武年中行事、公事根源等に見えたり。○たいくしき事にては。怠々しきにて、この御釜なくては、神事も、常の御膳も、調じえがたければ、便なくて、自然懈怠を生ずべきを云ふ。○いもしは。鑄物師なり。百鍊抄に、閏十二月廿二日、被内膳御竈可鑄改日時、定來廿八日云々とあり。○古きを云々。古き御釜の、たい損はれたるどころのみを鑄直さるべきかなど、種々評定ありとなり。

その頃宰相の三位の若宮宗尊親王の御書始とて、人々まゐりつとひ給ふ。七にならせ給ふべし。關白殿をはじめ、大臣上達部のこりなし。十二月の廿五日なり。文章の博士序

のいする事の下の出でる七字印本に、なして改む

七にの下のなせの三字印本よりて補ひつ

奉らる。管絃の具召されて、人々例のごと吹きあはせ給ふ。その後文臺めして詩の披講ありき。勸盃の儀式、何事も保延のためしとぞうけたまはりし、かくて年明けぬれば、實治も三年になりぬ。春たちかへるあしたの空の光は、思ひなしさへいみじきを、院うちの氣色、誠にめでたし、兼經攝政殿にも拜禮おこなはる。院の御前はさらにもいはず、大宮院にもあり。まづ冷泉萬里小路殿といふは、鷲の尾の大納言隆親の家ぞかし。この頃院のおはしませば、拜禮に人々まゐり給ふ。攝政殿、兼左大臣、平右大臣、家内大臣、基大納言には公相、實雄、顯定、道良、中納言に爲常、良教、資季、冬忠、實藤、公光、道成、定嗣、宰相に通行、師繼、顯朝、殿上人は、兩貫首をはじめかすゑらず。常の年々に越えて、この春は参りこみ給へり。人々たちなみ給へる時、兼平左の大臣は、兼經攝政の御子なれば、引き退きてたち給へり。右もまたその同じつらに立たれたるに、内の大臣すゝみ出で給へり。それにつぎて、大納言もおなじつらなり。良教、公光、師繼、顯朝、また退きて立ちたれば、出入して屏風に似たり。この事見にくしと、後までさまじく、院の御前におはせられて、兼經攝政殿にたづね申され、さたがましく侍りけるを、貞應元年のためしなどいできて、故野宮左大臣、今の内の大臣の御親の、右大臣にて退きたるつらに立たれたるを、その時の記録など見給はざりけるにやとて、實基内の大臣の御ふるまひ心えすとぞ、院の御前は、

に立たれたる
云々つらなり
まで三十六字
印本になし
本により補ひ

洞有此儀と見えたり。○保延のためし云々。保延は、崇徳天皇の年號にて、保延三年十二月、後白河天皇御書始の例にならひしなり。そは今鏡大内わたりの巻に見えたり。○思ひあしさへ云々。めでたさを、とあらんかくあらんと、思ひやるさへの意。○拜禮おこなはる云々。公卿殿上人等、歳首の禮を、上皇、女院、攝政等に申す儀也。○冷泉萬里小路殿は、後嵯峨上皇の御在所なり。○兩貫首は、藏人頭を云ふ。此時の藏人頭は、左中將源基具、同藤原公藤なるよし、職事補任に見えたり。○人々なみ立給へる云々。禮拜のとき、官位の次第により、庭中につらなるを云ふ。こは、異位重行とて、内裡式以下、儀式の書にのせて、其席次各小異あれど、ねはむね、親王の次に大臣一列、次に大納言一列、次に中納言、次に參議とやうにつらなるなり。こは、内大臣實基、列をはなれて、左右大臣よりすゝみ出でたれば、次々の席次みだれて、其さま、屏風を立てたらむやうに見えて、いと見るしとなり。なほ異位重行の事は、羽倉考につまびらかなり。○左大臣は攝政の御子なれば云々。兼經は近衛、兼平は應司の祖にて、ならびに家實の子となれり。本書これを父子とせるはあやまれり。○さたがましく云々。内大臣實基の、列をはなれたるが、見苦しきを難じて、これかれ沙汰めかしいふと也。○貞應元年の云々。貞應は、後堀河天皇の年號也。其時は、左大臣家通、攝政家實の列より退きたれば、この實基の父、右大臣公繼も、同じく退きて、家通の次にたちたりと也。○内の大臣の御ふるまひ云々。父公繼、かく上首の大

臣よりすゝみ出でざるに、其子實基の、かゝるふるまひせるは、彼貞應元年の記録を見ざるゆゑにやあらむとて、批難せるを云ふ。○内の小朝拜は、清涼殿の東庭にて、殿上人朝拜の禮を行ふを云ふ。節會は、元日の節會にて、天皇紫宸殿に御して、群臣に宴を給ふなり。其儀式は、例の江次第、公事根源に見えたり。○こうじは、困じにて、かく攝政の拜禮、院の禮拜、小朝拜、元日節會のために、疲勞せしとなり。

在子

世日は承明門院へ御幸はじめ、院の御さまの、つきせすめでたく見えさせ給ふを、あ

兼經

四なう、いみじと見奉らせ給ふ。浮織物の薄色の御指貫、紅の御衣たてまつれり。上達部

兼經

殿上人、直衣、うへの衣、思ひくになり。攝政殿もまゐり給ふ。夜に入りて歸らせ給ひぬれ

兼經

ば、やがてく又、大宮院内へ御幸はじめ、これも上達部殿上人、ありつるかぎりのこり

兼經

なし。網代びさしにたてまつる。皇后宮の御方の東むきへ御車よせて、宮御對面いどめ

兼經

でたし。うへはまだいといわけなき御程にて、かくいつくしき萬乗のあるとに、備り給

兼經

へる御ありさまを、女院もいとやむごとなく、辱しと見奉り給ふ。皇后宮と聞ゆるは、こ

兼經

れも院の御このかみにて位におはしまし、時も御母あるなど聞えさせ給ひしを、こ

兼經

の御門幼くわたらせ給へば、今はいといまして内にのみおはしまして、去年の八月よ

兼經

り、皇后宮とよめる後には仙華門院と聞えし御事なるべし。

兼經

○承明門院は、後嵯峨上皇の御時なり。○あつたなり。上皇の御時、いみじき御様子なりと、承明門院の見奉らせ給ふとなり。○浮織物云々。上皇の

兼經

御裝束なり。○うへの衣は。袍とかきて、束帶のうはぎ也。文官の料を、縫服となづけて、兩腋

兼經

を縫ひふたぎて襦あり。武官のを闕腋となづけて、兩腋を縫はず、襦をつけざるあり。其服色、

兼經

大寶の制は、一位は深紫、二位、三位は淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六位は深綠、七位は淺

兼經

綠、八位は深縹、初位は淺縹、無位は黃袍なりしが、後一位より四位までは黒袍、五位は蘇芳、

兼經

六位以下は縹の三色となれり。其地質紋がらも、或は氣節により、或は品位の高下によりて、け

兼經

ちめありしなり。○網代庇は。上に註せり。○皇后宮は。土御門帝の御女、曦子内親王にて、後

兼經

深草帝の御母代なり。○東むきへは。禁中にある皇后のかまし所なり。○萬乗のあるとは。天子

兼經

の御位の意にて、萬乗とは、漢書に、天子畿方千里、兵車萬乘、故稱萬乘之王、とあり。即ち天

兼經

子をいふなり。○御母あるなど云々。母あるは、御母となりて、うしろ見奉るものを云ふ。こ、

兼經

に、後嵯峨帝御在位の程、御母代に居給ふよしいへるは誤れり。さるは、女院記、女院小傳等に

兼經

よるに、曦子内親王は、後嵯峨帝寛元二年十二月、内親王となり、同日伊勢齋宮に卜定せられ、

兼經

同四年、後嵯峨帝御讓位の日、野宮より退下し給ひ、後深草帝の實治二年八月八日、皇后となり給

兼經

へり。即ち帝の御母代とおはしまそによりてなり。されば、後嵯峨院御在位の程は、齋宮にて、

兼經

御母代にてはあらざりし也。○去年の八月云々。實治二年八月八日、皇宮后とならせ給へり。○

兼經

仙華門院云々。建長三年三月廿七日、院號を奉られしなり。

院後嵯峨の若宮十三にならせ給ふは、公宗の中將といひし人の女の御腹なり。圓満院仁助の法親王の御弟子にあらせ給ふべしとて、正月廿八日に、その御用意あり。承明門院よりわたり給ふ。院の綱代びさしの御車にて、上達部は車、具實の大納言を上首にて六人、殿上人十六人、馬にて、いろくいにいとよそほしう、めでたくておはしましぬ。その夜やがて御ぐしおろして、御法名圓助ときこゆ。いとうつくしげさ、佛おどの心ちして、あはれに見え給ふ。院後嵯峨の宮たちの御中には、御兄にてもものし給へど、御げさくのよわきは、今も昔もかゝるこそ、いといとほしきわざなりけれ。御匣殿省仁の御腹の若宮も、三にならせ給へる。承明門院にて、御魚味きこしめしなぞすべし。これも法親王がねにてこそはものし給はめ。あまたの御中に、この御子は、御かたちすぐれ給へれば、院もいとらうたく思ひ聞えさせ給ひけり。

○院の若宮云々。皇胤紹運録、諸門跡譜に、圓助法親王、母右衛門督中納言藤原能保と見え、尊卑分脈に、能保の女五人の中、末女、圓助法親王母とあり。殊に公宗は、左大臣實雄の子にして、年代いさゝか違へれば、こゝに公宗の女とあるは誤れり。○圓満院の法親王云々。圓満院は、三井門跡あり。山城名勝志愛宕郡の條に、舊在岡崎村御所内、天文年中、被移三井寺とあり。○仁助法親王は、土御門帝第五の皇子にて、後嵯峨上皇の同母弟なり。○承明門院より云々。御弟子入りの支度、承明門院よりし給へり。○御匣殿は、後宮なり。もとは殿舎の稱にして、貞觀殿の一名也。そこにつめて、御服など裁縫する女房の上臈を、別當と云ふ。公卿の女入内して、先づ此別當となり、夫より女御にすゝむものなり。さて此御匣殿は、太政大臣公房公の女なり。○若宮は。省仁親王なり。後出家して、性助と改め給へり。○御魚味きこしめし云々。眞菜始とて、小兒生れて廿ヶ月、或は廿五ヶ月にあたり、其儀あるなり。主人たるもの、魚味を三箸、小兒に含めて食はしむるを云ふ。其儀正左禮に見えたり。こゝは、承明門院主人となり給へるあり。○法親王がねにて云々。法親王に、なりたまふべきに、かねてさだまれるを云ふ。

かくいふ程に、二月一日の夜、常よりも、九重の宮の内、人すくなにて、大かた夜もまづかあるに、子の時ばかりに、開院殿の二條れもての對より、火いできて、棟もえねつる程にぞ、始めて見つけたる。あさましきものなる。何のたどりもなく、只あわてさわぎ、我も人もうつし心なければ、公直の中將の御とのゐに候ひけるが、車の陣なるを召して、皇后宮内親王の御方へよす。内後深草のうへをば、御くしげ殿抱き奉らせ給ひて、宮暲子もたてまつる。劔璽ばかりとり具して、門を急ぎいでさせ給ふ。とばかりありて、權中納言實雄の参り給へりける車にめしうつりて、春日富小路に、公相の大納言のれはする家に行幸なる。そのほかにぞ、攝政殿をはじめ、前の太政大臣實氏、左大臣兼平、内大臣實基より下残りなく、人々まゐり

太政大臣の上
にの二字印本
よりて補ふ

つどひ給ふ。後嵯峨院も御車引き出で、見奉らせ給ふ。かゝるほどに閑院殿より春日は、かたは、かりありとて、院のおはします萬里小路殿へ、ひきかへして行幸あり。夜明けはてゝのち、又前の太政大臣實の冷泉富小路へ行幸ありて、まばし内裏になりぬ。

○子の時ばかりは。今の十二時ごろなり。○對よりは。對の屋よりなり。○なのめなるは。斜にて、一どほりなる意なり。さてあさましなごいふも、一どほりのことにて、いはんかたなく、興さむるわざなりとなり。○何のたどりもなく云々。とせんかくせんと、たどる事もなく、たゞ狼狽せりとなり。○うつし心なくは。現心にて、正氣を失ひたるを云ふ。○車の陣あるを云々。陣とは、諸衛の詰所にて、そこに置かれし車をめし給へるなり。拾芥抄に、兵衛陣、左宣陽門、右陰明門、諸衛陣、左建春門、右宣秋門とあり。○御くしげ殿は云々。上の省仁親王の御生母ある御匣殿とは別人なるべし。彼御匣殿は、實治元年みまかりしよし、辨内侍日記に見えたればなり。○かたはばかりは。方角の忌ありての意。○冷泉萬里小路殿は。五代帝王物語に、閑院は、實治三年(建長元)二月一日炎上ありしかば、富小路殿(冷泉富小路)内裏になる、この御所は、小川の右衛門督入道親兼が家にてありしを、北山大相國の殿に成て、今皇居とはなれりと見えたり。

内の焼くることは、これをはじめにもあらず。世あがりての事はさしおきぬ。天徳四年村上のさばかりめでたかりし御代よりこのかた既に廿餘度になりぬるにや。聖の御代にしも、かゝる事は侍りしかば、承元に焼けたしものもあしくこの四十餘年ほどなかりのるに、歩歩の災難多し。焼けたるは、かゝるうらやま多し。いふに、かゝる災難は、例よりも、御門の御車に奉りて出でさせ給へるを、いたく例なき事とかやとて、人々かたぶき申す。後嵯峨院もおどろきおぼされて、ふるき事ども、廣く尋ねられなごすべし。

○世あがりては。上代の意。○天徳四年云々。日本紀略に、村上天皇天徳四年九月廿三日、内裏焼亡とあり。○さばかりめでたかりし御代は。村上天皇は聖主にましませば、延喜天曆とて、治世の例には、必ず引いでらるゝ御代なれば、まかいへる也。○聖の御代云々。かく天曆の聖代にも、内裏の焼亡ありしかど、夫より代も末となれど、承元より後は、かへりてかゝる災變も、久しくきこえざりしとなり。○承元に焼にし後云々。百練抄に、土御門天皇承元二年十二月廿七日、閑院内裏焼亡、仍主上行幸大内とあり。○去年の冬云々。内膳屋の御釜焼けし事、上に出たり。○御門の御車に奉りて云々。御門は、鳳輦腰輿ならでは、乗り給はぬ事あれば、此度車にて、出で給ひしを、難せしとあり。有職抄に、腰輿、大嘗會御禮行幸、太政官ヨリ河原ノ頓宮マデハ、鳳輦ニテ、御前ノ輦ヨリ、腰輿ニ乗御ス、此外宮中ノ間ニテ、御方達ノ行幸、或ハ火事地震ナドノ儀ノ行幸ニ乗御アリと見えたり。

院も内もはひわたるほどのちかさなれば、御どのゐの人々など、目比よりも参りつどひて、御旅の雲井なれど、なか／＼いと顯證けんしやうなり。北の對のつまなる紅梅の、いとおもしろく咲きたるが、院の御前より御覽じやらるゝほどなれば、雅家の宰相の中將して、い

東
富小路
内裏
北
上皇
御所
西
南
なめの印本に
なめさあり一
本によれり

と艶にあよびたる薄様にかゝせ給ひて、院の上、後嵯峨

色も香もかさねてにはへ梅の花こゝのへになる宿のゑるしに

とて、かの梅に結びつけさせらる。御返し、辨の内侍うけたまはりて、申すべしとき、侍りしを、なめめありといふ事にて、實氏今出川より申されけるとかや。それも忘れ侍りぬるこそ口をしけれ。老はかくうきものにぞ侍るや。世の中とかくさわがしとて、年號かはる。三月十八日建長になりぬれど、猶火災まづまらで、廿三日またく、姉小路室町、唐橋の大納言雅親の家のをばより、火いできて、百餘町やけたり。おびたゞしといふかたなし。

○はひわたるほどは。後嵯峨上皇のまします萬里小路殿と、富小路の假皇居とは、其間きはめて近きを云ふ。○御旅の雲井は。假の皇居なれど意。八雲御抄に、禁中、雲井ともありて、其高貴をいへる也。○顯證は。字の如く、あらはにはれくしきを云ふ。○北の對のつま。皇居の北の對は、院御所ま近き所にて、つまは端の意也。○なよびたるは。あえくして、まなやかなるを云ふ。薄様は、どりのこ紙の、うすくすきたるもの也。○色も香もの御歌。この冷泉富小路殿に、かく行幸なりて、まばし内裏となりぬるるしに、梅の花は、幾重にも咲かさねよとなり。さて、かさねて、九重とを、かけ合せてよみ給へり。この御歌、續後撰集に、建長元年二月、前太政大臣家に行幸ありて、まばし内裏にありける此、梅の花をかくしにけるよしなりしとて、

裏になりて、ひの御所のつまの紅梅さかりありし比、月のおぼろなる夜、たれとはかくて、あきらすやうにかきて、むすびつけられたりしと見えたり。○辨の内侍うけたまはりて云々。辨内侍日記に、この御返事は、院の御所へ申すべしとおほせられしかば、辨内侍、「いろも香もさこそ重ねて匂ふらめ九重になるやどの梅が枝」とあり。されば、今出川より云々といへるは誤ならむ。○今出川は。實氏の第にて、北小路の北、今出川の西なるよし、帝王編年記に見えたり。○老はかく云々。物語する尼の詞なり。年寄は、かく物などよく忘れぬれば、つらきものぞどの意。○年號かはるは。皇年代略記に、建長七年己酉、三月十八日改元、依内裏火事天變云々とあり。

寛元四年の六月にも、おそろしき火侍りしかど、この度は、猶それよりもこえたり。かの雅親の大納言の家ばかり、四方は皆焼けたるに、残れるいとくふしきなりとぞ、見る人ごとにあざみける。曉より出できたる火、夜に入るまできえず。未の時ばかりに、蓮華王院の御堂にもえつきければ、後嵯峨院も御幸なる。御道すがら、さながら烟をわけさせ給ふ。いとめづらかにあさまし。兼經攝政殿も御車にまゐり給へり。三十三間の御堂の千體の千手、一時の波の波にたぐひ給へば、不動堂北斗堂ものこらず。寶藏鎮守ばかりぞ、辛うじてうちけちにける。後白河院のさばかり御志深うおもはしたちて、長寛二年供養ありし後は、やむとどなき御寺なりつるに、あさましきといふもれるかなり。又今熊

一一時の印本に
改めつ

野の鐘樓僧坊など、おほくやけぬ。つじ風さへ吹きまじりく、ほのはの飛ぶ事鳥のごとし。またの朝までもえけり。その晝つ方、さきの火もえつきて後、雙林寺といふわたりに、火いできて、なにがしの姫君の御もと、ふるき昔の跡、皆けふりになりぬ。その火消えて後、又夕つかた、岡崎わたりに火いできて、攝政殿の御もと、せうく焼けり。又承明門院の近き程にも、火いできて、人々まゐりつゝふ。中御門より二條まで、又火出できて、十八町やけぬ。

○寛元四年の云々。百鍊抄に、後嵯峨天皇寛元四年六月六日、有炎上事、起四條坊門町、及五條坊門邊、此内六角堂、因幡堂、祇園旅所等焼亡了とあり。○あざみけるは。意外なるに、おどろきあきるゝ意なり。○蓮華王院の御堂云々。五代帝王物語に、結句は河原を吹こして、火焰飛來て、蓮華王院の塔に付て、やがて御堂に移る、いふばかりなき事なり、中尊は出しまゐらせて、千体の大佛も、僅に二百餘体とかやぞ、取出しまゐらせけるとあり。蓮華王院は、拾芥抄に、後白阿院御願、千手千一体、號新千体云々、在鴨河東、七條南と見えたり。○御幸なるは。後嵯峨上皇蓮華王院に御幸あるを云ふ。○御道すがら云々は。院の御所冷泉万里小路より、蓮華王寺に至る御道筋、皆焼たれば、烟をわけて御幸し給ふとなり。千体の千手は。千手觀音の像千体なり。○不動堂は。六條天皇仁安二年六月十六日、北斗堂は、安徳天皇壽永二年十一月十日供養せるよし、百鍊抄に見えたり。○實物は納め置く所といひ、鎮守は、其土地の鎮守寺の神といふ。

○後白河院の云々。後白河法皇の、いみじき大願をこし給ひて、かくばかり莊嚴に、つくりみがかせ給へる御寺なりしをとなり。○長寛二年供養云々。帝王編年記に、長寛二年十二月十七日、上皇御願蓮華王院供養、(三十三間御堂千一体千手)とあり。○今熊野は。山城名勝志に、三十三間堂東南三町許と見ゆ。○つじ風は。旋風にて、暴風の廻りて吹くもの也。○雙林寺は。拾芥抄に、祇園東、藥師、大夫尾張定鑑建立とあり。○なにがしの姫君は。姫宮とあるべし。こは、鳥羽院の皇女、御母は光清法印の女なり。高松院姫宮とも、又は雙林寺宮とも申す。此姫宮の事は、今鏡はらゝのみこの卷に見えたり。○岡崎わたりは。名勝志に、在吉田村、元號寶幢寺云々とあり。○承明門院のちかき程云々。承明門院の御所は、土御門萬里小路なるよし、北野の雪の卷に見えたり。

すべて廿三日よりつごもりに及ぶまで、日を經時をへて、あるは一日に二三度、二むら三むらにわけてもえあがる。かゝる程に、都は既に三分の二やけぬ。いとくめづらかなりし事なり。たゞ事にあらずとて、院の御前に、陰陽師七人召して、御占行はる。重き御つゝしみて申せば、御修法どもはじめ、山々にも、御いのり仕う奉るべきよし、ことさらに仰せらる。院のうへの御ありさまの、よろづにめでたくおはしますを思ふには、何の御つゝしきも、あでふ事かわらむとぞ覺え侍る。位かりさせ給ひにし後は、年を経て、春

の中に、必ずまづ石清水に七日御こもり、その中に、五部の大乘經供養せさせ給ふ。御下向の後は、やがて賀茂に御幸、平野、北野なども、さだまれる御事なり。寺には嵯峨の清涼寺、法輪太秦うつまささなどに御幸ありて、寺司に賞おこなはれ、法師原に物かげ、すべて神を敬ひ佛を尊びさせ給ふ事、來しかたも行末も、ためしあらじとぞ、世の人申しあひける。

○二むら三むらは。群にて、たゞ二ヶ所三ヶ所といふ意なり。○御占行はるは。百鍊抄に、廿四日、於院御所被行御占とあり。○重き御つゝしみは。かく變災あるは、帝王に御祟りあるよしのえらせなれば、重く御謹慎あるべしとなり。○なでふ事は。何といふのつゝまりたるなり。いかなる重き御慎みありとも、かくめでたくまします我君には、何のわざはひかあるべきとなり。○五部大乘經は。拾芥抄に、五部大乘經、華嚴經六十卷、大集經五十卷、大品般若經三十卷、法華經十卷、大般若涅槃經四十卷とあり。○平野は。延喜式に葛野郡、平野、祭神四社、並名神大、月次、新嘗とあり。北野は、二十二社註式に、山城國葛野郡北野、式外、天神三座、中間御前、菅丞相とあり。○清涼寺は。序文に注せり。法輪は、拾芥抄に、法輪寺虚空藏、大井河西、廣隆末、道昌建立と見え、うつまささは、同書に、廣隆寺、東寺末、太秦、又號蜂岡、河勝建立、藥師とあり。○寺司は。その寺をわづかれる僧をいふ。

鳥羽院も近頃はいたう荒れて池も水草がちにさへもれたりと云ふといふに、嵯峨天皇御時、

かき給ひて、はじめに御幸なりし嵯峨邊縁といふ事講せられしに、水政大臣序を書きたまへりき。

「夫鳥羽、仙洞三五累聖、離宮一百餘載」とかや。又御身のいみじき事には、蓬の髪霜寒くて七代に傳へたりと侍りしこそめでたけれ。

いはひおくはじめと今日を松が枝の千とせの蔭にすめる池水

後嵯峨
院の御製

影うつす松にも千世の色見えてけふすみそむるやぞの池みづ

大納言典侍と聞えしは、爲家の民部卿のむすめなりしにや。

色かへぬときはの松のかげそへて千代に入千代にすめる池水

ずむながるめりしかど、例のうるさければなむ。御前の御遊はじまるほど、そりはしのもどに、龍頭鶴首よせて、いとふもしろく吹き合せたり。かやうの事、常の御遊いと云ひかりき。

○鳥羽院は。山城國紀伊郡にあり。白川法皇はじめて造られたる離宮なり。山城名勝志に、城南寺森邊云々、森南有呼御所内田地、百鍊抄云、堀河天皇寛治元年二月五日、上皇白河天皇遷御鳥羽離宮、營甫就故也と見えたり。○池も水草がちに云々。池もはらふ事なければ、思のまゝに水草生

此より篇末まで諸前本等書に異なり今年より更めて此に収めつ其説結言にいへり

ひ茂りて、水の面も見えぬほど、埋れてありしをとなり。○池邊松は。歌の題なり。講せられは、披講にて、歌會に、歌をよみあぐるをいふ。○序は。歌を詠めるよしのはしがきをするなり。さて序者は、八雲御抄に、公宴序者、大臣、若大納言、中納言也、參議雖有例、猶上卿之役也、非成業人、於和歌序希代事也、仍一度書たる人は、多不書之、宸宴序は、同人不可過一兩度、能々撰人求名事也と見えたり。○夫鳥羽仙洞云々。仙洞とは院の御所をいふ。ここにては、やがて太上天皇をさし奉れるなり。三五累聖とは、聖代を累ぬること十五代との意なり。白川院より、後嵯峨院まで、十七代なれば、代數あはねど、句をなすに便なれば、大らかに三五といひつゝけたるなるべし。離宮一百餘載は、離宮とされること、百餘年となり。寛治元年より、こゝに至るまで、百六十餘年なり。これはた大らかに玄かいへるならむ。○蓬の髪云々。こも序の文にて、蓬の髪とは、亂髪をいふ。元稹の詩に、暗梳蓬髮羞臨鏡とあり。其他例多し。亂れて蓬の如くなるをいふ。霜寒くは、毛髪の霜の如く白くなりしをいひ、さて霜といへるより、寒しともいふなり。曹松の詩に、莫問榮華事、清霜點髮根とあり。又雪髪ともいふは、皆白髪のことなり。これにより、かしろの霜、かしろの雪などいふ事常なり。又堀河次郎百首に、「かしろの霜もはらひあへずいかに年月つもるらむ」、また古今集に、「春の日の光にあたるわれなれどかしろの雪となるぞわびしき」など見えたり。○七代に傳へたりは。後鳥羽、土御門、順德、後堀河、四條、後嵯峨、後深草七代をいふ。實氏公、建久八年從五位下に叙せられてより、後深草天皇迄、七代に仕へ奉り、ことし五十六歳に及び、髪髪や白くなりたるをいふ。○いはひれどと云ふの歌。續後撰集に、

鳥羽殿に、はじめてめれらるる御ひて、池邊の松といふことを講せられしとき、序者あること、前水政大臣とあり。上句、今日をいはひれくはじめて松が枝にと、おきかへて意得べし。すめるは水の澄むに、住むをかねたり。さてはじめての御幸なれば、けふをはじめていへるにて、院の御製にも、けふすみそむるとよみ給へるなり。○院の御製、大納言典侍の歌。並に同集にあり。一首の意、ともにあきらけし。○大納言の典侍は。和歌作者部類に、後嵯峨院大納言典侍、民部卿爲家女とあり。續後撰集以下代々の作者なり。○ずむながるは。おどろの下の巻に見えたり。○そりはしは。反橋にて、中高に、上にそりたる如き橋なり。池の中島にわたせるなるべし。新撰六帖に、「池の水のすさきにわたすそり橋もかたぶくまでにふりにけるかな」など見えたり。○龍頭鵠首は。樂人の乗れる船也。舳先に龍の頭を彫りてつけたると、鵠の首をつけたる船ともなり。そは、龍はよく水をわたり、鵠はよくとびて、風に耐ふる物なるが故に、これをつくどぞ。○いとおもしろく云々。御前の管絃の調と、船樂とあはせて、おもしろしとあり。

また太政大臣の津の國吹田の山庄にも、いとまばくおはしまさせて、さまざまの御遊敷をつくし、いかにせむと、もてはやし申さる。川に臨める家なれば、秋深き月のさかりなとは、殊に艶ありて、門田の稻の風に靡くけしき、妻とふ鹿の聲、衣うつきぬたの音、峯の秋風野邊の松虫、とりあつめあはれそひたる所のさまに、鵜飼などおろさせて、篝火などもしたる川のおもて、いとめづらしうをかしと御覽す。日比ねはしまして、人

わがならぬ印
本にあらぬ
むさかり一
つより改め

々に十首の歌召されしついでに、院の御製、

川舟のさしていつくかわがならぬたびとはいはし宿と定めむ

とからじ上げたるほど、あるしのれどいみじう興じ給ふ。この家の面目今日に侍る」
とどのたまはするげにさる事と、聞く人皆はこらしくなむ。

○津の國吹田の山庄は。攝津國島下郡にあり。百鍊抄に、建長三年閏九月十七日、上皇御幸吹田殿、大宮院同御幸、七ヶ日可被召湯山御湯云々と見えたり。○いかにせんと云々。さまぐのあそびを盡したれば、この上は、いかなる御もてなしを玄奉らんと、工夫をこらしたりと也。○川に臨める云々。川は神崎川にて、一名三國川ともいふ。こは、山庄の景色の、よきをいへるなり。○門田は。門前の田をいふ。○妻とふ鹿は。牝鹿を戀ひたづねて鳴く鹿なり。○きぬたは。衣板にて、和名抄に、礎、和名岐沼伊太、搦衣石也、字亦作砧とあり。○鶺鴒は。鶺鴒をつかふ人にて、鶺鴒をたつるを、ねろさせてといふなり。闇の夜、舟に篝火をたきて、あまたの鶺鴒に、手繩をつけて、河に放ちて魚をとるなり。古事記に、神武天皇の御歌、「玄まつとり宇加比がとも今すけにこね、」また万葉集に、「上津瀬に鶺鴒をたて下つ瀬にさでさしわたし、」など見えたり。○篝火は。釣籠の中に、燃ゆるやうにしたる松明なり。○川舟の云々の御歌。續後撰集に、前のおほきさはいまいちきみの、吹田の家に御幸ありし時、人々は、十首歌召されしついでに、旅、太上天皇とあり。川舟のは、さしてといはる料にて、神崎川をゆきかふ舟を見給ひて、さながら所なる

ふ所もなければ、かゝる面白き所をば、さながらわが宿を定めて、旅とはいはしとなり。○あるしのれどい云々。即ち實氏公にて、御製をいたく感じよろこべるなり。○この家の面目云々。上皇の御意にかなひて、宿とさだめむと、のたまはせたるをよろこびて、今日こそ、この家の面目をえたりとなり。○さる事とは。實氏のいへることばを、尤ありといへる意なり。

かりぬ給へる太上天皇など聞ゆるは、思ひやりこそ、れとなびさたすぎ給へる心ちすれど、いまだ三十にだに満たせ給はねば、よろづ若うあいぎやうづきめでたくれはするに、時のれとなにて、重々しかるべきおほきおどいさへ、何わざをせむと、御心になふべき御事をのみ、思ひまはしつゝ、いかで珍しからむと、もてさわざ聞え給へば、いみじうはえぐしきころなり。御門まして稚くねはしませば、はかなき御遊わざより外の、御いとなみなし。攝政殿さへ若くものし給へば、夜晝さふらひ給ひて、女房の中にまじりつゝ、らむと、見ねはひ、手まり、へむつき、などやうの事どもを、思ひくにしつゝ、目をくらし給へば、さふらふ人々も、うちとけにくく、心づかひすめり。

○ねりぬ給へる云々。太上天皇と申せば、勿論天子の御隠居にまします事なるによりて、御若年とは思はれず。さるべき御齡と、想像せらるれど也。○いまだ三十にだに云々。後嵯峨院、仁治三年正月、二十三歳にて御踐祚。在位四年、寛元四年正月、二十七にて御讓位あれば、今年建長

御いさなみ一
本によりて御
の字を補ひつ

思ひやり印本
に思ひやりと
ありて改め

三年には、三十二歳にればしまをべし。されば、満たせ給はねばとあるは、誤ならん。○いかで珍しからむとては。何とかして、珍しき事を御覽に供へ奉らむとての意。○はえ、しきは。花やかに見えよきを云ふ。○御門まして云々。建長三年は、御深草天皇九歳の御時なり。○はかなきは。とりとめもなき意。○攝政殿さへ若くは。實經公今年二十九なり。○らむでは。亂碁也。嬉遊笑覽に、搥尻に、亂碁は、指につけて、碁石を多く得るを、勝とするなり。名物考に、今も童子の戯に、亂碁とて、白石のみにて打、四ツ目殺といふことをなす。それをいふかなどありて、定かあらず。今碁盤の筋の上に、石をならべ、その筋を、順に石をとる。筋違にはとらぬ事あり。これらも亂碁の遺法かと思えたり。但し、亂碁は、圍碁に對へたる稱なるべし。○貝ねはひは。婦女の遊戲にて、雍州府志に、倭俗婦人合貝爲戲、其法以三百六十、左右分之、圍並床上、空其中央、貝一雙内、右貝稱地、而並床上、左貝稱出、每一個而出置中央之隙地、各圍座視之、則出貝與地貝、其紋采合則取、出貝合地貝、其所合之貝、多者爲勝、少者爲負、其貝大蛤蜊也、始出自伊勢桑名海濱、今大者絶、故多用朝鮮貝と見えたり。○へむつきは。詩句などの中の字の、扁をかくして、旁のみを見せ、何の扁ぞと、おしめて答へしむる戯なり。榮花物語月宴卷にも見えたり。○うちとけにく、云々は。攝政實經公、晝夜となく侍宿して、御たはふれの御相手をしたまへれば、他の侍臣どもは、打とけて、思ふまゝに遊びがたく、究屈に、心づかひをする様子なりとなり。

大納言三位一
本に大納言の
三字なし

みだれがほ一
本にみだれが
ちさあり

入道太政大臣の御女大納言三位殿といふを關白にあさる。按察の典侍隆衡の女大納言典侍中納言典侍勾當内侍辨内侍少將内侍かやうの人々皆男のつかさにあてて、その役をつとむ。いとからい事とて、わびあへるもをかし。中納言のすけを、權大納言實雄の君になさるゝに、またうつはく事、いかにも叶うまじとて、曹司におるゝに、うへもいみじう笑はせ給ふ。辨内侍葦の葉にかきて、かの局にさしれかせける。

津の國のあしの下ねのいかなれば浪にまをれて亂れがはるるかへし

津の國のあしの下根のみだれわび心もあみにうきてふるかな

○節會臨時の祭云々。節會は、元日、白馬、踏歌、豊明など、すべて朝廷の宴會をいふ。臨時の祭は、石清水、祇園、賀茂などの諸祭をいふ。さてかゝる公事の儀式の、まねをさせ給ふ也。この事、辨内侍日記にも見えて、建長二年九月の事とまたり。○笏は。朝臣正服の時、必ず持つものにて、木笏、牙笏等あり。衣服令に、一品以下、五位以上牙笏、六位以下、初位以上木笏と見え、和名抄に、笏俗云尺、手板、長一尺六寸、濶三寸、厚五分也とあり。さて遊戲に用ひ給ふなれば、小さく作れる也。○隆衡の女の四字は、辨内侍日記に據るに、按察の典侍の分注にて、別人にあらず。隆衡は大納言隆房の子にて、大納言按察使なり。故に其女の呼名を、按察といへり。

○男のつかさは。男の官にて、關白其他の官職をいふ。○からい事は。つらき事の意。○わびあへるは。女官どもの、迷惑がり困れるよしなり。○中納言のすけを云々。當時の公卿其人にあてて、其所役をつとむるにて、即ち權大納言實雄卿にせられたるなり。實雄は、實氏公の弟也。○玄たうづは。和名抄に、襪字亦作襪、和名之太久頭、足衣也とあり。また名目抄に、錦禮服之時用之、練貫、上臈及顯職之人用之、平絹、下臈及老者用之と見えて、同書の註に、凡襪は、束帶の外着用せざる事也。又直衣衣冠にても。御免を蒙りて、用ふる事侍る也とあり。○津の國の云々の歌。辨内侍日記にも見えたり。さて葦を足にかけ、其葦の浪に萎れて亂るゝとは、中納言の典侍の、足に襪をはきかねて、難義したるにより、心までもうきくして、どうとまらずなりたる事よとなり。○うきてふるのふるは、極めて軽く、たゞわづかに時を経るを、かくいへるなり。此段のさまは、辨内侍日記に詳なり。文長ければ載せず。宜しく參看すべし。

五月五日、所々より御かぶとの花、藥玉など、いろく多くまゐれり。朝餉にて、人々これかれひきまさぐりなどするに、三條大納言公親の奉れる根に、露かきたる蓬の中に、ふかきといふ文字を結びたる、絲のさまもあよびかに、いと艶ありて見ゆるを、後深草御目とめて、何とまれいへしとの給ふと、人々もいさすげて見奉るを、辨内侍、

あつめ草の歌
の下の句より
選りて補ひつ

わやめ草をこしらへて、長根に、あつめ草の歌

○五月五日云々。辨内侍日記に、長三年の事とせり。○御かぶどの花は。事言類考に、柳菰説苑を引きて、胃花は、紙をもて胃をつくり、其上に、さまざまの花をかたどり、或は紙にて、人形をつくりするなどして、わらべのもてあそびにする物也。今の端午菖蒲胃は、この遺制なるべしと見えたり。○藥玉は。續命縷とも云ひて、種々の香料を玉にして、造花を結びつけ、五彩の糸を垂れ、籠または柱などに懸けて、邪氣をはらふ物なり。五月五日にかけて、九月頃まで置くなど。江次第、河海抄、枕草紙に見え、其考證古今要覽に詳なり。○朝餉は。清涼殿の中、晝御座の後、臺盤所の北にあり。朝夕の供御を聞食す所にて、二間に一間なり。禁秘抄に詳なり。○ひきまさぐりは。引張りもてあそぶをいふ。○三條大納言公親は。右大臣實親公の子なり。○文字を結びたるは。文字を書きて、そを結びつけたるなり。○なよびかは。なよくとして、やさしき意なり。○何とまれいへかしは。この藥玉につけて、何にてもあれ、歌をよめかしと、後深草天皇の仰せられしなり。○れよすげては。生長し大人びたるをいふ。○あやめ草云々の贈答の歌。辨内侍日記に、五月五日、三條中納言の許より、例のうつくしき藥玉、いどころもみだれて、そさうなるよし申され、いどうつくし。結びたる蓬の歌に、ふかき見えしを、兵衛督殿、この心いはやとありしかば、辨内侍とて、此歌どもをのせたり。さて一首の意、蓬の長さ根につけて、この、底もえらぬほど深き、沼にて掘りたる也とて、深き御心のほどを見えがはなれど、われくは、また君の御心の奥底をえらねば、たゞ深しといひたりとも、添へ給へる

蓬の、よもや實に深きにはあらで、唯表のみ深しといふならむと、戀の意を含みてよめるなり。
 くらぬまに、沼をかね、よもぎふに、よもやの意をそへたり。○使は。三條中納言の使なり。○
 藏人は。職原抄に、藏人所、嵯峨天皇御宇、弘仁年中初置之、摸異朝侍中内侍等職歟云々、弘仁
 以徃、少納言及侍從、爲近習宣傳之職、五位中又撰補三人、六位中又撰補四人、謂之職事、凡殿
 上事、頭以下職事所奉行也、五位藏人三人、五位殿上人中、名家譜第、殊撰其器用所補也、頭及
 五位藏人、必聽着禁色、六位藏人四人、重代諸太夫中、不放瑤有器量之輩補之、奉行禁中細々公
 事、朝夕御膳等事、稱之目下薦、六位職事、又聽禁色、至極薦者、著麴塵袍、是申下御服之儀也、
 など見えたり。○返歌の意は。わが心の奥底を、まだくらぬべとのたまへと、えかわが奥底をも
 くらぬほどの、君たちの淺き心なれば、わが此深き心に、いかで較ぶべきぞ、われは、その菖蒲
 の長き根を掘りいづるほどの深き心なるをとなり。

後嵯峨

又その頃天王寺に院のまうでさせ給ふついでに、住吉へも御幸あり。神はうれしと、後
 三條院仰せられけむためし、思ひ出でられ侍りき。大宮院も御まゐりなれば、出車ども、
 いろ／＼の袖口ども、春秋の花紅葉を、一度にならべて見る心ちして、いとうつくしく
 目も耀くばかり、いそみつくされたり。上達部若き殿上人などは、例のかりあを、すそご
 の袴など、めづらしき姿をも、心々にうちませたり。釣殿のすの子に、人々さふらひて、
 あまた聞えしかと、そのみはいかねでか。太政大臣、
 ありて改めつ

釣殿印本にた
りつる殿のさ
あり今一本に
よりて改めつ

今日や又さらに手紙を契らむひかりにかへあすかしの松

○その頃天王寺に云々。百鍊抄に、建長五年三月十三日、上皇、并大宮院、御幸天王寺、初度も
 とありて、住吉の事見えす。天王寺は、攝津國東生郡四天王寺村にあり。荒陵寺、難波大寺とも
 云へり。聖德太子の草創にて、其由來は、聖德太子傳曆、扶桑略記等に詳なり。住吉は、同國住
 吉郡にあり。延喜式に、住吉座神社四座、并名神大、月次、相嘗、新嘗とあり。○神はうれしと
 は。延久五年十二月廿五日、後三條天皇、住吉に行幸し給ひし時の御製にて、續世繼に、「住吉の
 神もうれしと思ふらんむなしき船をさしてきつれば」とあり。榮花物語、後拾遺集には、神もあ
 はれと思ふらんに作れり。この歌の意、空しき舟とは、かりぬの帝を、虚舟にたとへていふと
 も、又般若の舟の意とも、俊賴口傳に見えたり。○出車は。車の簾の下より、女房ども、衣の袖
 口あど、押しだして乗れるをいふ。其いだしたる衣を、打出衣とも、出衣ともいふなり。○春
 秋の花紅葉も云々。さまざまの色の、美麗なるをたとへいへり。○かりあをは。狩禊にて、上に
 註せり。○すそ濃の袴は。指貫の、上をうすき色に、下を次第に濃くそめたるをいふ。多く紫紅
 などの色なり。○あまた聞えしかとは。よめる歌、上達部殿上人以下、數多ありしかと也。○
 いかでかの下。いひつくさむなどいふ詞を省きたり。○今日やまた云々の歌。續古今集に、建長
 五年、住の江に遊覽の日、前太政大臣とあり。昔にかへるは、後三條天皇御幸ありし時の例にた
 ちかへりて、今日より又、千年を住吉の松に契らむとなり。

平範家 右大辨
棟範 右中辨
棟基 一
女子 准后

三品の位印木
に三品の加階
にあり今一本
つによりて改め

後嵯峨

宗尊

さても院の第一の御子は、右中辨平の棟範のぬしのむすめ、四條の院に、兵衛内侍とて候ひしが、劔璽につきて渡り参れりしを、忍びく御覽じけるはきに、その御腹にいでものし給へりしかど、當代生れさせ給ひにし後は、おしけたれてはしますに、又建長元年、后腹に二宮さへ、さし續きひかりいで給へば、いよく今は思ひ絶えぬる御契のはきを、私物に、いとあはれと思ひ聞えさせ給ふ。源氏にやなし奉らまし、なごおぼすに、猶飽かねば、只御子にて、あづまのあるじになし聞えてひとおぼして、建長四年正月八日、院の御前にて御冠をたすふ。御門の御元服にも、ほどく劣らず、くらつかさ何くれきよらを盡し給ふ。やがて三品のくらゐたまはり給ふ。御年十一あるべし。中務卿宗尊親王と申すめり。

○右中辨平棟範云々。吾妻鏡、皇胤紹運録、帝王編年記には、木工頭平棟基の女とし、平氏系圖も、またこれとれおじさまに見えて、棟基は、棟範の子なるよしを記したれば、本書は、祖父と父とを誤りしなり。○劔璽につきて云々。後嵯峨院御踐祚の時、この内侍、劔璽をもちてわたられしなり。○忍びく云々は、其折より、御目よどまりて、内々御寵愛ありしをいふ。○おしけたれては、御威光のれどろへませるをいふ。この事、この巻の中なる、後深草院御降誕の條を併せ見るべし。○后腹に二宮さへ云々。百鍊抄に、建長元年五月廿七日、大宮院御産皇子とある事に、龜山帝御降誕ありしなり。○いよく今は思ひ絶えぬるは、後嵯峨院、宗尊親王と申すめり。

御降誕

しめさせ給ふとなり。

○源氏にや云々。

源姓を賜ひて、

臣下に列せんがとも思しめせど、

さても

やは、御元服ありし也。

百鍊抄に、建長四年正月八日、親王宗尊御元服也、加冠左大臣。叙三品給とあり。○くらつかさは、内藏寮なり、上に見えたり。

かなし二月十九日都をいで給ふ。その日將軍の宣旨かうぶり給ふ。かゝるためしは、いまだ侍らぬにや。上下めづらしく、おもしる事にいひさわくべし。御迎に、あづまの武士どもあまたのぼり、六波羅よりも、名あるもの十人、御送にくだる。上達部殿上人女房など、あまたあるも、院中のほうこうにひとしかるべし。かしこに候ふとも、かぎりあらむつかさかうぶりなどは、さはりあるまじとぞ仰せられける。何事も、只人がらにとる見えたり。さはりことによそほしげなり。誠に、おほやけとあり給はずば、これよりまさること、何事かあらむ。にぎはしく花やかさは、ならぶ方なし。院のうへも、まのびて粟田口のはどりに御車たて、御覽じおくりけるこそ、あはれにかたじけなく侍れ。さびはに美しげにて、はるばるとおはしまそを、御母の内侍は、あはれにかたじけなしと、思ひ聞ゆべし。かゝれば、もとの將軍頼嗣三位中將は、その四月に、都へのぼり給ひぬ。い

何事かあらむ
の下印本との
字あり

とほしげにぞ見え給ひける。さて今下り給へるをもて、崇め奉るさまいはむかたなし。宮の中のまづらひ、御まうけの事など、かぎりあれば、善見天の珠妙の莊嚴も、かくやとぞ覺えける。かやうにて、今年はくれぬ。

○都をいで給ふは。百鍊抄に、三月十九日、三品親王宗尊、令下向關東給、爲征夷大將軍とあり。本書二月に作れるは、誤なるべし。○かゝる例は云々。皇子の將軍になり給へる例なきをいふ。○御迎に云々。吾妻鏡に、建長四年三月六日、藤次左衛門尉泰經、爲御使上洛、行程七ヶ日云々。是宮御下向之間、條々事、依被仰遣六波羅大夫將監長時朝臣也、彼朝臣、并可然在京人等、可令供奉之由云々とあり。供奉のさまは、宗尊親王御下向記に悉しく見えたり。○院中のほうこうは。後嵯峨院へ御奉公すると同じ心にて、上達部以下も、まゐり下るあるべしとなり。○かしこにさぶらふとも云々。關東に下りて奉公するとも、院中に候すると同じことなれば、其身分相應の先途をどげさせ、官位を給ふことは、決して阻隔なきようになしやらむと、院の仰せられしとなり。○きはことには。格別にの意。○大やけとなり給はずば云々。天皇の御位につくは、やむことなき極みなれど、帝位をのぞくの外は、この將軍職にまざることは、他にあらじとなり。執權の威勢盛なるにつけて、鎌倉の主とあふがるは、いとありがたき事に思へるよしなり。○粟田口は。山城國愛宕郡にあり。宇治郡粟田山の西にあたりて、入坂町より、日間に至る間也。京師より東國に通ずるものは、かならずこゝを經てゆくべし。○はるへは。遠かに遠くあり。○

氏信、怪き事ありければ、行法師を召捕て是を進ず。尋問處に、先將軍(賴經)京都にいて、世を亂んとある由聞ゆれば、彼一族僧俗、太多勅勘を蒙り給き、然間、當將軍をも上奉りけりと云々とあり。○いとほしげは。氣の毒さうの意。○今下り給へるをもて云々。目下の處は、下りたてなるをもて、關東にても、殊の外尊重す也。こは後に宗尊親王事ありて、將軍を廢せられ、京師に逐ひしぜられ給へる(北野の雪の卷に見えたり、一事と、遙に照應せるにて、いとれもしろし。○まづらひは。結構の意。○善見天の珠妙の莊嚴は。翻譯名義集八部の條に、忉利、應法師云、梵音訛略、正言多羅夜登陵舍、此云三十三、俱舍頌云、妙高頂八萬、三十三天居、四角有四峰、金剛手所住、中宮名善現、周萬踰繕那、高一半金城、中有殊勝殿、周千踰繕那とあり。即ち善見は善現、殊妙は殊勝の誤ならんか。とまれかくまれ、宮殿の莊麗を、三十三天の中宮の一殿にたとへたるなり。

明くる年は、建長五年なり。正月十三日、御門後深草御かうふりま給ふ。御年十一、御諱久仁と申そ。いとあてにおはしませど、あまりさゝやかにて、又御腰おどの、あやしく渡らせ給ふぞ、口をしかりける。いわけなかりし御程は、尙いとあさましうればしましけるを、閑院の内裏焼け、るまぎれより、うるはしくたゝせ給ひたりければ、内の焼けたるあさましさは何ならず。この御腰のなほりたるよろこびをのみぞ、上下ねばしける。

給ひたりければ
印本にたり
の二字なし

一百一十一

後嗟峨

院のうへ鳥羽殿にねはします頃、神無月の十日頃、朝覲の行幸なたまふ。世にあるかぎりの上達部殿上人つかうまつる。いろ／＼の菊紅葉をこきませて、いみじうねもしろ結子し。女院もおはしませば、拜し奉り給ふを、太政大臣見奉りたまふに、よろこびの涙ぞ、人實氏わろきはどなる。

例なき我身よ　いかに年たけてかゝるみゆきに今日つかへつる

げに、大かたの世につけてだに、めでたくあらまほしき事どもを、我御末と見給ふほど
 氏の心のち、いかばかりなりけむ。來し方もためしなきまで、高麗こま唐土もうこしの錦綾をたちかさ
 ねたり。太政大臣ばかりぞねひ給へれば、裏表白き、あやの下がさぬを着給へるしも、い

實氏

じめでたくなまめかし。池には、うるはしくからのよそひしたる御船二艘漕ぎよせて、
 御遊さまの事もたたくのゝしりて歸らせ給ふ。びいゝるのゆゝしさまを大船と

○神無月の十日頃云々。百鍊抄に、建長二年七月廿七日、上皇鳥羽北殿御徙移御幸也。同十月十

三日、朝覲行幸、鳥羽殿也とあり。其さまは、辨内侍日記にも見えたり。さて朝覲行幸とは、公

根源に、朝觀行幸、正月二日、これは天子、年のはじめに、上皇並に母后の宮に、行幸ある事あり。周禮に、春日朝、秋日觀と見えたり、是朝觀の心なり、又東宮成人の時、朝觀の儀ありとあり。さて多くは正月にある事なれど、たま／＼は、この時の如き例もあるなり。○いろ／＼の菊紅葉を云々。装束のさまをいへるあり。○女院もおはしませばとは。鳥羽殿に給へるをいふ。拜し奉り給ふは、御對面の儀ある前、まづ拜する禮あるなり。○人わろきは。人の前にて、さまりわろきの意。○ためしなき云々の歌。續後撰集に、今初めて鳥羽殿に朝觀行幸の時、更につかへて、両院御拜の儀、まのあたり見奉りて、思ひつけ侍りける、前太政大臣とあり。一首の意、老年におよびて、更に仕へて、今日かゝるめでたき行幸に逢ひ奉る我身よ、いかにためしなき身の身なるぞとなり。御女を女院にて見奉るさへあるに、御孫を天子にて、拜禮あるにつけて、我身のかたじけなきをよろこべるなり。○大方の世につけてだに云々。我身は、官位人臣を極めたるさへ、普通人の望みてたれりとする所なるに、女院、天子、わが子孫にて、かたへに見奉る、實氏公の御心もち、いかに嬉しかりけむとなり。○高麗唐土の云々。もともすぐれたる織物どもを、こま／＼こしの錦綾とするにつけて、よきが上によき事を重ねたりとの意なり。たちかさは、錦綾を裁ちて、衣にして襲ぬるに、物を重ねるをいひそへたり。○ねびは。齡のたけたるを

仕うまつらせ
給ふ印本に仕
うまつらせら
るさあり今一
めつ本より改
さじき印本に
改めつ本にり
ひみりみちあ
る印本にみち
今一本に作れり
つ但し一本ひ
さりなひより
らに作れるは
なり今一本に
より改めつ

事
の
字
印
本
に
な
し
今
一
本
に
よ
り
改
め
つ

いふ。○裏表白き云々。辨内侍日記に、還御の後、めでたかりし其日の事ども、申しいで、め
したるまね、たれがしはなにいろくど、少々はぎのどにて、あるし侍りしに、太政大臣殿の、裏
おもてゑろき御えたがさねは、ことにいみじくればえて、辨内侍、「白妙のつるの毛衣なにとして染
ぬをそむる色といふらむ」とあり。○下襲の事。上にいへり。○池には。鳥羽殿の前庭の池な
り。○からのよそひは。唐船の如き儀装をしたるにて、即ち龍頭鰐首をいふ。

その頃はひ、熊野の御幸侍りしにも、よき上達部あまた仕うまつらせ給ふ。都いでさせ
給ふ日、例のさじきなど、心ことにいぞみかはそべし。車は立てぬ事なりしかど、大宮院
ばかり、それも出車はなくて、只一輛にて見奉り給ひしこそ、やむごとなさもおもしろ
く侍りけれ。辨の内侍、

折りかざすあぎの葉風のかしこさにひとりみちある小車の跡

御幸熊野の本宮につかせ給ひて、それより新宮の川船に奉りてさしわたそほど、川の
おもて所せきまで續きたるも、御覽じなれぬさまなれば、院のうへ、

「熊野川せぎりにわたそすぎ船のへなみに袖のぬれにけるかな

その後、又ほどなく御幸ありしかば、女院姫子もまゐり給ひけり。皆人きろしめしたらむ
事、なか／＼にこそ。

○この頃はひ云々。百鍊抄に、建長二年十一月十一日、上皇御進幸熊野山也、前太政大臣以下參

はたてぬ事は。物見車を、路傍にたて、御幸を拜する事を、禁せられしなり。○出車は。前に
いへり。○只一輛は。女院の御車のみなるよしをいへるなり。○折りかざす云々の歌。熊野御參

詣にいでた、せ給ふ道なれば、その神威の恐多きが故に、物見車をも、禁じたるほどあるにとなり。
下句は、たいひとり女院のみ、車の跡をつけて、御見物あるを見奉れば、まことにやむごとなき
事も、いと知らるゝと也。あぎは、竹柏にて、中古の書に、柳の字を用ひしは。那木の二合の
字也。又柿と書けるは、其字音のなを轉用せしものなるべし。さて此木は、熊野山に多く生ひ
たる木なれば。折かざすといふは、やがてその御山に詣づるよしなり。玉葉集に、「君が代を神も

さこそはみくまの、なぎの青葉のときはかきはに」と見え、又夫木集にも、「なぎの葉にみがける
露の速玉を結ぶの宮や光そふらむ」などあり。○本宮は。紀伊國續風土記に、當社の境地は、熊
野川の中島にして、本宮村の南に當り、音無川岩田川、落合の所にありと見ゆ。さて延喜式神名帳
に、紀伊國牟婁郡熊野神社、名神大と見え、新宮は、同書に、熊野早玉神社（大）とある社也。此
外、那智をそへて、熊野三社と云へり。さて、本宮は、崇神天皇六十五年、新宮は、景行天皇五
十八年に宮造りありし事、水鏡、帝王編年記、神名帳頭註等に見えたり。○川のれもて云々は。
供奉の八々の船、あまたさしつゝきたるをいふ。○熊野川云々の御歌。續古今集に、くまの川の
舟にて、太上天皇とあり。せぎりは、瀬を遮る意にて、川瀬の流れぬほど、舟をあまたこぎつゝ
けてわたるをいふ。へなみは、舟の舳に打かくる波をいふべし。或は邊波にて、沖つ浪にむかへ

て、岸べによる浪をいふともいへり。熊野川は、其源大和紀伊の山間より流れいで、本宮を経て熊野川と稱し、新宮にかつる川也。○その後も又云々。百鍊抄に、建長七年三月八日、太上天皇並大宮院、南山御進發也とあり。これをいふべし。○中々にこそは。却てうるさければ、いはずとの意を、いひさしたるなり。

第七 ありある雲

にの末の
改めたる説は
續言にいへり

千一月諸本皆
十二月とあれ
ど誤なれば正
しつ

薄一本には
さあり

春すぎ夏たけ、年さり年きたれば、康元元年にもなりにけり。實氏太政大臣の第二の御女、東條子女御にまゐりたまふ。大宮院結子女院の御はらからあれば、そぐし給へる程かれど、かゝるためしは、あまた侍るべし。十一月十七日、豊明のころなれば、内わたり花やかなるに、いとうちそへて、今めかしうめでたく、その日御消息を聞えたまふ。

兼平

夕ぐれにまつぞ久しき千歳までかはらぬ色のけふのためしを

關白

かゝせ給ひけり。紅のにはひの薄もなき、八重にかさねたるを、結びて包まれたり。

○ありある雲。此卷の、後深草帝康元元年より、御讓位までの事を記せり。卷の名は、御讓位の時、辨内侍が、「今いとてありある雲のまぐるれば、このうちぞかきくらしける」とよめる歌によれり。○女御にまゐり給ふ。一代要記に、十一月十七日入内とあり。さて此東二條院は、女院

小傳に、後深草后、實氏公二女、母大納言隆衡女、從一位貞子、寛元四年二月十三日叙從三位、建長八年十一月廿三日爲女御、廿五とありて、建長八年は、即ち康元元年なり。○すぐし給へる程云々。後にもある如く、帝は十四、女御は二十五にして、御門より、御年の過ぎたるを云ふ。

○豊明のころは。新嘗祭の翌日、即ち十一月中の辰の日行はる、節會なり。新嘗祭の日、新穀を神に奉らせ給ひて、この豊明節會には、君もきこしめし、臣下にも給ふ儀にて、江家次第、公事

根源に見えたり。さてこの月次を、諸本十二月としたれど、豊明節會は、必ず十一月に行ひ、入内も十一月十七日なれば、十一月の誤なり。○花やかなるに云々。豊明節會にて、禁中もはな／＼しきに、女御入内の儀さへ行はれしかば、一玄ほめでたく見ゆとなり。○御消息を聞え給ふは。帝より、女御のもとに、和歌を遣し給へるなり。江次第執聲の條に、當月初有消息、以親本家之者爲使、或無返事、無祿と見えたり。當時女御の入内は、執聲の儀にかはらざりしなり。○夕ぐれにの御歌。入内の儀は、公卿の執聲と同じく、夜中なれば、夕ぐれといへり。さて松に待をかくて、千年までかはらぬ松の色の如き、めでたき入内の儀を、待遠く思ひしとなり。○關白か、せ給けりは。帝幼くましますば、關白兼平代りてかゝれしなり。○紅のにはひ云々は。表紅に、裏薄紅を重ねたる薄様の紙をいひ、薄もあきは、金銀の箔を押さぬをいふ。玉葉承元三年三月廿三日、立子入内の條に、薄様の箔なきを用ひし事見えたり。さてそれを、八重に折りかさねたるを結びて、上をまた紙にて裹みしとなり。

時なりぬとて、人々まうのぼりあつまる。女御の君、裏濃きすはう七、濃き一重、すはうのうはぎ、赤色のからきぬ、濃きはかま奉れり。准后貞子さゆごうそひてまゐり給ふ。皆紅の八、萌黄のうはぎ、赤色のからきぬ着給ふ。いだし車十輛、皆二人づゝ乗るべし。一の車、左に一條殿、大殿の右に二條殿、公のむすめ、大納二の左あせちの君女。右に中納言の君、實たふ三の殿、民部卿殿右別當殿の次々ぐたぐたしければ、いづれに御下仕御はした御

濃きはかま奉れり云々まゐり給ふまで二十字印本になつて補ひつゝ一條殿の下に高平の女に納言の女あり

あるべし。御兄の殿ばら、右大臣、公内大臣、公参りたまふ。かぎりなくよをほしげなり。院の御子にさへゑたてまつらせ給へれど、いよくいつかれ給ふさま、いはむ方なし。待賢門院の、白河院の御子とて、鳥羽の院に参り給へりしためしにやとぞ、心あてにはわばえ侍りし。後深草御門のひとつ御腹の姫君、この頃皇后宮とて、その御方の内侍ぞ、御使にまゐる。まうのぼり給ふはとも、女御の、いとどはづかしく、似げなき事に思したれば、とみにはえうごかれ給はぬを、人々そゝのかし申し給ふ。御太刀一條殿、御几帳按察使殿、御火取中納言もたれたり。上は十四になり給ふに、女御は二十五にてればしける。後深草御門さびはなる御程を、なか／＼あなづらはしき方に、思ひなし聞え給ひぬべかりつるに、いとざれて、つゝましげならず、聞えかゝり給ふを、貞子准后はうつくしと見奉らせ給ふ。御衾は、紅のうち八四方なるに、かみにはうはぎしの組あり、絲の色など、きよらにめでたし。例の事なれば、貞子准后たてまつりたまふ。實氏太政大臣も、三日がほどは候ひ給ふ。上達部に勸盃あり。

○時なりぬとては。定めの特刻來れるをいふ。○裏こきすはう七は。五衣の、裏濃き蘇芳なるを、七つ襲ねたるをいふ。五衣とは、古の重桂にて、表何色にても、同じ色なるを五つ重ねて、裏も

かみには印本うちにはさあり一本により改めつ

紅など、同じ色の平絹をつく、又色變りとして、五つながら別色なるもあり。裏は古儀のならひに随ふべし、但し同色なる時は、文も皆同じきなりと、装束要領抄後附に見えたり。この五衣は、名の如く、五領を重ねるを常とすれど、尙幾領も重ねざる事にて、本書つげの小櫛の卷に、中宮の御装ひをかきて、紅梅の十二の御衣に、同じ色の御ひとへ云々とあり。即ち十二領を重ね給へり。後世十二單といふ稱は、かゝる装束をいへるより、十二の御衣ならぬも、たゞ官女の正装したるをいふ事とされるなり。さて此條は、右の五衣を、七つ重ねたるをいふ。この下に、皆紅の八とあるも、准へて知るべし。さて當時、女装束の重ね様は、まづ身に白小袖を着し、其上に張袴を着し、其上に單、其上にうはぎ、其上にからきぬをきて、さて裳をきる也。○濃き一重は。濃き紅の單をいふ。單とは、五衣の下に着るものにて、女官飾抄に、夏は紅、濃きひへぎなり。冬は何にても、ひとへねりはる云々と見え、装束要領抄後附に、單は、夏冬ともにひとへなるが故に、かならず端をひねるなりともあり。さてひへぎを用ふる故に、單をやがて、ひへぎともいふ事あり、但し男裝の引倍木とは異なれば、混ふべからず。○唐衣は。女官正装の時、表衣の上に着るものにて、又きはめて短く、袖も狭き衣なり。枕草子に、から衣は、短き衣とこそはいはめ、されどそれは、もろこしの人のきるものなればとありて、もと唐服を摸したるものなれば、まかいふなるべし。○皆紅は。裏表ともに紅なるを云ふ。これ五衣を、八つ重ねたる也。○いだし車は。女房の乗る車にて、車の簾の下に、女房たちの、衣服のすそを、押しいだして乗れば、まかいふ也。○御童云々。下賤なる仕女どもをいふ。ひすきは、極洗にて、脚の掃除をするものなり。

○見所あるべしは。そのうろくしきさまの、見るかひあるをいふ。○院の御子にさへ多し。この女御を、後嵯峨上皇の猶子としたまふをいふ。いつかれは、大切にせらるゝ意。○待賢門院は。

春宮大夫藤原公實の女、白河院の御猶子となりて、鳥羽院の女御に參り給へるなり。○心あては。推量の意。○御門のひとつ御腹云々。女院小傳に、仙華門院、土御門第二女、今上御妹云々、母中納言有雅女、實治二年八月八日爲皇后宮とあり、さて本文に、御門とあるは、後嵯峨上皇の事なれば、院とあるべきなり。またひとつ御腹とあれど、紹運錄、女院小傳に、母源有雅女とあれば誤なり。○御使にまゐるは。上に見えたる、帝より遣はされし御消息の使をいふ。○まうのぼり給ふ云々。帝と年のいたく違へるを、耻かしくおぼして、躊躇して、速には入内し給はぬを、人々いろ／＼に勧めしとあり。○御几帳は。臺に柱を立て、帷をかけて、座側に置くものなり。三尺の几帳、四尺の几帳などあり。火取は薰爐なり。其圖何れも類聚雜要抄にのせたり。○御門さびはなる程云々。帝は幼稚にましませば、女御もあなどらせ給ふべきわざなるを、さはなくて、却て帝より、耻かしげもなく、物語などし給ふとなり。○御衾は。夜具なり。紅のうちとは、打ちたる紅のきぬをいふ。貞丈雜記に、砧にて打て、光を出したるをいふと見えたり。八四方は詳ならず。恐くは誤脱あるべし。或は八の二字を誤りしにや。のとは、布帛の幅を數ふる詞にて、今も四の五のなどいへれば、こゝも八のなるべし、其徴は、雅亮装束抄に、御ふすまは、くれなゐのうちたるにて、くびなし、長さ八尺、又八のか、五の、物なり、くびのかたには、紅の練糸を、ふどらかによりて、二筋ならべて、よこざまに、三針差をぬふなり、それをくびとある

二十三日また御消息まゐる。御使頭中將通世、こたみも殿かゝせ給ふめり。この頃殿と
きこゆるは、太政大臣兼平のねとゞ岡屋殿兼經の御兄ぞかし。後には稱念院と申しけり。御
手勝れてめでたく書かせ給ひしよ。鷹司殿の御家のはじめなるべし。

御返し、太政大臣實氏きこえたまふ。

女の装束細長そへてかづけ給ふ。今日はじめて、内後深草のうへ、女御公子の御方にわたらせたまふ。御供に關白殿、右大臣、兼平公内大臣、相公基四條大納言、親隆權大納言、相實家教、通成、左大將基平など、おしなべたらぬ人々参り給ふ。もちひの使、頭中將隆顯つかうまつる。實氏太政大臣夜のお

といよりとり入れ給ふ。御心の中のはひい。かばかりかとおしはかちる。人々の禄紅とくこう梅うめのにはひ。蕭黄せうわうのうはぎ。蕭葡染せうぼせんのからぬ。うちさばくながごし。みなとぎなく。

○御消息まゐる云々。後朝使なるべし。後朝使とは、男女相逢ひし夜の翌朝、文を取交す使にて、

嫁娶の儀を行へる時は、必ず此使を遣すなり。其例は、中右記に、永久六年十二月二日、今夜内府御露顯歟、申時計先遣後朝使、勘解由次官宗親着袍袴、給御書、被裏紫薄様云々とありて、女家にて使を饗し、返事を出し、祿を給ふ事などをのせたり。○朝日影の御歌。雲の上は禁中をいふ。さて千年の後までの、契を結ぶべきけしきは、かくさし昇る朝日の光にも見ゆとなり。○次の歌。實氏は、女御の父なれば、代りて返歌をよみしなり。これものどかなる朝日の光に、末長く結ぶべき、契なることをまゐるどの意也。○女の装束細長云々。細長に、女装束ど、童装束どの二玄なあり。枕草紙に、衣の名に、ほそながをば、さもいひつべしとありて、其さま、細長く見ゆるものあるべし。また、服飾漫語に、女の装束の細長とは、小桂の上に着るものにて、小桂の如くにて、おほくびのなきものなりと見えたり。こゝなるもの、および次なるもの、ともに女装束なり。かつげ給ふは、祿を給ふを云ふ。○女御の御方にわたらせ給ふは。即ち露顯なるべし。貞丈雜記に、婚禮の三日目を、露顯といふ事あり、當日より二日目までは、其家人親類ばかりして、他は知らず、三日目より、廣く婚禮のよしを、他人へまらしむるをいふなりとあり。又これを、どころあらはしといひて、其さまは、源氏物語、榮花物語、諸家記等に見えたり。○もちひの使は。三夜の餅とて、露顯の日、餅を奉る使なり。河海抄の一説に、女の年の數を調ふるよし見え、其儀は、物語文、諸家記等に見えたり。○紅梅のにはひは。上紅梅に、薄紅梅を重ねるを云ひ、葡

菊染は、紫色の最淺きものなるよし、装束色彙に見えたり。○うちきは。衣の上、装束の下にき
る、廣袖の服をいふ。○こしざしは。きぬの卷きたるにて、腰にさすものなり。

かくて、今年はくれぬ。正月いつしか后にたち給ふ。たゞ人の御女の、かく后國母にて、立
ちつゝ候ひ給へる、ためしまれにやあらむ。實氏おどいの御さかえなめり。御子右公相内公基二人大臣

にておはす。公相公基とて、大將にも、左右にならびておはせしぞかし。これもためしい

とあまたは聞えぬ事なるべし。我御身太政大臣にて、二人の大將を引き具して、最勝講中宮

なりしかとよ、参り給へりし御いきほひのめでたさは、珍らかなる程にぞ侍りし。后國子大宮院結子後深草

母の御親、御門の御祖父にて、誠にそのうつはものに足りぬと見え給へり。昔後鳥羽院

に候ひし下野の君は、さる世のふるき人にて、おどいに聞えける。實氏

藤なみのかげさしならぶ三笠山人にこえたるこずるとぞ見る

かへし、おどい。實氏

思ひやれみかさの山の藤の花さきならべつゝ見つるこゝろを

かゝる御家のさかえを、自らもやむことなしと思し續けて、よみ給ひける、

春雨は四方の草木をわかねども、まげきめぐみは我身ありけり

○后に立ち給ふは。百鍊抄に、正嘉元年正月廿九日乙卯、立后節會へ、以て御藤公子爲中宮とあり

り。○たゞ人は。國母は太皇太后をいひ、其妹公子、中宮になり給へば、まかいへり。○最勝講は。五月の中、清涼殿にて、最勝王經を講

する儀也。上の内野の雪の卷に註せり。○そのうつはり。實氏の器量をいふ。○下野の君は。和

歌作者部類に、信濃日吉禰宜元仲女、號後鳥羽院下野とあり。○さる世のふるき人は。後鳥羽院

に仕へ奉れるはどの、ふるき人となり。○藤なみの歌。兄弟ども、左右の大將にて、さし並び給

ひて、まことに人にもそぐれたる子を、もち給へる親の心は、さこそあらめとなり。さて藤浪は、

藤氏の意、三笠山は、近衛の大將の異名にて、梢に子をかねたり。此歌は、續古今集に、左右の

大將を相具して、最勝講に参りて侍りける時、いひつかはしける、後鳥羽院下野、返し、入道前

太政大臣とあり。○思ひやれの歌。かく二人の子の、大將にて並べるを見る、我心のうれしさを、

思ひやりてよとなり。○春さめは云々の歌。天下の人、いづれか皇恩に浴せざるものあらん、さ

れど我身は、とりわきて、深き君のめぐみをうけしとなり。此歌は、續千載集に、建長四年、百

首歌奉りける時、西園寺入道前太政大臣とあり。

正嘉元年の春の頃より、承明門院御惱おもらせ給へば、院後嵯峨もいみじう驚かせ給ひて、御

修法なにかと聞えつれど、遂に七月五日、御年八十七にて、かくれさせ給ひぬ。ことわり

の御年のほぞなれど、昔の御なごりと、哀にいとほしう、いたづき奉らせ給ひつるに、あ

へなくて、御法事など、ねむころにれきての給はする、いとめでたき御身なりかし。あく

る年八月七日、二の御子の龜山院坊に居給ひぬ。御年十なり。よろづ定りぬる世の中、めでた
く心のどかにおぼさるべし。

○承明門院は。土御門院の御生母にて、後嵯峨院の御祖母なり。○御年八十七は。百鍊抄に八十
六、一代要記に八十八とし、女院小傳のみ本書におなじ。○ことわりの御年は。九十歳に近き御
よはひなればいへり。○昔の御なごりは。後鳥羽院の御きさきに、世のふるき人にましまして、
あはれにねぼして、御病中も、いとねむごろにし給へるをいふ。○あへなくて云々。折角いたづ
きまして、御懷抱を奉りしかひもなく、崩れさせ給ひしかば、御法會など、懇切にいと名み給ひ
しとなり。○坊に居給ひぬは。太子に立ち給ふなり。百鍊抄に、正嘉二年八月七日、立坊儀也、
院第二親王恒仁爲東宮とあり。○よろづ定りぬる世の中云々。第一皇子は當帝にてましく、第
二の皇子は、かく太子に立ち給ひて、事定りぬれば、外に思はず事もなかるべしとなり。

その又の年、正嘉三年三月二十日なりしにや、高野御幸こそ、又來しかた行末も、ためし
あらじと見ゆるまで、世のいと名み、天の下のさわぎには侍りしか。兼平關白殿、左右大臣、内
大臣、左右の大將、檢非違使の別當をはじめて、残るはそくなし。馬鞍、隨身、舍人、雑色、童の
髪かたち、たけすがたまで、かたはなるなくえりと、のへ心を盡したるよそほひども、
かすくは、筆にも及びがたし。かゝる色もありけりと珍しく驚かる、ほかになむ。そ
るがねこがねをのべし。三重の織物、雜物、からやまどの綾、錦、紅梅の直衣、襦のから

正嘉三年の四
字一本になし
左右大臣印本
に前右大臣さ
あり一本によ
り改めつ

雜物印本に打
つによりて改
めつ

だせり。いかなる立田姫の錦も、かゝるたぐひはありがたくこそ見え侍りけれ。かたみ
にかたらふ人はあらざりけめど、おなじ紋も色も、侍らざりけるぞふしぎなるあまり
に染めつくして、なにがしの中將とかや、紺むらごの指貫をさへぞ着たりける。それし
もめづらかにて、賤しくも見え侍らざりけるとかや。後嵯峨院の御さまかたち事がらは、いと
い光をそへて、めでたく見え給ふ。

○正嘉三年云々は。五代帝王物語には、元年としたれど、並に誤れり。一代要記に、正嘉二年三
月廿日、高野御幸、公卿二十一人、殿上人二十三人とあり。高野は、紀伊國伊都郡高野山金剛峯
寺なり。○舍人雑色云々。舍人は牛車の牛飼、雑色は雜役に供するものをいふ。○かたはは。全
くといのはぬをいふ意にて、こゝは見にくからぬを、擇びとゝのへらるゝをいへり。○櫻のから
のきのもむは。櫻色なる唐の綺にて、綺とは、上代にはかむはたともいひて、羽二重の如くにて、
紋あるものをいへり。さてその綺の唐土より渡來せるを、唐の綺といふなるべし。○すそごは。お
なじ色にて、上のかたをうすく、裾のかたを濃くそめ出したるをいふ。○狩衣は。内野の雪の卷
に註せり。○思ひくゝのきぬとは。扨從の人々、直衣、束帶、狩衣など、装束もかはり、其色目
紋がらも、同じからぬを云ふ。○立田姫の錦も云々。立田姫の色々に染なす、紅葉の錦はうるは
しけれども、猶かゝる色は、なかるべしとなり。○かたみにかたらふ云々。おなじ紋、同じ色を

着まじと、互に相談せるにはあらざるべしとの意也。○紺むらこは。貞丈雜記に、村濃といふは地をば薄くして、所々に村雲の如く、何色にても、色を濃く染むる也、紺むらこを、紺色にて、村濃をえたるなり、濃き所の端々は、煙の如くはつす也とあり。○それしもめづらかにて云々。紺むら濃の指貫は、色のはえなければ、それさへも、珍らしきやうに見えたりとなり。○光をそへては。上皇の御やうすは、扈從の人々よりも、又一玄はの光彩をそへて、うるはしく、あてにはしましたりとなり。

おほせられ一本にむすされ

後土御門の内大臣定通の御子の、顯定の大納言、大將望み給ひしを、院もさりぬべくおほせられければ、除目の夜、殿の内のものども、心づかひして侍るを、心もとなく思ひあへるに引きたがへて、先に聞えつる公基のねとゞにておはせしやらむなり給へりしかば、うらみに堪へず、頭ねろして、この高野にこもり居給へるを、いとほしくあへなしと思されければ、今日の御幸のついでに、かの室を尋ねさせ給ひて、御對面あるべく仰せられつかはしたるに、昨日までかはしけるが、夜の間に、かの庵をかきはらひ跡もなくえちして、いと清けに、白きすなごばかりを、ことさらにちらしたりと見えて、人もなし。我身は、桂の葉室の山莊へ逃げのぼり給ひにけり。そのよし奏すれば、後嵯峨今さらに見えじとなり、いとからい心かなとぞその給はせける。

○除目とは。任官の儀なり。春に行はるゝと、縣召除目といひ、秋に行はるゝと、同召除目といふ。

ふ。縣召は、地方官を任する儀なり。此二季の外に行はるゝと、縣時除目とも、小除目ともいふ。初夜中夜入眼とて、三夜にわたる儀式なり。其儀、江次第に詳なり。○殿の内のものども云々。

上皇のかく仰せられし事なれば、顯定の家族家人も、必ず大將に任ずべしとて、其支度して、待遠く思ひしに、事相違して、公基任せられしとなり。○先に聞えつる公基は。上に見えたる内大臣公基の意。一代要記に、大納言藤公基、建長五年四月八日、右近大將とあり。公基は、實氏の子なれば、實氏後嵯峨上皇の勅令をそむきて、其子に官を授けしなり。○頭おろして云々。百鍊抄に、建長七年四月十三日己卯、今曉權大納言顯定出家とあり。○いとほしく云々。院の氣の毒におぼし給へるをいふ。あへなしは、はかなしの意。○かの室は。顯定の庵室をいふ。○桂の葉室の山莊は。山城國葛野郡にあり。○今更に云々いとからい心かなは。今更に、われに對面すまじとて、かく遁れたるならむ。さるは甚つらい、入道の心なる事よと、院の仰せられけるとなり。

かくのみ所々に御幸えげう、御心ゆく事隙あくて、いさゝかも、思しむすばるゝ事もなく、めでたき御ありさまなれば、仕うまつる人々までも、思ふ事なき世なり。吉田の院にても、常は御歌合などえたまふ。鳥羽殿には、いと久しくねはしますをりのみあり。春の頃御幸ありしには、御門も御鞠にたゝせ給へり。二條の關白實あげまうし給ひき。内の女房などめして、池の御船にのせて、物の音をも吹きあはせ、さまゝの風流のわりと引出物など、こちたき事ども、えげかりき。又嵯峨の龜山のふもと、大井河の北の岸に

あたりて、ゆゑしき院をぞ造らせ給へる。小倉の山の本すゑ、戸灘瀬の瀧も、さながら御
 墻のうちに見えて、わざとつくろはぬ前栽も、おのづからなさけを加へたる所がら、い
 みじき繪師といふも、筆及びがたし。

○御心ゆく事云々。かく所々に、屢御幸ありて、御心をはるけ給ひ、いさゝかも物思ひあとし給ふ
 ひまもなき、御ありさまなれば、伺候せる人々までも、不平をいふものもなく、たのしき世の中
 なりとなり。○吉田院は。愛宕郡にあり。山城名勝志に、吉田泉殿、鴨川東、昔吉田社西北、有
 号泉殿田地、水石跡殘と見えたり。さて、建長文永の比、上皇屢御幸し給ふ事は、百鍊抄、帝王
 編年記に見えたり。○御鞠にたせ給は。御蹴鞠せさせ給をいふ。鞠は、和名抄に、鞠、音菊、
 字亦作鞠、万利、以韋囊盛糠、而蹴之とあり。○あげまりは。蹴鞠の中にて重き役也。下に註せ
 り。○わりごは。食物をいふ、器也。和名抄に、櫛蔕鮎、切韻云、櫛、漢語抄云、櫛子、加禮比計、
 今按、俗所謂破子是、破子、讀和利古、櫛子有隔之器也とあり。○こちたき事は。言いたき零にて、
 甚しきといふ意なり。さてかくいと面しろき御遊ども、ひまなく數おほしとなり。○嵯峨の龜山
 のふもと云々。山城國葛野郡にあり。山城名勝志に、按東限今天龍寺方丈前、南限大井川、西限
 山、北限野宮歟とあり。百鍊抄に、建長七年十月廿七日、上皇嵯峨殿御所、龜山殿御移徙儀也と見
 え、五代帝王物語に、さて院は、西郊、龜山の麓に御所を立て、龜山殿と名付、常にわたらせ給
 ふ、大井河嵐の山に向て、棧敷を造て、向の山には、吉野の櫻を移し植ゑられたり、自然の風流、
 求めざるに、眼をやしなふ、まことに昔より名をえたる、勝地と見えたりとあり。○小倉山は。嵯
 峨二尊院の上方にあり。戸灘瀬瀧も、大井川の上流にありて、龜山殿より、程近きところなり。

○わざとつくろはぬは。自然のまゝにまかせて、手入せぬをいふ。前栽は、草木を植ゑてみたる
 庭園なり。○おのづからなさけをくはふは。自然の風情をそへたる場所がらなれば、いかなる畫
 工も、此けしきは、えうつしがたかるべしとなり。

寢殿のならびに、いぬるにあたりて、西に藥草院、東に如來壽量院などいふもあり。橘の
 大后のむかし建てられたりし檀林寺といひし、今ははゑして、礎ばかりになりたれば、
 その跡に、淨金剛院といふ御堂を建てさせ給へるに、道覺上人を長老になされて、淨土
 宗をわかる。天王寺の金堂うつさせ給ひて、多寶院とかや建てられたる。川に臨みてさ
 じき殿造らる。大多勝院と聞ゆるは、寢殿のつゝき、御持佛する奉らせ給へり。かやうの
 引き離れたるみちは、廊、渡殿、そり橋、あどをはるかにして、すべていかめしう、三葉四葉
 に磨きたてられたる、いとめでたし。

○いぬるにあたりて云々。山城名勝志に引ける、大指圖に、龜山殿東有芹川、殿良萱殿北北殿あ
 り、其北淨金剛院、北殿の西に壽量院あり、其西に藥草院あり。藥草院の北に法華堂あり、大橋
 社の東に河端殿の御所あり、今の臨川寺の地にあたれりと見ゆ。○橘大后の云々。橘大后は、嵯
 峨天皇の皇后、橘嘉智子なり。文德實錄に、嘉祥三年五月辛巳、嵯峨天皇大后崩云々、太皇太后、
 姓橘氏、諱嘉智子、父清友、弘仁六年秋七月立爲皇后、后自明泡幻、篤信佛理、建一仁祠、名檀

道覺上人道觀
 さまたる本あ
 り

林寺、遣比丘尼持律者、入住寺家、仁明天皇助其功德、施捨五百戸、封以充供養（節略）とあり。
 ○道覺上人は。いかなる人に加詳ならず。長老は、釋氏要覽に、長阿含經、有三長老、謂耆年長老、（年脫多者、）法長老、（不違法性、內有智德、）作長老、（假號之者、）云々、肇法師云、內有智德可尊故長老、恩法師云、有長者老年之德、名長老とありて、智德ある僧の稱ありしが、こゝは長吏座主とて、同じく、淨金剛院の寺司の稱なるべし。○天王寺は。攝津國東生郡天王寺村にあり。聖德太子の建立せられし寺也。○金堂は。本堂なり。和名抄に、楊氏云、佛殿金堂也、禮堂金堂前名とあり。さて其天王寺の金堂に摸して、多寶院を建られしとなり。○さじき殿造るは。大井川のさしに臨ませて、高くかまへし家を造らるとなり。○御持佛す奉るは。持佛とは、常に身に持ちそへて、祈念する佛を云ふ。即ち大多勝院を、持佛堂になされしなり。○引き離れたるみちは云々。かくはるかにはなれて造られたる、寢殿、持佛堂、其外の堂宇にかよふ道々には、廊、渡殿、そり橋などを造られしとなり。廊渡殿反橋のことは、上に註せり。○三葉四葉は。古今集に、「この殿はうべもとみけりさき草のみつ葉よつ葉にどのづくりせり」とありて、屋の棟の、三つ四つと、重りたるを云ふ。

正元元年三月五日、西園寺の花ざかりに、大宮院一切經供養せさせ給ふ。年比おぼしれきてけるをも、いたくまろしめさぬに、女の御願にて、いとかしこくありがたき御事なれば、院後醍醐もかなじ御心にえたるものなまふ、樂屋のものをも地下も殿上もなべてならぬ

をえりとも、のへらるるの日になりて行幸あり、樂屋もなまじく行幸なる、大臣上達院皆うへのきぬにて、左右に分れて、御階の間の高欄につき給ふ。法會の儀式いみじくめでたき事ども、まねびがたし。又の日、御前の御あそびはじまる。御門後醍醐草院御琵琶、春宮御笛、まだいとしひさき御程に、びむづらゆひて、御かたちまほに美しげにて、吹きたて給へる音の、雲井をひいかして、あまり恐しき程なれば、天つ少女もかくやとればえて、太政大臣こといみもええ給はず、目れし拭ひつゝ、ためらひかね給へるを、ことわりに、老いしらへる大臣上達部など、皆御袖どもうるほひわたりぬ。女院の御心皇子のうち、ましてかき所なく思さるらむかし。前の世に、いかばかり功德の御身にて、かくればすさまじ、めでたき御榮を見給ふらむと、れもひやり聞ゆるも、ゆゑしきまでぞ侍りし。

○一切經は。佛教に關する一切の典籍をあつめしものにて、扶桑略記天曆八年の條に。五千一百一十三卷。四百八十七帙あるよし見え、其後増加して明治十八年に刊行せるもの、八千五百三十四卷四百十九冊あり。○年比ればしきてける云々は。大宮院の、年來御心をかけさせられて、一切經書寫の功をつまれし事は、あまり御存知あらせられざりしとなり。○えだちのたまふは。もろともに、御心をそへさせられて、御供養の事に、御辛勞せさせ給ふと也。えだちは、勞役する意。○樂屋のものは。音樂をそるものをいふ。○地下は。堂上殿上人に對する稱にて、五位以下、昇殿をゆるされざるものをいふ。禁秘抄、羽倉者に詳あり。○御階の間は。即ち階隱の間

にて、階の前に、柱を二本立て、上に屋根をふき出したるものなり。○御前の御あそびは。御前にて、管絃の御遊あるなり。百鍊抄に、三月六日、今日於北山第、有一切經供養、翌日儀、御遊和歌御會也、主上東宮有御所作とあり。○びむづらは。鬢頬にてみづらともいふ、髪を左右にわけて結びたる也。○吹きたて給へる云々。東宮の吹きたて給へる笛の音は、天上までもひく心ちして、恐しと思ふ程の御上手にましませば、天女の吹きすすびけむも、かくやあらんと思はれたりと也。○こといみもし給はず云々。かゝるめでたき折からなれば、涙などはれどすべきにあらぬを、あまり春宮の御ありさま、御笛のねのめでたさに、忌み憚りもなく、うれし涙を流して、泣き給ふとなり。○老いしらへるは。老いたるにて、あらふは、いひしらふ、つきしらふなどの如く、わざ詞の下につきて、意をたすくる詞なり。○前の世に云々。かく帝東宮を、御孫にもち給ひて、思ひのまゝに、榮花をきはめ給へるは、前世に、いかばかりの功德をつみれかせ給へる、應報にやあらむとなり。功德とは、よきまわりの意なり。○思ひやりきこゆるは。かく想像し奉ることもの意なり。

御遊はてゝのち、文臺めさる。後嵯峨院の御製、

いろ／＼に枝を連ねてさきにけり花も我世もいまさかりかも

あたりをはらひて、さはなくめでたく聞えけるに、あるじのおどい歌さへぞかけあひて侍りしにや、實氏

いろ／＼にさかえく樹へ櫻花のけきみ／＼の千世のかざれに

未まで多かりしかど、例のさのみはにてどいめつ。いかめしうひきて歸らせ給ひぬる、またのあした、無量光院の花のもとにてれどい昨日の名残ればしいづるもいみじうて、實氏

この春ぞこゝろの色はひらけぬる六十あまりの花は見しかど

○文臺は。机の小さきものにて、短冊書籍などをのする物をいふ。○いろ／＼にの御歌。帝も東宮も、院の御子にて、さかえならびれはしますを、この北山の花盛に。よそへ給ひし也。此御歌、續古今集に、正元元年三月、大宮院、西園寺にて、一切經供養せられし日、行幸侍りしに、東宮同じく行啓ありて、次の日、人々翫花歌よみ侍りしに、太上天皇、次の歌、入道太政大臣とあり。○きはなくは。際なくにて、かぎりなくめでたしとなり。○歌さへぞかけあひては。院の御製と、實氏の歌と、其意のかよひあひたるを云ふ。○いろ／＼にの歌。わが君たち、即ち御門院東宮たちの、千世の御かざしに玄給はんれうに、この北山の櫻花よ、色々に榮えてにはへとなり。○無量光院は。北山西園寺邸内にあり。上の内野の雪の巻に見えたり。○この春ぞの歌。六十の齡をかさぬるまで、年毎に花は見たれど、この春はぞ、心はるゝばかり、たのしき花を、見しことはあらじとなり。心の色はひらけぬるは、心のはれ開くる意にて、色とは、花の縁によりていへるなり。此歌も、續古今集に、御かへりの後のあした、花を見てよみ侍りける、入道前太政大臣と

あり。

正元元
その年の八月二十八日、春宮十一にて御元服たまふ。御いみな恒仁ときこゆ。世の中に、やうくほのめき聞ゆる事あれば、御門はあかす心ばそうればされて、夜居の間のまづかなる御物語のついでに、内侍所の御拜の數をかぞへられければ、五千七十四日なりけるを、うけたまはりて、辨内侍、

千世といへば五つかさねて七十にあまる日かずを神は忘れじ

かくて十一月廿六日、ありぬさせ給ふ夜、空の氣色さへあはれに、雨うちそゝぎて、物悲しく見えければ、伊勢の御が「あひも思はぬも、しきを」といひけむふる事さへ、今の心ちして、心ばそくればゆ。後深草うへもおぼしまうけ給へれど、劔璽の出でさせ給ふほど、常の御幸に、御身を離れざりつるならひ、十三年の御名殘、ひきわかるゝは、猶いと哀に、忍びがたき御けしきを、かなしと見奉りて、辨内侍、

今はとてありぬる雲のまぐるれば心のうちぞかきくらしける

○世の中にやうくほのめき聞ゆる事云々。後嵯峨院、春宮を御位にすゑ給はんと、御ぼしめしの、ほのかにもれきこゆるよしなり。○夜居の間のは、夜起きて居給ふ間を云々。○内侍所の御拜云々。内侍所は、温明殿にて、神鏡を安置し奉る所也。そはあまの下の巻に註せり。御拜と

わかるゝの下
にはしる字一本
つによりて補ひ

給ふ夜印本に
給ふにさあり
つ今一本により

は、毎朝清涼殿の石灰の壇にて、神宮の方に向ひ、御拜あると云々。禁秘抄。毎日恒例の條に、次供御手水、次經朝餉、自清涼殿御帳北、着石灰壇、内侍兼敷大床子圓座、於石灰壇南面中央、立廻四季御屏風、(垂御簾、或不垂、)典侍献御笏、(或不献、)主上正御心着御、(異向、)神宮内侍所已下御祈禱云々と見え、日中行事に、石灰の壇におはしまし御拜あり、辰巳に向て兩段再拜、その外御心に任すべしと見ゆ。○五千七十四日は。寛元四年正月廿九日受禪より、正元元年十一月廿六日御讓位まで、十四年間御在位の日數を云々。○千世といへばの御歌。五千七十餘日も拜し奉りしま心を、神も忘れ給はず、守りますべしとなり。○伊勢の御が云々。伊勢の御は、宇多帝の更衣なり。此事大和物語に、亭子院のみかど、今はありぬさせたまはんとて、うちよりいでたまひなむとする比、弘徽殿の壁に、伊勢の御の書つけ、「わかるれどあひもおもはぬも、しきを見ざらんことのなにかかなしき」とありければ、みかど御らむじて、そのかたはらに、かきつけさせ給うける、「身ひとつにあらぬばかりをおしなべてゆきめぐりても何か見ざらむ」となんありけると見え、尙大鏡にものせたり。○おぼしまうけ給ふは。かねてより、御讓位の事は、御承知されど、意、○今はとて云々の歌。ありぬるは、御位をさし給ふを云々。一首の意は、帝の、心あらず御讓位し給ふ事を、あかす名殘をしくおぼしめして、今は限りとて、忍びがたき御氣色に、御袖もまぐれ給ふを見奉れば、わが心のうちもかなしく、あやめもわかずかきくらすどあり。さて卷の名は、これによれり。

增鏡詳解 卷の上終



明治三十年十一月十六日印刷
明治三十年十一月廿一日發行

增鏡詳解 卷上
定價金四拾五錢



著者

和田英



著者

佐藤



發行者

三樹一平



印刷者

多田榮次



印刷所

愛善社

東京市神田區小川町一番地

發行所

東京市神田區三河町二丁目十六番地

明治書院

特約大賣捌所

東京 同文館
全坂 吉岡平助
大坂 川瀬代助
名古屋 長崎次郎
熊本

大賣捌所

東京 水野慶次郎
長島文昌堂
小林喜右衛門
杉本七丸
大倉支店
目黒支店
松部書堂
服部書堂
北隆館
松邑孫吉
東京 西屋書堂
上田屋書店

渡邊書店
岡崎屋
播磨屋
育野友次郎
敬業社
武藏屋
敬文堂
山内書屋
尾中書屋
盛文書房
盛學書房
文海堂
福島支店
梅原支店
吉岡支店
田沼太右衛門
尚文館
目黒十郎
高橋恒
多田屋
長島爲一
煥平堂
田中正太郎

三輪文次郎
郁文堂
玉成堂
別所謹次郎
關西圖書會社
川島九右衛門
古川小三郎
柳正太郎
西澤喜太郎
宮坂日新堂
水琴堂
鶴林堂
松榮堂
高藤書店
木村文助
佐藤善次郎
田中義平
吉見堂
博向堂
鶴鳴堂
便益堂
五十嵐太右衛門
成見清兵衛

明治書院發行書目録

第一高等學校教授落合直文先生編

文部省檢定濟

中等國文讀本

和裝 上製

全四冊

定價金八拾四錢 郵税金 拾錢

尋常中學校、尋常師範學校、高等女學校の國語科用教科書として、斯道の大家落合直文先生の編せられたるものなれば、其中等教科書に適切なるべきは勿論なり。殊に文部省の檢定を経たれば發行日淺きに係はらず現に、御採用の榮を得たるもの、尋常師範學校に在りては、東京府、北海道廳、外七縣、尋常中學校に在りては、東京府(六ヶ所)、北海道廳外十一縣二十八ヶ校、高等女學校に在りては、東京府高等女學校、外九ヶ府縣十七ヶ校、其他、尙續く御採用の恩命に接し居れり、

城北尋常中學校長 今泉定介先生校閱
日本中學校講師 鳥野幸次先生編著

中學國史

訂正 三版

全三冊

定價金四拾五錢 郵税金 拾錢

中學校用日本歴史の數多しと雖も、概して高尚過大の弊あるは世の認むるところ。現や中學校令改正以來、高等小學の二年を終りて直ちに入學し來れるが如き學生に向ひては、其不適當なるや言を待たず。本書は著者が經驗によりて、其れ等の程度を計り、文章は平易簡明を旨とし、而も國史上の事實を漏さざれば、中學初級の教科書として尤も適切なる書ならむ。

(明治三十一年六月廿日現在)

第一高等學校教授落合直文先生 合著
第一高等學校教授小中村義泰先生

大鏡詳解

總シロー大製
分本全四冊
定價金壹圓六拾錢
小包料百五錢
花鳥各卅五錢
風月各四拾錢
郵稅各六錢

國文の通弊たる、流暢艶麗なるも浮華纖弱に陥り易きにあり。大鏡は然らず、雄渾莊重の筆をもて藤原氏全盛時代の内幕を忌憚なく書き現はしたるものなれば、苟も國史國文に志を寄するもの、必讀すべき書也。然れども其解し難きは學者の尤も困しむ處。本書は落合小中村の兩先生が該博なる眼光を以て、之を精細に註釋せられたるものなれば、斯道の人必ず座右に供ふ可き也

故文部大臣 井上 毅先生序
第一高等學校教授 落合直文先生著

日本大文典

背皮製
定價金壹圓七拾五錢
小包料百五錢
一、二、三、四拾五錢
郵稅六錢

前文科大學教授文學博士 重野 安繹先生序
前文科大學囑托教授博士 チャンバレン先生序
故文科大學教授文學博士 小中村 清 矩先生著

歌舞音樂畧史

再版
全一冊
定價金七拾錢
郵稅金六錢

故小中村博士が史學考證の事に精通せられたるは、公論の存する所。この書、わが神代の歌舞音樂よりして、徳川氏時代の歌舞伎、淨瑠璃、小唄、三弦、鼓弓の類に至る迄、その事實、起原沿革等を細叙せられたるものにて、猶數十葉の圖書を附して、解し易からしめられたは、専門家は勿論、紳士、淑女の必一讀すべき書なり。

◎中等教育國文讀本

中等教育國文讀本は、古來の著名ある日記、雜史、隨筆等の中より、國文學、國史學に必要なものを選択し、中學、師範學校、高等女學校の教科書及參考書に充つる目的を以て、斯道大家の編輯せられたるものなれば、その精確にして一点の誤りなきは勿論、本文は讀本に編み、頭註傍註を加へざれば、教科書には最も適當なりとの好評を以て、各府縣採用せられざる地、殆稀なり、別に精細周なる註釋を附録としたる者あれば、獨學者に最も便利なり。而して其出版を了りたる分左の如し。

十六夜日記讀本

再版
全一冊
定價金拾錢
註釋附金拾五錢
郵稅各四錢

第一高等學校教授落合直文先生校閱
中等教育國文讀本第二編

竹取物語讀本

再版
全一冊
定價金拾錢
註釋附金拾五錢
郵稅各四錢

第一高等學校教授落合直文先生校閱
中等教育國文讀本第三編

土佐日記讀本

再版
全一冊
定價金八錢
註釋附金拾五錢
郵稅各四錢

第一高等學校教授落合直文先生校閱
中等教育國文讀本第四編

方丈記讀本

再版
全一冊
定價金九錢
註釋附金拾參錢
郵稅各四錢

高等師範學校講師 島山健先生校閱
商工中學校講師 金子元臣先生編
中等教育國文讀本第五編

神皇正統記讀本

全一冊

定價金 參拾錢
郵税金 四錢

學習院教授 關根正直先生校閱
商工中學校講師 金子元臣先生編
中等教育國文讀本第六編

徒然草讀本

全一冊

定價金 拾八錢
註釋附金 參拾錢
郵税金 四錢

城北尋常中學校長 今泉定介先生撰
中等教育國文讀本第七編

保元物語讀本

全一冊

定價金 拾五錢
郵税金 四錢

城北尋常中學校長 今泉定介先生著
中等教育國文讀本附錄

保元物語讀本 註釋

全一冊

定價金 拾錢
郵税金 貳錢

城北尋常中學校長 今泉定介先生撰
中等教育國文讀本第十編

太平記讀本

全一冊

定價金 參拾錢
郵税金 六錢

第一高等學校教授 小中村義象先生校閱
東京女學館講師 國分操子先生編纂
中等教育國文讀本第十一編

今昔物語讀本

再版 全一冊

定價金 廿五錢
郵税金 四錢

第一高等學校教授 落合直文先生校閱
第一高等學校教授 小中村義象先生校閱
中等教育國文讀本第十一編

大鏡讀本

全四冊

花、鳥、風、月
定價各金 拾八錢
郵稅各金 貳拾六錢

東京府城北尋常中學校長 今泉定介先生撰
中等教育國文讀本第十三編

平治物語讀本

全一冊

定價金 拾五錢
郵税金 四錢

序文 森鷗外君 井上哲次郎君 大口鯛二君 坂正臣君 正直太夫君 國分青崖君
小中村義象君 正岡子規君 落合直文君 佐々木信綱君 原抱一庵君
題字 朝鮮前內部大臣 趙義淵君 鐵幹 與謝野寬君著
朝鮮前軍部大臣 趙義淵君

東南西北

訂正 全一冊
定價金 貳拾錢
郵税金 四錢

本書が新体詩界に於て、如何に重きを置かるゝかは、未だ一年ならざるに、版を重ねると五回に及べるにても知り給ふべし。附録には諸新聞雑誌の批評數十頁を添へたり

朝鮮大院君李旦應大人題字 鐵幹與謝野寬先生著

天地玄黃

版四 全一冊 定價金貳拾錢 郵税金四錢

『東西南北』以後の作を輯めて『天地玄黃』と題す。『東西南北』を讀み給へる諸君は、又本書を一讀し給はざるべからず。著者が短歌と新詩とに於ける技能に至ては、世既に定論のあるありて、多く言ふを要せず。本書の成らむとするや、朝鮮雲岬宮の老雄大院君、特に著者のために『詩境』の二字を題して寵贈せらる。君の書、龍蛇飛動し、滿紙たけに腥きの概あり。石版に縮寫して、卷首に掲げたるもの、即ち是なり。四版に際し諸新聞雜誌の批評數十頁を加へたり。

正三位黒田侯題歌(石版刷) 野中至君手簡
中央氣象臺技師理學士和田勇次君序 (野中至君夫妻肖像及富士山絶頂觀測所寫眞石版入)
落合直文先生著

たかねの雪

版三 全一冊 定價金貳拾五錢 郵税金四錢

本書は落合直文先生が流麗なる筆に成りたるものにて、一世の快男子、千古の女丈夫たる野中至氏夫妻が富士山越年の慘憺たる光景目前に見るが如し。

青厓山人國分高胤先生著

詩董狐

評第一集 全一冊 定價金貳拾錢 郵税金四錢

詩賦吟詠に托して、時事を諷刺したるは、近代實に青厓先生を以て嚆矢とす、其直言危筆、權豪に屈せず、以て天下の耳目を聳動し、以て一世の人心を警醒せしは、江湖の知る處今茲に贅せず、本集は盤梯山の破裂に始まり、憲法發布式に終る。第一集以下逐次續刊す

春畝伊藤侯題字。矢土錦山先生序文。落合直文先生序文。
森槐南先生題詞。末松青萍博士題詞。本田種竹先生題詞。
國分青厓先生題詞。宮崎宣政先生著

晴瀾焚詩

附李自傳錄 全一冊 定價金參拾錢 郵税金四錢

詩百編は、晴瀾先生得意の妖怪體鬼氣人を襲ひ、李自傳は先生が奔馬空を行くの大筆に成る、題辭、題詞、序文ありて一層の光彩を加ふ。

中條澄清先生著

算術類題指針

全四冊 卷一 定價金四拾五錢 郵税金六錢

本書は、算理、算法、或は應用等を類別して、懇切なる解説と、算式とを掲げたるものなれば、教授者及自習者には最も必要なる書なり。而して第一卷には、整数、四則より、最大公約數及最小公倍數迄を載せたり

無名氏作

代々の面影

(新詩集) 定價金貳拾錢 郵税金四錢

頃日匿名の一士、弊院に長篇の史歌を投せらる。歴史の長流を遡りて、過去の詩趣を探りしもの、辭は典雅流麗、句は幽婉莊重、神韻縹渺として、詩味掬すべし。眞に是れ當今の詩壇稀に見る所、弊院則ち之を梓に上ぼして、世に問はんとす。其作者の何人なるやは江湖と共に、知らんと欲すること切なり。

錦城學校講師 大久保初雄先生著

日本文典

全二冊

正編(定) 金貳拾五錢 郵 四錢
續編(價) 金三拾五錢 稅 六錢

近來日本文典の著多しと雖も、繁簡其度を得ず、何れも中學程度に適するもの少なし。本書は著者が多年實地授業の経験に因りて著されたるものにて、正編にては文典の全体に付き簡単に説明を與へ、續編にては必要なる部分を選びて詳説し、且つ各編終りに應用問題を掲げ、以て練習に便ならしむる等可及的記憶し易き様特に注意を加へられたり。されば中學程度の教科書には勿論、高等學校入學試験教員檢定試験其他授業者には最も適切なるものならむ。

故文學博士小中村清矩先生閱
和田英松 佐藤球先生合著

増鏡詳解

全三冊

上卷 定價金四拾錢 郵稅金六錢
中卷 下卷 印刷中

増鏡は後鳥羽天皇より、後醍醐天皇に至る間の歴史にして、其筆力の健雅縱横なる大鏡と並び稱せらる。然るに此二書古來註釋書なきは遺憾にあらずや。本院聊か斯道のために盡さむとするもの、大鏡に續きて此詳解を公にせるの好運に達せり。本書は和田佐藤兩先生が、偏く群書を涉獵し、考查復覈互に意見を圖し、且つ一々故小中村博士の校閱を経たる者なれば、その緻密確實なるは、本院の信じて疑ざる所なり。

等師範校學教授畠山健先生著

文學士堀井正男先生著

近刊

萬葉集通釋

全十冊

新古今集詳解

全四冊

發行所

東京神田三河町
二丁目十六番地

明治書院



